

平成 2 5 年 第 2 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5 月 3 1 日)

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	3
1. 開会宣告	4
1. 故宗片浩子議員に対する黙祷	4
1. 故宗片浩子議員に対する追悼演説 (熊谷吉正議員)	4
1. 休憩宣告	5
1. 再開宣告	5
1. 開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定 (1 4 日間)	5
1. 日程第 3. 平成 2 5 年第 1 回定例会付託議案第 1 号 名寄市暴力団排除条例の制定 について	6
○市民福祉常任委員長報告 (日根野正敏委員長)	6
○原案可決	7
1. 日程第 4. 行政報告 (加藤市長)	7
1. 休憩宣告	1 9
1. 再開宣告	1 9
1. 日程第 5. 議案第 1 号 名寄市子ども・子育て会議条例の制定について	1 9
○提案理由説明 (加藤市長)	1 9
○市民福祉常任委員会付託	1 9
1. 日程第 6. 議案第 2 号 名寄市職員定数条例の一部改正について	1 9
○提案理由説明 (加藤市長)	1 9
○原案可決	1 9
1. 日程第 7. 議案第 3 号 名寄市基金条例の一部改正について	2 0
○提案理由説明 (加藤市長)	2 0
○原案可決	2 0
1. 日程第 8. 議案第 4 号 なよろ健康の森条例の一部改正について	2 0
○提案理由説明 (加藤市長)	2 0

○原案可決	2 0
1. 日程第 9. 議案第 5 号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	2 0
○提案理由説明（加藤市長）	2 1
○質疑（奥村英俊議員）	2 1
○原案可決	2 2
1. 日程第 1 0. 議案第 6 号 名寄市風連地区地域振興審議会設置条例の廃止について	2 2
○提案理由説明（加藤市長）	2 2
○原案可決	2 2
1. 日程第 1 1. 議案第 7 号 名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定について	2 2
○提案理由説明（加藤市長）	2 2
○補足説明（長内建設水道部長）	2 3
○議事延期	2 3
1. 日程第 1 2. 議案第 8 号 工事請負契約の変更について	2 3
○提案理由説明（加藤市長）	2 4
○補足説明（長内建設水道部長）	2 4
○原案可決	2 4
1. 休憩宣告	2 5
1. 再開宣告	2 5
1. 日程第 1 3. 議案第 9 号 財産の取得について	2 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○質疑（大石健二議員）	2 5
○原案可決	2 7
1. 日程第 1 4. 議案第 1 0 号 専決処分した事件の承認を求めることについて	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○承認	2 8
1. 日程第 1 5. 議案第 1 1 号 専決処分した事件の承認を求めることについて	2 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 8
○承認	2 9
1. 日程第 1 6. 議案第 1 2 号 専決処分した事件の承認を求めることについて	2 9
○提案理由説明（加藤市長）	2 9
○承認	2 9
1. 日程第 1 7. 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度名寄市一般会計補正予算（第 2 号）	2 9
○提案理由説明（加藤市長）	2 9
○補足説明（扇谷総務部長）	3 0
○質疑（川村幸栄議員）	3 1
○質疑（熊谷吉正議員）	3 1
○質疑（東 千春議員）	3 3
○原案可決	3 4

1. 日程第18. 議案第14号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	34
○提案理由説明(加藤市長)	34
○原案可決	35
1. 日程第19. 報告第1号 平成24年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書 の報告について	35
○提案理由説明(加藤市長)	35
○報告済	35
1. 日程第20. 報告第2号 公害の現況に関する報告について	35
○提案理由説明(加藤市長)	35
○報告済	36
1. 日程第21. 報告第3号 名寄市土地開発公社の経営状況について 報告第4号 株式会社名寄振興公社の経営状況について 報告第5号 株式会社ふうれんの解散及び清算終了の報告について 報告第6号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について	36
○提案理由説明(加藤市長)	36
○報告済	38
1. 日程第22. 報告第7号 専決処分した事件の報告について	38
○提案理由説明(加藤市長)	38
○報告済	38
1. 日程第23. 報告第8号 専決処分した事件の報告について	38
○提案理由説明(加藤市長)	38
○報告済	38
1. 日程第24. 報告第9号 専決処分した事件の報告について	38
○提案理由説明(加藤市長)	39
○報告済	39
1. 日程第25. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつ いて	39
○提案理由説明(加藤市長)	39
○適任と認める	39
1. 休会の決定	39
1. 散会宣告	39

第 2 号（6 月 1 1 日）

1. 議事日程	4 1
1. 本日の会議に付した事件	4 1
1. 出席議員	4 1
1. 欠席議員	4 1
1. 事務局出席職員	4 1
1. 説明員	4 1
1. 開議宣告	4 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4 2
1. 日程第 2. 一般質問	4 2
○質問（大石健二議員）	4 2
○質問（佐藤 靖議員）	5 3
1. 休憩宣告	6 5
1. 再開宣告	6 5
○質問（植松正一議員）	6 5
1. 休憩宣告	7 7
1. 再開宣告	7 7
○質問（東 千春議員）	7 7
1. 散会宣告	8 8

第 3 号（6 月 1 2 日）

1. 議事日程	8 9
1. 本日の会議に付した事件	8 9
1. 出席議員	8 9
1. 欠席議員	8 9
1. 事務局出席職員	8 9
1. 説明員	8 9
1. 開議宣告	9 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	9 0
1. 日程第 2. 一般質問	9 0
○質問（山田典幸議員）	9 0
○質問（高橋伸典議員）	1 0 0
1. 休憩宣告	1 1 0
1. 再開宣告	1 1 0
○質問（佐々木 寿議員）	1 1 0
1. 散会宣告	1 2 1

第 4 号（6 月 1 3 日）

1. 議事日程	1 2 3
1. 本日の会議に付した事件	1 2 3
1. 出席議員	1 2 3
1. 欠席議員	1 2 3
1. 事務局出席職員	1 2 3
1. 説明員	1 2 4
1. 開議宣告	1 2 5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 2 5
1. 日程第 2. 一般質問	1 2 5
○質問（奥村英俊議員）	1 2 5
○質問（川村幸栄議員）	1 3 6
1. 休憩宣告	1 4 6
1. 再開宣告	1 4 6
1. 日程第 3. 議案第 7 号 名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定について	1 4 6
○正誤表の説明（長内建設水道部長）	1 4 6
○質疑（佐藤 靖議員）	1 4 6
○質疑（熊谷吉正議員）	1 5 0
○質疑（日根野正敏議員）	1 5 5
1. 休憩宣告	1 5 6
1. 再開宣告	1 5 6
1. 休憩宣告	1 5 6
1. 再開宣告	1 5 6
1. 休憩宣告	1 5 7
1. 再開宣告	1 5 7
○質疑（植松正一議員）	1 5 7
1. 休憩宣告	1 5 8
1. 再開宣告	1 5 8
○原案可決	1 5 9
1. 日程第 4. 意見書案第 1 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	
意見書案第 2 号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書	
意見書案第 3 号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書	1 5 9

○原案可決	1 5 9
1. 日程第5. 報告第10号 例月現金出納検査報告について	1 5 9
○報告済	1 5 9
1. 日程第6. 閉会中継続審査(調査)の申し出について	1 5 9
○決定	1 5 9
1. 日程第7. 委員の派遣について	1 5 9
○決定	1 5 9
1. 閉会宣告	1 5 9
1. 質問文書表	1 6 1
1. 議決結果表	1 6 5

平成25年第2回名寄市議会定例会会議録
開会 平成25年5月31日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 平成25年第1回定例会付託議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 名寄市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 名寄市職員定数条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 名寄市基金条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 なよろ健康の森条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第6号 名寄市風連地区地域振興審議会設置条例の廃止について
- 日程第11 議案第7号 名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定について
- 日程第12 議案第8号 工事請負契約の変更について
- 日程第13 議案第9号 財産の取得について
- 日程第14 議案第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 日程第15 議案第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 日程第16 議案第12号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 日程第17 議案第13号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第14号 平成25年度名寄市国

民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第19 報告第1号 平成24年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第20 報告第2号 公害の現況に関する報告について
- 日程第21 報告第3号 名寄市土地開発公社の経営状況について
- 報告第4号 株式会社名寄振興公社の経営状況について
- 報告第5号 株式会社ふうれんの解散及び清算終了の報告について
- 報告第6号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について
- 日程第22 報告第7号 専決処分した事件の報告について
- 日程第23 報告第8号 専決処分した事件の報告について
- 日程第24 報告第9号 専決処分した事件の報告について
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 平成25年第1回定例会付託議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 名寄市子ども・子育て会議条例の制定について

- 日程第6 議案第2号 名寄市職員定数条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 名寄市基金条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 なよろ健康の森条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第6号 名寄市風連地区地域振興審議会設置条例の廃止について
- 日程第11 議案第7号 名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定について
- 日程第12 議案第8号 工事請負契約の変更について
- 日程第13 議案第9号 財産の取得について
- 日程第14 議案第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 日程第15 議案第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 日程第16 議案第12号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 日程第17 議案第13号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第14号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 報告第1号 平成24年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第20 報告第2号 公害の現況に関する報告について
- 日程第21 報告第3号 名寄市土地開発公社の経営状況について
報告第4号 株式会社名寄振興公社の経営状況について
報告第5号 株式会社ふうれんの解散及び清算終了の報告について
報告第6号 名寄市社会福祉事業団の

経営状況について

- 日程第22 報告第7号 専決処分した事件の報告について
- 日程第23 報告第8号 専決処分した事件の報告について
- 日程第24 報告第9号 専決処分した事件の報告について
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

1. 出席議員（18名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	益塚	敏
書	記	山崎	直文
書	記	鷺見	良子
書	記	佐藤	潤

1. 説明員

市	長	加	藤	剛	士	君
副	市	佐	々	木	雅	之
副	市	久	保	和	幸	君
教	育	小	野	浩	一	君
総	務	扇	谷	茂	幸	君
市	民	中	村	勝	己	君
健	康	田	邊	俊	昭	君
經	濟	高	橋	光	男	君
建	設	長	内	和	明	君
教	育	鈴	木	邦	輝	君
教	育	湯	浅	俊	春	君
市	立	松	島	佳	寿	夫
事	務					君
市	立	鹿	野	裕	二	君
事	務					
營	業	常	本	史	之	君
上	下	齋	藤	一	彦	君
会	計	山	崎	真	理	子
監	查	手	間			剛
委	員					君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成25年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

○議長（黒井 徹議員） この際、御報告することがございます。

宗片浩子議員が去る5月25日、病気加療中のところ逝去されました。まことに痛恨のきわみであり、哀悼にたえません。その折、私より弔辞をささげましたので、御報告を申し上げます。

宗片浩子議員の逝去を悼み、弔意を表するため、黙祷をささげます。

御起立をお願いいたします。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（黒井 徹議員） 終わります。

御着席ください。

この際、議員を代表して熊谷吉正議員より追悼の言葉をささげます。

○13番（熊谷吉正議員） おはようございます。議長のお許しと各議員の御理解のもと、去る5月25日、享年72歳を一期として無念にも病に倒れ、逝去された私どもと同じ議会人としての同士、宗片浩子議員を悼み、謹んで哀悼の言葉をささげたいと思います。

名寄市議会において重鎮が座る20番議席に今あなたの姿はありません。しかし、議場には御遺影とあなたが生涯愛し愛された御家族が出席をされております。議席にあなたをしのぶ白い花を見ると、ありし日のお姿をほうふつと思い浮かべ、万感胸に迫るものがあります。改めて御遺族の皆さんに心よりのお悔やみを申し上げたいと思います。

宗片浩子議員、あなたは数年前から甲状腺を患いながらも市民とともに歩む市議会議員として活動を続けていました。初めは、誰もが治療の継続で必ずや快方に向かっているものと信じ切っていたのではないのでしょうか。議会でお会いしても、どうですか、体調はと声をかけると、喉に少し弱

さを感じるけれども、大丈夫、大丈夫と腕を曲げ、握り拳でいつものように笑顔で応えていましたね。それどころか、熊谷さん、その後お母さんのお変わりはないですか、私も家族の介護経験もあり、わかるわと優しく気遣ってくれたことを忘れることはできません。不安や病魔と闘いながらも口にせず、どんなことでも前向きにいつも積極的に行動しながらも人への優しさ、思いやりに胸が熱くなりました。

顧みますと、あなたは1999年4月、それまで培ってきた社会活動や民間会社の経験を地方政治の場で幅広く生かすとともに、女性の地位向上を目指し、多くの市民に推され、市議会議員選挙に立候補し、見事当選をされました。以来4期14年間の活動、活躍は、衆目の一致するところでもございます。当時女性議員がいない名寄市議会にとって宗片浩子議員の役割、存在は、ライフワークであった男女共同参画社会の構築はもとより、天の半分は女性が支えているという崇高な現実を知らしめ、私も含め男性議員の認識や感性に大きく影響を与えたことは疑いの余地はありません。もっと元気なうちに気づきや御指導いただいたことに感謝を伝えることができず、悔しくて悔しくて残念でなりません。

宗片浩子議員は、幅広い社会活動、地域活動を通じた多くの市民とのかかわりと旺盛な学習調査活動に裏打ちされた4期14年間にこの壇上から数多くの代表質問、一般質問を行いました。ここで、あなたが残した足跡と功績を記憶にとどめる意味でも2回の一般質問を紹介し、往時の元気な姿をしのばせていただきたいと思います。1999年6月17日午後1時4分、当時の大久保議長指名のもと、新人女性議員、宗片浩子さんの定例会初質問が行われました。一般質問項目は、1つに男女共同参画社会を目指した取り組みについて、行動計画の策定や専門組織の設置、啓発活動は民間団体との連携、審議会などへの女性の登用等についてでありました。2つ目には、少子高齢化問

題について、高齢者の社会参加の支援、特別保育の取り組み、保健福祉サービスについてでありました。当時全道的な男女共同参画社会を目指した取り組みは、道内1割にも達していない状況の中で綿密な調査、学習のもと取り上げ、そして少子高齢化対策については5年、10年、20年先を見通した対策提言されていることに1年生議員で初議会とは思えない将来性を感じたものでございました。もう一回は、結果的にあなたの最後の一般質問となりましたが、昨年3月14日、平成24年第1回定例議会において一般質問のトリとして黒井議長の指名を受け、この壇上に立ちました。質問項目は、名寄市教育相談センターハートダイヤルについて、現状課題を把握し、子供たちや親が気軽に安心して相談できる今後の取り組みを、そして2つ目には社会的にも問題となっていた児童虐待について、名寄市の事例や市としての防止対策、今後の取り組みをただしておりました。最後に、名寄市の食育推進計画の考え方について、食育推進状況の評価と今後の取り組み、考えを求めておりました。4期14年間の長きにわたる質問の一つ一つが常に市民視線を大切に人間としての深さ、思いやりがにじみ出るものばかりでありました。

宗片浩子市議会議員は、地方議員として地域住民の安心、安全、住民福祉、女性の地位向上のために今ある名寄市の次世代育成行動計画、地域福祉計画、そして高齢者保健医療福祉計画等の基礎や計画推進に大きな大きな役割と責任を果たしてきたものと思います。

最後になりますが、余りにも突如別れからまだ1週間、御家族はもとより、多くの市民、そして議場にいる全議員、ここにおられる加藤市長初め幹部職員一同は、いまだに心の中の空白を埋めることはできないでいるでしょう。私たちがどんなにつらく悲しんでも家族を残し旅立ったあなたの無念さ、悔しさをかわってあげることができません。ただ、できるとすれば、あなたの残した足

跡、功績から学び、その遺志を継いでいくことではないかと思えます。名寄市議会は、たった今平成25年第2回定例会が始まりました。どうかこれからも20番の席からあなたが愛した家族のお幸せや名寄市の発展を見守っていただきますとともに、長年の疲れを癒やし、安らかなるとわの眠りについていただきたいと思えます。ありがとうございます。

名寄市議会議員、宗片浩子様。

以上で哀悼の言葉を閉じることになりますが、私熊谷に議員代表としてこのような場を与えていただいたことに黒井議長初め全議員の皆さんに感謝を申し上げて終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○議長（黒井 徹議員） 引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

6番 川口京二 議員

8番 竹中憲之 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月13日までの14日間といたしたいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、今期定例会の会期は、本日より6月13日までの14日間と決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成25年第1回定例会付託議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より指名をいただきましたので、平成25年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定について、当委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、4月10日、4月17日の2回にわたり、中村市民部長を初め担当職員の出席を願い、本条例の内容について詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第1号は、提案理由の説明にもありましたように、不安のない明るく住みよいまちをつくることは全市民共通の願いであり、反社会的な行為を行う暴力団の進出は平穏な市民生活に大きな不安と脅威を与えるものです。暴力団が住民の生活や社会活動に介入し、住民や事業者に多大な脅威を与える状況にあることから、平成22年4月、福岡県において全国初となる暴力団を排除する条例が制定され、北海道においても平成23年4月に条例が施行されました。これを受け、全国的に暴力団排除に関する条例化の動きが高まり、道内市町村においても条例の制定が進んでいます。暴力団排除条例の目的は、暴力団対策法を初め、ほかの関連する法律の網の目から漏れた部分を条例で規制し、市民が安全で安心な生活を送れるよう行政及び地域が協働して暴力団を排除することにあります。暴力団の資金を枯渇させる大きな武器となる本条例は、社会全体が一体となっ

て取り組むことで効果を発揮するものであります。暴力団は、全国で約7万人前後の勢力を維持しており、さらに巧みに組織の実体を隠し、資金を集める活動も潜在化しています。このようなことから、安全で平穏な市民生活を確保するとともに、地域社会、経済活動の発展を目指し、市民、事業所等が一丸となって名寄市から暴力団を排除し、明るい社会を実現するため、本条例を制定しようとするものであります。

1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑は、暴力団には構成員と準構成員がいるということだが、その差と準構成員はどのようなことをしているのかの質疑には、暴力団員は構成員、準構成員を含めて暴力団という。構成員は、組織立てられて警察から認定されているものを構成員、それ以外の例えば登録はされていないが、暴力団の威力を利用して市民生活に脅威を与えている存在が準構成員という。名寄市には構成員はいないが、準構成員は7名と警察から聞いている。

名寄市では、暴力団によるどんな事例があったのかの質疑には、平成22年、暴力団関係者の検挙実績は2件2名の検挙、平成23年は1件1名の検挙、平成24年は4件5名の検挙。それと、平成22年からことしまで以前新聞報道にも出ていましたナマコ密猟の事件があった。実は、名寄を拠点として犯罪を広げていたことがあった。ことしに入って全て解決した。全部で十四、五名の暴力団関係者を検挙したと聞いている。

第4条4項の市は暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したとき、この認められる情報とはどこでどのように判断するのか、また8条、9条、その他の必要な支援とは具体的にどのようなことなのかの質疑には、例えば飲食店、風俗営業を含めて暴力団からみかじめ料を請求されたときは、率先してみずから暴力団の威力に屈しないで情報を提供してもらうことと思っている。必要な支援ということは、あくまでも暴力団の情報を持っているのは警察、警察のほうからも情報をも

らって市民に対して情報を流していく、例えば教育関係者へ警察との間をとって警察から最新の情報を回してもらって住民や教育関係者へ最新の情報を提供し、啓発していくしかないと考えとの答弁がありました。

この条例を制定することによって、例えば公営住宅の契約行為の問題だとか、建設事業の問題だとか、さまざまな関連条例がありますが、ほかの条例にも条例改正が必要ではないかと考えるが、各部課との横断的な連携はどのようなことが考えられるか検証された経過についての質疑には、今回の条例はほかの所管にある条例等がどのような扱いになるかという部分では、この条例を制定することに当たって当初教育委員会、公営住宅の所管と協議をしてきました。公営住宅に関しては、12月の定例会において条例改正、その他所管、6条による事務事業に係る契約での財政の契約係とも協議を進めてきた。市の契約に係る部分については、契約係のほうで要綱をつくりまして、その中で暴力団を排除するという事で進めて検討している最中です。ほかの条例に係る分については、今のところないと考えている。指定管理者の扱いは、要綱の中で取り扱いについて組み入れると聞いています。暴力団の家族であっても個人的なスポーツ施設の利用、文化施設の利用はそれには当たらないとの答弁がありました。

2回目の委員会では、4条4項の安全の確保で間違った情報で市民が迷惑をすることも考えられるが、その対策はの質疑には、間違った情報なのか正しい情報なのかの判断は難しい。警察が調査をして判断することになると考えている。

3条で暴力団を恐れないこととあるが、後の仕返しを恐れて実際には簡単ではないと思うが、市民の理解をどのように得るのかの質疑には、制定する上で暴力団を恐れないこと、資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことが重要で、理解をしていただき、排除していく上での基本と考えているとの答弁がありました。

以上、議論の結果、議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託された議案の審査経過並びに結果について御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、平成25年第1回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。行政報告に先立ちまして、私からも宗片議員の御逝去に際しまして心から御冥福をお祈りさせていただきたいと存じます。

宗片議員におかれましては、ただいま議会からの追悼の言葉にございましたように、議会人としての大変献身的な御努力のほかに、国際ソロプチミスト名寄会長、名寄ユネスコ協会理事、名寄身体障害者福祉協会の顧問、MOA美術館北の児童作品展実行委員長など、極めて熱心にまちづくりの活動に専念をされておられました。また、女性議員の先駆けとして常に弱い立場にある方々の目線に立つとともに、優しいまなざしで子供たちを愛し、市民の幸せを願い続けた方でありました。私も宗片議員の御遺志を引き継いだまちづくりへの決意を新たにしているところであります。心から御冥福をお祈りを申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。本日、平

成25年第2回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成24年度の各会計決算の概要を申し上げます。

5月31日をもって出納閉鎖となる一般会計及び特別会計の決算については、今後、計数整理を行うことから、ここでは、概要について申し上げます。

一般会計については、繰り越しすべき財源を除いて、概ね3億3千万円の黒字となる見込みです。

歳入では、特別交付税において、名寄市立総合病院で開始された周産期医療に係る算定増などにより予算額を上回ったことと、歳出では、各費目における歳出削減などによる不用額が主な要因と思われる。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定については、基金を9,791万2千円取り崩したことや療養給付費等負担金の概算払いの増などもあり、概ね1億円の黒字となる見込みです。

介護保険特別会計の保険事業勘定については、介護保険給付費の支出減などにより、概ね4,300万円の黒字となる見込みです。

国保・介護の保険事業勘定を除く特別会計については、一般会計繰入金で調整しますので、収支同額となる見込みです。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における5月末現在の基金残高は、61億7,285万円となりました。

当初予算の段階では、取崩しを5億2,856万9千円予定していましたが、決算剰余金を含めた積立と歳出の抑制などによる積戻し、減債基金、大学振興基金など将来を見据えた積立や、施設の老朽化などへの対応のため、公共施設整備基金への積立を実施したことにより、前年度と比べ7億5,024万円の増となりました。

このうち、財政調整に活用できる基金は、概ね4億6,500万円の増となる見込みです。

主な基金の残高は、財政調整基金10億2,156万円、減債基金12億7,902万円、公共施設整備基金7億3,925万円、地域福祉基金1億2,865万円、地方交通確保基金1億5,978万円、合併特例振興基金12億3,160万円となっています。

このほか、特別会計で、国民健康保険支払準備金基金8,901万円、介護給付費準備基金1億6,358万円となっています。

これらの基金については、今後も有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

ふるさと会交流については、札幌風連会の総会が5月25日に開催され、会員の増強運動などに取り組むこととなりました。

国際交流の、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流については、7月から8月にリンゼイからの交換学生の受入を、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流については、ドーリンスク市からの訪問団の受入のほか、新たに道北6市によるユジノサハリンスク道北物産展への出展が、それぞれの友好委員会総会で決定され、推進することとなりました。また、新たな取組となる台湾との交流については、「名寄市・台湾交流実行委員会」を中心に、交流事業の円滑かつ速やかな推進に努めてまいります。

国内交流の、東京都杉並区との交流については、都市交流実行委員会、姉妹都市山形県鶴岡市との交流については、名寄・藤島交流友の会定期総会がそれぞれ開催され、人的交流や特産品販売のほか交流人口の拡大を目指した事業展開などが決定され、推進することとなりました。

交流居住の推進については、移住促進及び地域の振興にオール名寄で取り組むための「名寄市移住促進協議会」を開催し、移住体験受入施設の整備や首都圏等プロモーション活動、ホームページ上の空き家・空き住宅情報の提供などを推進することとなりました。

移住体験「ちょっと暮らし」の受入施設については、旧風連高校教員住宅の改修工事を5月に着手し、6月の完成を予定しています。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

本年度、新規事業となる本事業については、新たに設置要綱及び募集要項を定め、農業分野では6月20日までを募集期間として2人を、観光分野では本日、5月31日までを募集期間として1人を、それぞれ募集しているところです。

移住・交流推進機構をはじめ、関係団体や委託業者などと連携して、隊員確保に努めるほか、受入体制の整備を進めてまいります。

次に、陸前高田災害FM応援プロジェクトについて申し上げます。

東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県陸前高田市において、平成23年12月に開局した「陸前高田災害FM」を支援する、全国青年市長会などの取組に賛同し、不要となったCDの提供を呼びかけたところ、市民をはじめとする多くの皆様の御協力により1,621枚のCDを集めることができました。

提供いただいたCDは、エフエムなよろにより現地に届けられ、番組で活用いただいています。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺13市町村で構成する「テッシ・オ・ベツ賑わい創出協議会」を開催し、地域づくり総合交付金の2カ年事業の2年目として、夏の「移住モニターツアー」や「住民再発見ツアー」を実施するなど、北海道遺産である天塩川を軸とした広域連携や交流人口の拡大に資する取組を推進することが確認されました。

次に、旧風連中学校跡地の利用について申し上げます。

このことについては、先の臨時会におきまして、私の考えをお知らせしたところですが、5月20日、株式会社アイ・ジーとの間におきまして、メガソーラー用地として土地賃貸借契約を締結いたしました。

5月29日には、起工式が執り行われ、今後の新エネルギーの促進、環境教育や市民意識の高揚などに、期待がされます。

次に、自衛隊関係について申し上げます。

名寄駐屯地設立60周年にあたり、協賛会として要請していた事項に対し、名寄駐屯地から記念行事の内容について、回答をいただきました。

具体的には、まず、市中パレードは、市道西3条通を使用して、車両による行進が実施されること、南広場では、警察、消防と連携した災害救助などを主とした訓練展示のほか、模擬店など市民が楽しめるイベントなども検討されており、地域とともに歩む駐屯地として、市民との理解・交流の場として開催される意向が伝えられましたので、駐屯地所在地として、より密接な関係が構築されるよう、関係機関・団体と連携して支援・協力をしてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

平成24年度の運営概要については、取扱い患者数が、入院で10万2,619人、外来で21万6,907人となり、前年度と比較して、入院で1,983人の増加、外来で581人の増加となりました。

収支については、病院事業収益で78億7,788万円、病院事業費用で78億5,888万円となり、差引き1,900万円の単年度純利益を計上したの決算となりました。

収益の主な内訳では、消化器内科の再開、それに伴う外科への影響、また循環器内科の伸びなどにより入院収益が前年度と比較して5億2,749万円の増収となり、外来収益も1億2,526万円の増収となりました。

一方、費用の主な内訳では、給与費で前年度と比較して、臨時職員を含めた常勤換算で22人の増員となったことから1億8,418万円の増加となり、材料費では医業収益の増加に伴い、1億5,388万円の増加となりました。

本年度の診療体制については、診療科21科に

医師49人と研修医8人の合計57人を配置、このほか65人の医療技術スタッフと289人の看護スタッフにより地域住民の健康増進に努めてまいります。

地方においては、拠点病院への医師の集約化・重点化が図られていますが、当院では佐古前院長の勇退に伴い、脳神経外科で常勤医1人が減員となったものの、循環器内科、消化器内科及び産婦人科で常勤医が1人ずつ増員され、診療体制の強化が図られました。

地域医療再生計画については、精神科病棟改築事業で地階及び1階部分の工事を行っており、診療情報ネットワーク整備事業では、システム構築が完了し、その運用について関連病院と調整を図っているところです。

北海道がん診療連携指定病院については、北海道が平成24年12月に規定した北海道がん診療連携指定病院整備要綱により第二次医療圏毎に整備が進められており、当院は平成25年3月に指定を受けたところです。

病院運営を取り巻く環境は、年々厳しさを増していますが、今後も、診療体制の充実に努めるとともに、収益の確保と費用の抑制を図り、病院事業の健全経営に努めてまいります。

次に、風連国保診療所について申し上げます。

平成24年度の外来患者数は延べ1万4,123人で、前年度と比較して180人の増となりました。

また、松田好人所長が、地域に根差し市民に寄り添った献身的な医療活動の功績が認められ、3月22日、「第1回日本医師会赤ひげ大賞」を受賞されました。

今後も初期診療、かかりつけ医及び健康管理を担う、地域に密着した総合医の診療所として、名寄市立総合病院をはじめとした地域の医療機関と連携を密にし、市民が安心して暮らせる医療体制の充実に努めてまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

本年度、子育て応援事業として新規に実施する「名寄市祝い誕生もち引換券交付事業」については、4月2日、この日、満1歳の誕生を迎えたお子さんを最初の対象者として市からは誕生もち、JA道北なよろからは赤飯セットの贈呈を行い、子どもが一生食べ物に困らず健やかに成長することを祈念しました。

遠距離通園・通所費助成事業については、これまで風連地区限定としていましたが、4月からは市全域を対象に3km以上離れた幼稚園・保育所に通園・通所世帯への助成事業として実施しています。

また、昨年度に引き続き「親子お出かけバスツアー」を5月から実施し、風連日進地区の皆様と交流を図っています。

今後とも、さらなる子育ての支援の充実に努めてまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴い、「名寄市障害者自立支援協議会」の構成員として、障がいを持つ当事者や保護者、医療関係者などに加わっていただきました。また、新たに「相談支援・権利擁護」と「就労支援」の2つの専門部会を設置し、現場の課題や地域の声を、より反映してまいります。

次に、廃棄物対策について申し上げます。

広域最終処分場の設置については、4月1日に本市と美深町、下川町、音威子府村との4市町村により、名寄地区衛生施設事務組合に「ごみ処理施設整備推進室」を設置したところです。平成30年4月の供用開始を目指し、平成25年度に環境影響調査業務、平成26年度に整備計画策定業務、平成27年度に実施調査設計業務、平成28・29年度に埋立処分場造成工事及び浸出水処理施設建設工事を進めてまいります。

次に、新エネルギー・省エネルギーについて申

し上げます。

本年度、新規事業となる住宅用太陽光発電システムへの補助については、新たに補助要綱を定め、6月末までの1カ月を募集期間として、申請者を募集してまいります。

広報、市ホームページはもとより、建設事業者などの御協力をいただきながら、市民周知、事業推進に努めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

平成24年中の火災件数については、10件で前年比2件の増となりました。5年ぶりに焼死者はゼロとなっています。

火災種別では、建物火災が10件となりました。

救急出動件数は1,082件で、前年比73件の減、事故種別では、急病673件、一般負傷139件、交通事故59件、転院搬送148件、その他63件となっています。

予防行政については、住宅用火災警報器の設置義務化から2年が経過し、設置率は83.3パーセントで、約2割の未設置世帯があります。また、設置済の家庭においても機器の不具合や電池切れなどの事案が発生していることから、設置後の定期的な点検や維持管理の方法とともに、住宅用火災警報器の奏功事例を積極的にPRして住宅防火対策を推進してまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

新入学期の交通安全運動の一環として、4月5日、名寄西小学校において、新入学児童交通安全キャンペーン「ぼくも・わたしもフォトで交通安全」を実施しました。毎年度、市内の小学校一校を対象に取り組んでおり、新入学児童を悲惨な交通事故から守るため、新一年生とその保護者に交通安全意識の啓発を行いました。

また、「春の全国交通安全運動」として、4月10日の全国一斉「交通事故死ゼロを目指す日」に、西條デパート前において「旗の波作戦」を実施し、約200人の参加者のもと広く市民に交通安全意識の高揚と交通事故防止を呼びかけたところ

です。

次に、生活安全について申し上げます。

市民の安全対策として犯罪の抑止を図るため、春の地域安全運動の実施に併せ、5月10日、名寄庁舎前において青色回転灯を装備した市庁用車12台による防犯パトロールの出発式を行いました。

今後も継続した市内防犯パトロールを実施することにより、市民の防犯意識の向上を図ってまいります。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

4月13日、駅前交流プラザ「よろーな」において、名寄消費者協会との共催による消費生活セミナーを開催しました。テレビ番組「行列ができる法律相談所」などで有名な菊地幸夫弁護士を講師として、約180人の市民が「暮らしに法律を」をテーマに、振り込め詐欺や消費者被害の実態を学びました。

今後も消費者被害を未然に防止するために、消費者自らが正しい知識を得られるよう、適切な情報提供と啓発活動を推進してまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、昨年9月に着手した北斗団地の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の5月末進捗率は約30パーセントとなっており、9月の完成を予定しています。平成26年度工事分の実施設計は本年8月に着手し、平成26年1月の完了を予定しています。また、新北斗団地はコンクリートブロック造及びプレキャストコンクリート造平屋建て2棟8戸の住戸全面改善工事を6月に着手し、9月の完成を予定しています。

名寄市公営住宅等長寿命化計画では、ノースタウンなよろ団地1棟30戸の改修工事を7月に着手し、10月の完成を予定しています。

また、風舞団地の改修工事については、平成26年度工事分の実施設計を本年8月に着手し、平成26年1月の完了を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画による施設整備工事については、名寄公園を6月、浅江島公園を7月にそれぞれ着手を予定しています。また、街区公園の維持管理では、地元町内会との協働により、適切な管理に努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための配水管網整備工事及び老朽管更新工事は、風連地区東5号をはじめ、名寄地区西4条仲通りほか3路線について、早期発注を実施しています。

計量法に基づく水道量水器取替工事については、対象量水器2,103台を5工区に分けて発注しました。

また、有収水量向上に向けた漏水調査業務に着手しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事では、名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備の更新工事及び長寿命化更新実施設計の業務委託を6月に、雨水管渠新設工事では、豊栄川3号幹線を7月にそれぞれ着手を予定しています。

また、個別排水処理施設整備事業では、名寄地区4基、風連地区3基の合併浄化槽設置工事の発注を終えています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金による道路事業は、新規事業の徳田18線緑丘連絡線と、継続事業の昭和通については7月の着手を予定しており、東1条通の改良舗装工事ほか市街地生活道路の3路線については5月に発注を終えています。

また、舗装補修工事については、5月に発注を終えており、防塵処理工事については、6月の発注を予定しています。

次に、総合交通体系について申し上げます。

昨年7月から実証運行中の「コミュニティバス」については、この間の検証を踏まえ、4月から市内西まわりを3便増やし、駅前におけるバス

接続を改善するとともに、駅前交流プラザ「よろ一な」のオープンに併せ、4月1日の乗降者無料、翌日から5月末までの降車無料を実施して、駅前交流プラザ「よろ一な」への誘導及び駐車場不足への対応などを図ったところです。

また、北海道から緊急雇用創出推進事業の内示を受けましたので、本事業を活用して、実証運行の調査・分析、きめ細やかな乗車案内など利用促進に取り組んでまいります。

次に、除排雪について申し上げます。

この冬の除雪状況については、3月末での降雪量が784センチメートル、最大積雪深は151センチメートルとなり、過去5カ年の平均との比較では、降雪量で66センチメートル、積雪深では34センチメートル多くなっています。

除雪作業については、名寄及び風連両地区の市街地・郊外地区路線を合わせて445キロメートルにおいて実施しました。12月の大雪及び3月の吹雪を伴った降雪がありましたが、1月と2月の降雪が少なかったことから、昨年とほぼ同じ出動回数となりました。

排雪作業については、名寄地区の市街地生活路線9.2キロメートルにおいてカット排雪を1ないし2回、積込運搬排雪を幹線道路及び通学路3.4キロメートルにおいて1から3回、さらに交差点排雪を複数回行なったほか、12月上旬の大雪により全市的に道路幅員が狭くなったことから、通常の除雪のほか、新たに積上除雪などを実施しました。また、交差点排雪の時期を前倒し、実施回数を増やすことにより冬道の安全を確保してまいりました。なお、これらに伴い排雪ダンプ総数は、4万1,587台で前年度比、約1.33倍となっています。

排雪ダンプ助成事業については、集中した降雪の影響により排雪作業の回転率が上がらないことが想定されたため、緊急避難的に名寄市立大学グラウンドを雪堆積場として開放しました。なお、利用件数は2,017件、ダンプ台数は8,364台

で前年度比、約1.57倍となっています。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

5月14日現在の農作業及び農作物の状況ですが、本年の融雪期は、大雪の影響と低温により平年に比べ10日遅い4月23日となりました。

耕起作業などについては、4月下旬から5月上旬の低温により平年より7日遅れの状況となっています。

各作物の生育状況ですが、水稻は、移植はじめが平年より遅れて推移しています。畑作物は、播種は順調に進んだものの玉ねぎ、てん菜の移植は、5日程度遅くなっています。秋まき小麦は、雪腐れ病の発生が少なく、越冬状況は良好となっています。露地アスパラは、生育が平年よりやや遅れています。

本年は融雪期の遅れと低温により、農作物全体で生育が平年より遅れており、今後も関係機関・団体などと連携し、栽培管理の徹底を図ってまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成22年度から3カ年実施された「戸別所得補償制度」は、本年度から「経営所得安定対策」と名称が変更されましたが、支援内容については変更なく、交付金についても、前年度と同額の約20億円を見込んでいます。地域水田農業の発展に向け、担い手の育成、各作物の生産振興など、効果的に活用されるよう、農業関係団体・生産者と連携して推進してまいります。

また、平成25年産米は、主食米生産数量で、うるち米が1,511トン、もち米で1万1,774トンの配分があり、作付面積では、うるち米303ヘクタール、もち米2,318ヘクタールで前年度に比べ53ヘクタールの減少となっています。主食用米については、現行制度の下で需要に即した生産が確保されていますが、北海道の水張面積は平成22年度をピークに年々減少傾向にあり、加工用米・備蓄米については必要量が確保されていない状況となっています。このため、北海道に

おける指針として、米の生産数量目標の減少に応じて作付面積を減らすのではなく、生産数量の外数である加工用米・備蓄米の作付を推進し、水張面積を維持・拡大するとともに、価格や制度間に差のある加工用米・備蓄米を全道共同計算方式により格差の生じない取組とするため、北海道枠において制度設計を行うこととされました。

本市においても、北海道の方針に基づき推進することとし、作付面積では、うるち米の加工用米・備蓄米は76ヘクタール、もち米の加工用米は748ヘクタールの計画となっており、水稻作付面積全体では3,445ヘクタールで前年度比68ヘクタールの増加見込みとなっています。

次に、薬用作物の振興について申し上げます。

薬用作物の生産振興を目的とした「名寄市薬用作物研究会」が4月5日に農業者18人で設立されました。市、JA道北なよろ、上川農業改良普及センター名寄支所、薬用植物資源研究センター、名寄市立大学がオブザーバーとなり、今後、講習会・先進地視察・農薬登録拡大試験など地域における推進母体としての取組が進められることとなります。

次に、有害鳥獣農作物被害防止対策について申し上げます。

エゾシカによる平成24年度の農作物の被害総額は、約3千万円となりました。本年度は4月1日から駆除を開始し、5月16日現在で279頭を駆除したところです。また、アライグマ対策として、本年3月に1頭が捕獲されたことから、さらに箱わなを5台増やし、捕獲を進めるとともに、JA道北なよろと連携し生産者への情報提供に努めてきたところです。

ヒグマ被害については、道内での人身被害が報告されており、本市でも、4月5日に中名寄の新生川沿いで足跡が見つかるなど、5月20日現在、市内山間部で3件のヒグマ目撃情報が報告されています。

市では、関係町内会や付近住民に速やかに危険

を周知するとともに、出現箇所への看板設置やチラシの全戸配布により、山菜採りや山林作業を行なう方々に対して注意喚起を行っています。

今後も、関係機関・団体と十分連携し、被害防止に努めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

公共牧場については、JA道北なよろを指定管理者として、名寄市営牧野と母子里地区共同牧場で受精対象牛を中心に6月の受入を予定しています。

また、食肉センター施設改修工事については、6月完成に向け、工事が順調に進められています。

今後も、関係諸団体と連携し、畜産の振興に努めてまいります。

次に、農業・農村整備事業について申し上げます。

継続地区としては、「経営体育成基盤整備事業」名寄東地区が、幹線用水の工法変更などにより総事業費44億円に増額となり、工期が平成28年度まで延長されることとなりました。本年度は継続する区画整理及び幹線用水路を実施します。また、「ため池等整備事業」クラヌマ排水地区は、本年度完了予定となっています。

新規地区としては、「国営施設機能保全事業」風連地区が、総事業費14億円、平成24年度から平成33年度までの10カ年で計画が確定し、本年度幹線用水路の補修が施工されます。また、「基幹水利ストックマネジメント事業」忠烈布地区が平成27年度までの3カ年で余水吐などの保全事業を、「農道整備事業」智恵文北5号西線地区が平成26年度までの2カ年の事業として始まり、いずれも本年度は実施のための調査設計を行ないません。

今後も、事業推進により農業基盤の強化を図ってまいります。

次に、林業事業について申し上げます。

本年度から森林施業に必要な市町村森林経営計画については、森林所有者などからの請求を受け、

3月に認定事務を終了しており、北海道の「未来につなぐ森づくり事業」などを活用して、森林所有者の負担軽減と優良森林資源の確保に努めてまいります。

また、3月に策定した新エネ・省エネビジョンで有望な再生可能エネルギーとしている木質バイオマスの利活用について、北海道から森林整備加速化・林業再生事業木質バイオマス利活用調査の内示を受けましたので、関係機関・団体と連携して、本市での可能性について調査してまいります。

次に、商工業について申し上げます。

北海道が実施している地域別経済動向調査では、名寄地方においては先行きの不透明感や不安感から、全体的に業績が悪化すると予想する企業が多く、やや下降という見通しが示されています。

このような状況の中、本市においては、中小企業者などの自主的な努力を基調として、安定した企業経営のために必要な助成などを行っています。

融資制度では、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保・保証人不要・低金利で融資が受けられるマル経資金に対する利子補給制度を新たに創設しました。また、引き続き既存融資制度の貸付期間や利率、各種支援事業の内容見直しについて検討を進めてまいります。さらには、商工業者の経営基盤強化を図るとともに、都市再生整備計画に係る商店街環境整備促進事業の補助率をアップするなど、中小企業振興審議会との連携により、商店街の環境づくりに対する負担軽減を図ってまいります。

物産振興事業については、本年度からNPO法人なよろ観光まちづくり協会が、全市的な視野に立った物産振興に取り組むことから、昨年度まで物産振興協会が取り組んでいた畑自慢倶楽部を引き継いで実施し、6月には友好交流都市「東京都杉並区」において、「東京なよろ会」の御協力をいただき、アスパラ販売などを実施することとなりました。

丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社の平成24年度

実績については、取扱量2,636トンで前年度比78.9パーセント、取扱高は7億1,628万円で前年度比78.4パーセントとなり、引き続き厳しい状況にあります。こうした状況から、さらなる経営改善に向けた内部努力と販路の拡充などが求められており、関係機関などとの連携により公設民営卸売市場としての将来像について検討するとともに、利益率向上に向けた市場の改善を行いながら一層の支援に努めてまいります。

また、2月の南側玄関口屋根からの落雪による天井板破損の際に、アスベストが検出されたので、除去工事など、適切に対処してまいります。

次に、駅前交流プラザ「よろーな」について申し上げます。

4月1日、観光案内所、バスターミナル及び貸し会議室業務などの機能を備えた駅前交流プラザ「よろーな」がオープンしました。

エントランスホールなどの利活用による賑わいづくりについては、企画・運営の委託先である、NPO法人なよろ観光まちづくり協会とともに取り組むとともに、周辺商店街との連携による経済効果の創出については、名寄商工会議所及び商店街振興組合などとの連携のもと取り進めてまいります。

また、「よろーな」の管理運営について、利用者目線からの意見を聴取するために管理室前に意見箱を設置しました。今後、いただいた御意見を施設運営上の参考とし、利用者へのサービス向上に努めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄公共職業安定所管内における3月末現在の高卒者新規就職状況については、就職希望者165人のうち内定者は161人となり、就職内定率は97.6パーセントで、前年度比0.8ポイントの減少となりましたが、就職内定者数は前年度と比べて37人増で29.8ポイントの上昇となりました。

また、本年度も国の緊急雇用創出推進事業が実

施されますので、ハローワークと連携した制度の有効活用と雇用促進に努めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

平成24年度のピヤシリスキー場リフト輸送人員は、42万8,651人で、前年度比93.9パーセントとなりました。12月15日にオープンし、その後の降雪によりコースコンディションも良く順調に推移しましたが、繁忙期の年末年始に加え、一定の集客が見込める週末及び祝日が度々吹雪・強風などに見舞われ、リフトの運休を余儀なくされるなど、気象条件に恵まれなかったことなどが利用者減の要因となりました。

なよろ温泉の利用については、総利用者数8万7,002人で、前年度比93.7パーセントとなりました。東日本大震災から2年が経過し、経済も回復傾向が見られ、観光旅行なども動きが出てきたと報じられていますが、それを実感できない結果となりました。

ふうれん望湖台自然公園のオートキャンプ場、キャンプ場及びコテージについては、施設利用人数604人で、前年度比42.7パーセントとなりました。入浴施設を備えたセンターハウスの閉鎖が、利用者減の大きな要因となりました。今後、地域の憩いの場でもある同公園のあり方について検討を進めてまいります。

次に、道の駅事業について申し上げます。

オープン5年目を迎えた道の駅については、平成24年度の利用者数は延べ42万1,553人で、前年度比105.0パーセントとなりました。ガソリンの高騰などによる利用者の低迷を懸念しておりましたが、新鮮で安全・安心な地場産品は、観光客だけでなく地元利用者にも好評で、「北海道じゃらん」が4月号で発表した「2013年度道の駅満足度ランキング」では、114施設中第12位となり、依然として高い評価を受けています。

今後も、さらに利用者の皆様に満足いただけるサービスの提供を心がけ、広く情報発信してまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

昨年3月に策定した名寄市観光振興計画については、2年目となる本年度を「育成期」として定め、道内外からの交流人口拡大を目指すための観光・物産の受入体制整備及び観光資源開発事業を展開することとしています。

観光・物産の受入体制整備については、4月からNPO法人なよろ観光まちづくり協会が、駅前交流プラザ「よろーな」に観光案内所を設置しました。また、全市的な視点に立った物産事業についても併せて取り組んでいただくこととなりました。

観光資源開発事業については、友好交流都市「東京都杉並区」の支援により、台湾との人的交流及び雪質日本一の名寄の冬の魅力をポイントとした宣伝誘致事業などを展開する予定です。

次に、「ひまわりのまちプロジェクト」について申し上げます。

名寄を訪れる来客者をひまわりでお迎えすることを目標に、本年度もひまわりの種を市民に無料配布しました。

また、市民よるおもてなしの心を醸成するため、「ひまわりボランティア」を募集し、昨年度から引き続き大通から西4条までの国道239号線の植樹帯に、ボランティアの皆様にご協力をいただきながら、「ひまわりロード」を展開してまいります。

さらには、昨年度「名寄ひまわりまちづくり大使」に委嘱させていただいた有森裕子さんと連携した取組の第一歩として、7月27日に開催予定の「名寄ひまわりリレーラン」の実施に向けた実行委員会を設立しました。

次に、広域観光の推進について申し上げます。

上川北部9市町村に及ぶ道北観光連盟の総会が4月30日に美深町で開催されました。本年度の事業として、道北地域の物産や観光のPR、イベントへの出展に加え、昨年度から取り組んでいるパンフレットへの外国語対応言語として、中国語

の追加やシーニックバイウェイのルート指定に向けた取組を進めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

4月5日に市内全小中学校の入学式が挙行され、小学校では266人、中学校では225人の児童生徒が入学しました。

確かな学力を育てる教育の推進については、5月2日に第1回目の名寄市教育改善プロジェクト委員会を開催しました。昨年度に引き続き学力向上を目指し、学校間連携による研修活動及び北海道教育委員会のチャレンジテストや教育施設、教育機器の効果的な活用などに取り組んでまいります。

また、本年度から北海道教育委員会指定の「学校力向上に関する総合実践事業」が本格実施となり、実践指定校の名寄小学校、近隣校の名寄南小学校、名寄西小学校、風連中央小学校のほか、新たに4つの中学校を加えて、基礎学力を保障する取組や教員の資質向上を図る取組などを一体的に進めてまいります。

教育改善プロジェクト委員会では、「学校力向上に関する総合実践事業」や本年度新たに指定を受けた文部科学省の「学校のマネジメント力を強化するための実践研究」などとも連動させながら取組を進めてまいります。

特別支援教育の推進については、5月9日に第1回目の名寄市特別支援連携協議会を開催しました。本年度は、特別支援教育専門家チームの活用促進、特別支援教育コーディネーターの連携促進などに取り組んでまいります。また、5月22日に第1回目の名寄市特別支援教育研修会を開催し、本年度転入した教職員や初任者、新たに特別支援学級の担任となった教員などを対象として、名寄市の特別支援教育の現状と課題について研修し、共通理解を深めました。

名寄南小学校の校舎などの改築については、基本設計を進めるにあたり、「名寄南小学校校舎等改築準備委員会」を設置し、より良い教育環境の

整備を図るために検討を行っているところです。平成26年度から予定の本体工事の着工に向け、実施設計に係る補正予算について、本定例会で御審議をお願いいたします。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

平成24年度の卒業式を3月14日に挙行し、保健福祉学部栄養学科42人、看護学科52人、社会福祉学科49人、計143人と短期大学部児童学科55人、合わせて198人が卒業しました。

卒業生の就職状況については、依然として厳しい環境の下での就職活動となりましたが、4月1日現在の就職率は保健福祉学部栄養学科では90.0パーセント、看護学科では100パーセント、社会福祉学科では91.7パーセント、保健福祉学部全体では94.1パーセントとなり、短期大学部児童学科では100パーセントと両大学ともに高い就職率となりました。

国家試験の結果については、管理栄養士では30人が合格し、合格率は71.4パーセントで新卒の全国平均82.7パーセントを下回りました。看護師では50人が合格し、合格率は100パーセントで大学新卒の全国平均96.0パーセントを上回りました。保健師では51人が合格し、合格率は100パーセントで大学新卒の全国平均97.6パーセントを上回りました。社会福祉士では19人が合格し、合格率は38.0パーセントで大学新卒の全国平均31.4パーセントを上回りました。

平成25年度入学式については、4月4日に挙行し、保健福祉学部154人、短期大学部49人、合わせて203人の新入学生を迎えました。

今後も、複雑化・多様化する保健・医療・福祉の現場から求められる豊かな人間性と専門性を備えた職業人を育成し、社会に送り出せるよう努めてまいります。

また、大学の中期的な振興計画の策定と保健福祉学部の再編強化、短期大学部児童学科の4大化による新学科を前提とした検討準備組織を設置し、

具体的な検討を進めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校における食の推進は、学校栄養教諭による指導計画に基づき、栄養・給食指導やマナーなど、食に関する指導を行うとともに、「給食だより」を活用し、保護者を含めた食育の推進に取り組んでまいります。

近年、食の安全が問われている中、安全・安心な学校給食を提供するため、地元食材を優先的に使用するとともに、継続して国・道などが実施する食材の放射線モニタリング調査結果を確認するなど、今後も安定した給食の提供に努めてまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

高齢者を対象として34年目を迎える名寄ピヤシリ大学は、男性5人、女性6人の新入生11人と13人の大学院生を、また42年目を迎える風連瑞生大学は、男性7人、女性11人の新入生18人と4人の大学院生を迎え、それぞれ4月23日、26日に入学式を行いました。

新入生をはじめ在学生の皆様は、生涯学習社会を見据えた今後の学習活動へ意欲を燃やしているところです。

また、本年度の市民講座「なよろ入門」は、「地域の良さを発見し、共通認識を持つ」をテーマとして、学習活動の場を提供してまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

幼児のための絵本選びに苦勞するという保護者の声に応え、昨年度から絵本を6冊組み合わせた「ペンギンセット」を5セット用意し好評を得ましたので、本年度、新たに8セット追加し利用者に提供してまいります。

また、4月23日の「子どもの読書の日」にちなんで、4月27日に「こども図書館まつり」を実施し、子どもたちや保護者に読み聞かせや紙芝居、工作などを楽しんでいただきました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

4月から入館者と観覧者を区分するなど、天文台施設全般のあり方を改善し、利用者の利便性の向上を図っています。

ゴールデンウィークには、天文の勉強につながる展示品の追加など展示コーナーを工夫したり、プラネタリウムの上映回数を年間通して1日3回から4回に増やすなどしました。

また、なよろ市立天文台の前身である木原天文台の創設者、木原秀雄氏が亡くなられて20年を迎えることから、「木原秀雄氏没後20年記念展」を4月27日から5月26日までの1カ月間開催し、多くの方々に来訪いただきました。

次に、（仮称）市民ホールについて申し上げます。

基本設計を基に、市民や利用団体、懇話会などでの議論・御意見を踏まえて、647席のホールを中心に多世代交流スペースなど、地域交流センターの役割も担う施設として実施設計を行いました。既存の市民文化センターの改修を含め、7月に本体工事の着工を予定しています。

工事期間中は、工事車両の通行や騒音、イベント時の駐車場の対応などについて、利用者や近隣町内会、豊西小学校の児童・保護者に配慮して建設事業を進めてまいります。

また、施設のオープンに向けて、ソフト事業の企画などを進めてまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

平成24年度の入館者数は1万2,221人で、前年度比695人の減少となりました。

本年度は、「名寄の自然・風景」と「歴史を学ぶ」をテーマに、地域理解を深める展示会などを開催してまいります。

ゴールデンウィーク企画の「博物館で遊ぼう」では、10日間で延べ1,378人の入館者があり多くの家族連れでにぎわいました。

期間中は名寄高等学校、名寄市立大学の学生ボランティアの応援をいただき、親子連れなどが木製遊具、リサイクル遊具、木の工作などに親しみ

ました。5月5日にはポニーやヤギなど、動物とのふれあいを楽しんでいただきました。

また、5月から小中学生を対象にしている「小さな自然観察クラブ」には、定員を超える36人の応募がありました。今後とも四季をとおして自然とのふれあいや体験を提供する取組を行ってまいります。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭教育学級は、父母が自主的・自発的に学習する機会の場合として、本年度も引き続き幼稚園を主体に3学級を開設しました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

長い歴史を誇る憲法記念ロードレースは、本年度で61回を迎え、5月12日に、なよろ健康の森陸上競技場を発着として開催しました。

昨年度の記念大会の効果もあり、本年度は442人がエントリーされ、今回新たに設けたハーフマラソンの部には63人の参加をいただきました。また、新たな取組としてランナーズチップを使用した記録計測により迅速な集計を行うとともに、完走証の発行も行いました。

道内はもとより道外からの参加もいただき、それぞれの種別で健脚を競いました。

また、開会式に併せ、平成22年度から引き続き、大会前日に開催したランニングセミナーで講師を務められた「作・AC北海道」の作田徹代表と阿部雅司さん、太田尚子さんの3人を「名寄ふるさと大使」として委嘱しました。

次に、放課後児童クラブについて申し上げます。

本年度から、民間の放課後児童クラブを利用する低所得の保護者に対し、利用料の一部を補助することとしました。保護者の負担を軽減することで仕事と子育ての両立を支援してまいります。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

4月に市内の全小中学校を訪問し、ハートダイヤル、適応指導教室、夜間相談について、パンフレットの配布による全児童生徒、保護者への周知を依頼しました。また、学校からは不登校などの

現状について情報提供いただいています。

今後もセンターの周知並びに情報収集に努め、学校及び関係機関とも連携し適切な支援及び指導に努めてまいります。

次に、放課後子ども教室について申し上げます。

4月19日に指導者打合せ会及び保護者説明会を実施し、5月から市内3会場において、小中学生合わせて29人が学んでいます。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時35分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第1号 名寄市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市子ども・子育て会議条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年8月22日に公布をされ、平成25年4月1日から一部施行されております子ども・子育て支援法の第77条第1項の規定中に、市町村は条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとするとうたわれ、国が設置をした子ども・子育て会議において現在検討が進められている新たな子育て支援施策の実施に備えるため、名寄市においても関連法令の平成27年4月1日付本格施行に向けて子供、子育てに関する支援体制を整えるため、当該条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

本件は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第2号 名寄市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市職員定数条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市立総合病院において今後目指している救命救急センターの取得及び看護基準7対1の導入などに伴い職員数の増加が見込まれることから、本条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第3号
名寄市基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市基金条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

1点目は、光をそそぐ交付金基金の廃止であります。本基金は、平成22年度に国の住民生活に光をそそぐ交付金事業により、平成23年度及び平成24年度に実施をする事業の財源として積み立てたものでありますが、当該事情が終了し、基金残高もないことから、本基金を廃止をしようとするものであります。

2点目は、地域の元気臨時交付金基金の新設であります。本基金は、国で地域の元気臨時交付金制度が創設をされたことに伴い、本市でも当該制度を活用し、各種事業に取り組みますが、平成26年度及び平成27年度に行う事業は基金を積み立て財源充当ができることから、新たに本基金を設置をしようとするものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第4号
なよろ健康の森条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 なよろ健康の森条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

北海道立トムテ文化の森の名寄市への移管に関する覚書を平成25年3月27日付で北海道と締結をし、これによりトムテ文化の森に関する施設の名寄市への移管を受諾をし、平成26年4月1日を目途とし、所要の進めることとしております。本件は、北海道立トムテ文化の森の名寄市への移管に伴い、なよろ健康の森条例の施設として条文整理を図るため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第5号

名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、上川北部医師会を指定管理者として運営を行っております名寄東病院の診療科目について、脳神経外科を標榜できる体制を整え、地域医療の増進に貢献するため、本条例を改正しようとするものであります。

なお、本条例の改正は、平成25年5月1日付で関係当局に変更届が受理されておりますことから、同日を適用年月日とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） この条例自体に反対、この内容に反対するものではありませんけれども、今市長から説明あったように、5月1日で届け出を受理されてということでありまして。これは、5月20日の市民福祉常任委員会の中でも説明がありましたけれども、実は5月の届け出が受理された以降、既に現場での受診というか、診療をされているということでありました。診療することについては、それは御厚意でということだったというふうに思いますけれども、本日またこうした形で議会で提案をされていることからすれば、議決があった以降に実際には事業が施行されていくべきものだというふうに思います。その点について経過等について御説明をいただきたいというふうに思います。この手の新たに何かをする場合は、やはり市民への周知であったり、必要な部分については意見を求めたりということがあった上でしっかりとした議会での議決、そして市民の皆さん

への利便、提供を図るということがなければならぬというふうに思いますので、それについて御説明いただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 東病院につきましては、3年間不在でございました病院長がこの4月から着任していただきまして、先生の御専門であります脳神経外科の診療を地域医療貢献のためにしていただくということになりました。それで、このことによりまして診療報酬の安定的確保、そして脳血管疾患によりまして後遺症を持たれる患者さんに対して、これまでにありますリハビリテーション科と連携を行いまして、よりよい診療体制を整えたいと考えております。

今奥村議員からありました件でございますが、東病院ではいち早く地域の皆様に診療体制をお届けしたいということで、5月1日付で関係機関でございます名寄保健所、また北海道の厚生局に届け出を行いまして、同日で受理されたところでございます。本来でございましたら、事前に条例改正を行うべきところではございましたが、遅延により本日の提出となりましたことをおわび申し上げます。今後は、適時適切な条例改正を行ってまいりたいと考えてございますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 経過等については、理解するものでありますけれども、やはり手続は大事なことだと思います。とりわけ自治体がしっかりした運営がされているかどうかというのは、法令に基づいたきちとした対応がされているかどうかということにあると思います。とりわけそのことが市民の皆さんとの信頼関係にもなると思いますので、事業やってはだめだとか、そういうことでありませんけれども、その点について現場の皆さんがいち早くそういうことに気がついてしっかりした対応していただくようにぜひともお願いをしたいというふうに思います。私たちが事後承

諾みたいな形で市民の皆さんに説明をするということにはしたくありませんし、ぜひともその辺についてしっかり対応していただきたいというふうに思います。再度御意見あれば伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今御指摘いただきましたように、今後につきましては適正な事務処理、そして住民周知の期間を十分にとってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第6号 名寄市風連地区地域振興審議会設置条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市風連地区地域振興審議会設置条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

名寄市風連地区地域振興審議会は、平成22年度の合併特例区解散後に地区の課題である風連地区の利雪、克雪事業に関する事、地区の公の施

設の管理、運営方法及び利活用に関する事の2件について、市長の諮問機関として平成23年度に設置をされました。諮問事項につきましては、平成25年2月に最終の答申を受けたことから、審議会を解散をし、本条例を廃止をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第7号 名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年度から平成29年度までの10カ年計画で策定をいたしました名寄市住宅マスタープランにつきまして、計画期間の中間年である平成24年度に社会情勢の変化等に伴い見直し作業を進めてきたものであり、パブリックコメ

ントを実施をして最終案が整いましたので、名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要を申し上げましたが、細部につきましては建設水道部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 議案第7号の提案理由の追加説明を申し上げます。

名寄市住宅マスタープランは、旧名寄市と旧風連町が合併後の平成19年度に2つの市町村の計画を一本化して平成20年度から平成29年度までの計画として策定をいたしました。策定後5年が経過し、社会経済情勢の変化や住宅に関する制度改正などに対応するため、今回計画期間の中間年に当たることから、見直しを行ったところです。この間平成7年に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、平成18年には改正耐震改修促進法が施行され、地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導の強化が位置づけられたことから、平成20年度に名寄市耐震改修促進計画を策定したほか、平成22年度には公営住宅既存ストックの有効活用と適切な維持管理のための計画として名寄市公営住宅等長寿命化計画を策定し、公営住宅の新たな整備手法を定めたところであります。また、少子高齢化社会の進展や市外賃貸住宅業者の進出など、私たちの住まいを取り巻く環境は大きく変化をしております。今回の計画の見直しでは、将来どのように暮らしたいか、それを実現するための目標や目標を達成するための方法について検討し、また名寄市の地域の特徴や将来の動向、市民ニーズなどを踏まえ、これまで公営住宅を中心としてきた計画から民間を含めた取り組みや福祉、まちづくり、環境などの分野と連携して今後の豊かな住生活を推進するための指針として策定したところであります。

次に、計画の見直しの主な内容について申し上げます。まず、基本目標の1、活気と魅力にあふれ、安心して住み続けられるまちの中では、安全な公営住宅を整備することはもとより、公営住宅の供給手法や維持管理について新たな可能性について検討してまいります。また、子供からお年寄りまで安心して暮らせるまちづくりを目指して福祉と連携しながら、現在整備中の団地と福祉施設の必要性について協議を進めてまいります。

次に、基本目標の2、快適で安心できる暮らしが持続する住まいの中では、住宅ストックの活用のために耐震化のPRの強化やリフォーム技術の向上を図ります。また、公営住宅の建てかえだけでなく、既存ストックの長寿命化を図り、維持管理コストの削減にも取り組んでまいります。

次に、基本目標の3、良好なコミュニティと環境が持続する暮らしの中では、地域コミュニティの場の提供や名寄市新エネルギー・省エネルギービジョンとの整合性を図りながら、環境などに配慮した低炭素社会の普及に努めます。

以上、名寄市住宅マスタープランの見直しの策定の概要について追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第7号は、質疑から採決までの議事を6月13日に延期したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については質疑から採決までの議事を6月13日に延期することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第8号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 工事請負契約の変更について、提案の理由を申し上げます。

食肉センター施設改修工事の建築主体工事につきましては、平成24年5月31日に大野組・大野土建・中館建設特定建設工事共同企業体と2億6,764万5,000円で契約をし、現在施工中であります。本件は内部構造や仕上げ等の変更が生じたため設計を変更し、当初の契約金額に3,515万4,000円を加え、3億2,79万9,000円で同企業体と変更契約を締結しようとするものであります。

以上、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設水道部長から説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 議案第8号の提案理由の追加説明を申し上げます。

名寄市立食肉センターは、昭和41年に開設をいたしまして、翌年には二チロ畜産に経営を委託し、事業が始まったところであります。また、同施設建設後平成4年度には二チロ畜産が同敷地内に加工場を建設し、本格的なと畜場並びに加工場が稼働を始めたところであります。食肉センターは、建設から47年が経過し、施設やと畜設備の老朽化が著しいことから、平成24年度から2カ年にわたって施設改修工事を進めてきたところであります。

このたびの建築主体工事の設計変更につきましては、主に内部構造の変更と仕上げなどの変更によるもので、内部構造の変更では、設計段階で保健所や指定管理者との協議で施設内の壁の内部や天井裏などの調査は、食肉を扱う場所においてはほこりやちりが舞うなど衛生上好ましくないとの理

由により、確認は困難であったことから、目視調査で設計に反映させましたが、工事発注後は内部の用途変更などにより、当初確認できなかった壁材、天井材を剥がしたところ、壁内部の鉄骨構造体や屋根裏の鉄骨小屋組みなどに数多くのさびが発生していたことから、現場での定例会議において協議の結果、施設を長期的に使用するためには積雪荷重等に耐えられるように鉄骨構造体の新たな枠組みが必要と判断し、工事内容を変更するものでございます。

次に、仕上げなどの変更では、施設内部はと畜場法や食品衛生法に基づく食肉の市場流通を目的としていることから、食品衛生上の危害の発生の防止や食品に供するために行う獣畜の処理の適正な措置を講ずるために、指定管理者や保健所との協議の結果、床及び壁の仕上げ材の変更、床の汚水処理のためにステンレス製のグレーチング、シャッター類、床立ち上げ部分のステンレス製幅木の追加や係留所の牛の鉄製誘導スロープの増設及び内部通路の壁を牛が通る際に保護するための防護柱の設置など必要となり、工事内容を変更するものでございます。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されま

した。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

日程第13 議案第9号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成26年度中の解散を目指しております名寄市土地開発公社保有地を7,959万3,613円で取得をしようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

大石健二議員。

○4番（大石健二議員） それでは、確認ということで御質問をさせていただきます。

土地開発公社は、この後の議員協議会でも協議が行われることになっていますが、今回議案の中では13件の物件の取得財産ということでございます。この点についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。土地開発公社は、昭和48年1月30日に設立されましたから、今年でちょうど40年ということになります。明年度は、解散に向けてさらに残りの物件2件多分取得していくことになるのと思うのですが、ちょっと私計算をしてみました。今回買い戻しが7,959万3,613円ということになっていますが、この合計の取得原価を出してみましたら、5,973万3,841円ということになりますから、差し引き

1,985万9,772円、これが公社にとっては売買差益となるのだろうと。ただ、名寄市にとっては売買損ということになるのだろうと思うのですが、単純な差し引きの計算ですが。一方で、実勢価格と今度突合しますと、これもいただいた資料で算出をしてみました。そうすると、今度は逆に3,574万879円が含み損となったということになる計算なのですけれども、結果として名寄市が公社との関係においては差損が生じ、実勢価格との対比では含み損という結果になるのかなということで確認をさせていただいた上で、いずれにしても名寄市が差損と含み損ということを抱えてしまうという数式上の計算になるのですが、この点これでいいのかどうか御確認をさせていただきたいと。

今回1から13件の物件がありますが、それぞれまとめますと6件ぐらいになるのかなというふうに思うのですが、買い戻し後の利活用についてどのようなお考えなのか、この2点についてお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今差損というお話をいただきましたけれども、まさにこの間長く先行取得をしながら十分な利活用が図れないという状況が続いたということで、その間の維持管理経費、それから借り入れ利息等が発生をして結果として簿価として膨らんでいるという事は確かにございます。そんな状況も含めて私どもは平成23年に第三セクター等の改善計画を立てまして、この辺につきましてはこのまんま維持継続をするということになりますと、今以上に差損が膨らんでいくという、そんな状況も当然考えておりましたから、速やかに役割が一定終わったという判断のもとに一定程度早目にしっかり解散をして今後かかるだろう差損回避をしていくということで、26年度までに一定程度清算に向けた取り組みをするということで24年度から3カ年をかけて、およそ24年度当初は地積で11万6,000平米ぐら

いありましたし、簿価にしましておよそ2億4,400万円程度ありましたから、この辺についてはしっかり3年間で整理をして解散に向けた対応を図っていくということで昨年、それからことし続きましてそれぞれ土地を買い上げて清算に向かった手続として議会の承認をいただくという手続になっております。そういった状況もございましたから、一定程度差損を抱えるというのは、これはやむなしというふうに考えております。

今後の利活用でありますけれども、この間幾度か議会の場でもお話をさせていただいておりますけれども、市内を取り巻くさまざまな経済状況等含めてなかなかやはり土地が売れないということは事実としてあります。この間一部個人向けの宅地等につきましては、数件ほど毎年売れているという実績はございますけれども、例えば3,000平米を超えるような大きな土地等につきましてはなかなかやっぱり買い手がつかないということがあります。この間インターネットを通じた売買広告等も出させていただいておりますけれども、なかなか決定打にはなっていないと。しかしながら、私どもは仮に土地を買い戻しをしましても、その辺につきましては維持管理経費は間違いなくかかっていくということになりますから、今後また一層さまざまな機会を捉えてしっかり売買に向けた、もしくは賃借に向けた対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

あと南団地、旧営林署跡地と大きなところが残っておりますが、これは実勢価格と今回の簿価と比較してもそんなに差がないという結果になっています。いずれどういう結果になるかわかりませんが、この2件の物件について問い合わせがあったときの売買価格というのはどの価格が基本になっていくのか、これをお知らせいただきたいのと、あと40年にわたって多少物件の入りくりはあったのだろうと思うのですけれども、結果

として皆さんのほうに処理が託されてしまったという結果を踏まえて、たしか平成21年度ぐらいに第三セクター庁内検討委員会というものが開かれていたかなと思うのですが、その検討委員会の中で事ここに至った経緯についての反省といたしまししょうか、精査といたしまししょうか、そういったものが行われているのかどうなのか、もし行われていて今回の検討委員会が発行している計画とは別に検討委員会の公社に対する報告書というものはあるのかどうなのか、この点について確認をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 土地開発公社の理事長という立場でもありますので、私のほうから答えさせていただきます。

西1条南11丁目の南団地の関係につきましては、現在法務局のほうに毎年毎年賃借料をいただいて貸しております。それから、営林署跡地の関係につきましては、将来道警の名寄警察署の移転候補地ということで警察署長がかわるたび、今回は道議の力もかりまして市長が道警のほうにお伺いをしまして、土地については市のほうで先行取得をしておりますということで、将来の警察署の移転用地として、これについては警察のほうとは要請というか、協議を既にしております。そういう面でいいますと、買い戻しするときにつきましては市側の基本的なスタンスとしては固定資産の評価額、ここに出ているものの70%で割り返したものを基本にして向こう側と交渉することになるかなと思いますけれども、基本的には簿価で、当初の取得原価から十数年、長いものによっては20年近いものもあったとすれば、それらについての経費の関係についても織り込んで交渉はしたいなと思っておりますけれども、前にも土地開発公社で話したことあるのですけれども、国の日本列島改造論によって出てきた公共用地を安定的に確保するためにリスクを多少背負ってでも市町村に成りかわって土地開発公社を設立をして先行取得

をすべしと、それが結果として市民の皆さん方の公共施設の公共事業の実施に必要な土地の取得ということで認められていたものでもあります。ただ、実際は名寄市は名寄市からの依頼された物件のみ扱って処理をしてきましたので、ほかの大きな痛手をこうむった市町村から見ると、土地開発公社が独自にやっでどんどん、どんどん土地を取得して宅地分譲して焦げつきがいっぱい出たというような轍は名寄市としては踏んでいないつもりをしています。

そういう面で見ると、国の考えていた土地開発公社による公共用地の先行取得というのは、ある時期は一定の成果があったと思うのですけれども、特に平成4年以降のこの20年間にわたっては失われた10年が失われた20年になって、地価の大暴落も含めてありましたので、このところについては先行取得を指示をしなければならなかった市独自の考え方について反省すべきところについてはあろうかもしれませんけれども、全体的に国全体が公共事業を安定的にするために先行取得は必要だと、その中で国が旗を振って、それと土地開発基金の財源措置もしながら取り組んできたということもありましたので、そこは市民の皆さん方にはしっかりこの間の経過を踏まえて説明させていただくことが必要かと思っておりますけれども、名寄市単体でどんどん、どんどん土地を公社が取得をして宅地分譲で失敗をすると、こういう部分ではありませんので、議員のおっしゃっている反省するということにつきましては、結果として行政がこれだけの差損が出たことについては市民の皆さん方のほうにはしっかり説明したいと思いますけれども、特に政治的な責任であるとか云々ということについては、その中での検証は特にどの時点でどういう買い方したことについて責任があるとかないとかということについては検証しておりません。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。これか

ら市民説明も行っていきたいというお話でした。あと、賃貸料が100万円ということでしたので、平成25年と平成24年の処分価格の差額の100万円というのは多分こちらのほうで利益として計上されて下がっているのだなということわかりました。ぜひとも市民の皆さんに理解できるように御説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第10号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年度名寄市一般会計補正予算の専決処分でありまして、歳入歳出それぞれに5,333万2,000円を追加をし、予算総額を21億4,050万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費の減債基金積立金1億2,000万円の追加は、将来における公債費の償還に備えるため、減債基金に積み立てるものであります。

8款土木費の市道除雪・排雪対策事業費2,417万9,000円の追加は、平成24年度の降雪により増加した除排雪事業に係る委託料及び排雪ダンプ助成事業補助金などを増額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。11款地方交付税の3億6,008万2,000円の追加は、3月に交付決定された特別交付税が増額となったことによるものであります。

15款国庫支出金、地域の元気臨時交付金1億円の追加は、（仮称）市民ホール整備事業の財源として計上をしようとするものであります。

18款寄附金の一般寄附金146万5,000円、社会福祉費寄附金2万8,000円、教育費寄附金51万3,000円、合計で200万6,000円の追加は、市民の皆様からいただいた6件の寄附金であります。

19款繰入金の財政調整基金繰入金の3億6,135万2,000円の減額は、特別交付税の増加などにより財政調整基金へ繰り入れを取りやめるものであります。

次に、第2表、継続費補正につきましては、（仮称）市民ホール整備事業の財源内訳を変更するものであります。

次に、第4表、地方債補正につきましては、都市交流等事業ほか6事業を変更をするものであります。

次に、第5表、繰越明許費補正につきましては、（仮称）市民ホール整備事業の財源内訳を変更しようとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条第3項の規定により報告を申し上げ、承認をお願いするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第11号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ126万円を減額をし、予算総額を33億6,726万1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款保険給付費では、126万円を減額しようとするものであります。

次に、歳入につきましては、交付金等の額が確定したことによりまして国庫支出金などの調整を図るほか、1款国民健康保険税では課税額の減少に伴い616万5,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

また、直診勘定におきましては、6款市債で30万円を減額し、4款繰入金を30万円追加をして歳入予算の組み替えをしようとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第12号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年度名寄市介護保険特別会計補正予算に係る専決処分であります。

補正の主なものといたしましては、1款保険料で介護保険料の減少により1,152万5,000円を減額しようとするものであります。

また、補助金等の確定により4款国庫支出金517万1,000円、5款支払基金交付金685万2,000円、6款道支出金55万3,000円を増額するものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第13号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成25年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款の臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ1億1,660万4,000円を追加をして、予算総額を190億4,143万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして緊急雇用創出推進事業費1,395万5,000円の追加は、現在実施しているコミュニティバス実証運行でニーズ調査や問題点調査等を北海道の緊急雇用事業を活用して実施をするものであります。

6款農林業費におきまして土地改良施設維持管理適正化事業費676万9,000円の追加は、風連瑞生2地区第2揚水機場の改修工事を実施をしようとするもので、5年間にわたる事業費の拠出による実施方式を前倒しで実施をしようとするものであります。

同じく6款農林業費におきまして木質バイオマス利活用調査事業費543万4,000円の追加は、広域での木質バイオマス利活用調査や賦存量調査等を北海道の森林整備加速化・林業再生事業を活用して実施をしようとするものであります。

10款教育費におきまして名寄南小学校校舎・屋内運動場実施設計委託料6,800万円の追加は、同事業の基本設計が終了し、実施設計に係る予算を計上しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加等に伴う特定財源の調整のほか、収支不足を財政調整基金繰入金で調整をいたしました。

22款市債におきまして教育債3,110万円の追加は、歳出で追加をいたしました名寄南小学校校舎・屋内運動場改築事業に係る実施設計委託料の財源として計上をしようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、事業の追加により名寄南小学校校舎・屋内運動場改築事業を追加をしようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それでは、一般会計

の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第13号の10ページから11ページをお開きください。3款民生費、1項4目市民活動費で雪害倒壊家屋危険防止緊急工事72万5,000円の追加は、この冬の降雪により倒壊しました市内の無人家屋に対し緊急の危険防止や粉じんの飛散防止工事を実施する必要があったため、追加しようとするものであります。

4款衛生費、5項1目水道費で名寄市風連町旭地区飲料水供給施設配水管布設工事で150万円の追加は、旭地区にはまだ供給容量に余裕があるため、同地区の環境改善を目的として配水管布設工事を実施しようとするものであります。

12ページから13ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費で青年就農給付金825万円の追加は、市内における新規就農者を対象として5年間にわたり給付金を支出しようとするものであり、北海道青年就農給付金経営開始型事業を活用するものであります。財源として道支出金で同額の825万円を充当いたします。

8款土木費、4項3目公園費で備品購入費150万円の追加は、天塩川パークゴルフ場においてコース等の管理運営の拠点として活用できるプレハブを購入し、利用においてよりきめ細かな対応ができるようにするものであります。

14ページから15ページをお開きください。8款土木費、5項1目住宅管理費でノースタウンなよろ団地改修実施設計委託料で500万円の減及び風舞団地改修実施設計委託料で500万円の追加は、近年融雪時の雨漏り等でできた風舞団地の屋根改修が急がれると判断し、実施設計に係る予算を組み替えて対応しようとするものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。6ページから7ページをお開きください。15款国庫支出金で学校マネジメント力強化実践研究委

託金100万円の追加は、学校経営力強化の実践的な研究を委託事業として実施する財源でありませ

す。
19款繰入金で財政調整基金繰入金4,890万円の追加は、収支不足を調整するものであります。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 1点だけお伺いをしたいというふうに思います。

2款総務費の緊急雇用創出推進事業費にかかわってなのですが、行政報告の中でも出されていましたがけれども、コミュニティバスの実証運行にかかわって調査、内容研究というふうになっていましたけれども、もう少し具体的にお知らせをいただければというふうに思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回緊急雇用創出推進事業を活用させていただきまして、こうした事業を行いたいとするものでありますけれども、この間国のほうでは日本の経済再生に向けた緊急経済対策と、これを実施をしております、このことから地域の雇用振興策に沿いまして起業後10年以内の企業、それからNPO等を委託先として地域に根差した雇用創出に資する事業を実施するということであります。今回道のほうとしても予算執行上に若干の余裕があったということで、私どももこうしたお話を伺いまして、ぜひ活用させていただきたいということでもあります。事業期間としましては、25年度いっぱいということでもありますけれども、おおむね4人程度の雇用が確保されるものと考えておまして、こうした雇用を含めてぜひコミュニティバスに係るさまざまな問題の洗い出しを含めて、また利活用の今後の方向性を含めていろんな形で少し調査を進めてまいり

たいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 本当に今雇用を安定化させるということが非常に求められている時代だというふうに思っています。別枠でも青年就農給付金というのも出されたり、こういうふうにして雇用を創出するということに積極的に取り組んでいただくということが非常に求められていますし、喜ばれるかなというふうに思うのですが、今お聞きしますと4名ということでした。引き続きやはりこういった制度を十分に活用していただき雇用を広めていただきたい、また安定した雇用をつくっていただくためにお願いをして終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 1点だけお尋ねします。

15ページ、市営住宅維持管理事業費、ノースタウンの当初の実施設計委託料を500万円落として風舞団地への振りかえということで、風舞の雨漏りへの対応ですから、当然かと思うのですが、住宅管理全体の当補正前の額が約4,600万円の約1割強の500万円の数字、ノースタウンの当初の予定についてまずお聞かせを、調査をして改修をする年度計画について。それから、どちらも必要とする事業だというふうに考えておりますけれども、この500万円を振りかえざるを得ないという財政的な困窮さについてもう少しわかりやすく、ノースタウンは当初予定どおり、あるいは臨時的に出る風舞についても当然やらなければならないということなのですが、その500万円を捻出できない財政的な背景についてもう少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） この管理事業費につきましては、ノースタウンなよろの当初の事業計画でありますけれども、25年度は実施、26年度に当初委託設計をして27年に事業実施と

ということで27年に完了する予定でありました。今回雪の多さによって風舞団地の改善が必要になったということで、6軒の風舞団地の家から雨漏りがひどい状況で修繕では追いつかないという状況でございましたので、何とか風舞団地も含めてこの長寿命化計画の中で改修を行いたいと思っておりましたけれども、ノースタウンと風舞団地ということになりますと財政的に非常に大きいウエートを占めるような状況になりますので、非常に難しいという判断をさせていただきまして、最初は風舞団地を先行しようということでも考えておりましたけれども、ノースタウンも非常に老朽化しておりまして、何とか2つを一緒にできないかということで苦肉の策でありませぬけれども、交代交代、ことしノースタウン実施やれば、来年今度は風舞やろうということで相互にやっというということで、今回このように実施設計についてはノースタウンから風舞団地へということでかえさせていただきます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 500万円の捻出が不可能だということあたりがちょっと伝わってこなかったのですけれども、どちらも逼迫度は増しているというところの状況は変わらないというふうに思っていますから、入居者や町内会なんかも含めて早期に改修をというのは願うところはどちらも一緒だというふうに思っていますので、非常に重要なこの500万円の数字において単年度で捻出をできないというところについてはもうちょっと具体的に、制度の財源の問題に全てかかわるのでしょうか、1年おくれることによつて老朽化が逆にまた悪化を早めるということにもつながるわけでありまして、その辺との兼ね合いの判断をしっかり私どももしなければならぬと思っておりますので、もう一度お聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 財源については、

単純な言い方で申しわけないのですけれども、ノースタウンと風舞団地との単純な入れかえということでは、今財政の中では両方やっていくというのは非常に難しいという考え方を持ちまして、それでどちらか先行の委託設計ということで考えて風舞団地ということにさせていただきました。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 財源のお話も出ましたけれども、この補正に関しましては原課と十分すり合わせをさせていただいております。順番としては、今説明もありましたけれども、いわゆる実施設計と工事と、そして次はまた工事と実施設計という形で交互に振りかえをしながら対応することも可能という原課の判断もありましたので、今回は財政措置としてこういう形をとらせていただいたということであります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 総務部長も建設水道部長も私の聞き方によっては、こっちとしては必要だという判断をして上げているわけで、総務部長はやや御理解いただいているという言い方してはいますけれども、そこに入居者や市民の角度から見てどうなのかというところの検証経過が伝わってこない。ただ数字上の財源調整、あるいは住宅管理費だけではなくて、名寄市全般の財政の中で500万円がこの年度の中で処理できないということについての理解はなかなか市民の皆さんもいかなのかなという感じがしておりまして、私のほうからすれば同時にやることの難しさは数字的にそう大きなものがあるのかなと、名寄市がこれで倒れるのか倒れないのかと、将来の財政の数字が非常に悪化するなんていうことは認識として余り持てないのですけれども、もう少しそれは市民の側、入居者の立場、あるいは施設を長くむしろもたせようとするのであれば、早く調査して事業をやるということについても十分検討に値するも

のではないのかと。単年度ごと交互にというのも一つの知恵かもしれないけれども、それは役所側のあくまでも理屈づけだけの話で、市民感覚からすると名寄に500万円ないのかということについてもう少しわかりやすく説明をいただきたいなと思っています。仮に今回この予算通したにしても、この年度の中でももう少しやっぱり改めてそういう視点で物事を見るような優先順位の判断の仕方、財政状況をつぶさに見る情報をしっかり流していただいたほうがいいのではないかと思いますので、改めて双方の立場で、あるいは責任ある立場での、500万円ではありますけれども、しっかりお答えをいただきたいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 公営住宅の改修工事の関係につきましては、ローリングを踏まえて毎年計画的に実施をさせていただいています。今回の提案につきましては、人が住めない状況になっていて、すが漏りがどんどん、どんどんしている状況については応急対応という形では市民生活の安定の考えでは当然やらなければならぬと思っていますけれども、抜本的にそのすが漏り状態については緊急避難的なものについてはやっています、根本的な団地としての維持改修事業、少しお金のかかる維持改修事業を計画的にやっていかなければならぬと。そのときに本来の順番であれば、ノースタウンを先にやってから風舞団地ということだったのですけれども、現状を把握すると風舞団地も放っておける状態ではなくて、速やかにやるほうが適切だなということで考えた判断でありまして、500万円の設計費だけではなくて、500万円の設計費が終わった後翌年には工事費がくっついてくるということもありますので、その辺も踏まえて今回の補正では同時に両方をやっていくと、こういう形を考えさせていただきましたので、今後の対応につきましては今年度またローリングも踏まえて検討できると考えておりますので、この辺について改めて原課のほうと、総務の

ほうと協議も含めてローリングの中で検討したいなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 東千春議員。

○19番（東 千春議員） 1点お伺いしたいと思います。

13ページの木質バイオマスなのですけれども、エネルギーの多様化というのは大変大切なことで、地元にあるこういったものを利活用していこうということも、またこれは将来ひょっとすると雇用にもつながるかもしれませんので、大変有意義な調査だろうなというふうに思っております。そこで、説明にもありましたけれども、広域での調査をされるというふうな説明をいただきましたけれども、どういったエリアの部分で調査をしてどのように利活用をされようと考えているのか、あるいはまたどこら辺を目指して調査をされようとしているのか、そういった点についてお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 東議員のほうから御質問がありましたエリアについては、上川北部森林組合のエリア、1市2町1村、名寄市、美深町、中川町、音威子府村のエリアで国有林を除く道有林、民有林、市有林、町有林を含めて、その部分で木質バイオマスの賦存量どのくらいあるかというのを今回調査をさせていただくということであります。その結果を受けまして、どのような利活用の方法があるかという部分についてもその賦存量によりまして検討していきたいというふうに考えています。具体的には、木質バイオマスのボイラー、さらには発電等の利用の可能性も賦存量によっては広がっていくのかなという考えですけれども、当面はどの程度量があるのかということで実施させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 範囲というのは、思

ったより広くないのかなというふうに感じさせていただきました。例えば中心をこことするのだったら、半径50キロだとか、運搬できる範囲というのは大体決まってくるのかなという、そういった範囲の調査をするのかなと思ったのだけれども、そうではないのかなというふうに思っておりますけれども、こういうふうな調査が本当に正しいのかどうなのかももう少し説明をいただきたいというふうに思うのと、あと下川町でもやっぱり大きくバイオマスを活用しようというふうに計画をされているようです。どの程度進捗しているのか私も知りませんが、ひょっとするとこれエリアがかぶっているかもしれないと思うのですけれども、そういったところ辺の調整なんかはあるのかどうなのかお伺いできればと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 下川町の部分でいきますと、森林組合が別なものですから、エリアは重複しておりません。あくまでも先ほど言いましたように、上川北部森林組合の1市2町1村のエリアで調査をさせていただくということなので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 理解をさせていただこうと思いますけれども、多分下川町はもうちょっと広範囲な調査をされているのかなというふうに思うのですけれども、違いましたでしょうか。そのエリア、下川の森林組合のエリアだけで今計算をされているのではないのかなというふうにも思ったのですけれども、何か情報があればちょっとお知らせいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 下川町の場合は、下川町の森林組合、さらには国有林野の関係もエリアの中に入れて下川町自体では賦存量の調査、お互い国有林と協力し合いながら調査をされているというふうには考えております。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第14号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ248万9,000円を増額をし、予算総額を33億3,015万4,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、制度改正に伴うシステム改修の委託料として248万9,000円を追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支出金では、財政調整交付金のうち特別調整交付金として制度改正に伴う事業費分として248万9,000円を増額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 報告第1号 平成24年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 平成24年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御報告を申し上げます。

議会運営事業費ほか7事業は、平成24年第1回定例会から平成25年第1回定例会までに予算計上し、平成25年第1回定例会により繰越明許費の設定をしていただいたものであります。

一般会計繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰り越すためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 報告第2号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 公害の現況に関する報告について、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定に基づき御報告を申し上げます。

平成24年度につきましては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の5項目を中心に、関係機関の御理解と御協力をいただき、指導及び監視を行ってまいりました。

まず、大気汚染では、ダイオキシン類調査を中心に実施をしており、炭化センターにおきましては排出基準を大きく下回る結果となっております。また、粉じん発生源と言われているスパイクタイヤにつきましては、低水準で推移をし、スタッドレスタイヤが市民生活に定着しているものと思われれます。

次に、水質汚濁では、公共用水域の環境保全を図るため、本市から天塩町間の天塩川及び本市の上水道水源である名寄川の水質調査を実施をしており、いずれも平水時における河川の環境基準を満たした水質を維持しております。また、市内のゴルフ場の農薬使用に関する問題につきまして、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を2回実施をし、いずれも基準値以内の水質が保たれておりました。

次に、騒音、振動及び悪臭では、低騒音工法による工事が一般的になっており、建設作業による苦情は減少している状況となっております。

その他、地球温暖化対策といたしましては、第一次名寄市地球温暖化防止実行計画ではCO₂削減目標の5.5%を達成をし、終了をいたしましたので、新たに第二次名寄市地球温暖化防止実行計画を平成24年5月に策定をし、引き続き名寄市公

共施設の二酸化炭素排出状況調査を実施しております。

以上、公害の現況について申し上げましたが、今後とも公害対策では継続した調査、啓発等を行い、市民の健康と生活環境の保全に向けて努力をしております。

なお、詳細の内容につきましては、さきにお届けしております公害の現状と対策を御高覧いただきたいと思っております。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 報告第3号 名寄市土地開発公社の経営状況について、報告第4号 株式会社名寄振興公社の経営状況について、報告第5号 株式会社ふうれんの解散及び清算結了の報告について、報告第6号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号から報告第6号までの名寄市土地開発公社ほか3件の経営状況等の報告について、一括して御報告を申し上げます。

まず、報告第3号 名寄市土地開発公社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成24年度の収支状況は、貸借対照表及び損益計算書のとおり107万9,358円の当期純利益となっております。その内容は、事業収益の部で公共用地取得事業費収益と住宅用地1件の賃貸収益から事業原価の部と販売費及び一般管理費の部を差し引きをし、16万870円の事業損失と

なっております。一方、事業外収益の部では受取利息、公社土地貸付料、事業外費用の短期借入金支払利息を差し引き、124万228円の事業外利益となっております。

また、当期の純利益107万9,358円につきましては、翌年度の保有地簿価を減額をしております。今後につきましては、名寄市第三セクター等改善計画に基づき、公社保有土地を名寄市が買い取りを行い、平成26年度中の解散を目指すものであります。

次に、報告第4号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成24年度第41期の経営内容につきましては、5月20日の株主総会で報告を受けたところであり、名寄ピヤシリスキー場につきましては、12月15日にオープンをすることができ、良好なスタートを切りました。その後の降雪により順調に営業が行われましたが、繁忙期の年末年始に加え、一定の集客が見込まれる週末及び祝日がたびたび吹雪や強風などに見舞われ、リフトの運休を余儀なくされるなど気象条件に恵まれなかったこともあり、リフト総輸送実績は前年度比93.93%の42万8,651人ととどまる結果となりました。

なよろ温泉サンピラーにつきましては、営業の根幹である宿泊部門において一般宿泊者の減少が続くなど厳しい状況がありましたが、状況の変化を踏まえ営業力の強化を行う一方で、毎月の業務会議、営業会議で収支を検証するとともに、宿泊部門の収支バランスを保つため、スキー場、公園事業など一体的な管理連携のもと宿泊滞在につながる各種プランを企画をするなど集客アップとコスト削減に努めました。しかし、東日本大震災から2年が経過をし、経済も回復傾向を示し、観光旅行なども動きが出てきたと報じられてきておりますが、その実感があらわれない厳しい結果となったところであります。当期の総利用者数は8万7,002人、前年度比93.65%と落ち込み、総

売上高では1億6,946万136円と前年度比94.36%にとどまる厳しい実績となりました。

サンピラーパークにつきましては、地域住民、隣接施設などと連携をし、四季折々の企画事業を実施するとともに、地域の団体等に御協力をいただき、花壇の整備、アジサイの植栽等を行うなど花によるおもてなし、魅力づくりに努めました。こうしたことから、8月に2組のカップルがひまわり畑で結婚式を挙げられるとともに、首都圏の旅行会社からライトアップのツアーで送客があるなど、交流人口の拡大や地域の情報発信につながったところであります。冬季のカーリング場につきましては、愛好者はもとより、学校授業や各種大会などで多くの利用がありました。今後も名寄カーリング協会と連携をし、カーリングのさらなる普及に努めてまいります。カーリング場は、オープン以来7シーズン目の2月には入園者80万人を達成をし、総利用者数で13万3,199人、前年度比95.57%となったところであります。

パークゴルフ場につきましては、温泉宿泊とセットにしたパークゴルフパックの継続など利用促進に努めてまいりました。オープンは、融雪のおくれから昨年5月5日となりましたが、関係協会とも連携をし、利用者確保のため良好な施設の管理に努め、健康の森と名寄公園の合計利用者数で延べ4万9,503人、前年度比91.18%となりました。

営業の詳細につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりであります。それぞれの施設と連携をし、効率的かつ効果的な管理運営に当たるとともに、費用対効果に基づいた業務の執行に努めましたが、長引く景気の低迷に加え、燃料の高騰、食材費等の相次ぐ値上げにより厳しい経営を余儀なくされました。こうしたことから、なよろ温泉サンピラー施設利用料に関する覚書に基づく協議により、施設使用料の減免措置を講じたものの、売り上げ総利益が1億2,871万9,709円となり、一般管理費等を差し引きをし、当期純

損失1,406万452円となったところであります。平成25年度においては、経営改善計画を策定をし、各施設と連携をした集客対策を講じるなど、さらなる営業力の強化や一層の経費縮減に努め、経営の安定化を図るよう努力を促してまいります。

次に、報告第5号 株式会社ふうれんの解散及び清算終了について御報告を申し上げます。

平成24年度第9期の事業報告につきましては、議案書のとおりでございますが、昨年12月20日の臨時株主総会で解散が決議をされ、本年3月31日の最終株主総会で清算終了が承認をされたところであります。本年3月21日現在の残余財産の額は940万円でありまして、名寄市を除く株主の所有する500株に対して1株につき1万円、総額500万円を配分をし、名寄市に対して1株につき8,800円、総額440万円を配分することとされました。

清算の詳細につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

次に、報告第6号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について御報告を申し上げます。

名寄市社会福祉事業団は、高い倫理観を保ちながら利用者の意向に基づいた介護サービスを総合的に提供できるよう日々努めております。平成24年度の名寄市社会福祉事業団の運営について、まず特別養護老人ホームについてであります。質の高いサービス、安全、安心、利用者ニーズに即した自立支援を基本理念として、入所者一人一人のケアプランに基づいて提供してまいりました。

短期入所生活介護及び通所介護事業におきましては、地域の老人福祉サービスの拠点として、施設の持つ専門的機能の効果的な活用を図り、利用者及び御家族の身体的、精神的負担の軽減にもつながるよう努めてまいりました。また、居宅介護支援事業所につきましては、介護に関する総合的な相談に応じ、在宅で日常生活を営むために必要な各種保健福祉サービスを適切に利用できるよう

要介護者や御家族の意向に沿ってサービス提供事業者や行政との調整を行ってきたところでありませぬ。高齢者世話つき住宅生活援助員派遣事業におきましては、市営シルバーハウジングの入居者が地域の中で自立して安心かつ快適な生活が送れるよう生活指導、生活相談、緊急時の対応などの支援をしております。

平成24年度の収支の状況について申し上げますと、一般会計と市営シルバーハウジング特別会計を合わせて、収入総額は11億7,240万6,041円に対し、支出総額は10億4,690万266円となりまして、収入から支出を差し引いた1億2,550万5,775円を次年度に繰り越したところでありませぬ。今後とも利用者のさまざまなニーズに応え、施設の機能と特性を生かしながら地域における高齢者福祉の増進にお一層取り組んでまいります。

以上、4件一括して御報告をさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で報告第3号外3件の報告を終わります。

報告第3号外3件については、本日の会議終了後に議員協議会を開催し、質疑を行います。

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 報告第7号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めませぬ。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第7号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、本年3月24日午後9時ごろ、相手方車両が風連町字東風連の市道風連東8号北線を風連方面に向かって走行中、路面劣化により生じたアスファルト欠損による穴に左前輪タイヤが入り込み、車両が損傷したものでありまして、これに伴う車両修繕料10万4,643円のうち7割に相

当する7万3,251円を本市が負担をすることで示談が成立をいたしました。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めませぬ。報告第7号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 報告第8号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めませぬ。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第8号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、名寄市営住宅、北斗団地に入居している借家人が平成24年4月分から平成25年1月分までの10カ月分の家賃を滞納しており、再三にわたり電話、文書、訪問等による納付催告を行っておりますが、納入の意思を確認できないため、滞納家賃が30万円未満ではありますが、名寄市営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱第9条第1項第4号の規定に基づき、納入の意思が認められないものとし、本人に対し滞納家賃の支払いを求める少額訴訟を提起したものでありませぬ。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めませぬ。報告第8号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 報告第9

号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第9号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件の事故内容は、平成25年3月24日午後6時20分ごろ、名寄市西8条南10丁目の交差点内において、下水道施設でありますマンホール上を相手方の車両が通過する際に舗装のくぼみに接触し、車両に損害を与えてしまったものであります。事故の過失割合は、本市が100%であり、車両の修理代として市が4万2,000円を負担することで示談が成立をし、和解をしたところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第9号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には8名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成25年9月30日をもって佐藤源嗣委員及び村上勝浩委員が任期満了となります。

本件は、再度両氏を候補者として推薦をいたし

たく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りをいたします。

議事の都合により、明日6月1日から6月10日までの10日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日6月1日から6月10日までの10日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時10分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 口 京 二

署名議員 竹 中 憲 之

平成25年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成25年6月11日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 鷺 見 良 子
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 佐々木 雅 之 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
市 民 部 長 中 村 勝 己 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 高 橋 光 男 君
建設水道部長 長 内 和 明 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
教 育 部 次 長 湯 浅 俊 春 君
市立総合病院長 松 島 佳 寿 夫 君
事 務 部 長
市 立 大 学 長 鹿 野 裕 二 君
市 事 務 局 長
営 業 戦 略 室 長 常 本 史 之 君
上 下 水 道 室 長 齋 藤 一 彦 君
会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 奥 村 英 俊 議員
3番 上 松 直 美 議員
4番 大 石 健 二 議員
5番 山 田 典 幸 議員
6番 川 口 京 二 議員
7番 植 松 正 一 議員
8番 竹 中 憲 之 議員
9番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 山 崎 直 文

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

10番 高橋 伸典 議員

15番 日根野 正敏 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市の財政運営外2件を、大石健二議員。

○4番（大石健二議員） 皆さん、おはようございます。新緑風会の大石健二でございます。質問に入る前に、さき入院加療中のところ急逝されました故宗片浩子議員に謹んで哀悼の意を表します。長い間本当にお疲れさまでした。

それでは、議長より御指名を賜りましたので、これより通告に従い3件6項目について質問を行います。最初に、名寄市の財政運営から、健全で計画的な財政運営の制度化についてお尋ねをしてみたいです。

さて、堅調に推移しているとされる名寄市の財政運営を見ると、市民理解を得るために健全財政に向けた責任ある道筋を具体的に示しているかどうかについてはいまだ多くの議論の余地を残しているところでございます。5年ごとに検討及び見直しを行う名寄市の最高規範、名寄市自治基本条例も施行から丸3年が経過し、検討及び見直しまであと2年を残すところとなりました。今後自治基本条例の見直しと検討を行う中で、健全で計画的な財政運営を執行する上で整備が求められる具体的な財務表記を加筆する改正とこれを補完する関連条例等の整備についての考え方について御

答弁を願います。

同じく名寄市の財政運営から、ゼロ予算の職員提案、納税プロジェクト等の推進と取り組みについてお尋ねをしてみたいです。名寄市の事務事業改善や活力ある組織づくりの推進など進めることを目的に、平成22年4月にスタートした職員提案、いわゆるゼロ予算は当初極めて低調に推移してまいりましたが、昨年度より職員の発声による事業提案が行われるようになりました。これらの事業提案の中でも、とりわけ実務に精通する職員ならではの取り組みで主税源や使用料、手数料、利用料徴収など、歳入増につながる主導的な部署で構成された納税プロジェクトチームの取り組みについて現状の活動状況と課題について御答弁願います。

次に、名寄市の行政運営から、中心市街地活性化の再点検とその方向性についてお尋ねをしてみたいです。4月1日にオープンした駅前交流プラザよろーなと駐車場専用地の取得により、この秋までさまざまな催し物や行事が企画されています。また、施設の利用を促進する委員会も組織され、その取り組みには多くの市民の皆さんからも大きな期待が寄せられているところではございますが、このよろーなオープンに大きくおくれることなく、名寄市は今後中心市街地の再活性化に向けて多くの課題を抱える周辺商店街と商工会議所等と連携して高い経済効果の創出を図るためにどのような施策や構想をお持ちなのか御答弁願います。

続いて、現在制定に向けて取り組まれている（仮称）空き家等の適正管理条例についてお聞きをいたします。さて、この冬は例年になく降雪量、積雪深となりました。この雪害により、幹線道路や生活道路の除排雪作業への弊害ばかりだけでなく、落雪や屋根の雪おろし作業による死傷事故、雪の重みで倒壊した管理不全の老朽家屋あるいは廃屋も相次ぎました。中でもこうした管理不全に陥った老朽家屋などでは、防災、防犯面での安心、安全面を損なうばかりでなく、景色、景観への悪

影響も懸念されます。市が3月の第1回定例会の中で明示した（仮称）空き家等の適正管理に関する条例の制定に向けた現在の進捗状況と今後の課題について御答弁願います。

次に、安心して暮らせる地域づくりから、課題を抱える町内会とその活動についてお尋ねをいたします。町内会が直面する問題や課題を把握するため、名寄市町内会連合会と名寄市が実施をした町内会に関するアンケート調査がこのほど集計されました。それによると、市内を初め智恵文地区、風連地区の計82町内会が共通で抱える町内会役員の高齢化や役員の引き受け手不足、未加入者や未加入世帯の増加に加え、町内会財政の窮乏化、行事やイベントの参加者減少、負担を増す行政からの委任事務や作業などの実態が浮き彫りにされています。こうした厳しい現実の前に存続の危機に立たされている地域コミュニティの再構築、名寄市の地域づくりに対する考え方について御答弁願います。

最後に、本年9月以降から値上げを見込む電力料金の改定に伴う市民生活への影響とその対応についてお尋ねをいたします。市民生活の日常生活における電力、電気は、上下水道及び道路と並んでライフラインの代表格ではありますが、道内の電力会社は4月24日、現行料金の1割強の増額を盛り込んだ料金改定案を経産省に申請を行いました。申請内容は、家庭向け月額料金で10.20%、認可を必要としない企業などの大口利用者で13.46%をそれぞれ値上げするとしています。一方で、本年8月から向こう3年間で生活保護の扶助費7.3%の削減が見込まれるなど、生活弱者への値上げによる日常生活への影響は避けられません。また、名寄市を初め各企業や事業所にとっても大きな負担増は避けられず、市民生活への多大な影響が懸念されます。6月17日は、電力会社による説明会の開催が予定されており、市民生活への強い影響が避けられない今回の大幅値上げに対する名寄市の対応について御答弁を願います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） おはようございます。大石議員からは、大項目3点にわたる質問をいただきました。大項目1の小項目1及び大項目2の小項目3並びに大項目3を私から、大項目1の小項目2と大項目2の小項目2は市民部長から、大項目2の小項目1は営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、名寄市の財政規律などからについてお答えをいたします。景気の低迷、少子高齢化の進展など社会経済情勢が大きく変化する中で持続可能な自治体経営はもとより、地域の特性を生かした元気なまちづくりを推進するためには計画的かつ効率的な行財政運営が求められております。本市におきましても施策の基本目標とそれを実現するための施策の方向性が定められている総合計画の着実な実行のため、毎年度ローリング作業にて総合計画の進行状況の確認を行っております。また、ローリングや外部評価を取り入れた行政評価の結果を踏まえ、中期財政計画を策定し、必要度、緊急度、優先度を総合的に検討し、効率的で投資効果の高い事業の選択を行い、さらにはそれらをもとに予算編成し、健全な財政運営に努めているところであります。あわせてこれら作業ごとにおいて市民の皆様や議会に対しその内容の説明、情報について提供させていただいております。本市におきましては、総合計画とこれを財政的に裏づける中期財政計画を基本とし、予算編成に当たっておりますけれども、毎年度の地方財政を取り巻く影響により想定された歳入が必ずしも確保できるとは限らない状況にあります。また、政策的に前倒して実施する必要がある事業、さらには一時的に事業費が膨らむけれども、後年度の負担を勘案すると現在実施すべきものなどがあり、ある程度の柔軟性を持ちながら予算編成を行っております。ただし、これらの場合におきましても後年度の公債費負担や基金の管理など、中長期的な視野に立

った財政運営が必要であると認識しており、判断材料として各財政指標の推移を確認しながら進めております。

議員御指摘のとおり、自治体において財政規律を制度化するいわゆる財政運営基本条例の制定につきましては財政運営の指針の一つであると認識をしておりますけれども、市民と協働のまちづくりを進めるための基本ルールである名寄市自治基本条例第20条には市政運営の基盤となる財政運営の考え方が示されておりますし、財政運営上のスケジュールや予算編成上のルール等は明文化されていないものの既に制度として確立しており、総合計画や中期財政計画の公表、また予算編成での資料公表などを通じ、引き続き行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、大項目2の小項目3、安心して暮らせる地域づくりから、課題を抱える町内会とその活動について申し上げます。今回の町内会に関するアンケート調査において、役員のなり手不足や未加入者の増加など、町内会が抱えるさまざまな課題が改めて明らかになりました。市では、現在市民との協働による市民が主役のまちづくりを推進しており、その主体の一つであるコミュニティーの核となる町内会に対しては今後とも積極的に支援を行っていく方針であり、町内会連合会との密接な連携はもとより、自治活動交付金、町内会館等建設費補助金などの財政的な支援を初め、転入者への暮らしのガイドや広報紙などを通じ、町内会活動の必要性や加入促進に向けた啓発などを行ってまいります。

また、アンケートにおいては、町内会における課題、あるいは町内会の枠を超えた課題について地域連絡協議会に期待する声も多くあり、市内には複数町内会での先進的な取り組み事例もありますので、これらの助長と普及に努めるとともに、地域自治区につきましてはこれらの地域自治活動が広がり、成熟する中でそのあり方を市民との協働の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、大項目3、名寄市民の声から、電力料金改定に伴う市民生活への影響とその対応についてお答えをいたします。議員のお話のとおり、電力会社では全面停止している泊原発のかわりに火力発電所の稼働率を高めたことで重油などの燃料費がかさみ、経営が悪化したことにより、本年9月1日からの電気料金の値上げを経済産業省に申請をいたしました。この値上げによる市民生活への影響につきましては、標準世帯において月451円の負担増と新聞等で報道されておりますが、オール電化住宅では値上げ幅が大きくなること、さらには円安の影響による輸入燃料価格高騰に伴うさらなる引き上げも加わり、この値上げがあらゆる家庭に重くのしかかる内容となっております。特に議員御指摘の生活保護受給者等生活困窮者の日常生活に大きな影響を及ぼすものと危惧しているところであります。また、本市の公共施設の電気料金の影響額について、電力会社の申請どおりの値上げ幅で平成24年度の実績をもとに年間ベースでの試算では、市立病院は約13%増の800万円程度の増、炭化センターでは約13%増の450万円程度の増、その他38の主な公共施設では約12%増の1,500万円程度の負担増となる予定であります。

現在電力会社では、全道各地で自治体や消費者団体、経済団体等を対象とした電気料金の値上げ申請に関する説明会を実施しておりまして、名寄地区においても6月17日に説明会が開かれることとなっております。また、消費者庁では、この値上げに対する消費者の生の声を聞こうと札幌市において意見交換会を実施し、新聞報道では発言した16人全員が値上げ反対の立場だったとのこととあります。今後の電気料金値上げの手続は、公聴会や経済産業省と消費者庁との協議後、最終的には経済産業大臣が認可することとなり、値上げの実施時期や値上げ幅もそこで決まってくることとなりますが、本市といたしましてはこの電気料金値上げに伴う家庭や企業における影響の大き

さを踏まえ、電力会社のさらなる企業努力を求め、値上げの中止や少なくとも値上げ幅の引き下げを行うようこの説明会を機会として要請をしてみたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 私からは、大項目1、名寄市の財政運営、小項目（2）と大項目2、名寄市の行政運営、小項目（2）についてお答えいたします。

初めに、納税プロジェクト等の推進と取り組みについてです。納税プロジェクトにつきましては、平成23年度の職員提案募集により提案されたもので、徴収を担当する税務課と賦課を担当する原課が情報交換を行うことにより、公平で効率的な徴収を行うことを目的としたものです。平成24年度においては、納税プロジェクトの一環として強制徴収が可能な市税や国保税、介護保険料、保育料などの公債権に係る部署と強制徴収ができない水道料や住宅使用料などの私債権に係る部署に分け、昨年10月に2回の会議を開催しています。会議では、税務課と原課の役割分担について確認するとともに、特徴的な徴収方法について情報交換しており、私債権においては少額訴訟の検討などが情報交換されています。それぞれの取り組み方法についての情報を共有することにより、効率的な徴収が可能となります。一方、強制徴収が可能な公債権と私債権の間には徴収権限や調査質問権限などに大きな違いがあり、また公債権側の持つ情報を私債権側と共有できない状況にあることから、個別の滞納者の情報を共有することはできない状況にあります。今後につきましても決算がまとまった以降にそれぞれの徴収率の確認もあわせて会議を開催し、効率的、効果的な徴収に努めてまいります。

次に、（仮称）空き家等の適正管理条例制定から、制定に向けた考え方と課題についてお答えいたします。近年空き家の増加が各自治体で大きな

問題となっています。平成20年時点における全国の総住宅数に占める空き家の割合が13.1%に上るとされており、今後もさまざまな要因から空き家が増加するものと思われます。本年3月に各町内会長の御協力をいただき、空き家に関するアンケート調査を実施しました。調査結果は、公営住宅等を除く73町内会の約8割の58町内会から回答を得たところで、空き家が305戸で、うち管理不全となっている危険家屋が84戸ありました。現在の市内住宅戸数1万790戸に占める空き家数は、約380戸に上ると推定され、空き家の割合は3.6%となっております。これまで本市において道の緊急創出推進事業を利用し、平成21年度から平成23年度までの3年間に町内会から報告がありました危険家屋85戸のうち、要件を満たした22戸の空き家の解体を実施いたしました。空き家に関する条例を制定している自治体数は、国土交通省による本年1月調査では138となっております。

条例の特徴としては、平成21年以前の条例は空き家を環境、防犯、景観関連の条例の一部として扱うものが多く、空き家に特化した条例は平成22年、埼玉県所沢市の空き家等の適正管理に関する条例が全国初とされています。平成23年以降は、空き家問題に特化した所沢タイプの条例が主流となり、全国で約40の自治体で制定されている状況となっています。現在先進都市を参考に条例の制定作業を進めており、制定に向けた考え方は空き家の所有者に対しその適切な管理を義務づけることにより地域の防犯と生活環境の保全を目指す、またそれが履行されずに空き家が管理不全な状態にある場合は市長が所有者に対し指導や命令を行うことを規定をする、さらに所有者が命令に従わない場合にはその氏名を公表する措置を盛り込むことなどを基本的に進めていきたいと考えています。制定に向けた課題としては、代執行により空き家の撤去を行った場合の費用回収の見込みが低いこと、また代執行による解体は個人の

財産権侵害のおそれがあることから、代執行を含めた行政措置の規定について慎重な検討が必要と考えます。ただ、新たな危険家屋の発生予防として市民に対する周知効果を期待できるものであると判断しており、実効性のある条例として策定してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、名寄市の行政運営について、小項目1、中心市街地活性化への取り組みから、活性化施策の再点検とその方向性等についてお答えいたします。

平成20年10月に策定された名寄市中心市街地活性化基本計画案では、旧基本計画と同様に東西ではJR名寄駅から市立総合病院まで、南北では南3丁目となります。起点通と南4丁目の錦通から公園通に囲まれた約80ヘクタールを区域として定めました。具体的には、行政及び商工会議所、商店街が連携し、にぎわい創出、まちなか居住の促進、商店街の活性化を基本目標として設定しましたが、経済産業局との協議の結果、計画全般に関して熟度が不足しており、認定ラインに達しないことから、社会資本整備総合交付金事業に変更したところであります。しかしながら、中心市街地活性化へ向けた基本的な考え方は変わりませんが、中心市街地における空き地、空き店舗対策が商店街の活性化への第一歩となると考えております。国は、中心市街地活性化政策の見直しの方向性について検討を進めてきておりますが、本市としては現行の名寄市中小企業振興条例、さらには企業立地促進条例など現行支援制度が商店街活性化に向けた改善策となり得るかを検証するとともに、制度の改定及び新規事業の導入について中小企業振興審議会を中心として関係機関と協議し、一定の方向性を示していきたいと考えております。また、国、道の支援制度にも注視しながら、それらの情報が起業に意欲がある市民等への情報提供ができる仕組みも構築したいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、答弁に従って再質問を行ってまいります。最初の質問から順不同となりますので、あらかじめ御承知願います。

最初に、電気料金のほうからちょっとお聞きをしてみたいと思います。答弁の中で標準世帯というのが出てまいりましたが、標準世帯を北電にお聞きしますと、大体30アンペアで月260キロワットアワーというのを消費する世帯を標準世帯という。月額450円の負担。この標準世帯というのは、たまたま別な方を例にとるわけにいかないものですから、私の例で申し上げていくと、私も30アンペアで使っているのですが、月260キロワットアワーでは間に合わない。何ぼあるかということ、結構な数字になりまして、611キロワットアワーになりました。ですから、ここでいう月額450円というのは、使用量に掛ける10.23%ですから、それぞれ家庭によっては負担増が違うということになってきます。また、加えてさらに円安による燃料の価格、これもスライドさせる値上げ案が、これは認可を必要としないで随時やっていくという、これもあわせてやっていくものですから、とりわけ生活保護者や生活困窮者の日常生活への影響は多大なものがあるなというふうに思います。ことしの冬、今冬も燃料高騰で福祉灯油ということで助成措置がとられていましたが、まさにこの電力料金についても大変負担の重い現実として生活弱者の家計にのしかかってまいります。

北電にお聞きしますと、料金滞納している世帯についてお教え願いたいというふうに申し上げたのですが、それは情報の公開にかかわるものですから、大変申しわけないけれども、お教えすることにはいかないということではございましたが、かなりの件数はあるということではございました。

ですから、今後も滞納家屋というか、滞納世帯といえますか、これはさらに拍車がかかっていくのだろうと。50日間で電気料金の納付がなければ電気の供給をストップするというございましたので、この辺は民間会社ですからシビアに行われていくということございました。

さて、名寄市においても御説明がございましたが、市立病院で800万円、炭化センターで450万円でしたか、名寄市で38施設で1,500万円と、ざっとの計算で2,700万円ぐらいになってしまうと。こういうふうな恒常的に電気料の負担が強いられていくことになるのですけれども、名寄市として今後もこういう電気料金の経費増に伴っていくわけですが、ちょっと質問を割愛させていただくのですけれども、名寄市における自家発電の能力というのはどの程度、あるいは整備状況についてはどのようになっているのかお教えいただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 自家発電の能力というお話でありましたけれども、今ちょっと詳しい私ども資料持ち合わせておりませんので、後ほど説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的に例えばライフラインの施設があります。浄水場、それから下水処理場、それから福祉施設で清峰園ですとか、市立病院ですとか、特にたくさんのもしくは物を扱うような場所につきましては自家発電装置が設置をされておりますけれども、通常は自家発電装置につきましては非常用発電機という扱いをほとんどの場合はしております、なかなか通常のいわゆる電気使用に係る発電機の使用というのはなされていないという認識を持っております。一部市立病院では恒常的に発電をするという、そんな能力も持ち合わせているというふうに聞かされておりますけれども、今後発電機の利用がある意味可能なのかなのか、そして北電とのお話し合いの中で不足した場合の発電機の使用についても契約あるというお話も伺っ

ておりますので、その辺につきまして改めて精査をしてみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それでは、ちょっとまた前段戻ってしまうのですが、生活保護世帯、あるいは生活弱者への対応というのがなかなか思い切ったものではないと。ただ、福祉灯油と同様に日常生活にかかわることが多大に懸念されるのですが、こうした対応について再度お聞きしたいのと。

あと、自由化部門のこれは値上げの申請を必要としない大口の需要者、名寄市を初めとする企業、事業所、こちらについてはコストアップにつながるだろう。こちらについても北電にお聞きをすると、中小零細事業所において滞納があるというお話ございました。これの件数についてもお教えはいただけなかったのですが、こうした運転資金にも事欠くようなことになっていくというような懸念もございます。生活弱者への救済とこうした中小零細企業にとっても滞納が現実としてあるという、緊急的に何か発生する支援というのが今後として協議の対象となっていくかどうかについてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） それでは、私のほうから生活弱者について市の対応についてお答えを申し上げます。

生活保護費の生活扶助基準でございますが、ただいま見直しが行われておりまして、この8月から平成27年度にかけて段階的に見直しが行われていると承知しております。当然ながら国におきましては最低限度の生活を維持することができる改定を行うものと考えております。また、生活保護受給者につきましては、電気料等の滞納によりまして電気がとめられ、生活に支障が起きるようなことがないように担当のケースワーカーが家庭訪問の際に生活指導等を行いたいと考えております。また、御指摘の生活困窮者、低所得者でござ

いますが、この間昨年の12月の広報、そしてことしの6月の広報による福祉相談ガイドというものを全戸配布いたしまして、そのガイドの中で生活保護の制度についても周知を図ってまいっております。生活の維持が困難な方につきましては、お近くの地区の民生委員さん、もしくは市の生活保護係にぜひ相談をいただきたいと思っております。

なお、本市独自の電気料値上げに対しまして生活困窮者の方に対しまして直接的な支援につきましては困難であると考えてございますので、先ほど総務部長が申しましたとおり今後さまざまな場面を通じまして電力会社に要請行動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） ただいま大石議員のほうから中小企業者の滞納の関係で御質問があったわけなのですけれども、そういう相談があった場合については中小企業振興条例の中で拾えるかどうか検討させていただきたいというふうに思いますし、運転資金の関係ではマル経資金の利子補給も本年度からさせていただいておりますので、その部分含めて該当になるかどうか検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

それでは、17日に開かれる電力会社の説明会について引き下げ等の要請を行っていくということでございましたので、ぜひ実効に結びつくような提言を行ってくださいということを御依頼を申し上げます。

次に、ゼロ予算についてお聞きをします。市民部長のほうからる御説明がございました。情報交換ができる公債権とそれができない私債権との法的な壁でなかなか大変だというようなお話ではございましたが、名寄せ程度の情報交換はできるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 名寄せ程度というのは、いわゆる市税、それ以外の使用料の関係で名寄せというのは名前を突合できるかというようなことでしょうか。先ほども申し上げましたけれども、基本的には法律上ではそういう取り扱いには当然なってございません。ただ、市税側から例えばこの方に対する使用料等の収入の状況についてということでは聞くことは、問い合わせすることはできますけれども、使用料側からは税についてというのは問い合わせはちょっとできないということで、基本的には名寄せについてもできないというふうに考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

そうすると、プロジェクトの中では例えば公債権のほうで、これは財産の調査権があるほうですけれども、滞納しているそれぞれの情報は名寄せはできないにしても、それぞれ多重に幾重にも重なって滞納していると、いろんな分野で、手数料でも何でも、市営住宅の家賃だとか、住民税だとか、市営住宅は私債権ですけれども、こうした状況として多重に債務を抱えている方が出てきた場合のプロジェクトの対応といたしますか、名寄市の対応というか、それは例えば消費者金融のほうを優先するのか、消費者金融というのも多分出てくると思うのです、お話を聞いていけば。相談あるいは訪問をしていくということですから。実は、名寄市以外にも消費者金融からの借り入れがあるのだというようなことが多分出てくるのだらうと思います。そういったときに、もちろん税金のほうを優先していくのだらうと思うのですけれども、こういう多重に債務を抱えている方に対しての対応というのは何かマニュアルみたいので対応されているのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 多重債務者にかかわ

ってのマニュアルについては、市税側、税務課サイドではつくっておりません。ただ、多重債務についてはこれまで全国的にも問題となっていて、多重債務による市税の未納等がふえているという実態もございますので、税務課サイドでは、市税側ではそういった研修がございますので、多重債務に対する研修等がございますので、その部分については参加をさせていただいておりますけれども、それ以外の使用料等についての状況については私のほうで今把握してございません。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） そういう名寄市の金銭債権にかかわらないものについては、把握していないということなのでしょうけれども、私はこのプロジェクトのチームの働きについてぜひ今後も注視をしてまいりたいなど。ただ、ゼロ予算で何も無いところからみんなの知恵と協力体制でやっていくのだという、その活動については本当に素晴らしいと思うのですけれども、ただ今後こういった活動内容を伝承していく上で、こういったときにはこう当たるのだというようなケース・バイ・ケースに従って対応していくようなマニュアルの整備も多分必要になっていくだろうと思うのですけれども、それがいつまでもゼロ予算でいいのかどうかというのは今後の課題とさせていただきたいと思いますが、次、空き家条例についてちょっとお聞きをしてみたいです。

改めてお聞きをするのですが、先ほどちょっと微妙な言い回しだったのですが、強権といいましょうか、行政代執行については慎重な対応していきたいというようなことでしたか、代執行は慎重な対応で臨みたいというようなことでした。つまり、今準備を進めている管理条例については行政代執行の条文を盛り込まないということになるのですか。ちょっと確認ですが。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 行政代執行について

は、盛り込まないということではなくて、規定をした場合にいろんな問題がありますということでの認識でございます。今全国で138の自治体で条例を制定をしておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり空き家に特化した部分が約40あります。138のうち代執行を規定をしているのは50と、138のうち50ということの状況になっておりまして、名寄市としても取り扱いについては先ほども言いましたけれども、代執行を規定をすれば空き家が解消されるということでもございませんし、実際に執行した場合においては名寄市も費用が発生をする、しかもその費用が回収できるかどうかという問題もございまして、この課題については十分慎重に協議をしていきたいという考え方であります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 慎重にやっていきたいということで、反映するかどうかについてはまだはっきりしたものをもちでないということなのだろうと思いますが、時間の関係でお聞きしたいのですが、これは本年度内に制定、施行されるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 3月の決算委員会ということで年度内に制定ということで答弁しておりますので、最大限年度内ということで取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

（「3月の予算委員会」と呼ぶ者あり）

○市民部長（中村勝己君） 予算委員会での答弁ということでございますので、25年度中にということで先ほど申し上げましたように少し全体的にスケジュールおくらせておりますけれども、最大限そこは年度内ということで考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

次に、ちょっと時間の関係で申しわけありませ

ん。次の質問に入らせていただきます。中心市街地についてお尋ねをしております。平成18年の夏に施行された改正中活法なのですけれども、それから7年経過をしていると。幾つかのこの活性化基本計画に従って名乗りを上げた自治体の活性化基本計画が5年間という計画期間が間もなく終了しつつある、徐々に、そういったことも含めて経産省は今回この改正中活法全体を見直しをして、ちょっとハードルが高かったという反省のもとでもう少しハードルを下げた中心市街地の活性化法を模索しているというニュースに接しました。この情報については、どの程度把握されているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 中心市街地の活性化政策の見直しに関する動きについてでありますけれども、国におきましては平成24年11月から現行の中心市街地活性化政策の検証の見直しに向けた有識者会議が行われまして、中心市街地活性化政策の見直しの方向性についての取りまとめが公表されております。しかしながら、具体的な国の認定基準ですとか法の改正の内容についてはまだ公表されておられませんので、今後具体的な内容が定められた場合につきましては商工会議所等々の関係者と十分協議をしながら方針を決めてまいりたいというふうに考えております。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。まだスタートしたばかりで、具体的なところまではいっていないようでございます。

さて、私は中心市街地の活性化についてはよる一なオープンとあわせて同時並行で進めていかなければならぬものだろうというふうに考えるのですが、そこで行政の果たすべき役割も大変重要だろうと思っております。その果たすべき役割としては、首長の熱意があるだろうし、行政担当者のスキルアップもあるだろうと思っております。それらがまちづ

くりの巧拙に大きく左右もするだろうし、中心市街地活性化の達成度にも大きな落差、差異が生じるだろうというふうに思うのですけれども、最後に加藤市長のまちづくり、中心市街地活性化に対するお考えについてお聞かせをいただければと思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 4月に駅横に交流プラザをオープンをさせていただきました。まずは、ここを基軸として、これまで交通の結節のばらつきでありますとか、あるいは商工会あるいは観光協会だとか、それぞれ分散している施設を一定程度駅横に集約をして新たな中心街のにぎわいを創出していこうということで4月からオープンをしているわけでありまして。この施設を基軸として、今ソフト面において民官一体となって活性化することで中心街の活性化、あるいはこの地域の発展につなげていこうという取り組みをスタートしているところであります。さらに、この機運が醸成をされて、今後加えてさらに3・6も含めた中心市街地の活性化をどうしていくのかということ、ぜひそうした機運をこれから高めていきたいというふうに思っています。具体的にこうしていくということは、青写真を私が持っているわけでありませんが、しかし今後少子化、高齢化、あるいは低炭素なまちづくりということを考えていったときには中心街に一定のにぎわいを集約していくということは非常に重要なことだというふうに考えておりますので、今後議員からも御指摘のあった経産省のいろんなメニューのみならず、あらゆる省庁にまたがっていろんなメニューがあると思っておりますから、まずは意識を醸成させてその中で中心街をどうしていくのかという議論を具体的にさせていく中で、今後市民みんなで新たな中心街のまちづくりについての青写真を描いていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それでは、町内会とそ

の活動についてお尋ねをしていきます。

名寄市の高齢化率というのが本年3月末で28.61%だったかなと思うのですが、今回のアンケートの集約の結果、役員の高齢化率というのが類推することができるのですけれども、会長職で60代が48.5%と、他の役員についても60代、70代が圧倒的に多くて、町内会役員の高齢化率を算出すると多分40%を超えるのではないかなというふうに思うのですけれども、ただ厳密な数字がないので、推測の域は出ませんけれども、あと会長職で20年以上だとか、どうも後任や引き受け手がいなくて留任と再任を繰り返している、一度入ったらなかなか抜け出られないというような役員となって、なかなかそれがまたかえって逆に役員の引き受け手がないという状況にもなっているようです。こうした状況から、町内会においては婦人部や子供育成会などが休止あるいは停止しているような町内会もございます。このまま座して待っていれば、早晚町内会そのものが機能停止をして活動停止または休止をせざるを得ないというような状況に陥る町内会も出てくるのではないかなと思うのですが、この辺の推測について間違っているかどうかについて御指摘いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回町内会にアンケートをとらせていただきまして、82町内会のうち68の町内会から回答いただいております。今議員から御指摘をいただきましたさまざまな課題が明らかになっておりまして、ただそれぞれ現状町内会連合会含めさまざまな取り組みを町内会通して行っていただいておりますし、確かに将来に向けては高齢化等さまざまな課題もありますけれども、現状ではしっかり地域を守るために市民の皆さん頑張らせていただいているということがありますから、行政としてもしっかりその辺の支援をと、今はそういう段階でまさに後押しをしているというような状況であります。しかしながら、

将来における課題としましては、やはり人口減少等もございますし、町内会の再編も含めてさまざまな形が出てくる可能性もあるという認識は持っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 将来ということなのですが、かなり切迫した状況だろうと私は思っていますので、ぜひともあしたではなくてきょうからすぐにでも町内会の現状を踏まえた対応が私は必要だろうと思います。

近年市職員を退職されたOBの方が町内会の要職につかれる方が多いです。たまたまそういうOBの方とお話をすると、こんなふうにおっしゃっていました。かつて上役は、部下に向かって町内会とのかかわりの中でコミュニケーションを深めるようにというのを機会を捉えてお話をされていたのだけれども、今はどうなのだろうねというようなお声を聞きました。ここで、また再度加藤市長にお聞きをしたいのですが、市長、市職員と町内会とのかかわりについてどのように認識をされて啓蒙、啓発あるいは指導されているのか、お考えがあればお聞かせをください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員が御指摘のようなお話を私も就任以来たびたびとお話を聞いていただいて、一部どうしても職員の中でも町内会に入っていないという声も聞いたこともありまして、昨年に職員の皆さんにアンケートをさせていただいて、町内会の加入の意識調査ということでさせていただいたところであります。実態としては、やはりだんだん若手職員の中では名寄市外からここに就職をされているというか、方も多くてなかなか入り方もわからないだとか、コンタクトがとれないというような、入りたくてもというような声も聞いたところであります。改めて今後は、我々職員としては市民の皆さんの幸せのために日夜邁進していかなければならないという立場であれば、当然町内会活動はしっかりと最低限加入をし

て活動していくということは我々の責務でないかということをお話をさせていただき、またそうした加入の仕方等についても相談をさせていただき、このアンケート結果をもとにそれぞれ部次長会議や課長会議等でもお話をさせていただいていますし、新しく入ってきた職員の皆さんに対しては私のほうから必ず町内会に入るように今後はしっかりと指導していきたいというふうに思い、またお話ししているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 町内会活動を見ていると、なかなか新たに加入していただける方も貴重な存在ではあるのですが、いらっしゃいます。そうした方に役員を引き受けていただくときに、高齢の役員の方はその方に対して口伝、口伝えで仕事の役割だとかお教えするものですから、なかなか理解が深まらないということがございまして、一子相伝といいたいまいしょうか、口伝えで紙に書いたものがないものですから、ぜひとも今後町内会活動の運営のハンドブックみたいなもの、作成に向けて御検討願いたいと思います。

最後に、時間がなくなってまいりましたが、財政の制度化についてはしよりながらちょっとお聞きをしてみたいというふうに思います。平成18年3月に新名寄市が誕生して以来、ことして7年3カ月ぐらいが経過しようとしています。この間国の支援、財政支援、地方交付税あるいは特例債、こういったものを活用して合併効果を楽しんできた名寄市は、ただ、それらも既に間もなく、28年、33年、平成ですよ、それらが徐々に解消、なくなっていくということを踏まえた上での財政的な財政規律と、そしてこの3月に国立社会保障・人口問題研究所でしたか、そちらのほうで名寄市の、市町村別で出ていましたが、人口推移は2035年まで出ていました。こういった年少人口、あるいは生産年齢人口が減っていった前期と後期の高齢者、これ高齢人口といいますが、こちらがふえて高齢化率が高まっていくとい

うふうになっていくと、住民税などの課税ベースに与える影響も大きくなっていくだろうと私は思うのです。そういう人口減少の部分と合併効果による交付税の見直し、これ合併から10年間の合併しない前の交付金を全額担保するみたいなことがありましたけれども、こういったものもどんどん漸減的に減っていくというふうになっていくと、名寄市は過去に財政再建団体になった過去がありますから、そういったDNAを持っている名寄市ですから、私は財政健全化に対するそういったものは必要だろうと、規律は必要だというふうに考えてガイドラインなり条例化、あるいは名寄市の基本条例には20条の中に書いてありましたけれども、それだけなのです。理念化して終わっているというのがあります。もっと具体的に何をどうやっていくのだ、例えば健全化法で定められた4つの指標に名寄市独自の目標数値を設定していく、財政調整基金の基金残高に目標金額を設定していく、全ての金額と指数に目標値を設定して警戒危険ラインに陥る前に名寄市としてどのような対策をとっていくかという、そういった財政規律の明文化したもの、それは条例でもガイドラインでも結構なのですが、ぜひ制定をしたいというふうに考えているのですが、この点について再度お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 前島市長時代に議会答弁の中で、財政運営については常に柔軟性を持って市民の皆さん方の住民サービスをどのように支えていくかと、そこはまさしく毎年毎年の国から示される経済対策、地方財政対策も含めると網渡り的にやらなければならないと、こういうお話もありました。財政規律をコントロールするためには、国では決算カードで全国の3,300の地方公共団体のどの程度のランクになるのか、どこに問題があるかということも含めて決算カードがありまして、夕張の財政破綻問題を踏まえて健全化の指標の公表も義務づけをさせていただきまして、

名寄市でもそれに向かってまちづくり懇談会も含めて対応させていただいておりますので、独自の財政規律をつくってもなかなか市民の皆さん方へ他市と比較をしてどの辺に位置しているかについてもわかりづらいということもありますので、いましばらくは国が示している内容を熱心に市民の皆さん方に説明させていただいて、十分御理解をいただいて、なおかつ合併算定がえにつきましてはまちづくり懇談会の中でも地区の皆さんのほうから随分交付税が減って大変なのだねということ、交付税という言葉も地域の住民の皆さん方から出てくるような状態になっていますので、一定の認識は市民の皆さん方にも御理解はいただいているのかなと。この辺しっかり今後も情報共有含めて市民と協働のまちづくりに進めてまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

施策等の決定手法と市民周知について外3件を、佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をしてまいります。

1点目は、施策等の決定手法と市民周知についてであります。名寄市自治基本条例第5章、市長等の役割及び責務、第16条では「市長等は、市民への説明責任を果たすため、常にまちづくりに関する考えを市民に明らかにしなければならない。市長等は、常に市民の声に耳を傾け、誠実に対応するとともに、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない」と定めています。ところが、新年度に入った4月20日過ぎ、研修などを目的とした移送に市が指定した業者から車両を借り入れている福祉及び社会教育関係団体に対し、それぞれの所管課から「平成25年度バス運行業務委託料の単価改定及びバス利用における留意事項のお知らせ」と題した文書が届きます。内容は、平成25年度における委託料

の単価が改定になりましたので、本年事業を計画されている場合は予算等留意していただきますようお願い申し上げますという簡単な文章と借り上げバス利用における留意事項及び単価表が同封された簡素な内容であります。料金の改定は、大型、中型、小型バスとも1時間単位で1,000円、1から3時間で3,000円、半日で4,000円、1日で7,500円から8,000円引き上げる内容を主としたものであります。市では、老人クラブで車両運行の10分の9、老人クラブ以外の団体で同2分の1の補助を行っていますが、各団体の負担増になるのは明白であるにもかかわらず、事前の説明及び具体理由もなく、突然の通知であり、各利用団体に戸惑いを与えるものであります。

その後加藤市長名で5月22日に「平成25年度バス運行業務委託料の単価改定にかかわるお知らせ」という文書がバス利用団体代表者に届き、周知が遅くなり、各団体の皆様には多大な御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとし、25年度については旧単価で行う趣旨の内容でありました。議会に対しても所管常任委員会などで説明されておりますが、改めて今回の一連の対応、てんまつについてお伺いします。

しかし、各団体とも総会時期を間近に控えて突然の通知であり、戸惑いを与えたのは事実でありますし、市の信頼を損なうあってはならない対応であったと思いますが、担当部署の反省点、市としての改善方法、施策等の市民周知のあり方についてお伺いします。

また、今回の通知では、旧単価表で行うとしながらも、単価表で24年度は最低補償料金3時間分、半日、4から5時間程度、1日、8から10時間上限と名寄市福祉及び社会教育関係団体活動推進補助金交付要綱で定められていましたが、25年度は最低補償料金3時間分は変わりませんが、半日、3時間以上5時間以内、1日においては5時間以上10時間上限に改定されております。利用団体にとっては不利益となる遡及に当たる対応

であると考えますが、見解を求めます。

2点目は、駅前交流プラザよろーな開設に伴うにぎわい創造についてであります。さきの平成25年第1回臨時会は、より慎重な審査が必要という議長判断で異例の12日間開催され、よろーな駐車場取得を含む補正予算案を所管の経済建設常任委員会に付託し、多くの傍聴市民を迎える中、合計4回の委員会で協議が行われました。最終的には多数決により原案可決となりましたが、駐車場の有効活用のため日々のにぎわいをどう創造するかも大きな議論となったところです。

そこで、端的にお伺いします。1つ目は、5月24日に開催された駅前プラザよろーな運営委員会で新たに委嘱された運営委員らの意見はどのようなものであったのか、また意見を受けてどのような協議をしているのか、さらには入居団体や商店街などとの協議経過はどうであるのか、加えて通常時の利用促進策及び商店街活性化につなげる具体策について所管する営業戦略室ではどのような協議が行われているのか、この際明らかにしていただきたいと思えます。

最後に、よろーな管理のあり方についてであります。この6月2日、よろーなを開設記念としてかみかわまるごと食べによるーなフェスタ、なよろアスパラまつりが開催され、よろーなや6丁目商店街は小雨模様にもかかわらず多くの市民らでにぎわいました。しかし、補正予算の駐車場取得審査に際して常に市側が訴えていたよろーな、Qマート、取得駐車場の相互利用は果たされていませんでした。よろーな駐車場はイベントに活用され、Qマート駐車場前には係員が立ち、利用しないように求め、取得駐車場は出店者の駐車場となっていたため入ることができませんでした。このため訪れた市民らは、南広場に車をとめたり、小雨模様であったため路上駐車に対応していたのが実態です。また、よろーな内に市職員の姿はなく、嘱託職員の管理人が忙しく市民らの対応に追われていましたが、なぜあのような状況に至った

のか説明を求めます。

3点目は、名寄市立総合病院についてであります。名寄市立総合病院の24年度決算については、行政報告にもあったように1,900万円の単年度純利益を計上することができました。改めて佐古前院長、和泉現院長を初め病院関係者の日々の御努力に敬意を表します。今後も診療科21科に医師49名、研修医8人の57人を初め、医療スタッフ65人、看護スタッフ289人のもと地域住民の健康増進に努められますようお願いを申し上げます。

しかし、一方では救急救命センターの開設、看護基準7対1の導入などの課題もあります。そこで、まず医師法施行規則第19条に基づく医師の配置基準の状況及び7対1を全科で導入した場合の看護師基準配置についてお知らせをいただきたいと思えます。

近年は、訴訟リスク、勤務が過酷などの理由で産科、小児科、麻酔科、外科の志望者が減っている状況があり、専門家の間では外科医不足により高齢者社会を迎えて増加するがん手術などは二、三カ月待たなければ手術は受けられない状態が来るのではないかという懸念の声も出始めています。一方、看護師についても依然として確保は厳しい状況が続いています。特に公立病院の場合、公務員の退職金カットと給与削減に過酷な勤務状況が相まって早期退職を考えている人がふえており、と言われております。名寄市立総合病院では、これまでも各関係機関と連携しながら積極的な確保対策を行っていますが、今後の医師、スタッフ確保対策としてさらに必要としている対応及び課題についてお伺いします。

さらに、全国の各病院では今まで以上の経営効率化とコスト削減のため入院患者への給食、シーツや検査着の洗濯、院内清掃、医療機器の保守点検、医療廃棄物の処理、検体検査、医療事務に加え、院内情報コンピューターシステム、院内物品管理などの分野のアウトソーシングが活発になる

という見通しもありますが、名寄市立総合病院におけるアウトソーシングの考え方について、この際明らかにしていただきたいと思っております。

最後に、名寄市立大学についてであります。市長は、5月7日の部次長会議で5月中に大学のあり方を具体的に検討する組織を立ち上げると述べ、行政報告の中でも大学の中期的な振興計画の策定と保健福祉学部の再編強化、短期大学部児童学科の4大化による新学科を前提とした検討準備組織を設置し、具体的な検討を進めてまいりますと述べています。そこで、大学のあり方にかかわる具体的な検討課題、検討組織の概要及びスケジュールについて、第1回定例会の代表質問以降さらに具体的な検討が進んでいると思っておりますので、お伺いします。

また、ことしも203人の新入学生を迎えましたが、向学心に基づき学業に励むとともに、若いパワーでさまざまな活動を続ける名大生と豊富な知識を有する大学としての可能性について大学側ではどう認識し、導こうとしているのかについてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 佐藤議員からは、大項目4点にわたり質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は営業戦略室長から、大項目3は病院事務部長から、大項目4につきましては大学事務局長からの答弁になりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、大きな項目1についてお答えをいたします。名寄市福祉及び社会教育関係団体活動推進補助金の委託料改定につきましては、最近の燃料高騰など委託業者が置かれる厳しい経営環境を受け、見直しを行ったものであります。こうした民間事業者への委託運行は、福祉バス及び生涯バスの廃止に伴い平成21年度から実施されておりますが、開始以降この4年間の委託料は事業者の経営努力もいただき、据え置きでありました。契約に当た

りましては、燃料費などの変動も見きわめる必要から予算成立後に行っておりましたが、結果値上げをせざるを得ない状況となり、各利用団体への改めての周知が4月下旬と遅くなりました。このことで、既に利用団体等では総会などが終了したところもあり、再度の負担金徴収など利用団体に混乱をもたらす結果となる懸念も生じたことから、急遽昨年同様の負担とさせていただいたところがあります。このことにつきましては、所管の市民福祉常任委員会等において経過説明を行い、その後各利用団体へ周知がくれ、混乱を来したおわびと今回改定を行わない旨のお知らせをさせていただきました。

次に、反省点と改善手法であります。今回のように委託事業における料金等の改正が必要となる場合には十分な市民周知期間が必要と考えます。これまで年度内の料金改定を避ける意味から、運行経費等の見きわめに年度ぎりぎりまで待っての契約としておりましたが、今後は事業者の理解もいただきながら早期に債務負担行為を行って仮契約を済ませ、おおむね3カ月間ほどの周知期間の確保を図ってまいりたいと考えます。周知方法といたしましては、団体への文書での通知とあわせ、説明の機会を設けるなどきめ細かな対応に努めてまいります。

また、今回のように庁内で契約部署と補助金を扱う部署が複数にまたがる場合、状況や経過などにおける情報の共有が不可欠であったにもかかわらず、結果として連絡調整が不十分となりました。今後は、このことを教訓とし、各担当部署との連携のあり方について再度協議を図り、かかる事態の再発に努めてまいります。

今回の交付要綱の単価表における時間区分の見直しは、これまでの時間区分で曖昧となっていた時間帯を明確にすることが目的となっております。これまでの要綱では、最低補償料金が3時間分とされ、また半日を4時間から5時間程度としていたことから、3時間から4時間までの分が明確で

はなく、また1日が8時間から10時間上限とされていたことから、5時間を超えて8時間までの扱いも曖昧となっております。しかし、実際の運用では、半日を3時間を超え5時間程度までとし、6時間を超えるものについては1日料金で対応をさせていただいております。今回の見直しは、これまでの運用に準じる対応となっており、新たな不利益の遡及には当たらないものとの判断もございましたけれども、結果として説明が不十分でわかりにくいものとなっており、改めておわびを申し上げる次第であります。今後こうした内容につきまして改めて利用団体への説明の機会を設け、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、駅前交流プラザよろーな開設に伴うにぎわい創造について、小項目1、よろーな運営委員会での協議経過についてお答えいたします。

去る5月24日に駅前交流プラザよろーな運営委員会を開催をし、新たに11名の委員へ委嘱状を交付し、議題として4月の利用状況、よろーなの管理運営体制、入館者からの意見、要望について報告いたしました。続いてよろーなの利用に関する意見や要望をお聞きしたところ、節電は理解できるが、少し廊下が暗く、掲示物も見えづらいので、館内の明るさの改善、屋内での火気の使用及び喫煙場所の案内掲示、バス利用者の駐車場利用方法についてなどの意見が出され、要望として軽食販売、館内BGM放送などの提案をいただきました。これらの御意見を踏まえ、館内の照明については6月からエントランスホールなど共通で利用する部分は全ての照明をつけることといたしました。公共施設での節電意識は必要であることから、利用者に御不便をおかけしない範囲での節電に努めるほか、他の御意見等につきましても改善できる点については早急に取り組んでまいります。また、財政負担や関係者との協議が必要な

案件については、随時検討を行うとともに、検討経過やさらなる改善点などの意見を聴取するために定期的なよろーな運営委員会を開催してまいりたいと考えております。

続きまして、小項目2、入居団体や商店街等との協議経過についてお答えいたします。よろーなオープン前に開催した入居団体や商店街等との協議については、入居団体とは3回、商店街等関係団体とは2回開催いたしました。いずれもにぎわいづくりや利活用に関しての意見や提言はよろーな自体の具体的なイメージが想像できなかったこともあり、ほとんどがよろーなの利用に関する質問でございました。したがって、4月1日によろーながオープンし、一定期間が経過した後、施設利用、サービス提供に関する改善点、周辺商店街とのかかわりの可能性、さらには一体的利活用によるにぎわいづくりなどについて具体的なイメージが想像できる時期にそれぞれ協議を行うこととしておりました。入居団体とは5月31日に開催を予定しておりましたが、他の日程の関係もあり、6月19日に開催することとしており、商店街等につきましては商工会議所協力のもと商店街連合会の皆様との意見交換の場を6月17日に設けさせていただく予定としております。いずれにいたしましても、関係団体等との協議など事前の取り組みが不十分であったことに対しましては反省をしているところでございます。

続いて、小項目3、通常時の利用促進策についてお答えいたします。よろーなの通常時における利用促進については、所管している私ども営業戦略室とよろーなのにぎわいづくりの企画運営について業務委託をしているNPOなよろーな観光まちづくり協会と連携しながら協議をしているところです。エントランスホールにおいては、オープン当初から株式会社エフエムなよろ様の御協力により金曜日の夕方の1時間をよろーなから生放送していただいているほか、各学校、幼稚園等において作品展示などについて御協力をいただいで

いるところです。催し物の開催は、集客に一定の効果がありますが、日常的に開催することは現実的に困難ですので、日常的に利用していただく来館者をふやすためにも大学生や高校生などのサークル活動などが利用しやすい仕組みなど、具体策を検討していきたいと思っております。また、営利目的外でのよろ一なを用いた一定のにぎわいを創出する取り組みに対する利用料の減免策なども現在協議をしているところであります。

続いて、小項目4、商店街活性化につなげる具体策についてお答えいたします。よろ一なと商店街との一体的な取り組みによる商店街活性化に波及する取り組みとして、本市における従来のイベントではイベント会場の経済効果は大きいですが、周辺商店街への波及効果は少ないと考えられております。これらを改善する試験的な取り組みとして6月2日に開催をされましたかみかわまるごと食べによる一なフェスタでは、市内消費拡大事業としてイベント会場内で一部の販売店を除き、現金ではなくチケット使用による販売を行い、そのチケットがイベント会場外の周辺商店街でも金券として利用でき、かつイベント開催日以後2週間まで利用できることといたしました。これは、イベント以外で周辺商店街での商品購入の動機づけの喚起を促すことができるかの取り組みで、他地域では地域活性化策の一つの成功事例として取り上げられていた事業を本市にも適用してみたところでもあります。しかし、イベント当日にチケット制の周知が十分にされていなかったこともあり、チケットの利用に困惑する来場者が多数見られ、本市での初めての運用とはいえ、イベント時の利用方法などについて反省すべき点が多々ありました。周辺商店街への経済効果については、まだチケット積算期間が終了していないためその波及効果等は算出できませんが、商店街活性化につながる具体的な取り組み策の一つとして今後も活用できる手法と考えております。それ以外にも恒常的に商店街活性化につながる取り組みは必要であり、そ

れらをなし遂げるためには行政と商工会議所との連携を初め、周辺商店街との積極的な企画発案、協力なくして効果的な取り組みを実行することはできないと考えております。空き店舗対策等による商店街からよろ一なへの波及、よろ一なのにぎわいから商店街への波及など、さらには相互波及などさまざまな可能性について商店街を初め関係団体と協議を行ってまいりたいと考えております。

続いて、小項目5、よろ一な管理のあり方についてお答えいたします。よろ一なオープン記念事業の一つとして6月2日に開催されましたかみかわまるごと食べによる一なフェスタ in アスパラまつりは、西2条から大通までの名よせ通りを通行どめとし、よろ一なと一体的なイベント会場としてさまざまな催しが展開されました。名よせ通り会場を主にステージ、グルメ、物産販売会場とし、よろ一な会場をミニ動物園、セグウェイ試乗、絵本読み聞かせなど市民団体の活動広場などの会場として活用いたしました。イベント会場が広範囲にわたることから、車での来場の利便性を考慮し、南広場を含めた周辺の駐車場を臨時駐車場として利用しました。実行委員会では、ステージを含む西2条通会場が集客数の多くが見込まれるメイン会場であると想定し、イベント来場者用メイン駐車場を南広場臨時駐車場といたしました。また、上川地方管内の各市町村からの出店業者とバスターミナル利用者用としてQマート南側駐車場を設定をいたしました。このことでQマート店舗のお客様用駐車場での来客者駐車スペースが確保できない可能性が高くなったことから、実行委員会ではイベントの周知も含め、チラシの新聞折り込み等によりイベント来場者については南広場臨時駐車場を初め名よせ通り周辺駐車場の利用をお願いしたところであります。結果として来場者に御不便をおかけしたところもございましたので、今後におきましては主催者側と十分協議の上、万全を期してまいりたいと考えております。

イベント当日におけるよろ一な内の管理体制に

つきましては、よろいな会場にて各種催しを行った各団体等からの必要機材の貸し出しや来館者からのさまざまな問い合わせ等が多々あったことから、管理人室が不在となり、問い合わせ等に対応できない場面もございました。これらの管理につきましては、よろいな管理を所管している私どもと実行委員会でさまざまな確認とシミュレーションを想定していなかったこともございまして、関係者に御迷惑をおかけしたことについて深く反省しているところであります。これらのさまざまな問題点を一つ一つ解決をし、よりよいよろいな利用及びサービスに取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目3点目の名寄市立総合病院について申し上げます。

初めに、医師、看護師を含めた医療スタッフの確保についてお答えをいたします。まず、医療法の施行規則第19条に基づく医師の配置基準の状況についてであります。平成25年2月1日現在患者数から見た当院の標準医師数は28.9人で、非常勤医師数も含めた医師数は60人おりますので、充足率は207.6%となっております。標準医師数については、名寄保健所が毎年実施しております医療法第25条の規定に基づく立入検査により充足が確認されているところであります。

次に、看護基準7対1を導入した場合の看護師の配置基準につきましては、看護職員全体の確保に加え、1つは一般病棟に勤務可能な看護職員と、さらに夜勤ができる看護職員の確保が条件となります。本年3月の退職者と4月の採用者を合わせた結果、看護職員全体では17人の増加となっており、5月1日現在再任用を含む正職員の助産師、看護師、准看護師の職員総数は289人ですが、そのうち産休、育休、病休者などが18人、育児短時間勤務者が7人おりまして、救急外来を

除く一般病棟看護職員数は185人、そのうち夜勤可能な看護職員は145人となっております。看護基準7対1の導入には、一般病棟の看護職員が180人から190人、そのうち夜勤可能な看護職員が150人程度必要であります。まだ若干不足しておりますので、4月の新採用の新人看護師が夜勤可能となる本年秋ごろをめどに7対1を導入したいと考えております。

次に、医師等のスタッフの確保について申し上げます。北海道が平成24年10月にまとめた北海道の医師確保対策についてによると、平成12年と22年の対比では小児科が微増、産科、産婦人科と外科系医師は減少しているという結果が出ています。当院は幸いにして脳神経外科で1人減員となったものの、循環器内科、消化器内科、産婦人科では1人ずつ増員され、他の診療科においてもこれまでの人員を維持することができました。今後も派遣元の旭川医科大学、北海道大学の各講座を初め各関係機関との連携を強化するとともに、臨床研修センターを中心とした研修体系の確立、子育てをしている女性医師を対象とした短時間正規雇用の実施、必要な医療機器の購入、医師住宅の整備など、ハード、ソフトの両面から医師が働きやすい環境の整備に努めてまいりたいと思います。

次に、看護師の確保策については、昨年新たにパンフレットを作成しまして、市立大学、市内高校、看護師養成校を訪問し、奨学金、院内研修制度などを説明し、広く募集に努めております。また、将来看護師を目指す高校生を対象にセミナー、ふれあい看護体験などを開催し、資格取得までのカリキュラムや学校での生活、奨学金制度、看護師となって以降の職場での体験などに理解を深めていただき、中学生には圏域の学校からの要請に応じて職場体験学習などの受け入れを行っております。医師、看護師等の人材確保は最優先の課題でありますので、今後もさまざまな施策に取り組みながら人材確保に努めてまいりたいと考えてお

ります。

次に、アウトソーシングの考え方について申し上げます。当院におきましても医療事務や医療機器の保守点検を初め、医療廃棄物の処理、院内清掃、検体検査の一部などを業務委託をしております。業務委託のメリットとしては、専門的なノウハウを持っている事業者を活用することにより、業務の質や効率性を高められる可能性があることや経費節減などが上げられると認識しております。しかしながら、委託会社の事情などもあり、離職率が高く、優秀な人材が定着しにくいことや指揮命令系統が異なることによる業務の円滑化が図りづらいことなど、幾つかの課題も生じています。最近では、アウトソーシングを進めていた病院の中に委託を一部縮小したり、取りやめて直営に戻した例もあると聞いております。いずれにいたしましても、委託のメリット、デメリットをしっかりと検証、認識し、慎重に判断をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、大学のあり方にかかわる具体的な検討課題や検討組織の概要、タイムスケジュールなどについてお答えを申し上げます。

平成25年第1回定例会における佐藤靖議員の代表質問に対して、平成25年度において中期的な大学振興計画の策定と学部再編強化と短期大学部児童学科4大化による新学科を前提とした検討準備組織を設置して具体的な検討に着手したいとする市長答弁により、短期大学部及び保健福祉学部の将来像についてより具体的な検討を行うために短期大学部児童学科4年制化、学部再編強化に関する検討準備会議を設置して検討を進める予定であります。この検討準備会議は、設置者と大学により構成するものとし、現在この組織のあり方について設置者と大学の両者において協議を行っ

ているところであります。5月中に検討準備組織を立ち上げる予定でしたが、課題整理等の事前の準備に時間を要し、現在に至っておりますが、近々のうちに設置をしてみたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

現在想定しております検討準備会議は、短期大学部児童学科の4年制化、新学科設置による保健福祉学部の再編強化に関する具体的な調査及び新学科設置に係る必要な事項に関する具体的な検討を行うことを目的として、設置者と大学との関係部署、部局の担当者により組織してみたいと考えております。具体的な検討課題としましては、国の制度改革の動向を注視するとともに、複雑化、多様化する保育現場から求められる保育士等の養成のあり方、18歳人口の減少が進む中、他市から学生確保の道筋、専門性を身につけた4大卒保育士等の受け皿の課題、充実した学士課程教育と専門職養成を行うための教員確保や施設整備の課題などが想定されます。検討事項としましては、保健福祉学部に保育士等の養成を主たる目的とする新学科設置について必要となる調査検討、検証を行い、具体的な制度設計、設置工程などの検討を行ってみたいと考えております。

なお、検討準備会議の具体的な検討スケジュールにつきましては、現在検討中であり、今後詳細について決定をしてみたいと思います。また、検討準備会議における検討結果につきましては、名寄市立大学参与会及び市議会に報告をさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、大学の中期的な振興計画の策定につきましては、大学の教育と研究の推進に関する目標設定とその目標達成のための中期的計画の策定が主な目的となるものと考えております。主な検討内容といたしましては、教育及び教育の実施体制に関する目標と計画、学生支援に関する目標と計画、研究に関する目標と計画、地域貢献などに関する目標と計画、国際交流に関する目標と計画、大学

運営の改善と効率化、財務内容の改善、自己点検評価と情報公開などが想定されます。この中期的な振興計画の策定につきましては、検討組織のあり方も含めてさらに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、大学と学生の可能性についてお答えを申し上げます。本学の学生は、学業のみならず、地域におけるボランティア活動に積極的に取り組んでおります。学生のボランティア活動を支援し、推進する本学の地域交流センターが実践してまいりました地域交流活動は、大学認証評価においても高く評価されております。また、道北地域研究所が取り組んでまいりました地域資源の有効活用を目指した研究も本学の長所として評価されております。一方、大学認証評価におきましては、こうした活動内容や成果が広く市民に浸透しているとは言えない状況にあるので、さらなる工夫が望まれるとの指摘も受けております。

昨年7月の本学教授会において、名寄市立大学の理念を名寄市立大学はケアの未来を開き、小さくてもきらりと光る大学を目指すことと定め、公表いたしました。これは、教育、研究、実践のあらゆる場面においてケアの受け手と担い手のあり方について地域と大学が連携、協働して探求していくということと一般市民はもとより、地域の専門職にとって生涯学習の拠点となる高等教育機関を目指し、地域貢献機能を強く持った大学を目指す決意をあらわしたものでございます。この理念を具現化する一つの方向性として、これまで取り組んでまいりました地域連携、社会貢献の活動を基礎として道北地域研究所が担ってきた地域から求められる諸課題に積極的にかかわる地域研究分野、地域で学ぶ魅力を学生に喚起するための教育カリキュラムの編成とキャリア教育を具体化する地域教育分野、大学が自治体や社会法人などとの連携を強化して学生と住民が協働するボランティア活動の機会を積極的に設ける地域貢献分野の3つの

分野から成る新たなセンター組織体制の再構築を視野に入れて研究と教育はもとより、社会貢献に対し本学教職員と学生が一体となって取り組む展開を目指してまいりたいと考えております。大学と地域社会との関係構築は、名寄市の財産である市立大学の基盤であり、地域が学生を育み、学生は地域との交流により活力と魅力をつくり出すという地域意識の醸成に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問していきたいと思えます。

まず、バス運行の関係でありますけれども、今の総務部長の御答弁を聞いていると、予算査定するとき、特に12月前にもう予算、原課では始めていて財政課長のほうに上げてくるのですが、そのときにこの話は出ていなかったのですか。その後の部長査定、あるいは市長、副市長査定の際にこの話は出ていたのですか、出ていなかったのですか、お答えをいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 従前の踏襲をしていたということで、予算査定段階では現行予算の枠の中で一定程度可能という判断もありましたので、従前と同様の対応してまいったというところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） その従前と同じ対応という意味がわからないのですけれども、要するにこういうバスの料金を当初、昔は一定程度無料にして年間1回あるいは2回貸し出しますということで市民の皆さん、あるいは団体の皆さんそれぞれ研修で活用してくださいと、これを有料化するということは大きな議論になります。ある意味では、これは政策決定という部分もあってこういう形になったのですけれども、だからこそより慎重に対応しないとならなかったことではなかった

のかなという気がしているのです。それが団体によっては4月22日に文書が来るということで、ちょっとおかしいのではないかということになったのですけれども、当然ながら予算査定の中で原課ではこういう対応はバス業者から来ているという話があるので、やっぱり一定程度引き上げなければいけないという話が出ていないとおかしいのですけれども、それを総務部長は認識していなかったのですか、していたのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 結果として、認識に至っていないということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 認識に至っていないという、政策決定というのはどういうふうにされていくのですか。それは、課長決裁もあるでしょうけれども、市民生活、市民の団体活動にかかわる部分で原課で判断したものを部長が認識していないということが決定をして各団体に流れていくというやり方がやっぱりちょっと違うのではないかという、なぜそういうことが起きるのか、このところやっぱりこういうことが起きるのです。その原因がどこにあるという判断を総務部長はされていますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回のように民間のバスを借り上げをしまして、実際の契約につきましては私どもの管財で行うと、1つは健康福祉部、そしてもう一つは教育委員会のほう、それぞれ原課のほうで具体的な運用については対応するというものであります。これは、一つ瑕疵でありましたけれども、契約の段階で十分状況の判断に至っていないということが結果として契約のおくれにつながり、もしくは料金改定の報告におくれを生じたということでありまして、この辺につきましましては従前4年間一定程度企業努力をいただきながら料金の据え置きをしていただいたということにある意味甘んじていたということが一つ契

約所管するところについてはあったということでありまして、その辺につきましましては先ほども申し上げましたとおり債務負担行為含めてしっかり時間をとって業者の皆さんとすり合わせをさせていただいて、新年度における料金体系をしっかりと押さえしていくというところで対応してまいりたいというふうに考えますし、そうした情報の共有につきましましてはまさに関連する原課とのすり合わせも含めてしっかりするということが今回大きな教訓としてありましたので、従前の対応に流されることなく、しっかり検証してまいって対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 周知期間については、これから3カ月程度ということの基本にするということでありましてけれども、周知期間という一番議会で大きくもめた一つがポストフルさんが名寄に進出するときに建築制限条例をつくるときに周知期間が何日だということで、基本的な議論大きく当時の特別委員会ではしてきて、基本的には6カ月でないか、いや、1年でないか、3カ月でないかという判断が、その当時からやっぱり市民の皆さんにどうやって物を伝えていくかというのは議論してきたわけです。それが今になってもまだ基本的に至っていないと。3カ月というのはこれから徹底されるでしょうけれども、その意識をどうやって職員の皆さんに持っていくかという、やはり私は1つは自治基本条例というのは何なのかというのが基本的にあると思うのです。これは、これまでも市民ホールの建設のときにも3分の1、3分の2という議論がありました。結果的には、そういう規制はなかったというのもありましたけれども、自治基本条例の行政運営の原則第18条でうたっていること、あるいは28条でうたっていることということがきちっと職員の皆さんに周知されているのかというのが疑問なのですけれども、その辺の認識は総務部長はどういうふうに思っていますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回の件で改めて丁寧な説明をしっかりと市民の皆さんに行っていくと、その中でしっかりと周知を図っていくと、そういう必要性を改めて痛感をさせられたということであり、まさに自治基本条例ができて、市民に対する私どもの情報の共有のあり方についてはしっかりと本来であればそれぞれの原課の中で対応すべきものと。当然そんな認識もありましたけれども、この間少しずつそういうところについては認識として少し薄れているという結果が今回の事例にあらわれているというふうにも思っておりまして、自治基本条例も22年4月から施行されておりまして、ちょうどことしで4年目に入るわけがあります。これから27年度に向けてしっかりとまた見直しを、5年に1回の見直しをやるというふうにも規定をされておりますので、まさに早くひとつ庁内の検討会議を立ち上げながら、また改めて市民懇話会等の設置もさせていただきながら、これにつきましては十分時間をかけながら市民の皆さんの意見を聴取をしてぜひしっかりと検証に結びつけていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 確かに自治基本条例の中では第8章第35条の中で5年以内ごとに見直すということがあり、この自治基本条例の精神なり内容についてはそれほど私は大きく時代的に変わっているというふうには認識はしておりませんが、改めてここで見直すということの作業を進めることで、それは職員研修、あるいはいろんな場を通じて自治基本条例というのは何が書かれているのかというのをもう少し周知をしっかりと図っていただきたいというふうに、これはお願いをしておきたいと思っておりますし、ある意味では課内会議とか係内会議というのを頻繁に開催すると。市民会館の本館が使えないようになって部次長会議の中でも福祉センターがある、あるいはよろ

ながある、文化センターがあるので、対応できるのではないかということの報告がされているようでありまして、そういうことよりも日々職場でやっぱりお互いの仕事を認識し合うという作業をしっかりとしていかなければだめだと思いますけれども、その辺についても改めてこれは積極的な対応を求めておきたいと思っております。

ただ、総務部長のさきの答弁の中で時間帯について、要綱では時間をうたっているのです、1日は8時間から10時間と。その間は確かにないけれども、そこは私は政策的な余裕、配慮かなという思いをしていたのですけれども、そうではないと。1日というのは、その時間内で行ったときには1日と見るのだというのは要綱に反していないのですか。市民の皆さんは、団体の皆さんはそういう理解をされているのですか。例えば7時間、7時間だからうまくいった、これは半日で使用料終わったねと言うと思ったら、請求は1日の料金で来たら値段ははね上がるわけですから、そういう曖昧な要綱の運用というのをされているということよろしいという認識をお持ちなのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 先ほど説明しましたとおり、要綱の中での時間帯の中で非常にわかりにくい部分があったということで、これは改めて民間の事業者を使うというところで、民間の事業者のほうでは運転者の手配含めて一定程度賃金の保障含めて具体的な対応されているというお話もありまして、その辺につきましては一定程度政策的な配慮という考え方は当然今まであってやってきたということでありまして、一定程度要綱としても精度を高めていくということであれば、ある程度時間についてもしっかりと定めが必要という判断で今回整理をさせていただいたことでもあります。この中身につきましては、改めて利用者の皆さん含めて説明の機会を設けましてしっかりと私どもの考え方をお伝えをしまいたい、そして御理解をいただきたいというふうに

考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 遡及は、確かに条例、規則がさかのぼって不利益をこうむるようなことであっては遡及に当たるので、地方自治法ではやっちはいけませんよと。要綱まではたしか入っていません。だけれども、要綱は何に基づくかといったら、条例、規則に基づくのが要綱という意味では遡及には当たらないかもしれないけれども、準じるという考え方をすると、この料金については24年度でやると言っておいて、この部分だけは25年度から見直すというのは、私はちょっと一致しないと。ある意味では、それは遡及するのではないのと。遡及に当たらないと総務部長はおっしゃいますけれども、認識としてはそういうことが言えるのではないかと思いますけれども、それは間違いということではよろしいのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 実際の運用を一定程度踏襲するような時間帯の設定にさせていただいたことがありますから、この辺につきましては改めてしっかり利用団体の皆さんに説明させていただきまして、実態と、実際にこれまでの利用状況としっかり合うような形に合わせた上で、その利用につきましてもぜひ御理解いただければというふうに考えておりますし、その中身については改めてもし御指摘があれば私どもとしてもしっかり説明させていただきながら対応を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） いずれにしても、利用している各団体は今会員不足、あるいは高齢化を含めてそれぞれ財政的にも苦しい状況があると思うので、私はあわせて各団体に御説明するのなら、やっぱり現状をしっかりと認識をされて、より利用しやすく、それぞれの団体の皆さんが研修に有効に使えるようなシステムにするということも含めて御検討されるのが主だと思います。料金だけ

ではなくて、どうやったらより利便性を高めて市民の皆さんの教育都市名寄としての一住民としての意識を高めていくかと、あるいは研さんを深めていくかということにつなげるべきだと思いますけれども、その辺について市長あるいは副市長どういうふうにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） もともと市のほうが無料でそれぞれ生涯学習、福祉政策としてさせてきたものでありまして、今扇谷部長言いました時間区分の関係につきましては直営でやっている部分についての融通性というか、柔軟性というのは多分あったと思うのです。そこのところを民間業者のほうの委託料の一部助成に切りかえる段階で十分でなかったことについては、ここはおわびを申し上げたいなと思っています。ただ、それを業として労働者を使って仕事をしているバス事業者の関係もありますので、この辺については基本としては9割補助であったり、50%補助だったりについてはしっかり堅持をしながら、この間の経過も含めて利用団体の皆さん方のほうにはしっかり対応してまいりたいと思っています。

なお、先ほど言っていますように、3月の予算が通った後、新年度に向けてのバス料金の委託契約の交渉という形になりましたので、こうするとどうしても過去4年間については料金が改定なかったもので、またことしもという中で燃料代の高騰とあわせて円安の傾向も含めてそれなりの負担が業者さんのほうから提案をされましたので、先ほどから言っている12月というのは周知期間、使用料等の最低の周知期間として9月提案、12月に結審いただいて3月までの市民周知、こういう形になりますので、12月に債務負担行為を設定して業者さんと、3カ月間のブランクあるのですけれども、新年度の料金体系についてしっかり契約に至るようにして1月から3カ月間、地域、町内会、生涯学習団体との説明をして十分御理解をしていただきながら進めてまいりたいと思って

います。

なお、この間職員もいろんな形で年度初めの整理についてはいろんなふくそうする業務を誠意持ってやっているのですけれども、この間の部分について少し事務がふくそうしたこともありまして、大変御迷惑おかけしたことをお詫びさせていただきたいと思っています。新年度に向けてしっかり早目の対応ということも含めて対応してまいりたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 先ほど申し上げましたとおり、自治基本条例の中でもやっぱり市民の声に耳を傾けというのがあるわけですから、ぜひ同じ機会のときに利用団体の皆さんにどういう利用されているのか、どうあるべきなのかというものも含めてぜひ聴取をさせていただきたいというふうに思います。

それと、次によろ一な関係ですけれども、私はどうしてもわからない。あの4日間あの経済建設常任委員会で議論して、それは久保副市長、佐々木副市長も御同席されて議論をして、あの駐車場を新たに取得するときにQマートとの連携というのが大きな議論に、当然それがアスパラまつりのときも生かされているだろうという認識で現地へ行ってみたら、利用ができないと。常本室長は、新しく取得したところはバス利用者と市外の業者と言った。もう昼の段階であそこは入り口が遮断されているのです。バスの人は、利用できないのです、もう。自分でどけるか何かをしないと入れない、そういう状況をつくっていたのです。私がたまたま行ったときも、市内の御婦人でしたけれども、今バスに乗るのだといって車をよろ一なところにとめようとすると、だめ、だめと係員の人が言っていましたけれども、実質言っていることとやっていることが違うのではないですか。イベントのときに使えるから、3つが連携するからいいのではないか。6丁目のアスパラまつりもそうですけれども、おトイレだってみんなよろ一な

におトイレしに戻るのです。よろ一なが拠点なのです。あとおトイレするところないのです。そういう対応を含めると、よろ一なの駐車場を取得して3つ連帯でイベントのときに活性化するのだと言っていた基本が6月に入って頭のイベントでもう崩れているのです。なぜそういうことが起きるのか。市民の皆さんだって注目して、あそこ5,000万円もかけてやる必要あるのかという議論もあって、市長の政策判断もあって、議会としても議決をしてなったのですけれども、実態が全然違っているということ自体にどうしてそうなっているのですかという質問ですので、改めてお答えをいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいまの質問にお答えしたいというふうに思いますけれども、基本的には駐車場につきましては新しい取得した用地に駐車場が完成後の一体的な利用ということでございますけれども、ただ整備前におきましてもQマート利用のお客様の駐車場を確保した上で一体的な利用ということでは株式会社西條様とも理解をいただいておりますし、今回の対応につきましては私どもも実行委員会に入っているわけですけれども、そういったQマートの駐車場が、お客様の駐車場が確保できるかどうか微妙な感じだったということもあって、実行委員会の対応としてそのような対応させていただいたということでございます。ただ駐車場に入ることができなかったという部分についてはちょっと私ども承知していなかったのですけれども、今後につきましても当然イベント主催者側と十分協議をしてそういった利用者の方々に御不便をおかけしないような対応をとっていきたいというふうに思っておりますし、祭り会場の中のトイレの部分につきましても基本的には一応簡易トイレは用意をしてあったのでありますが、本部席の近くに用意をしてあったのですけれども、周知が十分でなかったということもあったというふうに思いますので、実行委

員会とも今後の反省部分として我々としても対応していきたいというふうに思いますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） Qマートの駐車場については、市長も行っていらっしゃったので、わかっていると思いますけれども、男性が1人張り紙を持ってずっと立っているのです、雨の中。ただで立っているわけではないかもしれない、有料かもしれない。だけれども、イベントのたびに実行委員会と市と協議して、またどうのこうのではなくて、基本ルールとしてそうでなかったのですか。3つを連帯して利用するということが基本ルールでなかったのですか、あの議論の中では。それがイベントのたびにそうやって協議するのですか。その辺が曖昧だと言うのです。多額のお金を投じて取得をして、直して、一体感を持ってにぎわいをつくろう、だからいいのではないかと、Qマートさんもそうやって協力してくれるよということが原則でなかったのか、改めて久保副市長にそれをお伺いしておきたい。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） ただいま佐藤靖議員から御指摘のあったとおり、3つの駐車場を連帯して使うという基本的な考え方については変わりがないということであります。ただし、今回の先ほど営業戦略室長のほうからも御説明申し上げましたとおり、実行委員会の運営あるいは管理する面におきまして、そこは不十分であったということを率直におわびを申し上げたいというふうに思います。以後これらのイベントごとにそれぞれの対応ということではなくて、株式会社西條、さらには入居団体の皆様方とのそれぞれの連携を強化しながら、今後ともこの駐車場の3つの使用に当たっての有効利用について図ってまいりたいということですので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） いずれにしても、せっかく取得をして利用しようという駐車場がいざ使ってみようと思ったらできないというのは、私はあってはならないことだと。市民の皆さんの中にもいろんな声があって、議会側としてもその声を聞きながら議論をしてきて、結局はやっぱりそこに期待をしていてということが実際にされないというのは非常に残念でありますので、その他の部分についてはまた所管の委員会でやりたいと思いますので、以上で終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、熊谷吉正議員より早退の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。引き続き一般質問を行います。

農林業施策外1件を、植松正一議員。

○7番（植松正一議員） 議長より御指名いただきましたので、通告順に従いまして、質問させていただきます。

大きな1点目、農林業施策について4点についてお伺いいたします。今シーズンは、例年になく降雪に見舞われ、昨年12月からことしの3月までの降雪量は787センチで、過去6カ年平均で比べると58センチ上回る状況とのことでございます。そのため低温や日照不足などが影響し、天候不順が続き、作業全般での農作業の進捗や生育がおくれている、ジャガイモ等など播種段階に入っていない作物が多く見られる、今後の天候に左右されるが、最良の年でありますように念じて

います。

そこで、1点目に心配される農作物の進捗状況と今後の対応、対策についてですが、農作物の主要作物の現況についてお知らせを願いたいと思います。

2点目に、TPPに対して市独自の調査での影響額についてですが、本市は農業が基幹産業であり、本TPPは原則100%と関税撤廃されており、仮に重要品目の完全撤廃の例外措置が認められない場合、本道の販売農家全戸数の7割を超える3万3,000戸の農家の営農が困難になるばかりでなく、17万人の雇用が喪失するなど極めて影響が多いと報道されております。また、食料の供給、安全保障、雇用問題など山積しているが、政府は7月中旬ごろから交渉参加に踏み切るが、しかし国会では賛成、反対両論が飛び交う中での利害得失が関心になっていて中身の議論が示されていない中、交渉に入るとのことでございます。

そこで、23年にJA北海道中央会、本市の農業の影響を示されておりますが、その後本市の農畜への影響額は、また関連産業への影響額は、そして本市として関係団体と連携しての反対行動を予定しているのかお知らせを願いたいと思います。

3点目に、木質バイオマス利活用調査の内容と今後の利用促進の考え方についてでございます。

21年第1回定例会で地球温暖化に伴う新エネルギー利用検討、導入に対して産学官と協力連携し、全道各地の取り組みを検証し、本市として調査研究することでした。今回木質バイオマスの利活用調査を実施することですが、調査の内容と今後の利用促進の考え方についてお知らせください。

4点目に、森林整備担い手対策推進状況について。以前は、現場で働く方々は年配の方々が多く、若い人が育たない状況でございました。今は、高性能機械による低コスト、また作業等働く環境整備に国、道、市も職場での支援策を取り入れられており、そこで森林整備担い手対策推進事業につ

いて考え方をお知らせください。

大きな2点目、市内遊休地の利活用について3点について伺います。1点目に、旧営林署跡地については、現在名寄土地開発公社の保有地であり、来年度市が買い戻しを行う予定と聞き及んでおります。今までこの跡地の利活用に対しては、何人かの議員も質問をされており、以前私も質問させていただきました。方向性が見えない状況でしたので、今までの経過及び取り組みについて前向きの現状についてお知らせを願いたいと思います。

2点目に、緑丘第2団地跡地対策については、平成8年度に用途廃止以降18年経過し、以前に利用計画で質問いたしております。その後市長を初めとする部内での検討を含め、具体的な方向も含めた現状をお知らせください。

3点目に、普通財産の管理している宅地分譲、施設建設可能な面積状況についての現状をお知らせください。

以上でこの場からの質問終わります。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 植松議員からは、大項目で2点にわたり質問がありました。大項目1は私から、大項目2は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、大項目1、農林業施策についての小項目1、心配される農作物の進捗状況と今後の対応、対策について申し上げます。本年度の融雪期は、大雪の影響と低温により平年に比べ10日遅い4月23日となりました。6月1日現在の北海道が行っております名寄地区農作業、生育状況調査では、耕起作業などについては4月下旬から5月中旬の降雪、低温、降雨により平年より3日から6日おくれの状況となっております。主要作物の生育状況は、ウルチ米、生育2日おくれ、作業3日おくれ、移植率は90%、モチ米、生育4日おくれ、作業5日おくれ、移植率は70%、秋小麦、生育5日おくれ、春小麦、生育9日おくれ、播種期は11日おくれ、大豆、播種4日おくれ、播種

率75%、小豆、播種10日おくれ、播種率10%、てん菜、生育3日おくれ、移植は完了、タマネギ、生育2日おくれ、移植は8日おくれ、アスパラ、平年の10日おくれの5月28日からJA道北なよろの共選作業が始まった状況となっており、5月下旬からの好天により当初のおくれを挽回しつつあります。今後の対応については、月2回の名寄地区農作業生育状況等調査並びに関係機関、団体で構成しております名寄市営農技術対策協議会での情報交換等を通じて必要な情報収集を行ってまいります。また、8月下旬をめどとして関係機関、団体の代表者による主要農作物作況調査を行っており、生育状況を確認し、対策が必要な場合は議会にも御相談させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、TPPに対して市独自の調査での影響額はについて申し上げます。これまでのTPPをめぐる国の状況は、本年2月の日米首脳会談における共同声明において発表され、3月に安倍首相によるTPP協定交渉への参加表明があり、現在TPP参加11カ国は7月の会合からの日本の参加に向けて検討されているところであります。北海道では、3月に開催した北海道TPP協定対策本部会議で影響試算を発表いたしました。対象品目12品目、米、麦、てん菜、でん粉原料用バレイショ、小豆、インゲン、乳製品、牛肉、豚肉、鳥肉、鶏卵、軽種馬で1兆5,846円の減少となり、食料自給率への影響はカロリーベースで平成20年度の210%から80%に減少するとしております。農産物の主な影響試算では、米はアメリカ及びオーストラリアからの輸入により道内生産量の約3割が置きかわり、残る道産米の価格は輸入米に置きかわる部分の価格低下率の半分の率下落、影響額は597億円、小麦は輸入され、国内で製粉されていますが、粉で輸入され、道産100%をセールスポイントとする差別可能な小麦粉1%を除き、外国産小麦粉に置きかわり、影響額は470億円、てん菜は現在粗糖が輸入さ

れ、国内で精製されていますが、精製糖で輸入され、外国産と品質格差がないことから、道産てん菜糖の全てが外国産に置きかわり、影響額は1,031億円、でん粉原料用バレイショは外国産と品質、価格差がないことから、道産バレイショでん粉の全てが外国産に置きかわり、影響額は196億円、小豆、高級和菓子用生産量の約3割を除いて外国産に置きかわり、残る道産小豆の価格は輸入小豆に置きかわる部分の価格低下率の半分の率で下落し、影響額は121億円と予想されております。名寄市農業への影響額は、平成23年にホクレンで試算しましたが、米が現状の1割程度、豆類は大豆が壊滅し、4割程度、麦類は秋小麦が壊滅し、3割程度、バレイショは生食以外は壊滅し、5割程度、てん菜は壊滅、牛乳は飲用以外は壊滅し、2割程度になるなど、現在80億円の農業生産額が34億円となる試算がされております。市町村独自での影響額の試算については、試算方法、対象品目などさまざまな要素が必要なことから、単独での算定は難しい状況であり、北海道などに働きかけを行ってまいりたいと考えております。

市議会においても平成22年第4回定例会で反対決議、さらに平成23年第4回定例会及び平成25年第1回定例会でも意見書が採択されております。今月22日には、旭川でTPP上川地方対策連絡協議会主催の集会在4,000人規模で予定されています。名寄市としましても27日に関係機関、団体で構成する実行委員会によりTPPを考える名寄市民集会を開催し、理解を深めてまいりたいと考えております。今後とも北海道を初めとして、JAを含め農業関係者、市町村関係者等と連携し、今まで同様反対姿勢を貫いてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目3、木質バイオマス利活用調査の内容と今後の利用促進の考え方について申し上げます。名寄市が平成25年2月に新エネ、省エネビジョンを作成し、木質バイオマスの可能性につ

いて今後検討することとしておりましたが、このたび北海道より木質バイオマスのFS調査の決定を受けましたので、本市における事業の可能性を調査することといたしました。調査区域は、上川北部森林組合区域の1市2町1村の道有林を含む民有林とし、この区域の未利用の資源量を調査するとともに、名寄市においてどのような事業が現時点で実施できそうなのかを調査することになります。可能と思われる事業としては、大規模消費施設となる発電所や名寄市で木質燃料工場をつくった場合における利用可能施設について検証することとなります。利用可能な施設としては、公共施設、農業施設などが考えられます。課題としては、建設コストや他産業への影響もあることから、関係団体を集めた地域検討協議会、仮称でありますけれども、この中で調査結果について検討し、報告書として作成することとなります。調査の結果、可能性があるものについては新たに実施計画において検討することとなります。

次に、小項目4、森林整備担い手対策推進状況について申し上げます。森林整備担い手対策事業は、北海道の森林整備担い手対策基金運用の事業として行われており、林業担い手研修、森林作業員就業条件整備事業、新規参入定着支援事業、林業労働環境整備事業、蜂被害対策促進事業があります。名寄市では、森林作業員就業条件整備事業として行われている就労奨励金支払いとして行っております。実績といたしましては、平成23年度は従業員42人に対し9,574日分、支給総額405万590円、うち名寄市で125万9,375円を負担しております。平成24年度は、従業員40人に対し8,984日分、支給総額376万7,950円のうち、名寄市で116万5,255円を負担しており、森林整備に対し市としても支援をしております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の

2、市内遊休地の利活用についてお答えをいたします。

まず、旧営林署跡地対策についてであります。旧営林署跡地につきましては現在名寄土地開発公社の保有地であります。来年度市が買い戻しを行う予定の土地であります。旧営林署跡地につきましては、営林署が民間に売却処分を行う前に公共利用について協議があり、選択肢として名寄警察署の建てかえ用地を確保することにより移転促進を図るため、平成15年に駐車スペースを含めて5,201平方メートルを土地開発公社に取得させた経緯があります。島前市長の時代から名寄警察署の署長が交代するたびに建てかえ用地として市で既に確保していることを説明し、取得について要請を行ってまいりました。さらに、今年度は文書により北海道警察本部等に足を運び、要請を行ってきております。しかし、北海道における財政状況等の課題もあり、現在のところ建てかえの見通しが立っていない状況であります。今後とも引き続き要請活動を行ってまいります。

次に、緑丘第2団地跡地対策についてありますが、緑丘第2団地跡地の利用計画につきましては平成8年度の用途廃止以降多くの市民の皆さんの意見を聞いて庁内で議論をしてまいりました。具体的には、隣接する道路の整備とあわせ、宅地造成を行い、定住促進を目的にゆとりのある住宅団地として分譲する計画など、さまざまな検討がされてまいりました。こうした内容につきましては、東京なよろ会の会員など市外、道外を含めた皆さんに説明し、PRを行った経緯もありますが、残念ながら市街地から少し離れた場所と思われたこと、また長引く不況下の影響もあり、これまで問い合わせがない状況であります。こうしたことから、現在まで具体的な事業計画を持つに至っていないのが現状であります。

次に、市が管理をしている普通財産であります。住宅用の適地として判断されるのはおおむね8区画、約4,099平米あります。また、大型施

設の建設が可能な遊休地はおおよそ13万1,113平米あり、そのうち3,000平米以上の区画の大きい遊休地は12カ所ほどとなります。内訳につきましては、宅地ではありますが、風連地区は旧プール跡地の1区画、名寄地区では土地開発公社より買い戻しをした食品工業団地等7区画、広大地では風連地区では旧風連幼稚園跡地を含む2カ所、名寄地区は旧徳田団地跡地を初め福祉センター南側にあります旧教員住宅跡地を含め10カ所でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほどの答弁の中で数字間違っていましたので、ちょっと訂正をお願いします。

食料自給率への影響は、カロリーベースで平成20年度の210%から多分さっき80%と言った記憶があるのですが、89%に訂正していただきたいというふうに思います。210%から89%に減少するというので、申しわけありませんでした。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） それぞれ答弁いただきましたので、再質問させていただきますけれども、初めに心配される農作物の関係でございますけれども、本当に今新聞報道含めて道の機関、当然上川農業改良センターのデータももとだと思っておりますけれども、もう2回ぐらい報道されていますけれども、どうもその報道の内容含めて、食い違い含めてあるのですけれども、この流れというのは上川農業改良センターで調べた部分を道のほうに行って道から資料来るのですか。その辺ちょっとお伝えしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 流れとしては、普及センター、名寄にありますけれども、そこから本所に行きまして、本所から、本所というのは普及センターの本所、当麻町にあるのですけれども、

そこに行って、それから総合振興局の農務課に報告をして、農務課のほうで上川全体のものを取りまとめて道のほうに報告して、道のほうで調整をした後新聞公表されているところです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） そういうせいなのか知らないですけども、ジャガイモ関係なんかですとか、ビート関係ですとか、いろいろ報道されていましてけれども、私ども現地や何かへちょっと行かせてもらったら、まだこれから起こして再度かけて芋植えるのだとか、ジャガイモですね、そういうような形でありまして、この辺をやはりもうちょっとスムーズに、総合振興局含めてなのかもしれないですけども、この辺もちょっとお願いをしておきたいと思います。

それから、きょうも報道では32度ぐらいになるということで連日日中は暑くて、夜は若干涼しいところもあるのですけれども、本当に最近の雨不足の中で農家の方、いわゆる畑作農家、特に、生育含めて、発芽を含めて大変な今状況でないのかなと、こう思っております、これ以上、15日に雨降るようなことも言っていますけれども、こういう状況の中で今やっぱり一番心配されるのは今後どういう生育状況を見るのかと、その辺経済部長含めて担当部署関係、この辺が今どういう懸念をされているのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほど申した生育状況調査については、毎年5月15日から10月15日までの間、毎月1日と15日を基準日として生育調査を実施しております。今議員から御指摘のとおり、干ばつ傾向にありまして、特に根菜類、タマネギだとかビート、それからジャガイモ、この部分についてはこのままいくと非常に収量が減少傾向になるのではないかとということで私どものほうとしては心配をしております。適度な雨が降

っていただけるよういつもお祈りをしているのですけれども、なかなか、今週の土曜日は傘マークがついているのですけれども、それもどの程度降雨量があるのか、予報ではそんなに多くないのではないかという報道もされておりますので、今後の天気を注視をしてみたいというふうに考えています。

とりわけ昨年の第3回の定例会において山田議員のほうからも畑地かんがいの関係、特に智恵文地区の部分で昨年も干ばつ傾向であったことから質問があったわけなのですけれども、国の事業採択の要件1,000ヘクタールに聞き取り調査を行った結果満たないということで、必要性はあるのはわかっているのだけれども、なかなか面積要件に合致をしないということで事業採択の要件に達しないものですから、畑地かんがいの必要性というのは私どもも十分理解をしているところなのですけれども、先ほど申しましたように採択基準にいかんせん達しないということで事業実施は困難だということでお答えをしていますけれども、畑地かんがいの必要性については先ほど申し上げました、何回も申し上げていますけれども、十分認識をしているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今の最後の話は、かんがい施設の関係だろうと思うのですけれども、今山田議員もいらっしゃいますから、智恵文方面含めて畑作の関係は、富良野方面あたりはかんがい施設等なども整備した中でこういうかんがいの対応されていると、それも前からある程度要望はあったと思うのです。ですから、この辺は毎年同じような繰り返しをされているわけですから、これは道の、また地元の道議の先生もいらっしゃいますから、この辺をしっかりと連絡密にしてしなければ、これから先ほど言いました、これから言いますTPPの関係もありますから、関連としては大変な状況になりますから、そういう関係はち

ゃんとしっかりと対応していかなければならないと思いますので、その辺は理事者の関係で誰か答弁あれば、久保副市長、どうですか。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 議員御指摘のとおり、こういう雨不足という状況で農家の方々からかなり深刻な話を承っております。畑作専用地帯におきましては、一定のこういう日照り、あるいは干ばつ傾向のときに収量を一定程度補うということで対策を講じることについては私どもも考えているところでありますが、適債事業だとか、あるいは有利な補助事業というところ検討させていただいて、研究させていただいて今後の対応に当たってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） そういうことで、方向性含めてしっかりと詰めていただきたいなと思っています。

次に、TPPの関係でございますけれども、7月の中旬ごろ参加を表明していて、まだ何か国益のためにばかりでなかなか話や何か進んでいないような報道関係でございますけれども、十分な説明含めて、また交渉参加に突き進むという無謀とも言える状況の中、以前にホクレンから名寄農業生産額の80億円が34億円の影響額は既に私ども聞いておりますけれども、関連産業、この影響額はまだ示されていない部分がありますけれども、この辺わかればお知らせを願いたいと思うのですが。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 関連産業いろいろあるわけなのですけれども、今議員御指摘の部分でいくと、しっかりまだうちのほうで押さえていない状況にありますので、先ども申し上げましたけれども、計算方法等いろいろあるものですから、道なりに今後要請をして名寄市でどれほど影響額があるのか道のほうにも聞いてまいりたいという

ふうにご考慮しておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 市町村独自の試算というのは、私は交渉参加に入りまして、今のうちから農業関係、雇用、医療関係等々やっぱり調べる必要があるのかなと。実際に交渉段階にもよるかもしれませんが、この辺の常日ごろからそういう考え方を持って進んでいられるような関係だと思っていただきたいなと思っていて、道と関係機関等の情報含めて算出をするのが必要ではないのかと、こう思っていますので、その辺はしっかりとお願いを申し上げたいと思っています。

次に、本市として、きょうの新聞報道ですか、市長の関係できょう報道されていましたが、TPPの関係で反対、私はレジュメでは要旨では本市として団体関係との連携しての反対行動ということで、何か今まで名寄市独自としてTPPの反対運動というか、そういう運動がいつごろやられるかなと、土別のほうは早くにやられているわけですから、名寄市も危機感を持って進んでいくべきだと私も思っています、きょうの報道を見ますと27日でしたか、TPPを考える名寄市民の集いが行われるということで、これは本当に多数の方含めて、どういう形になるかは別にしてこういう行動を起こすことによって危機感を持つ、また国会議員含めて、道議、私ども市議もそうですけれども、危機感を持ってやらなければいけないのだと思いますので、この集会に期待しているところでございます。

次に、木質のほうに参りますけれども、今回調査区域は上川北部森林組合で1市2町1村で道有林と民有林、その資源量の調査をするということで報告いただきましたけれども、今現在美深、それから音威子府、中川では木質の利活用についてもう表明していると私は思うのですけれども、その辺ちょっともう一度お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 議員御指摘のとおり、他の町村については利用可能な部分で表明しております。名寄市はまだしておりませんので、この調査結果を受けてどのような対応ができるかということは今後検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 私も以前に一般質問の答弁で、導入に向けての調査研究、設置場所、補助事業の利活用で安値で導入でき、導入前と比較してランニングコストで経済効果があることを確認していると。これは、前の部長ですけれども、そしてあとは年間通して消費量の多い施設に導入することが望ましいと考えている、そういう答弁でございました。それで、私も総合計画の中、前期なのか後期なのかということで受けとめていたけれども、なかなかその辺が回答を得られないということで、今回道よりの調査費が出されたということで、今回前向きな形で利活用の調査を行うのかなと、こう思っておりますけれども、その考え方があればお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほども申し上げましたけれども、上川北部森林組合の管内1市2町1村の部分でどれだけ利活用できるものがあるか、量ですね、その調査ということで、とりわけ先ほど植松議員おっしゃられたように中川だとか音威子府、美深についてはそれぞれ利活用の方向性も考えておりますから、その部分を除いた部分で名寄市で調査結果が出れば、これだけの量があるので、これだけのものが利用可能なのですよということも含めて調査結果を受けて詳細にわたって検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） この木質の関係では、2回ほど一般質問させてもらいましたけれども、

近郊の下川含めて実績があるわけでございまして、その関係等調査をした段階で前部長は導入にランニングコスト含めての一定の理解をしているわけでございまして、今後の調査をしっかりと確認して、上川北部森林組合等などもこれが頭になってくるわけですからしっかりとやって、名寄市は独自の、今燃料高騰や何かもありますから、化石燃料ですね、ですからその辺も含めてどこがいいのか、その辺はちゃんとしっかりと検証していただきたいなど、こう思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、森林整備に対しての担い手対策は、これはわかりました。森林、林業、林産業は依然として厳しいわけでございまして、この担い手だけに林業振興に一層のこういう支援をするということでございますので、これをぜひ今まで以上にやっていただければいいのかなと思います。

いよいよ市内の遊休地の利活用についてでございますけれども、旧営林署のほうについては以前にも一般質問させていただきまして、改めて申し上げますけれども、道の財政状況、建てかえの見通しが立っていない状況とかと、今後とも要請活動を行うとのことですが、以前のときは口頭で要請をしておりましたけれども、今回文書での要請を行っているのか、どこに要請を出しているのか、また回答があった場合にはその内容も含めてお知らせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 要請につきましては、今回改めて文書でさせていただいたということでありまして、昨年8月29日、これにつきましては旭川方面本部の本部長宛て、それとあわせて名寄警察署署長宛てに提出をさせていただいております。続いて、8月31日には加藤市長が直接北海道警察本部に参りまして、総務課長と面談をさせていただきまして警察本部の本部長宛ての要請書を手渡しをしているということでありまして、ちなみに、内容につきましては、昭和40年

に現警察署が完成して以降、平成4年に一定程度増改築は行われておりますけれども、もう既に建物が老朽化をしまして狭隘となっていると。あわせて、私どもの隣接する市庁舎がありますので、この駐車場もお互い狭隘な状況になっているということでもあります。こうした状況から、早期の移転改築が必要と判断をされているということをし添えております。あわせて建てかえに当たりましては、土地開発公社のほうで既に先行取得をしております旧営林署跡地、これを用意していると、移転用地として用意をしているということもお知らせをしております。ちなみに、移転後につきましては、跡地を市が駐車場用地等一体的に使える利点があるということで、私どもの立場も含めてあわせてお知らせをしているところであります。

回答につきましては、実は口頭で受けておりました、要望書の提出につきましては現状の理解もいただいているというお言葉もありまして、真摯に受け取っていただいたものというふうに考えております。あわせて、改築移転に当たっての警察署の現状のお話もちよっとありまして、おおむね警察署の耐用年数というのは50年ということでありまして、予算につきましては国からの補助と、それから道の持ち分が半々という財政のお話もいただきました。現在全道69の警察署があるということでございますけれども、実は名寄警察署より古い署が6カ所から7カ所ほどまだあるということでありまして、ちなみに道の財政が非常に厳しいということもございまして、平成16年以降新たな建築につきましては10年間、ちなみに平成26年度まで凍結をしているというようなお話もありました。しかしながら、名寄市におきましては一定程度移転用地も既に確保されているということもありまして、そういったものも考慮しながら今後優先順位をつけて判断をしたいというような回答をいただいております。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今説明いただきました

けれども、市長がみずから総務課長ですか、課長さんに手渡して部長のほうに要請をしてきたと。これはいいのですけれども、ただ口頭で返事をもたらったということで今お話ありました。私は、課長さんとお会いしていろいろなお話をされたと思うのですけれども、そして部長宛てに要請書を出せば、やっぱり何日後にとか文書で回答しますというのが私は普通だと思うのです。私どもの場合でも普通陳情含めて要請を出す場合でもやっぱり何日までに文書で返答します、回答しますということですから、ということですよ、今まで私どもの会派も含めて、それから町内会も含めて要望、要請書を出されたときにそういう返答はやっぱり文書で出していただく、今名寄市の行政関係も含めてそういうぐあいになっているのですけれども、何でその返事が口頭になっているのか、後で文書で返答を求める、そういう意向はないのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 前段説明もさせていただいておりますけれども、警察署の建てかえにつきましても常に財政的な問題を抱えながらの対応しているというような状況もありまして、今回の文書の要請につきましてもおおむねのめどにつきましても実はお知らせをいただける状況にはないということでございまして、こうした状況にあってはなかなか文書での回答というのは難しいというふうに私ども判断をしております。しかしながら、今後とも精力的な要請活動はしっかりやっていくというふうに考えておりますので、その中でしかるべき時期に一定程度お知らせをしていただけるのかなという期待も含めてしっかり要請活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 口頭ですとか、そういう何か煮詰まらないような返答でございまして、その辺は文書で確認を含めて返事をもらうと、これがやっぱり通念だと私は思うのです。この辺をしっかりとっていただきたい。

それとまた、今回営林署跡地、この関係も当然地元の道議もわかっているわけですから、やっぱりこの辺を密にして、市民の財産ですから、この辺をしっかりとお願いを申し上げないと思いません。

また、最後にですけれども、この問題ですけれども、移転用地の確保はしているのですけれども、道なり道警のほうでは場所的に問題はないのか、今までずっとこの論議をされているわけですから、問題はないのか、また移転に関しては今後どうなのか、今後の進展にもよるけれども、私は今までの流れの経緯を見ていると恐らく芽がないのかなと思っております。ということは、あればいいのですけれども、今の口頭ですとか、そういう形の中で文書化できないということは、もし芽があれば条件つきで一般公募もされて私はいいなと思っておりますけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 一般的に北海道とか国とかにはさまざまな形で、高速道路の関係でありますとか、自衛隊の関係でありますとか、毎年春、秋と定期的に要望させていただいて、またそれぞれ事案によってはスポットで要請させていただくのですけれども、この際文書で回答いただくということはありません、基本的には。ということで、基本的には道、国もいろんな状況に鑑みてその都度担当の皆さんから口頭でお返事をいただくということになっていきますので、こうしたことは御理解まずいただきたいというふうに思っています。

その上で、昨年警察のほうに私も行かせていただいた際には、古くなったところは当然建てかえはいつかはしていかなければならないということですから、全く芽がないということは私はないと思っております、これは引き続き継続して要請を文書で今後も続けていくということが大事だというふうに思っております、この活動を継続していきたいということでございまして。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） その辺は、やっぱり活動報告、活動を進めていただければいいかなと思ってある程度の理解をさせていただきました。

次に、緑丘の第2団地の関係でございますけれども、ただいま現況の答弁をいただきました。何か答弁を見ていますと、前回の私への答弁と余り変わらないような答弁でございまして、中身が余り精査含めてやられていないような部分もちょっと聞き取れた部分もあるのですけれども、平成8年に用途廃止以降18年たっておりまして、具体的な計画、その場しのぎの答弁に私は聞こえてくるわけなので、例えば東京なよろ会ですとか、それからなよろっばい家づくりの前は120坪の菜園つきの建設ですとか、それから住宅団地等なども今まで示されておりました。この案件も今まだ方向づけとして議論されているのか、この辺をもう一度再確認をしたいなと思いますので、副市長をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） この間の第2団地跡地につきましては、植松議員からも数回にわたって御質問がありました。日本の国全体が人口減少社会に突入する中にありまして、議員の地域を思う気持ちについては十分理解はしているのですけれども、東京なよろ会と地元の建設業者さんのコラボレーションによって少し広い土地の建て売り住宅を30戸くらい公募をしながら何とかできないかと、具体的に土地の提供も場合によっては市のほうで提供するよと、こういう条件つきでどうなのかなという議論までかなり踏み込んだ議論もしたこともありますけれども、結果的には東京なよろ会の皆さん方からニーズがなかなか掘り起こしできなかったと。たまに来てスキーをやったりゴルフやるのはいいのだけれども、なかなか住むということについては関東近辺に御自宅を持っていらっしゃるということもあってかなり事実上実現は難しかったところでもあります。その後

データセンターも含めて誘致活動に奔走したことがあるのですけれども、これは地域が住宅用地ということも含めてなかなか工場、事務所等をあそこに持ってくるということについては非常に厳しかったのかなという反省をしています。いずれにしても、人口減少が全体続く中で行政みずからが公共施設、例えば老健施設やグループホームを行政が公としてつくるということよりは、民間のノウハウで福祉施設をつくってもらうということを一つの誘導策として土地の現物支援という発想も含めて地元の福祉関係の法人、団体等とも協議したこともありますけれども、やはり今の福祉施設は町中に出て買い物とかもできるようなスペースと、それから病院関係との連携がどうできるかということがありまして、1カ所老健施設とプラスグループホームは何とか誘致できたのですけれども、そこからの拡大はなかなか難しかったというのが現状であります。

今後につきましては、先ほど議員のほうからさまざま大規模の遊休地の関係についてもただ手をこまねいているだけではなかなか現状から進まないのかなと。この辺も踏まえまして、最近経済部のほうで地番図と現況の航空写真図をマッチングするようなシステムを導入しましたので、これらも用いながら、ちょっと行政主導の考え方とは異なって思わぬところで民間の新しい考え方で比較的面積の大きい遊休地の利活用についてもインターネットを通じた公募についてもどれが有効なのか、それから用途の区分の変更が必要か否かも含めてできるだけ早く検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 急に振りまして、以前のおときはちょうど総務部長でしたので、申し上げましたけれども、ただ、今の答弁も議員の方、また皆さんも御存じのとおり、うちの高見区町内会としては老健施設が2カ所、それから障害者支援施設が1カ所、そして近郊に清峰園ですとか、そ

れから東病院や何かも隣接していると。また、うちの町内会も役員会含めての了解はされており、前から言っています福祉村構想というのは私のほうからあえて提案をさせていただいた今まで経緯がございます。そこで、今当然市単独での施設含めて、福祉ばかりでなくてもやっぱり行政の単独のこれから情勢含めてはなかなか難しいものが、これは当然私も認識はしているわけございまして、これからやはり何といても民間活力だと私は思っておりまして、この施設含めてまた市としても今後やっぱりこういう対応、対策はしっかりとその地域の実情も踏まえて考えていかなければいつまでたっても進展しないと私は思っているところございまして、この辺もお知らせ願いたいのと。

先ほど副市長のお話の中で場所の選定関係だと思っておりますけれども、市内の中心部に近い買い物や通院などは歩いて行き来することが決め手になって現地での問い合わせがないという状況をちょっと申されていましたが、実際に私も町内会といたしましてもこの福祉関係ばかりでなくても、やっぱり住んでいる住民から言わせると、何か市の中心部だけが買い物だとか、お年寄りも病院に行くにしても歩いていくような、それはやっぱり理想かもしれないですけれども、私どもの町内会は今皆さんのおかげで東西線含め、それからお店関係、それから病院関係の施設や何かもありまして、本当に子供から大人まで、また自然環境もいいところと私は思っておりまして、その関係からいくと皆さん伸び伸びと生活している中で、これからは病院に行くにしても何しても、またまちの中心街だとか、そういうのは私どもから言わせれば、また住んでいる人、またその施設を運営している方々から言わせれば、本当に失礼な話だと私は思っているのです。私どもから言わせれば、市営住宅含めて老健施設、みんな仲よくやっています。ですから、ただ単なるまちの中がいいから、また利便性もいい、そして病院に行くにしても足

で、そんなのは軽い障害持っている、そういう考え方ではない、私は本当に今憤慨してちょっと声を荒らげていますけれども、やはり市の中ではみんなどこも平等であると、そういうような考え方と展望をやっぱりしっかりしなければだめだと思うのです。今18年もたってまだ現況がどういう状況に動いていくのか、それもわからないような状況ではどこの状況の大きな施設でも、先ほど言いましたけれども、どこでもそうだと思うのです。やっぱりもうはっきりこの辺で大口も含めてしっかりと議論しなければだめです。そして、町内会連合会もありますし、それから税ですか、税の関係の審議会ですか、税制審議会ですか、それも含めて特に内部議論も必要でしょう。ですけれども、やっぱりしっかりと皆さんと議論をしていかないといつまでたってもこういう押し問答みたいなお話になると、私はそう思っておりますので、その辺は十二分をお願いをしたいなと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 私は、その地域が魅力がないという発言は一切していません。私は、福祉のゾーンについては議員も含めてさまざまな提言あったことについては十分理解をしまして、私自身も財政課長時代にあそこの残った土地の福祉ゾーンとしての利活用について積極的に地元のそういう建物を建設して運営しているところにも働きかけたこともあります。その中で結果として選ばれたのが町中であつたというのが、2つの地元のそういう施設をつくったところが実態としてそういうことであつたということを述べただけでありますので、決して地域のことを逆なでするようなことを言ったつもりはしていません。

なお、名寄市の施策としては、大学を短大の4大化も含めてやったときに名寄の北側地区を中心にしましてアパート、マンションが建って学生たちの住宅の利便性も取り組んだと。市のほうとしては、今後も人口の定着、管内の近郊からも含め

て定住促進について考えておりますし、水害のない高台地区と、物の見方によっては名寄を一望できるような、決して場所の悪いところだとは思っていません。その辺も含めて、ただ人口動態そのものが縮小傾向になっている中でやっぱり選択される時にどちらかという買い物、病院等も含めて選ばれるのが過去の通例としてあったのかなと。そこは割り引いても、前の桜庭市長時代には東西南北にまちの形態を少し延ばしていこうやということでの施策もありましたので、この辺は可能な限り名寄の地域資源を生かした定住促進についても今後検討してまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） ちょっと誤解を招きまして申しわけないこともありますけれども、以前もやっぱり市内中心部に近く、買い物や通院など歩いて行き来することが決め手になり、現地での問い合わせはない状況ということで副市長は答弁しているのです。ですから、この辺の動向も踏まえてやっぱりしっかりとこれから対応していただきたいなと。私も一時的なあれで申しわけなく思っていますけれども、そういうことでございますので、その辺理解をしていただきたい。

それとあと、今後一定の面積を持つ土地の利活用、今の営林署を含めてこれから土地開発公社もこうやって入ってくるような状況がまたふえてくるわけございまして、やっぱり大きな課題があるのは私も認識はしているのです、いろいろ課題はあるのは。そこで、実現に向けての方向性、これを内部検討でなくて、さっきも言った町内会を含めて広域的に対処していかなければなかなかうまくいかないのかなと、方向性が見えないのかなと。そこで、理事者の考え、また利用目的を早期に定めて対応を進めるべきと思いますが、前向きな考えがあればお知らせを願いたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほどからも述べて

いますように、どうも地域だけで考えると固定的な考え方でなかなか物事が進んでいなかったのかなというのが今までの反省だというふうに思っています。今回の風連地区におけるメガソーラーの話もちょっと想定、ああいうふうに急な話が出てくるとことはやっぱり民間ならではの新しい知恵だったのかなというのも一つ考えております。そういう面では、先ほども言いましたけれども、インターネットを使って思わぬところから、全国の至るところから問い合わせが来ているという話は、北海道の地域のよさも含めてそういう情報も得ていますので、余り行政みずからが手を出したら施設の運営が赤字になるとかどうのこうのという議論だけではなくて、発想の転換をできるような民間の方々の力もうかがいながら、場合によっては地域の用途の変更も視野に入れながら、今植松議員おっしゃる分については十分精査をしていきたいなというふうに思っています。やっぱりこちらの固定概念ではなくて、民間の豊かな発想も積極的に活用すべきかなと。そこ一部の場所だけでなく、多数の広大な遊休地があるというのも現実でありますので、これからもさまざまな公共施設の跡地の利用も含めて出てくると思っていますので、この辺については積極的に対応してまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 最後の普通財産の関係ですけれども、これも住宅用地として8区画ですとか、大型建設可能遊休地は13万1,000平米ですか、あるということございまして……

○議長（黒井 徹議員） 時間過ぎていますので、簡潔に。

○7番（植松正一議員） はい。それで、これから開発公社からも買い戻しがあるということで、これは市民の財産でありますので、利用目的をしっかりと定めて内部検討、PRを強めて利用促進に努めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

14時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

名寄市立大学について外2件を、東千春議員。

○19番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問させていただきますと思います。

まず、名寄市立大学についてでございますけれども、まず児童学科の4年制化について3点お伺いをしたいなというふうに思います。名寄大学短期大学部では、児童学科の4年制を目指しておりますけれども、短期大学部卒業での就職状況や道内の他大学の状況や社会的なニーズについてお知らせをいただきたいと思います。

2点目、多くの学生が多くの大学の中から名寄を選んで来てくれるわけでございますけれども、その学生たちが卒業後社会に貢献し、そして豊かな人生を過ごすために大きく寄与するのが名寄市立大学の役割だと思います。その学生にとってのメリット、そして今後の課題についてお知らせをいただきたいと思います。

3点目、4年制化によって高度な研究、教育の場となるわけでございますけれども、どのような教育をお考えか、また名寄で学びたいと感じるアプローチについてお知らせをいただきたいと思います。また、4年制としての大学卒業後の就職等の影響についてもあわせてお知らせをいただきたいと思います。

次に、大学図書館についてお伺いをいたします。名寄大学の図書館のイメージは、既にでき上がっているものと思いますが、現在の進捗状況と現段階における具体的な内容についてお知らせをいただければと思います。

大項目の2点目に移りたいと思います。防犯対

策上各町内会などから街路灯設置の要望があると思いますが、これらにどのような基準で設置の対応されているのかお伺いをしたいというふうに思います。また、総合的に見て設置が必要な箇所、または照度的に節約できる箇所など、一度点検が必要ではないかと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

2点目、市民生活の安全を確保しつつ電力消費の節約が求められておりますが、LEDへの変更はどの程度進んでいるのかお知らせをいただきたいと思います。また、LEDの価格も下がってきておりますけれども、損益分岐はどのようになっているのかお知らせをいただきたいと思います。

3点目、名寄市、またその外郭団体の公共施設について日没後に訪問する際にその建物がなかなかわかりにくいという場合があるようでございます。一定の対応が必要ではないかと思いますが、考えをお知らせいただきたいと思います。

4点目、光害の防止についてでございますが、環境省では光害についてのガイドラインを出しております。名寄市では、良好な星空を保つことから、徳田の大型店や電器店では出店の際に看板の光を抑える、または光を上に向けないなどの配慮をしていただきましたけれども、一方で大量の光を放つパチンコ店などもあるのは事実でございます。企業等が設置する広告看板や街路灯など、夜の光のあり方について名寄市としてのメッセージを出すことが必要ではないかと思いますが、考えをお知らせいただきたいと思います。

大項目の3点目、スポーツイベントについてお伺いをいたします。ことしから有森裕子さんを招聘をいたしまして、ひまわりリレーランが始まります。初回となる今回は、どのようなイメージの大会を考えておられるのか、またこのイベントをどのように育てていこうとされているのか、また今後有森氏とどのようなかわりを深めていこうとお考えなのかお知らせをいただきたいと思

2点目、市民スキー大会においてはさまざまな工夫をしながら参加者の増員を図ってまいりました。昨年は、スキーの日ということで、ことしもスキーの日が行われることになりましたが、今年度におきましてはどのようなイメージのものをお考えなのかお知らせをいただきたいと思ひます。

3点目、先日行われました憲法記念ロードレースの際には初めてランナーズチップを使用し、参加者には評価が高かったのではないかとと思ひますが、今後大会等の使用をどのようにお考えなのかお知らせをいただきたいと思ひます。また、このランナーズチップを使用する際の費用やスタッフ体制についてもあわせてお伺いをいたしたいと思ひます。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 東議員から大項目で3点にわたり質問がございました。大項目の1は私から、大項目の2は建設水道部長から、大項目3の小項目1は営業戦略室長から、小項目2及び3は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、児童学科の4年制化について、社会的な背景についてお答え申し上げます。短期大学部児童学科の将来像に係る検討の経過につきましては、平成20年度における児童学科将来構想検討ワーキンググループによる4年制化の提案、平成21年度における大学及び短期大学に関する長期的な課題を検討するための将来計画検討委員会による児童学科の4大化とこれに伴う保健福祉学部再編に関する提案、平成22年度から平成24年度においては学部再編強化と児童学科4大化による社会保育学科設置構想案の検討が提案されまして、これに対して設置者による市内ワーキンググループにおいて検討をいたしてきたところでございます。検討結果は、現行の保健福祉学部の課題、幼稚園教諭及び保育士の就業状況、持続的かつ安定的な大学経営など解決すべき課題がなお多くある

ということから、国の政策の推移を踏まえ、課題解決及び大学の振興方策について設置者と大学で方向性を確立することとして、本年度において短期大学及び保健福祉学部の将来像についてより具体的な検討を行うために短期大学部児童学科4年制化、学部再編強化に関する検討準備会議を設置して検討を進める予定でございます。この検討準備会議は、設置者と大学により構成するものとし、現在この組織のあり方について両者において協議を行っているところであります。

この間の学内及び市内における検討の中で短期大学部卒業者の就職、就業状況について調査分析を行ってまいりました。平成18年度から平成23年度までの卒業生342名のうち296名が就職し、このうち150名、50.6%が認定こども園を含む保育所の保育士として就職をしております。幼稚園教諭として就職した者は73名、24.7%となっております。児童福祉施設などの施設保育士として就職した者は44名、14.9%で、一般企業や公務員として就職した者は29名、9.8%となっております。このように就職者のうち90.2%が保育士または幼稚園教諭として就職しております。道内には、保育士養成施設が4年制大学で3校、短期大学で13校、専門学校で9校、合わせて25校ございます。このうち幼稚園教諭免許取得が可能な養成施設は、大学3校、短期大学11校、専門学校1校、合計15校となっております。保育士養成を行っている4年制大学の中で藤女子大学人間生活学部保育学科の就職状況を見ますと、平成20年度では幼稚園、保育所、福祉施設などの保育系への就職者が85%となっており、一般企業への就職者が15%となっております。平成23年度では、保育系への就職者が93.6%、一般企業等への就職者が6.4%となっております。また、保育士、幼稚園教諭などの保育系への就職者のうち公立の保育所への就職者の割合が平成19年度では本学短期大学部が9.4%、藤女子大学が15.1%であり、平成22年度では

本学短期大学部が27.9%、藤女子大学が23.2%となっております。両大学ともに保育士、幼稚園教諭などの保育系への高い就職実績と特に近年は公立の保育系職場への就職志向の高まりが特徴的となっております。

また、国は昨年子ども・子育て関連3法を改正し、新たな仕組みによる子育て支援を平成27年度から実施する予定であり、質の高い幼児期の学校教育並びに保育の総合的な提供、待機児童の解消や地域の保育を支援する保育の量的拡大と確保、地域の子供、子育て支援の充実などを目標としており、新たな幼保連携型認定こども園の創設やそこでの配置職員としての保育教諭などの制度設計を行うこととしており、今後養成施設としてこれらへの対応が求められるものと思われま

す。次に、学生にとってのメリットと課題についてお答え申し上げます。本学短期大学部は、昭和59年から幼稚園教諭の養成、平成6年から保育士の養成を開始して、卒業生は高く評価されているものと自負いたしております。昨年度本学の教育研究費特別支援枠により、短期大学部児童学科の教員により実施しました児童学科の4大化に向けた調査研究報告において、道内の保育所及び幼稚園33施設の施設長を対象に聞き取り調査を行い、本学短期大学部卒業生について、よい保育士を送り出している、大学ではよい学びと経験を与えている、卒業生は課題と向き合い、解決に向けて努力するなど総じて評価は高く、また期待も大きいと報告しております。一方、卒業生が保育や幼児教育の現場で即戦力としてなり得るかということ、必ずしもそうではなく、即戦力となる人材の育成を要望する施設長が多く、保護者支援に対応できる専門的能力や保育に関する高い指導力、コミュニケーション力などの社会人基礎力が身につけている人材の育成を求めているとも報告しております。今後の保育士に求められる資質は、社会に特有の子供や家庭が抱えるさまざまな課題を反映して、これらに適切に対応できる能力が求められて

おり、社会が求めている保育へのニーズが高度化し、多様化してきているものと思われま

す。4年制の学士課程における保育士、幼稚園教諭の養成がこのような保育へのニーズに応えるものとなり得るかということが学生にとってのメリットであり、本学の課題であると考えておりますので、このたび設置する検討準備会議において十分な議論と検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、児童学科が目指す姿についてお答え申し上げます。全国の保育士や幼稚園教諭を養成する施設の現状や国の政策の推移を見ますと、今後の保育士養成は保育士資格と幼稚園教諭免許の両方の取得と複雑かつ多様な保育ニーズに対応して保育サービスを監督、指導し、現場におけるリーダーとなり得る保育士の養成や学士課程における幼稚園教諭の養成などが大きな流れとなっていくことが予想されます。いわゆる質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供を担う人材の養成に関するその具体的な内容となる学生の受け入れ方針、教育課程の編成及び実施方針、学位の授与方針を初め、学生支援のあり方やキャリア形成とキャリア支援などについてはこのたび設置する検討準備会議において検討をしてまいりたいと考えております。

次に、大学図書館計画の進捗状況についてお答え申し上げます。開学当初からの懸案でございました大学図書館整備につきましては、学生の学習支援や本学が行う高等教育及び研究活動を支える重要な学術情報基盤としての役割、さらには社会や地域連携の一翼を担う本学附属機関としての役割を勘案して地域に開かれた図書館を構築するために、昨年度図書館整備検討委員会を設置しまして名寄市立大学図書館整備基本構想、基本計画を策定いたしました。新図書館整備の基本構想として、新図書館の理念と6つの目標を掲げ、これら理念と目標を具現化するために5つの柱で構成する実現すべき図書館像を定めております。第1は、図書館蔵書ビジョンを策定し、最適な専門図書及

び教養図書を整備した知の集合体の構築、第2はデジタルコンテンツなどさまざまな学習情報を利用できる学習環境の整備実現、第3は講義以外での学生の学習をサポートする支援体制の構築、第4は学生の主体的な学びに対応した施設環境の実現、第5は関係機関と連携した利用環境を整備し、地域住民が利用しやすい環境の整備でございます。基本計画は、コンテンツ計画、組織運営計画、新図書館で実現すべき機能と施設、図書館のゾーニング計画、設備計画、建築計画の基本的な考え方、図書館の質保障と情報公開、広報計画などが主な内容でございます。基本構想、基本計画の詳細につきましては、本学ホームページを通じまして公表してまいります。

大学図書館整備の本年度の主な工程につきましては、建築基本設計及び図書館利用計画の策定を行う予定でございます。基本設計に当たっては、教員を中心に構成いたします名寄市立大学図書館等整備検討委員会を学内に設置し、去る6月5日に第1回検討委員会を開催し、検討委員会の目的、スケジュール等の確認を行い、設計業者が選定されましたら具体的な検討作業に取りかかる予定であります。また、新図書館の利用計画につきましては、学内の図書館運営委員会において検討をいただく予定でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 大項目の2、適切な夜間照明のあり方についてお答えをいたします。

小項目の1、防犯上の考え方についてですが、現在名寄市においては3,046基の防犯灯を設置しており、年間約20基のLED灯の新設を進めております。防犯灯の設置基準につきましては、住宅や公共施設の配置などにより町内会のさまざまな夜間における明るさの条件が異なることから、防犯灯の設置については一律な設置基準などは定めておりません。また、住宅の新築、建

てかえなどにより照明の状況も変化することから、設置については実際に生活を送っていただいている町内会から設置要望などを重視した対応としております。道路整備などに伴い、交差点照明灯にハイウェイ灯などを設置したことにより、明らかに不用となる防犯灯につきましては撤去をさせていただいておりますが、防犯灯の設置照度の基準などが明確になっていないことから、新たに新設要望があった場合については撤去可能な防犯灯や照明の照度を下げることが可能な箇所がないか町内会に御相談をさせていただきながら進めております。

次に、小項目の2、省エネ対策の考え方についてであります。名寄市におけるLED防犯灯については、平成19年度に初めて導入をしましたが、当時の80ワット相当の照度のもので約6万円、水銀灯と比較すると約2.5倍程度の価格であったため試行的に導入をし、その後も年間数基の新設を行い、平成23年度末時点で33基を整備しましたが、全体の約1%の設置数でありました。平成23年度末ごろから価格が下がり、水銀灯と比較し、1万円程度の高額であります。課題であった照度についても解消されてきたことから、名寄市としても平成24年度をLED元年と位置づけ、新設や老朽化による取りかえは基本的にLED化とすることにいたしました。また、通学路防犯灯のLED化による照度向上を平成24年から実施し、平成24年、25年で111基の交換を行い、平成25年5月末時点でLED防犯灯総数は144基となり、防犯灯総数の4.7%の割合となっております。また、防犯灯全てLED化にしますと、電気料については概算でありますけれども、年間約700万円程度安くなると試算しております。

次に、小項目の3、公共施設の夜間表示看板についてですが、本市の公共施設につきましては日没時間を考慮し、施設の表示看板等の照明を整備しております。なお、近年の電力事情もあ

り、夜間に行事がない場合には消灯している施設も見受けられますが、施設によっては行事がなくても一般市民が利用する場合も考えられますので、今後とも各施設におきまして当該施設の利用状況などを勘案しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目の4、光害防止の取り組みについては、過去に大型店の出店時に市と北海道大学との連名にて企業側に光源を下向きに配置するようお願いをし、御協力をいただいていたところであり、このような新規の大型店の出店や計画時において協力を求める対応は可能であります。既存の施設などの改修や対応については難しいと判断をしております。今後におきましても良好な照明環境を整備すべく、市の公共施設や街路灯などの更新時において光漏れの低減のできる光源、照明器具の設置に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目3、スポーツイベントについて、小項目1、ひまわりリレーランについてお答えいたします。

女子マラソンオリンピックメダリストの有森裕子さんとは、昨年5月の第60回なよろ憲法記念ロードレースにゲストランナーとしてお越しいただいた際に本市の夏のメインイメージであるひまわりを活用した取り組みや自然豊かな名寄の景観に深く感銘いただいたことが御縁で、名寄ひまわりまちづくり大使就任を依頼し、御承諾いただきました。ひまわりまちづくり大使は、名寄市の元気なまちづくりの推進を図るため市内外において本市の宣伝に努めるとともに、まちづくりについての提言及び情報提供を行うものとする定めています。今回ひまわりまちづくり大使としての最初の企画として、有森さんの思いを盛り込み、本市の特色を生かした取り組みとして7月27日に有森裕子なよろひまわりリレーランを開催するこ

とになりました。この大会は、本市の地域資源であるひまわりを活用し、団体で楽しく走ることを目的としたランニングイベントで、市民の皆さんにもっと走る楽しさを知ってもらうために前日にはランニング教室も開催していただくことになりました。大会内容としては、全国的にも珍しい2人から4人の団体によるタイム申告制で、小学生から一般、ファミリーでの参加が可能です。さらに、東日本大震災で被災した福島県の子供たちに自然の中で伸び伸びとスポーツをさせてあげたいとの提案を有森さんからいただきましたので、その思いを大会に取り入れまして、なよろ夏季林間学校参加のため滞在中で本市と災害時相互援助協定を結ぶ福島県南相馬市の子供たちにも出場していただき、大会参加料の一部を義援金とさせていただきますことも予定をしております。さらには、大会名に有森裕子さんの名前も組み入れたことで集客効果も一定程度見込める大会となると考えておりました。さまざまな要素を盛り込んだ大会となるよう、有森裕子さんを中心として実行委員会でさらに企画を検討してまいりたいというふうを考えております。

続きまして、ひまわりまちづくり大使である有森さんとの今後のかかわり合いについてお答えをいたします。ひまわりまちづくり大使の役割としては、前段に述べましたように本市の元気なまちづくり全般についてアドバイスや情報発信に御協力をいただくこととなります。具体的には、スポーツ及び教育の振興、さらには合宿誘致など交流人口の拡大など有森さんの知名度、ネットワークなどを生かして取り組んでいただくことは本市にとって大きなまちづくりの推進力となります。本市は、スポーツに係る自然環境、大学施設などすばらしい資源が数多くありますので、これらの資源を最大限に生かすためにも有森さんにはさまざまなところで御支援をいただけるよう現在具体的な取り組み策を検討しているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3の小項目2と3についてお答えをいたしたいと思います。

まず、小項目の2、スキーの日のイメージについてでございます。平成24年度に実行委員会の協議に基づき、市民スキー大会としての開催は取りやめ、名寄市民スキーの日としてスキー連盟のテクニカル競技と市民向けにリフトの無料開放等を実施してまいりましたが、関係者との調整や市民への周知期間の不足等もありまして、十分な成果が得られなかった部分があると認識しております。今年度の事業内容につきましては、スキー連盟、名寄市振興公社など関係する団体と今後協議を行い、決定をしていく予定ですので、現時点での具体的な部分についてはまとまっておりませんが、雪質のよいスキー場の存在というのは名寄市の大切な地域資源の一つでもありますので、スキー人口の減少並びに利用機会の減少に対応するためにスキーの普及とスキー場の利用拡大の2つの視点を持って協議を進めていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、小項目3、ランナーズチップの利用についてでございます。ランニング大会等の自動記録計測機器でありますランナーズチップの利用につきましては、本年5月12日に開催をいたしました第61回なよろ憲法記念ロードレースで初めて採用をいたしました。今回の参加者は、今年の60回記念大会で有森裕子さんをお招きして開催をした効果のほか、ハーフマラソン部門の新設などによりまして27部門405人の実際の参加者となりました。開催後参加者からもランナーズチップについては好評をいただいております。ランナーズチップの導入効果といたしましては、大会役員、特に陸上競技協会の皆さんによる時間計測作業が完全に移管されたことや表彰状の準備、印刷が全て委託できるなど多くの面で主催者側の負担軽減と迅速化が図られることが挙げられておりま

す。また、ゴール後すぐに完走賞が発行され、正確な記録と順位もわかるなど、参加者へのサービス向上が図られることも大きな効果となっております。現在道内の多くの大会でも同様のシステムを使用することが主流となってきており、参加者にとっても大変有効なシステムでもありますので、今後大会の参加者を拡大していくためにはランナーズチップは不可欠であります。費用の面では、名寄市での大会規模で約90万円ほどかかることから、参加者が少ない場合予算的には厳しい面もございますが、インターネットなどによるエントリーシステムをあわせて利用することなどにより、愛好者への広範な周知の拡大と参加者の増加を図ることなども検討しながら、対費用効果を高めて継続した利用につなげていきたいと考えております。これにより事務的な作業に当たるスタッフを参加者へのサービス向上に振り分けることも可能となり、大会運営の質と参加者の満足度を高めることでより大きな規模の大会に成長させていくことを展望いたしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、随時再質問させていただきたいと思います。

まず、大学についてですけれども、何点かお伺いしたいと思いますけれども、答弁の中で4年制の大学が道内には3校あって、それぞれの就職の状況についてもお知らせをいただきましたけれども、もし今資料をお持ちでしたら、その中で正職員になっている、名寄の大学の場合も正職員になっていない学生もいると思うのですけれども、名寄の場合と、あるいは4年制の大学の場合でその差が出ているのかどうなのか、もし資料をお持ちでしたら、ちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 手元には本

学の資料はございますので、他大学の部分についてはここはなかなか公表されている部分とされていない部分がございますので、ただいま手持ち資料はございません。本学の場合、平成18年度から23年度の短期大学の卒業生の中でいわゆる正規職員、非正規職員の就職状況でございますけれども、公立の保育系の施設、それと民間の保育系の施設で比較いたしますと、公立、それと民間の保育系の施設合わせて75%が正職員として採用されていると。それと、民間の保育施設と公立の保育施設合わせて、公立はこの7年間の中では非正規職員はゼロでございます、非正規職員は民間の施設というふうになりますから25%ということになります。あと、保育系の就職以外の一般事務ですとか法人事務に就職した学生の正規、非正規で見ますと、82.8%が正規職員となっております、残り17.2%が非正規ということになっております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） ありがとうございます。答弁の中にもいただきましたけれども、現在検討準備会のあり方を検討しているというふうなお答えをいただきましたけれども、現在どこら辺までいっているのか、この準備会を立ち上げるに当たる課題というのが今どこら辺にあるのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 現在検討準備組織としまして、そのあり方をどういう組織形態にするのかということでございますけれども、検討準備組織の目的、位置づけ、それから構成員、それから検討事項、検討成果、検討結果といいますか、成果の取り扱い、それから説明責任ということで、こういうものをどういうふうな内容であるべきかということを現在協議をしているところでございます。こちらにつきましては、この間大学のほうで検討いたして提案されております児童学科の4大化、学部再編強化の提案、それとそれ

を受けて庁内ワーキンググループで検討いたしました検討会議の結果をあわせて、これを踏まえた上で短期大学の4年制化と学部再編強化に関する検討準備会議を設置していこうというものでございます。検討組織の目的としましては、これは素案でございますので、まだ協議中の中身ということでございます。いわゆる具体的な調査や検討を行って学部再編強化と児童学科4年制化に係る具体的な素案作成を行うということでございます。組織の位置づけとしましては、設置者と大学により組織をしていくということでございます。構成員といたしましては、大学と設置者、それぞれ関係部局、部署の担当で構成をしていこうということでございまして、まだこの構成員について具体的な調整作業をしているというところでございます。

以上、検討成果につきましては先ほど佐藤議員のほうにもお伝えしましたとおり参与会、それから市議会のほうにも報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） ぜひ内容についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

当初もう少し早目にこの準備会というのが計画されていたようなのですけれども、今のペースでいきますとどのタイミングで設置が何となくいけそうなのかと、それで期間はどれぐらいを予定しているのか、そしてまたそういった順調にいった場合開設のめどというのが、その結論によるのですけれども、いくべしというふうな結論が出た場合にはどのぐらいのタイミングで開設が可能とお考えなのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） この検討準備会議につきましては、財政問題、財政課題も含めまして具体的な検討を行うということでございます。仮に御質問にあったように設置をしていくという結論になった場合、具体的な開設までのス

ケジュールということでございますけれども、こちらは諸官庁への届け出事務、それから具体的な学科の編成事務、それから学生募集の事務等も含めまして最短で2年程度の準備期間は必要だろうというふうに考えております。最短ですので、準備作業の進捗状況によってはもう少しかかる可能性もあるというふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 最短で2年ということでお伺いをいたしました。やるかやらないかは別として、なるべく早くにきちっと調査をして結論出していくということが賢明かなというふうに思いますので、精力的に進めていただきたいというふうに思います。

今答弁いただいた中でも届け出の問題等々あるというふうにお伺いをいたしましたけれども、仮にこれが4年制として文科省のほうに求めていく場合どのようなハードルがあるのかというのをまずお伺いをしたいのと、そうした場合に学科構成、児童学科は今の社会福祉学部の中に入っていくことになるのか、そこら辺についてもお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 具体的な監督官庁といたしますか、1つは文部科学省というふうになります。もう一つは、保育士の養成と幼稚園教諭の教員養成課程の認定を受けるということになります。現在短期大学部では、保育士の指定養成施設というふうになっておりますが、これが大学に移行した場合そのまま引き継がれるかどうかというところはまだ確認をいたしておりません。今後確認をいたしていかなければならないと思います。それと、もう一つ、幼稚園教諭の養成ですが、現在短期大学部では幼稚園教諭につきましては2種免許の養成課程認定を受けているということでございます、学士課程ということになりますとこれは1種免許の教員養成課程認定を受けるということになります。こちらは文部科学

省ということになりますし、もう一つ、保育士の指定養成施設となりますと厚生労働省ということになりますので、2つの上級官庁に対して養成施設としての認定を受けるということともう一つ、現在大学の学部再編構想案の提案の中では保健福祉学部の中に新学科を設置するという考え方ですので、既存学部の中に新たに新学科を設置するという考え方でございます。ここにつきましても届け出が必要という場合がございますので、これについて所要の申請手続が必要だろうと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） かなり専門的な部分ですので、わかった部分とわからない部分があるのでございますけれども、何となくわかりました。考えといたしましては、今ある保健福祉学部の中に新たな、仮の名称かもしれませんが、社会児童学科という名称としてその中に入れていこうというお考えということでよろしいですね。

ということは、例えばそういうふうな形になりますと、国から入ってくる交付金というのはやっぱりほかの学科と同じような基準でいただけるというふうな形を予想されるのかどうなのかもお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 考え方といたしまして、今の既存の保健福祉学部の中に新たに学科を新設するという考え方と、それから短期大学部を4年制化して大学として設置すると、新たな別な大学として設置するという考え方と、それと学部を新たに新設するという考え方がございまして、学部を新たに新設するという考え方、それから大学として別な大学を設置するという考え方は恐らくこれは除外されるだろうということでございます。また、これの許認可については、非常にハードルが高いということもあろうかと思えます。既存学部の中に新学科を設置をしていくというほうが多分ハードルが低いというわけではございませんけれども、手続としては至極自然なこ

とだろうというふうに今のところ考えておりますが、これはまだ決定したものではありません。これも検討をしていくということでございます。

なお、あと交付税の算定の部分でございますけれども、こちらは総務省のほうの考え方でございますので、その考え方に従うということもございしますが、ここは私どものほうではこうだというような結論をこの段階ではなかなか申し上げにくいというところもございます。あくまでも新たな学科を編成をするという考え方で検討会議の中では検討、それから調査を進めていこうというものでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） まだ決定したわけではありませんので、あくまでお互いに仮定のお話ということになってしまうかもしれませんけれども、私はそのような形で今ある学部の中に児童の例えば名称が社会児童学科なるものを入れていただけるのが自然な流れなのかなというふうにも思っております。そういったときに例えば先生方の中でほかの、児童もそうだったのですけれども、よく大学を設置をするときに産学官連携とかというふうな目標立てながら大学をつくってきたわけなのですけれども、児童についても4年制の大学にしたときに例えば栄養だとか看護だとか、そういったことの若干の知識も身につけて卒業させることによってより社会ニーズにマッチした卒業生を出せるだとか、そういうふうな何か先生方の中の構想というのをおありなのかどうなのかお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 詳しい中身につきましては、今後検討会議の中で詰められるというふうに考えておりますけれども、この間大学のほうから提案を受けています新学科設置の構想案の中では当然既存学科との連携というのが前提とされております。また、近年、これから将来のいわゆる就学前教育、それから児童福祉に求め

られるものというのも当然想定をしていくという考え方もって議論をされてきているものというふうに受けとめております。こちらにつきましても検討会議の中でより深めた議論をしていただくというふうになろうかと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） きっと、これも私の想像なのですけれども、児童学科が4年制の大学になるということは児童学科の情報もそちらのほうに行けるような気がするのです。例えば看護を目指す職員の皆さんが実際に看護の現場に行ったときに子供とどういうふうに接したらいいのかというのは、その大学時代にそういえば習ったことがあるなど、そういうふうな経験だとか学習をした人もやはり社会に出たときに役に立つなど、お互いに結構いい形ができていけるのではないのかなというふうにも思えますので、ぜひ今後先生方の中の調査研究、検討を期待をしたいなというふうに思っております。

仮に4年制の大学になるというときに必要となってくる建物だとか費用だとか、そういった部分、今の段階でわかっている部分があればお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） こちらにつきましては、既存の短期大学部を改装するというふうになろうかと思えますが、ここにつきましては改めてこの検討会議の中で検討し直すということになろうかと思えますので、現在必要な施設整備に係るその費用の概算というのは手元には持ち合わせてございません。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 今後よろしくお願ひしたいと思います。

仮になのですけれども、児童学科4年制の大学になったときに教員なんかの課題もあろうかなというふうにも思えますけれども、現段階でどの程度の教員の増が必要となってくるのか、あるいは

教員の中身について、そういったことについても今の段階でわかっていることがあればお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 現在短期大学部よりも学士課程ということになりますので、そこに求められる教育の質というものがございまして、これは学生の募集、確保から教育の内容、いわゆる教育課程、付与する資格、それから免許と、それと卒業要件、そういうのを総合的に勘案して必要な教育科目というのが決定されてくるかと思えます。それに必要な教員、専任教員の数も決定されるだろうというふうに考えています。ここにつきましては、この検討準備会議の中で具体的な詰めた検討、議論をしていただくということになります。恐らく短期大学部よりは高度な教育と研究ということでございまして、教員は充足、ふえるという考え方を現在のところ私は個人的には持っています。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 当然ふえていくのだろうなというふうには思いますけれども、やはり今局長がおっしゃられたような内容、あるいは特徴づけ、これから新たな4年制大学となるのであれば、児童教育するに当たっての特徴づけということもこれから必要になってこよかなというふうに思います。それに適した人材の確保ということ、御努力をいただければなというふうに思います。

図書館についてお伺いをいたしますけれども、現在の段階で建設位置だとか、あるいは中に講堂とか、そういったものの建設というのはどのような議論の経過になっているのか、ちょっとお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 平成24年度で策定をいたしました図書館の基本構想、基本計画につきまして、先ほど答弁の中では基本構想

といたしますか、新しい図書館を整備していく上でこの考え方の一部を述べさせていただきましたが、この中で総合計画では大学図書館講堂整備事業というふうになってございまして、今回図書館の基本設計に当たりまして図書館棟ということで図書館が入る建物の基本設計をするということで考えてございまして、ここの中には講堂もしくは大教室、それから今まで新しく大学教育に求められております諸設備について可能な限りある程度整備をさせていただきたいというふうに考えております。これにつきましては、基本計画の検討委員会の中で御議論、検討をいただくという考え方でおります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 待望の図書館でありますから、後でこういうふうにつくってよかったと思われるような設計をぜひ皆さんとともに頑張っていたきたいなというふうに思います。

次の大項目についての質問とさせていただきます。照明についてなのですけれども、LED化について変更すると大体年間700万円ぐらいの費用が浮くというふうな答弁をいただきましたけれども、これを仮に、全部ということだったのですけれども、全部かえると工事費が幾らかかるのか、あるいはそれに対して国から幾らか、何がしかがないのか、そこら辺の考え方についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 詳細な比較検討は、実はしておりませんが、先ほど答弁の中でも1万円、22年度までは約6万円というLEDだったのですけれども、23年の後半から約1万円ぐらいしか差がなかったということで、それを例えば3,000基全部やるとすれば3,000万円のイニシャルコストがかかるということでありまして、今現実的にはその補助メニューが、LEDに対する補助メニューというのは実際

ないのであります。今あるのは、道路と一体となった整備では補助メニューはありますけれども、単独での設置については今のところ補助メニューはないので、イニシャルコスト的にはLEDについては15年、今10年からもう15年という、そんな時代になっています。水銀灯なんかにつきましては3年ということで、その間は実質的にはコスト的にはかからないということになりますけれども、15年たつとまた一気にそのコストがかかるということになるのかなと思っています。詳細の設計はちょっとしておりませんので、申しわけありません。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 今数字をお伺いしましたので、今私も頭の中でぱっぱぱと計算ができればいいのですけれども、なかなかできません。これ例えば15年間、ということはお金をかけなくてもいいということに等しいのかなというふうに思いますので、では15年間で例えば年間700万円浮くのだったらどうなのかと、あるいは3,000万円かかるのだったらどうなのかとか、修繕費で幾らかかるのかとか、一回全部計算をしてみただいて何が長い目で見て得になるのか、来年度はちょっと金が出るけれども、長い目で見たらいいぞということになれば、それはそれで検討していただければというふうに思いますので、今後そういった方向でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、光害についてなのですけれども、確かに新しいところはそういうふうにやってきました。しかし、古いところに対しても何らかの私はサジェスションが必要だと思うのです。というのは、その例えは業者さんなりが工事をして照明をかえるだとか、そういったことってやっぱりあると思うのです。例えばパチンコ屋さんだったら外装をかえるだとか、ではそのときにはこうしてくださいねと、名寄市はこういうふうに考えていますので、余り明るいのは控えてください、

上を向けるのは控えてください、私はそういうふうなメッセージを出しておいていただきたいなというふうな思いがありましたので、こういうふうな質問をさせていただきましたので、時間ありませんので、今後よろしくお願ひしたいと思いません。

最後になりました。イベントについてお伺いをしたいなというふうに思います。市民スキー大会がなくなってスキーの日ということになりまして、ことしが2年目ということなのですけれども、やっぱり市民スキー大会がなくなったときにちょっと市民の皆さんの中にはこれはおかしいのではないのかというふうな腹の中で思っていた人も結構たくさんいたのではないかなというふうに思います。しかし、今それを言うてもしょうがないので、やっぱりここは転んだらただで起きないというふうな考えを持っていただきたいです。一回なくなって、変えてよかったねというふうな中身のものをぜひ出してもらいたいなというふうに思っております。その中でスキー連盟との協議、あるいは振興公社との協議という答弁もいただけたかなというふうに思います。さらには、例えば去年初めて九度山祭というのを市民団体がやりました。私ちょっと吹雪で行けなかったのですけれども、ああいう民間活力などというのものもある意味視野に入れてみて、目的2点ほどありましたけれども、スキー場の振興ということを考えればそういった若干お祭りの要素があってもいいのではないかなというふうに思います。多面的にちょっと考えていただきたいと思ひますけれども、答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 何十回か続いたスキー大会が突然という形でやめることに対して市民の方にも幾分の不満があったのではないのかという部分については、反省をしております。いわゆる大会としての開催は行いませんけれども、予算的な部分については既に担保をしておりますし、先

ほど答弁でお答えさせていただきましたけれども、1つはアルペン競技の振興というのがやはり市民のスキーに対する今までの思い入れも含めて大切なものだと思いますので、それについては競技的なものになるのか、講習会的なものになるのか、スキー連盟と協議をしていきたいと思っています。

署名議員 高橋 伸典

また、スキー場の利用拡大の部分では、ことし行いました市民スキーの日の中で子連れの30代、40代のお父さん、お母さんの利用が多かったということを知っていますので、親子利用のスキー場の普及の観点という部分から考えていきたいと考えております。

署名議員 日根野 正敏

また、今議員から提案ありましたイベント的な要素につきましても開催時期、たくさん人が入る2月中ぐらいの部分視野に入れて民間の方も含めた開催方法についてもあわせて協議をしていきたいと思っています。いずれにしても、早い段階での関係者の協議と、それから市民周知を今回は行っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。
大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時11分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

平成25年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成25年6月12日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 鷺 見 良 子
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 佐々木 雅 之 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
市 民 部 長 中 村 勝 己 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 高 橋 光 男 君
建設水道部長 長 内 和 明 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
教 育 部 次 長 湯 浅 俊 春 君
市立総合病院長 松 島 佳 寿 夫 君
事 務 部 長
市 立 大 学 長 鹿 野 裕 二 君
事 務 局 長
営 業 戦 略 室 長 常 本 史 之 君
上 下 水 道 室 長 齋 藤 一 彦 君
会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 奥 村 英 俊 議員
3番 上 松 直 美 議員
4番 大 石 健 二 議員
5番 山 田 典 幸 議員
6番 川 口 京 二 議員
7番 植 松 正 一 議員
8番 竹 中 憲 之 議員
9番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 山 崎 直 文

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 奥村 英俊 議員

12番 駒津 喜一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市の教育行政について外1件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い順次質問してまいります。

初めに、大項目1点目、名寄市の教育行政について3点にわたってお伺いをいたします。1点目、信頼される学校づくりの取り組みについてお伺いをいたします。当市の学校教育においては、名寄市学校教育推進計画に基づき学習指導要領の理念である生きる力を育てる教育活動と地域ぐるみで子供を育てる教育環境の充実を目指し、確かな学力を育てる教育の推進、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進、特別支援教育の推進、安心、安全な教育環境の整備、そして信頼される学校づくりの推進の5つの重点施策を掲げております。とりわけ地域ぐるみで子供を育てる教育環境の充実を図るためには、保護者や地域との信頼関係が前提となり、子供たちの手本となるべき教職員の資質や能力の向上が何よりも重要であると言えます。当市においても信頼される学校づくりのためにさまざまな取り組みがなされてきた中において、先般市内小学校勤務の男性教諭が札幌市内におい

て盗撮容疑で逮捕されるという不祥事が発生いたしました。このことについては、さきの臨時会において小野教育長からも御報告がありましたが、学校教育に対する信頼を失墜させるものであり、あってはならない行為であります。そこで、改めて信頼される学校づくりに向けての当市としての具体的な取り組みについてお知らせをいただきたいと思っております。

2点目、道徳教育の推進についてお伺いをいたします。今日の子供たちの状況については、自尊感情の乏しさ、生命尊重の心の不十分さ、規範意識の低下、人間関係を形成する能力の低下などの問題が指摘されており、生命をとうとぶとともにいじめを絶対に許さないというような規範意識の確立の根底となる道徳教育の一層の充実が求められていると認識をしております。そこで、当市における道徳教育の推進の考え方についてお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、学校教育における食育の取り組みについてお伺いをいたします。社会情勢や経済情勢の変化により家族で食卓を囲む機会が減り、朝食をほとんどとらない等の不規則な食事の習慣や外食の利用の増加など子供たちの食生活の乱れが憂慮されている現在において、子供たちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけられるよう教育現場における食育の推進が極めて重要となっております。当市においても栄養教諭を中心とした食に関する指導や学校給食における地場産食材の積極的な活用などの取り組みにより食育の推進が図られているところと理解をしておりますが、子供たちが食の大切さと生命のとうとさを農作業や作物の栽培を通じてみずからの体験から感じ、学ぶことができるよう学校教育においても当市の基幹産業である農業をより一層生かした形で食育の推進を図っていくべきと考えますが、お考えをお知らせ願いたいと思っております。

次に、大項目2点目、農業の振興施策について2点にわたってお伺いをいたします。1点目、本年

度の重点農業施策についてお伺いをいたします。ことしも本格的な農作業シーズンが始まっているところでありますが、春先から現在までの状況については昨日の植松議員の一般質問の中で触れられたとおりでありますので、詳しくは申し述べませんが、春先の低温による作業の大幅なおくれもその後の好天続きにより一定程度取り戻しつつあるところに、今度は一転雨不足による干ばつとことしも極端な天候の偏りに農家の方々は苦労しながらも豊穡の秋を願いつつ昼夜を問わず作業を続けております。今申し上げたように、近年は異常気象とも言える天候の偏りが農家経済に影響を与え、国政単位ではTPPをめぐる問題など、農業を取り巻く環境は依然不安定で先行きがなかなか見えてこないのが現状です。このような状況を踏まえ、基幹産業を農業とする本市においては農家の経営安定、そして将来に希望の持てる農業にしていくために国、道の施策を注視していくことはもちろんのこと、市独自の農業施策の積極的な展開が必要であると考えます。25年度の名寄市農林業施策の概要も既に示されておりますが、行政側として考える今年度の重点農業施策についてお知らせをいただきたいと思っております。

最後に、担い手への支援策について伺います。これから先将来の地域農業を支えていくのは、後継者を初めとする意欲を持った若い農業者、いわゆる担い手であります。本市においても意欲を持った担い手を支援するべく幾つかの施策が実施されておりますが、現在実施されている施策とその成果についてどのように評価をされているのか、またその評価に基づき今後担い手に対してどのような支援策が必要と考えているのかをお伺いいたしまして、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） おはようございます。山田議員からは、大項目で2点について御質問をいただきました。大項目1については私のほうか

ら、大項目2につきましては経済部長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大項目1、名寄市の教育行政について、小項目1、信頼される学校づくりの取り組みについてお答えいたします。学校におきましては、教職員一人一人が教育に携わる職の重要性をしっかりと受けとめ、公務員倫理の高揚に努め、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すべき立場にあることを自覚をし、みずからを厳しく律して行動するなど、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう服務規律の厳正な保持に努めていくことが信頼される学校づくりにおいて重要なことと考えております。教育委員会といたしましては、これまでも教職員が率先して児童生徒の規範となるよう校長会や教頭会などで機会あるごとに注意を喚起し、厳正な指導をお願いしてきたところでありますが、今般このような事態が発生をし、まことに遺憾と感じているところであります。

当該校におきましては、事件後の対応として児童の心のケアを一番に考え、事件報告と学級指導を実施をしてきました。また、保護者の皆様には全体の説明会と学年保護者への説明会を行い、その中で家庭における子供たちへの心のケアに対するお願いもしてまいりました。今後は、今月に実施される予定の教育相談で校内のカウンセラーによる当該学年など児童一人一人のケアを行うとともに、7月には必要に応じて上川教育局などからスクールカウンセラーの派遣をいただき、児童、保護者のカウンセリングと学校指導を受ける予定となっております。今後教育委員会といたしましては、各学校に対し、職員会議や校内研修等において今回の事件を含め服務規律の保持について不祥事防止啓発研修資料などを活用して職員の意識改革を図るとともに、コンプライアンス確立月間を設定するなど、不祥事の防止に向けてより実効性のある取り組みを実施するようお願いをしております。また、管理職には、日ごろから職員の

能力、性格、意向などを考慮し、仕事に関するストレスの除去に努めるとともに、職員相互のコミュニケーションを積極的につくり出すなどして一人一人の能力を引き出し、学校の組織全体が活力を持って十分に使命を果たす体制を整えるようお願いをしております。各学校におきましては、こうした取り組みの徹底を促し、これまで以上に保護者や地域住民の皆様から信頼される学校づくりを推進をしております。

次に、小項目2、道徳教育の推進についてお答えをいたします。今日子供の自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分であることなど、子供たちの心と体の状況にかかわる課題は少なくありません。また、自分に自信のある子供が国際的に見て少ないことや学習や将来の生活に対し無気力であったり、不安を感じたりしている子供の増加も指摘されております。さらに、本市におきましては、これまでの全国学力・学習状況調査の結果から、自分にはよいところがあると思うなどの自尊感情がやや希薄であるという傾向が継続的に見られます。また、望ましい生活のリズムの定着を図ることも課題となっております。このような課題に対応し、子供たちの豊かな人間性を育むためにもますます道徳教育を充実することが求められております。学校におきます道徳教育は、道徳の時間をかなめとして学校の教育活動全体を通じて行うものであり、子供の発達の段階に考慮して適切な指導を行わなければなりません。このため市内の各学校では、道徳の時間においても子供たちが道徳的な価値について感じたり考えたりしながら自己の生き方についての考えや人間としての生き方についての自覚を深めるよう指導の充実にも努めたり、各教科などの指導を通じて子供たちの道徳性を養っております。また、集団生活のあり方について望ましい体験を積む集団宿泊活動、また自分自身をも高めるためのボランティア活動、自然や動植物を愛し、大切に作る心や感動する心を育てるための自然体験活動など、学校や地域の

特色を生かした豊かな体験を通して子供たちの内面に根差した道徳性が育成されるように努めているところであります。

教育委員会といたしましては、子供たちに人間としてよりよく生きる基礎となる道徳性を育成することを重視し、道徳教育の充実を図るため、校長先生のリーダーシップのもと道徳教育推進教師を中心として道徳教育や校内研修や道徳の時間の授業研究等をさらに推進するよう促しております。また、名寄市教育改善プロジェクト委員会において、今年度は市内の全小中学校で共通した学習規律、生活規律の確立を図る取り組みを進めてまいります。さらに、来年度からは道徳の時間の指導の充実に関する事、家庭や地域の理解と協力を得た道徳教育の推進に関する事などを重点として取り組みを進め、子供たちの豊かな心の育成に努めてまいります。

3点目の学校における食育の取り組みについてお答えをいたします。名寄市では、平成20年4月に栄養教諭制度を導入し、名寄小学校に1名、風連中央小学校に1名栄養教師を配置して食育を推進をしております。栄養教諭は、食に関する指導の推進に中核的役割を担う立場として在籍校を初め、連携校となる市内小中学校において子供たちの発達段階に応じた食に関する指導を行っております。また、子供たちは、給食時に献立を通じて地元農産物の食育、栄養等を学習するとともに、給食の準備、片づけまでの一連の指導の中で正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを習得をしていきます。このように栄養教諭が授業や給食時に行う食に関する指導は、児童生徒に正しい食生活、よりよい食習慣を身につけさせ、各家庭に普及もさせております。現在社会環境や食生活が大きく変化をしている中、家庭での生活スタイルや食環境が多様化していることから、家庭において子供たちに十分な食育を行うことが困難となりつつあります。このことを踏まえ、名寄市では児童生徒が農業体験を通

じて自然の仕組み、農業の役割、命の大切さを学ぶため、学校、家庭、地域が連携をして学校内農園をつくとともに、地域の生産者や地元の高校、またなよろ食育推進ネットワークなどさまざまな関係機関の協力を得て田植えとか稲刈り、芋掘りなど子供たちが多様な体験をできるように地域全体で食育について学べる環境を整えております。これにより、農作業を体験しながら食材の生産過程を学び、自然の恵みに感謝する気持ちや食の大切さを感じ取ってもらっております。

今後教育委員会といたしましては、各学校が栄養教諭の専門性を十分に生かして児童生徒と保護者がともに食に関する理解を深める取り組みを充実し、日常の生活で望ましい食事のとり方を実践していけるよう学校に働きかけをしております。また、学校と地域の生産者やなよろ食育推進ネットワークなどがこれまで以上に連携を深めて子供と保護者、地域住民が一体となって食育を推進するよう支援をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） おはようございます。私からは、大項目2、農業の振興施策について、小項目1、本年度の重点農業施策について申し上げます。

名寄市では、平成24年度から新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画がスタートしており、そこで示しております5つの施策と関連する事業を確実に進めていくことを基本に予算編成を行っております。

以下、主な事業について申し上げます。平成22年度から国の農政改革により戸別所得補償制度として国が直接支援する制度が創設されました。本年度は、経営所得安定対策事業と名称が変わりましたがけれども、基本的な支援内容につきましては平成24年度と同様となっております。農業経営の安定、担い手の育成、各作物の生産振興など重要な施策であり、現在7月の申請に向けての作

業を進めております。なお、国では平成26年度に向けて制度の見直し作業が行われており、今後の動向を注視してまいります。昨年実施いたしました人と農地の問題についての意見交換会で御意見をいただいております耕作放棄地対策においては、本年度関係機関、団体で組織しております名寄市農業振興対策協議会に農村振興部会を新たに設けて本年度より3年間程度をかけて調査検討を行ってまいります。有害鳥獣駆除対策では、国が新規事業として平成25年度から平成27年度の期間において実施されます鳥獣被害防止緊急捕獲対策が新設されましたので、この事業を有効活用して関係機関と連携して捕獲対策を推進してまいります。薬用作物の生産振興を目的として、新たに薬用植物振興事業を取り組んでまいります。推進母体として、名寄市薬用作物研究会が4月に組織されたことから、今後講習会、先進地視察、農薬登録拡大試験などを予定しております。グリーン・ツーリズム推進事業では、名寄市グリーン・ツーリズム推進協議会が取り組んでいる修学旅行生や名寄市立大学などの受け入れ事業のほか、本年度より企業研修を通しての都市と農村との交流を促進する事業に取り組んでまいります。

以上、平成25年度の主な事業について申し上げますが、名寄市の基幹産業は農業でありますので、今後とも農業者の御意見を踏まえて関係機関、団体と連携して農業振興に取り組んでまいります。

次に、小項目2、担い手への支援策について申し上げます。まず、現在実施されております事業内容と昨年度の実績を申し上げます。地域における担い手及びリーダーの育成を図るため中長期の調査、研修に助成する地域農業担い手育成事業は、24年度実績1件、農村青少年の組織された団体を対象に自主活動などを助長し、農業後継者の育成確保を図るために支援する農業青年活動支援事業は、24年度実績2団体、農家子弟が所属する経営体から自立した取り組みにチャレンジする経

費に対して助成する農業青年チャレンジ事業は、24年度実績3件、新たに農業を営もうとする者に対し新規就農者の早期定着及び経営の安定を図るために助成する新規就農者支援事業は、24年度実績4件、農業を始めて間もない時期での経営の安定を支援する青年就農給付金は、24年度実績3件の4名となっております。担い手対策は、国の農業施策に大きく影響されるところですが、国も新規就農者の確保は重要な問題としており、そのための施策も現在取り組まれております。市の単独事業を含めておおむね効果は上がっているものと考えております。青年チャレンジ事業では、申請はあったものの採択要件に達しないことから、本年度の事業採択には至りませんでした。今後の担い手に対する支援策においては、若手農業者などの要望を含めて効果的な施策になるよう関係機関、団体と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、教育行政についてということで再質問させていただきます。まず、信頼される学校づくりの取り組みについてということで、先般起こりました事件に関してということで、このことは前回の臨時会で教育長からも御報告があったとおりでございます。児童の心のケア、やはりそれは何よりも大事なことでございます。聞くところによりますと、6年生の担任の先生だったということで、子供たちやはりわかる年齢になっている学年でありますので、まず子供たちの心のケアしっかりと取り組んでいただきたいと思います。スクールカウンセラー等も活用して今後進めていくということなので、まず第一にこのことをお願いしておきたいと思っております。私も先生方とのかかわりの中で、当市においては本当に熱心に御指導いただける、

一生懸命やっていただける先生がたくさんいるなと感じているのですけれども、こういうことが起こりますとどうしても保護者、また地域の住民の立場から考えますと、やっぱり名寄市にそういう先生がほかにもいるのではないかと、そういう意識になってしまいますので、しっかりとそのあたり、それぞれ今後の対策等も御答弁いただきましたので、お願いをしたいと思います。

保護者説明会も開催されたということで、1つお伺いしておきますけれども、保護者の方から幾つか意見等も出たのかと思っておりますけれども、例えば具体的にどのような御意見が保護者説明会の中で保護者の方から出たかというのを差し支えない範囲で結構でございますので、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 今回の山田議員に対する再質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回の事件につきましては、対象となった教員が日常の指導においても大変熱心な方で、また対外的にも校内的にも人間的にも立派な方だったということは教職員、それから保護者の方も認めるところでございます。それに反して起こした事件が日ごろの行い、それから日ごろの接し方の中で少しギャップがあり過ぎるという部分で、逆に子供たちにしてみればそのギャップが埋め切れないというような部分があるように聞いております。現在子供たちについては、重篤な心のケアを必要とする方はいらっしゃるみたいですが、やはり5年、6年と担任が持ち上がっている部分もありますので、その中で少し心が揺らいでいる子供もいるということも聞いております。

御質問のありました保護者の説明会につきましては、1回目を5月20日に実施をいたしまして、実は本日夜に第2回目の保護者説明会を実施する予定であります。前回の全体の説明会の中では意見はなかったのですが、担任を持っている保護者

の方の中からは、やはり真面目な先生ただけにそのギャップについて大きいという部分についての保護者からの危惧の意見、それからやはり先ほど議員も指摘したとおり子供たちの心のケア、起きてしまった事件は仕方がないので、これから子供たちの心のケアをきちっとするという部分についてしっかりやっていただきたいという意見が出たということであります。学校としても、幸い東小学校にはカウンセラーの資格を持つ教員が校内に3名いらっしゃるということですので、まずは6月中はその3名の教員が主に6年生の児童を対象とした相談を行って、もしそれで不足する分があれば、また7月以降に違うカウンセラーというようなことも考えていくということですので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひそういう形で教育委員会側からもそういう場をつくって子供たちはもとより、保護者の方にもいろんな形で説明ですとか意見を聞く場ですとか持って、本日2回目があるということですので、よろしく願いしておきたいと思えます。

あと、もう一点、今後のことになるかと思えますけれども、今回の当事者である先生に対しての今後の対応等は教育委員会としてどのようなお考えをお持ちかどうか、1点確認をしておきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 御本人の今後の対応ということでございますけれども、まずは刑事事件としての罪の確定後、教育委員会としては本人から再度事情聴取等を行って処分についての上申を上川教育局にする予定であります。上川教育局につきましては、既に御存じのとおり教職員のいろいろな不祥事につきまして、不祥事が頻繁になっているということも含めて昨年10月に懲戒処分の指針というものを一部改正をいたしました。改正後も含めまして今回の事案に関しましては、

わいせつ行為及びセクシュアルハラスメントという項目に該当いたします。その中で児童生徒に対する行為につきましては、わいせつ行為を行った場合同意の有無を問わずに免職という基準になっておりますので、今後これに沿った処分が出されるという予想ではありますが、まだ今の時点では確定ではございません。いずれにしても、本人は面談等では反省の弁は述べておりますが、刑事処分に比べて多分免職という重い行政処分が科されることになるのではないかと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） わかりました。そういったものに沿ってきちんとした形の、本当にやってしまったことに対しての責任というのはしっかりこれは社会人としてとらなければならないということは基本だと思いますので、そのあたりもきちんとした形でお願いをしておきたいと思えます。

続いて、道徳教育の推進についてということでお伺いしておきたいと思えます。道教委のホームページ等にも載っております、3月に北海道の教育に関するPTAアンケート調査というのが実施されたということです。実は、これ私もアンケートに答えまして、PTAの代表としてアンケートが来ましてお答えをさせていただきました。教育委員会や学校にさらに充実してほしい取り組みということで、集計結果が小学校、中学校ともに1位が確かな学力の育成、そして小中とも2位が道徳教育の推進ということであります。いずれにしても、アンケートの結果からも道徳教育の充実、推進というのが今望まれていることなのかなというところでもあります。道徳教育に関しまして今年度25年度の国の文科省の予算の中で、以前からありましたけれども、心のノート、当市でも利用されていたのだと思えます。一時期仕分けの対象になりまして、ダウンロードをするという形になってしまいましたけれども、本年度の予算でその心のノートが全ての児童生徒に配付される予算がついたということでもあります。当市とし

ての心のノートの活用の考え方について御見解をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 道徳教育におきます心のノートの活用の方法について、名寄市の取り組みについてお話をさせていただきます。

心のノートの趣旨というのは、子供が身につける道徳の内容をわかりやすくあらわして道徳的価値についてみずから考えるきっかけとなるものであります。また、先ほど答弁でも述べましたけれども、学校の教育活動全体において活用され、また学校と家庭が連携して子供の道徳性の育成に取り組むように活用されることを通して道徳教育の一環の充実を図ろうとするものであります。名寄市につきましても全ての子供に冊子として心のノートを配付済みでありますけれども、これまで教育委員会といたしましては各学校に心のノートを積極的に活用するようにお願いをしております。その結果、昨年度の教育活動に対する調査では、市内の各学校の全ての学級で道徳の時間を中心に活用するという回答をいただいております。しかしながら、道徳の時間における心のノートの活用の頻度とか、朝の会や学級活動であるとか各教科、総合的な学習の時間等における活用、また家庭との連携を図った活用についてはいまだ十分な状況にあるとは言えないと反省をしているところであります。今後は、各学校に心のノートの趣旨を生かしてより効果的に活用するため、保護者に心のノートの活用についての説明する機会を設けたり、道徳の時間の授業公開等で心のノートを用いたりするなど、家庭との連携を図った道徳教育を一層推進させるように促してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ありがとうございます。今お答えいただいたように、家庭との連携というのがやはり重要になってくるのかなと思えます。私は、以前から心のノートというものがあるとい

うので、これもつい何年前ですけれども、どういう内容のものなのかというのはホームページ等利用して拝見させていただきましたけれども、実際保護者の方知らない方もたくさんいらっしゃいます。中身見ますと、私自身はすごく道徳教育というか、子供たちの心の道徳教育には非常にいい教材、補助教材というのでしょうか、心のノートは、だと思っておりますので、ぜひこういう形で、今回全ての児童に配付されるということですから、積極的な活用と保護者、家庭との連携をしっかりとっていただけるよう教育委員会としても御指導をしていっていただきたいと求めておきたいと思えます。

続きまして、食育の取り組みについて伺っておきたいと思えます。食育と一言と言っても本当に多岐にわたる分野でございますので、全て食育と言ってしまうとそのとおりだと思いますし、今まで本市として行ってきた取り組みというものはぜひ継続してやっていただきたいと思っておりますけれども、一方ではやはりポイントを絞って名寄の食育の柱というものを明確にして取り組んでいくことも重要になってくるのではないのかなと思えます。基幹産業が農業である名寄の食育は、やはり農業体験、また作物を自分たちでつくるといふことだと私は思っておりますし、そのことを学校教育の中でも今まで以上に積極的に取り入れていくべきだと考えております。農作業体験ですとかは、各校行っているところだと思いますけれども、もしもそのあたり把握している部分ありましたら、農作業体験を全校で、多分全校でしょうね、全校で行っているのかどうか。また、学校農園なんか多分市内の学校はそういう形での取り組みはないのかなと。郊外の学校は、学校農園、総合的な活動の中で自分たちで作物を育てて、それを秋に収穫して食するという活動、取り組みを行っております。そのあたりの実態把握というのは、教育委員会のほうでどのように把握されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 各市内小中学校におきます食育の部分、特に農業体験の部分についての御質問でございました。議員御指摘のとおり、名寄市の基幹産業は農業です。現在名寄市の学校において農業体験、特に学校内での農園等を使って全ての学校で農作業体験を実施しております。ただ、学校農園がないのが名寄中学校と名寄東中学校がないので、その分については学校農園での授業は、農業体験等は行っておりませんが、そのほかの学校につきましては学校農園を使ったり、また地域の農家の農地をお借りをしたり、また名寄の産業高校の名農キャンパス等の協力をいただいて農作業体験を行っております。また、名寄市の特色としては、地域の老人クラブの方が農作業体験のところに外向いて農作業の始まりから秋の収穫祭まで地域の児童と交流をしているというような事例がございます。いずれにしましても、学校だけでなく地域の農家の方、それから関連部門ではJA道北なよろであるとか、食生活にかかわる名寄市内の企業なんかの方をお迎えしての講演会等も行っております。基本は、米づくりという部分での農作業体験が中心になっている模様でございます。全ての学校で行っているということをご報告させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 以前、少し前なのですが、ある若いお母さんと話す機会がありまして、子供もある程度の年になって食に対する教育もそろそろしなければならぬと思っているのだと、いろいろ食育に関して調べ出したら、そのお母さん、あれも食育、これも食育、とにかく幅広くて結局何が食育かわからなくなってしまったということでお話をしておりました。何から始めたらいいのでしょうかということで聞かれた中で、私は迷わず、やっぱり御家族でとにかく農業に触れるというか、家庭菜園でも何でもいいですから、家庭菜園はありますかと、小さいけれども、ある

ということでおっしゃっていましたので、とにかく上手下手別として御家族で作物を自分たちで育てて、育てた作物を家族で秋に収穫して食べる、それで食育全て教えられるのではないのでしょうかということで私も答えさせていただきました。

食の安心、安全も含めて食育に対する意識というのは、間違いなくこれは高まってきているのだと思います。第2次の名寄市の食育推進計画もやはり周知から実践へということで、いろいろ計画に基づく取り組みで周知は一定程度なされているのかなと、私もそこは感じております。ただ、そういう意識が広く浸透した反面、何となく全体が薄まってきているような気も私は反面しております。どのような分野においても食にかかわる取り組みというのは、食育であることには間違いなしですけれども、やはり名寄独自の食育、そういう柱をより明確にしていく、それも学校教育の現場でもより一層推進をしていっていただきたいというところであります。そういった部分では、庁内でも各部署にわたるものですから、いろいろとそれは庁内横断的に、どこの部署がどうこうではなくて、やはり庁内横断的に連携して取り組んでいっていただかなければならない部分ではあるのですが、特に農業という部分なので、そういった今後学校教育の中での食育の取り組みについて、農業ということで高橋経済部長はそのあたりどのようにお考え持っていらっしゃるかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山田議員の今質問あったとおり、25年4月から第2次の食育推進計画スタートしております。市役所の中でも経済部を初め教育部、健康福祉部とそれぞれの分野でそれぞれの形で食育を推進していている、その中で事務局は経済部の農務課にありますので、山田議員から御指摘ありました横断的な立場でしっかりと進行管理も含めて今後取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解

をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） そういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、農業の分野に入っていきたいと思っています。本年度の重点農業施策についてということでお答えをいただきました。昨日植松議員からもありましたけれども、今の状況は雨不足によるひどい干ばつでございます。昨日久保副市長も雨が降るようにお祈りをさせていただいているということなので、確実に週末雨が降るように引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

それで、きのう植松議員の一般質問の中でも若干触れられておりましたけれども、こういう状況なので、かんがい事業の件について、昨日久保副市長のほうも今後、事業の採択要件等もやはり高いハードルがあるのは私も承知しているところですけれども、各種事業を研究して前向きに進めていきたいというような御答弁だったかと思いますが、改めて久保副市長からそのあたりの前向きなお考え一言いただきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 昨日来から雨不足、干ばつの影響がかなり深刻だということ認識しているところであります。特に畑作地帯については、昨日も植松議員の御質問にもお答えさせていただきましたけれども、経済部長のお答えでは1,000ヘクタール以上が国営のということの採択要件になっているようでもありますけれども、ここ数年間の異常気象を見たときに例えば集中豪雨、例えば干ばつということで持続する農業という観点からしたときに、そこはその気象条件に合わせた作付体系と作付に応じた条件整備、これが土地改良事業の中のかんがい対策かなというふうにも認識しておりますので、道営事業がいいのか団体営事業がいいのか、その辺水利権の関係もあるでしょうから、その辺も十分に調査した上で対応させていただきたいと思っていますので、御理解をいただき

たいと思います。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。数年前の調査では、事業の採択要件に届かなかったということで、当然その年は、調査した年が雨がひどい年でもあったという部分も若干私はあるのかなと思いますし、現に今いろいろな地域の方と話す中でも若い人らで期成会でもつくって、時間かかることですから、ただ若い人らで期成会でもつくってきちんと行政とタッグ組んで国、道の事業に乗れるように運動、地域の理解というのは当然まず第一になければならないという部分もありますので、そんな話も現実出ている中なものですから、今後またそういった部分では地域の方々と副市長もお会いする中ではそんな話も当然出るかと思っています。そういった部分では、御協力、また今後の前向きな調査等よろしくお願いをしたいと思います。

重点施策について、5つの施策をもとにということでお答えがありました。その中で1点確認をおきたいと思いますが、経営所得安定対策に関して26年度に制度の見直しが図られるということでもあります。今年度の予算の中で、多面的機能・担い手調査という事業が新規で盛り込まれた中で16億円の予算がついているようでもあります。中身見ますと、その制度の見直しについての調査、また制度設計の予算ということでもありますけれども、そのあたり政府の考え方として例えば品目、今の戸別所得補償制度の品目を果樹ですとか畜産、また野菜にも拡大したいというような意向が示されているところでありますけれども、特にそういった野菜ですとか畜産に拡大されるということになると、この地域特に野菜、畜産も当然ありますし、野菜も多いですから、このことは当然生産者にとっても地域の農業にとってもプラスに働くのではないのかなと考えているのですけれども、そういった例えば地域の実情、またそういった要望

なんかを国のほうに訴えて政策に反映させるというような地域として体制づくりですとか、そういったものは何か考えられているのか、進んでいるのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 御質問のありました国の多面的機能・担い手調査事業15億7,200万円、約16億円ですか、これについては26年度からの制度設計変更に向けた調査経費ということで、農業の多面的機能を評価した日本型直接支払い及び新たな経営所得安定制度を中心とする担い手総合支援の制度設計に向けた調査ということなのですけれども、ただ制度変更に限っての調査ではなくて、今後の農業のあり方等も含めて調査をしていくということであります。

山田議員から再質問のあった拡大の部分については、特に水田農業以外の部分で対策が広がれば、やっぱり農家経営にとっても大変ありがたいことかなというふうに考えています。窓口としては、旭川にあります北海道農政事務所旭川地域センターというのがあるのですけれども、ここが窓口となることから、行政としてもできるだけ地域の要望を聞きながら、地域センターのほうに名寄市ではこういう考えを持っているのですよということも含めて農業者の皆さんの御意見を訴えかけていきたいなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひそういった形で積極的に地域の実情、要望を、全てが反映されるかどうかという部分もあるのですけれども、ぜひ訴えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、担い手への支援策についてということで、けさの新聞にも2012年度の農業白書の記事が載ってまして、農業再生には担い手の育成が不可欠だが、39歳以下の新規就農者のうち3割が収入に不安定なことを理由

に5年以内で離農しているというような、私この記事を読んでちょっとびっくりした部分もあります。これは、この地域に限らず、全体ということなのでしょうけれども、ちょっとびっくりしました。そういった形にならないように、やはり新規就農も含めて後継者、また担い手の支援策についてはやっていていただきたいところなのですけれども、先ほど御答弁の中でチャレンジ事業の25年度の採択が今回初のゼロ件だったということで、どのような状況だったのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 本年度第1回目の募集をかけたときには、相談2件あったのですけれども、これについては要件に合わなかったということで御辞退をされております。その後もう一度再公募をかけたところ、1件申請がありまして、その中身で営農技術対策協議会の中で申請の内容を審査してきたところでありまして、ただ、申請の内容を見ると、タマネギの直播ということで、この地方では取り組まれていないと。土別の多寄で1反試験的に栽培をしているというのがありますけれども、北見地方でも何件かあるというふうには伺っているのですけれども、なかなかリスクが高いということで、栽培技術もまだ確立されていない、慣行栽培に比べて反収が7割から8割程度になるという普及センターの御意見もありまして、なかなか省力化と、それから収益の向上にはつながらないのではないかとということで、実験データも含めてもう少しリスクを回避した中で違う事業に取り組んだほうがいいのではないかとということで、この事業については見送らせていただいたという経過であります。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 中身についてはわかりました。ただ、今回せつかくのこういったいい事業が採択がなかったというのは、非常に残念だなと思っております。今後いろいろと採択の要件等

あると思うのですけれども、なかなか今の状況でチャレンジ事業の要綱、基準というのが、新たな経営に取り組むという部分がまず一番なのかなというところなのですけれども、要綱ですとか採択基準の見直し等に関して、何か今後そういったことも考えていかなければならない部分もあるのかなと思いますけれども、そのあたり部長いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 要綱については、そんな難しい要綱になっていないのです。それで、各農業者の皆さんにお配りしている農林漁業の施策の中にも書いてあるのですけれども、この中には営農意欲豊かで経営感覚にすぐれた担い手の育成確保を図るため、農家子弟が所属する経営体から自立した取り組みにチャレンジする経費に対して助成をするということですから、そんなに中身的には厳しい中身にはなっていないと思うのですけれども、ただ先ほどから申し上げていますとおり省力化だとか、それから収益性につながるのかも含めて総合的に判断をして事業採択をしているということなので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） そういった部分もいろいろと若い人たちの意見を聞いてぜひ使っていただけるようにというか、若い人たちが前向きに農業に取り組めるようにしていただきたいと思います。

もう一つ、担い手の支援策について。今若い人方の中で、特に私どもの地域の中でヘリで防除をしたいですとか、当然トラクターが畑に入れないということが数年続いたものですから、ヘリの防除をしたい、また有害鳥獣の狩猟等の免許を取得したいというような声がたくさん出ております。そういったことに対しての行政の支援なんかも今後ぜひ積極的に考えていただきたいと思っておりますけれども、最後にその部分、経済部

長のお考え、前向きな御答弁をお願いしまして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） ヘリ防除の関係では、中山間の風連地域で取り組まれています。これは、平場の部分も含めてなのですけれども、ただ名寄地区においては防除の関係は取り組まれておりません。ただ、防衛施設の周辺事業の中で1つの生産組合がことし無人ヘリを導入する予定でもおります。そういった事業も含めて、取り組めるかどうかも含めて、取り組むことができるのであれば早急に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

子供医療費の助成について外3件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をしてみたいというふうに思います。

まず、子供医療費の助成について御質問させていただきます。まず、親が息子、娘にこれから安心して子供を育てられる社会環境、また自然環境ではないので、出産しないようにと言う親がいるそうです。子供が少ない社会は、活力の低下をもたらすことは明らかであります。出産率の低下でスウェーデンは、子供が生まれ、1年半は育児休暇を与え、3人、4人目は児童手当の大幅増額、出生率は2人以上となったそうですし、名寄では共働きで出産、養育をしようとする肉体的にも精神的にも経済的にも大きな負担となっております。そして、その対策となると一自治体だけの問題ではなく、国の政策で対応することがベストであることは私も承知であります。子供医療費、乳幼児等医療給付事業では、北海道の基準はゼロ歳から3歳と市民税非課税世帯は初診料のみ負担、就学前入院及び通院、小学生の入院は初診料と一

部負担となっており、名寄市も北海道の助成に倣ってあります。

私も平成17年、子供医療費の問題について質問をさせていただきました。その当時は、旭川の道議が近隣市町村の影響もあるので、余り子供医療費について一自治体の助成を言う必要はあるのかということをおっしゃって、余り強くは言えませんでした。しかし、北海道35市では、3歳未満及び非課税世帯の全額助成が35市中11市、約32%に上っております。また、中学校まで全額助成は士別、深川、函館含め6市、初診負担は札幌市、旭川市、稚内市含め10市が初診料のみ一部負担となっております。就学前まで全額助成は帯広市と滝川2市、上川管内では19市町村では上富良野以外18町村が全額助成、小学校6年まで、中学校を含まれていない町村は美深、剣淵、富良野、3市町村だけになっております。上川北部を見ても名寄市だけが助成に踏み切れていないという形になっており、大阪市では隣の堺市が子供医療助成を始めるため人口流出を防ぐためにこの子供医療の助成を行ったそうです。国で平等に実行できればよいのですが、また大きなまち、小さなまち、子供が多い、子供が少ないからできないといった部分ではないのではないかなというふうに思っております。

一番は財政の問題ではありますが、これはどの自治体も同じでありますし、ひまわり子育てプランではここで育て、ここで育ててよかったと言えるまち名寄であります。乳幼児を抱える若い世代が住みやすい環境を整え、少子化傾向に歯どめをかけるためにも助成を行う必要もあるというふうに思っておりますが、名寄市の乳幼児医療費の対象の状況のお知らせをいただきたいのと、子育て世帯の経済的負担は大きな悩みや不安を抱えております。本市の対策や対応についてのお考えをお知らせいただきたいというふうに思います。

上川管内や上川北部を考えたとき、子供の健やかな成長を社会全体で育て、またそういう願いが

あるのは皆様御存じのとおりであります。子育てを子供のいる家庭だけではなく、地域で支え合う体制のためにも、また人口流出を防ぎ、ここで育ててよかったと言えるまちを築くためにも子供の医療費助成を進めるべきと考えますが、理事者のお考えをお願いいたします。

大きい項目、その2点目、市営住宅の空き家対策についてお伺いをいたします。先月風連の住民の方から市営住宅の件で御相談を受け、風連まで行きました。本年冬の雪の多さのため、除雪、また空き家の雪の管理、また煙突が倒れる等々、また端に入居していないため真ん中に住んでいるため端までの除雪をしなければならない、また端が2軒入っていないためごみステーションが10メートルのところにあるのに道路1丁を歩いてごみ投げに行かなければならない等々の御相談を伺いました。政策空き家で高齢者が困っております。風連にかかわらず、名寄の北斗団地、新北斗団地も同じ状況と思われそうですが、既存住宅ストックの有効活用についての考えと現状の市営住宅の今後の役割、考え方をお知らせいただきたいというふうに思います。また、高齢者対策と除雪の問題についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

大きい項目3番目、東日本大震災の入札の影響についてお伺いをいたします。本年労務単価の引き上げの対応がなされております。現政権が取り組むアベノミクスで公共事業を柱とする経済対策が進められておりますが、建設業は相次ぐ公共事業の削減と2008年に起きたリーマンショックの影響で、また建設業の3Kの影響で労働者、また建設業が激減しました。現状のままだと工事の遅延が生じるほか、地域で十分な経済効果や資材または材料を調達できる状況になく、経済効果が行き詰まるおそれがあるという懸念が起きております。国土交通省は、労働条件の改善を図り、若年者の入職を促すために労働単価を上げたそうです。この労働単価を上げたことにより、社会保険の加

入、また個人負担の上乗せをされております。公共事業の削減で体力を消耗した元請会社が適切な利益を確保できるよう、直轄工事の低入札の価格を引き上げられたそうです。また、一般管理の比率を従来の30%から55%に引き上げられ、この調査結果で工事比率約2%の上昇を得ているようです。本市の労働単価上昇への引き上げの対応についての影響をお知らせをいただきたいというふうに思います。

また、資材、鉄筋、鉄骨、コンクリートパイプ、セメント等の影響、また円高の影響で石油類の高騰が続いております。引き上げに対する本市の対応についてをお知らせいただきたいというふうに思います。

大きい項目4点目、耕作放棄地の再生についてお伺いをいたします。耕作放棄地は、1年以上作付をされず、今後耕作される見通しが無い農地の増加が現在深刻化されております。農林水産省では、農業生産者への支援を拡充させ、耕作放棄地の早期解消を図るため、平成21年から5カ年の計画で耕作放棄地の解消に向けた施策が行われております。耕作放棄地は、病害虫の発生源、またイノシシ、鹿などの有害鳥獣のすみか、廃棄物の不法投棄の誘発など、農業生産への支障を来すだけでなく、農村景観にさまざまな悪影響を及ぼしております。地域の住民の生活環境を守り、農業生産の基盤である農地を確保するために荒廃した農地の再生利用を加速させることが重要と考えております。平成22年、日本の耕作放棄地は39万6,000平方メートル、埼玉県の面積に相当しております。昭和60年までは、およそ13万ヘクタールと横ばいでありました。平成2年以降から増加傾向に転じ、この20年間で3倍に耕作放棄地が広がっております。耕作放棄地の最大の発生要因は、農業者の高齢化の進行、後継者の不在、農作物価格の低迷など、営農が続けられなくなったことが原因とされております。農林水産省は、今後5年間で現在の250万人いる農家のうち7

0万人が引退するとの見通しを出しております。また、TPPに参加されれば5品目関税が撤廃され、農業生産者が半減されるとも言われております。高齢者の農家の農地をいかに意欲ある若い農家や農業生産法人に引き継いでいくかが最大の課題とされております。本市の耕作放棄地の状況、対策、また耕作放棄地再生利用緊急対策事業の交付金の活用に対しての本市の積極的な取り組みが必要と考えられますが、理事者の御見解をお聞きして、この場での質問を終わらせていただきます。
○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 高橋議員からは、大項目4点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2と3は建設水道部長から、大項目4につきましては経済部長から答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、名寄市の子供医療費の助成について、小項目1の対象者の状況について申し上げます。本市におきましては、北海道医療給付事業補助金交付要綱に準拠し、乳幼児等医療給付事業を実施しております。本市の乳幼児等医療給付助成につきましては、ゼロ歳から3歳未満児及び市民税非課税世帯の場合は保険証が使用できる病気または負傷で医療機関を受診したときの初診時一部負担金であり、医科580円、歯科510円の負担としており、3歳から就学前までの児童は医療費の1割の負担としております。また、小学校1年から6年生までは保険証が使用できる入院について医療費の1割負担としております。平成25年5月31日現在の対象者数は、ゼロ歳児から3歳未満児は706人、3歳以上就学前児童は709人で、合計1,415人です。小学校1年から3年生までは712人、小学校4年から6年生までは752人で、合計1,464人です。なお、対象外ではありますが、中学校1年から3年生の人数につきましては688人です。

次に、小項目2の子育て世帯に対する対策につ

いて申し上げます。現在本市の子育て世帯に対する施策は、名寄ひまわり子育てプラン、ここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちを目指してに基づき実施しております。保育所保育料につきましては、国においては7つの階層区分ですが、本市においては10の階層に細分化をしております、第2子は半額に、第3子については無料としております。幼稚園就園奨励費につきましては、幼稚園就園の保護者に対し、負担軽減を図るため国の補助基準により実施しております。また、遠距離通園通所費助成事業につきましては、これまで風連地区限定としておりましたが、4月より市の全域を対象に3キロ以上離れた幼稚園、保育所に通園、通所している世帯に対し助成を行っております。さらには、ひとり親家庭等医療給付助成につきましても乳幼児医療費給付事業と同様に助成をしております。

また、本市におきましては民間保育所2カ所、市立保育所1カ所で子育て支援センターを無料で開設しており、月曜日から金曜日まで親子でいつでもおいでいただき、好きな玩具で自由に遊び、また子育てに対する悩みを持たれる保護者の方には育児相談や育児指導を行い、年に数回お子さんから離れた講習会や講演会を開催し、息抜きをしていただいているところであります。平成23年度は、延べ7,027組、1万5,271人の親子の利用がありました。また、子育て支援センター事業の視点を少し変え、担当保育士等がこちらから出向く支援の取り組みを進めているところです。平成24年度からは、子育て支援の一環として親子お出かけバスツアーを企画し、毎月第2金曜日に旧風連日進保育所まで出かけ、集団遊びや地域の皆さんとの交流を楽しみ、収穫祭、運動会、餅つきを実施し、親子の参加は延べ866人あり、地域の方を含めると延べで1,007人もの多くの御参加をいただきました。親子で大いに利用していただき、子供たちが元気に伸び伸び育つよう、子供たちの輪、子育ての輪、遊びの輪が広がります

すよう今後とも子育て支援の充実に努めてまいります。

次に、小項目3の子供医療費の無料化への名寄市の対応について申し上げます。本市では、少子化対策として北海道に準拠した乳幼児医療費等助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業を実施しており、医療費での支援を行っております。平成23年度決算では、乳幼児医療費で3,952万6,878円、ひとり親家庭等医療費で1,275万4,797円、合わせまして5,228万1,675円の助成を行っており、金額から見ても多くの子育て世代に利用していただいているものと考えております。以前より乳幼児医療について無償化の御意見もいただいておりますが、本市では道北地方の中核となる病院を運営しており、近隣市町村の住民からも深く信頼され、道北地方の医療のとりでとして、また名寄市民の皆様には地元大きな病院があるという生活の安心感を与えております。特に子育て世代には、旭川以北の周産期医療の中心となっている産婦人科、そして小児科では小児救急外来による365日24時間体制での診療を実施しており、子育て世代にとっては安心のできる医療環境を提供しております。また、これまでの乳幼児等医療給付事業では市内医療機関については現物支給ですが、市外医療機関については償還払いのため市役所窓口へ領収書を持参していただき、手続をしていただいておりますが、この8月より審査支払い業務を北海道国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金北海道支部へ委託する予定となっております。基本的には償還払いがなくなり、子育て世代へのサービスの向上に努めているところです。今後も地元で安心のできる医療環境を提供することで名寄ひまわり子育てプランを実践してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私のほうからは、大項目の2、市営住宅の空き家対策についてお答えをいたします。

関連がございますので、小項目の1、既存住宅ストックの有効活用について及び小項目の2、市営住宅の今後の役割と考え方について一括してお答えをいたします。市営住宅の管理戸数は、平成25年5月末現在において963戸となっており、空き家戸数は230戸となっております。昭和48年から昭和54年にかけて建設された旧西町団地、瑞生団地につきましては、政策空き家が増加しており、合わせて空き家戸数は54戸となっております。このような状況で空き家が増加することで空き家の破損や残された入居者の除雪などの負担がふえている現状がございます。また、歯抜けになった団地につきましては、他団地への住みかえへの意向調査を毎年行っており、特に旧西町団地につきましてはトイレも水洗化されていないため住環境が年々悪化している状況にあります。他団地に住みかえ希望の意向調査を行っておりますが、入居者の高齢化が進んでいることから、住みかえが難しい状況にあります。昭和43年から60年までに建設された名寄地区の北斗団地、新北斗団地につきましては、未整備住戸の空き家戸数が145戸と約半数が空き家の状況でありますけれども、平成22年度から平成33年度までの建てかえ事業のために政策空き家となっており、順次新北斗の改善住宅及び北斗の新築住宅に住みかえを予定しております。今後につきましても空き家が増加している団地につきましては意向調査を継続し、住みかえを進めながら入居者の負担を軽減するよう努めてまいりたいと考えております。

また、市営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対する住宅の供給が施策の重要な位置づけであり、今後ますます深刻化する少子高齢化において福祉との連携により高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせる居住環境が重

要となっていることから、名寄市公営住宅等長寿命化計画や名寄市住宅マスタープランなど各種計画と整合を図りながら、適正な管理戸数の維持及び整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、高齢者対策及び除雪問題についてお答えをいたします。市営住宅の除雪につきましては、空き家及びシルバーハウジング住宅を対象として市が対応しておりますけれども、そのほかにつきましては条例に規定する入居者の保管義務に基づき基本的には入居者に除排雪をお願いしているところであります。また、高齢者世帯の除排雪につきましては、名寄市高齢者自立支援事業に基づく除雪サービス等助成事業を利用することで対応していただいておりますが、昨年度は例年になく大雪により市内業者では対応が間に合わず、緊急的に職員で編成した救助班を団地巡回させ、空き家の除排雪や高齢者が入居する住宅で危険な状況である場合には除雪などの対応をしてまいりました。この中でも特に政策空き家の多い団地につきましては、冬期間内の除排雪が入居者の大きな負担となっていることは把握しておりますので、今後につきましても特に高齢者が入居する住宅に対しましては他の入居者との公平性を視野に入れながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、大項目の3、東日本大震災の入札への影響についての小項目1、労務単価引き上げの対応についてお答えいたします。今年度発注しております土木工事におきましては、本年4月改正により引き上げられた労務単価を使用し、設計積算を行い、工事発注をしております。主な道路整備事業につきましては、労務単価の上昇による工事費の高騰は約3%程度であり、交付金事業で工事を行っていることから、国より予算配分された内示額以内での施工としているため、増加した労務単価分の工事費の増加については施工延長を減少させるなどの対応をしております。また、本市の発注する道路事業につきましては、発注金額が数千

万円規模であり、工期においても数カ月の短期間であることから、積算時期の労務単価の変動の影響は少ないものと判断をしております。

次に、建築工事においては、発注する工事の設計単価につきまして4月の労務単価引き上げに伴い、単価の入れかえを行っておりますが、大規模の建築工事は工期が長期にわたることから、発注後に労務単価引き上げがあった場合については慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、資材、燃料などの引き上げの対応についてでございます。土木工事におきましては、工期が短いことから、工事で使用する砂利、生コンなどの材料においては顕著な価格の高騰はなく、燃料につきましても工事費全体に資する影響が少ないことから、支障はないものと判断をしております。また、建築工事においても同様に現時点では工事費全体に大きく影響する資材単価の上昇は確認されておきませんが、今後の物価動向を把握しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私からは、大項目4、耕作放棄地の再生について、小項目1、耕作放棄地再生利用緊急対策について申し上げます。

現在国の事業では、食料及び農業をめぐる諸情勢が変化する中で国民に対する食料自給力を強化するためには、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要であることから、耕作放棄地の再生利用する取り組みやこれに附帯する施設などの整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップなどの地域の取り組みを総合的、包括的に支援する対策事業として平成21年度から平成25年度までの5年間、耕作放棄地再生利用緊急対策事業が取り組まれております。名寄市における耕作放棄地として確認している農地については、約6ヘクタールとなっております。名寄市においては、農地所有者の事業要

望がなく、耕作放棄地再生利用緊急対策事業には取り組んでおりません。耕作放棄地対策を担う地域の担い手については、前年度行われた人・農地プラン策定に当たってのアンケート調査の中で10年後の地域農業の姿についての回答では、農地が利用されず、耕作放棄地が増大する186名、若年の農業者が減少し、高齢化が一層進む362名、地域の中心となる経営体がない183名、後継者のめどが立っていない347名との回答で、将来に不安を持っている農業者が多いと認識しております。さらに、平成22年の農林業センサスでの農業経営者年齢調べでは、60歳以上の経営者が全体の45%を占めており、そのうち後継者がいる経営者は16%となっております。また、平成20年から平成24年までの後継者及び新規参入者の数は39名となっており、近年の2カ年では19名の就農となっております。

名寄市の対策としては、中山間地域等直接支払交付金事業における集落協定に参加することによって農業生産条件の整備、生産性、収益性の向上活動、担い手の定着活動などの取り組み支援、さらに今年度より名称が変更しました経営所得安定対策事業では耕作放棄地対策を含め営農を継続することが認められる対象農地に対する再生利用交付金、担い手への農地集積推進事業として地域の中心となる経営体への集積に対する規模拡大交付金など担い手への支援に取り組んでおります。昨年策定した人・農地プランに基づき、次代の農業を担う意欲と能力のある担い手の育成のため農村青年組織の活動支援、農家子弟を初めUターンや農外からの新規参入者の受け入れなどにより地域農業の中心となる経営体を育成し、農作業受委託や農地集積を図り、耕作放棄地を発生させない取り組みを進めてまいります。今年度は、名寄市農業振興対策協議会に農村振興部会を設置し、関係機関による作業部会を設けて現状の農地の実態調査を行い、国の補助事業などの活用についても調査研究を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。順番に沿ってやらさせていただきます。

まず、子供医療費の助成の部分であります。平成17年だったと思うのですけれども、1回やらせていただいたときに道議に周りを考えなさいというふうに言われて余り強くは言えなかったのですけれども、今の状況だとか北海道の状況を見てちょっとやはり名寄も、人口流出をするという部分はないとは思いますが、その影響も出るのかなという部分あります。しかし、先ほどお答えいただいたように名寄ひまわり子育てプランの中の保育所の2子から半額、3子から無料、そして幼稚園の就園奨励金では国の補助に従ってやっている等々、またひとり親家庭等々をやっておられます。やっぱり子育てというのは、いろんな部分で地域でも支えなければいけないでしょうし、私たち親も子供のために自分の息子、娘が孫ができたら応援をしていかないといけないというふうに思っていますけれども、医療費というのはやっぱり国が私たちが本当にやるべきだというふうに思っています。本当に医療費も含め、また児童手当も含め、国では公明党が推進して福祉の充実ということで全部やらせていただいた部分でありますし、教科書の無料化も公明党が推進させてもらった部分でありますけれども、先ほどゼロ歳から3歳まで706名、3歳から就学までが709名、そして小学校1年から3年まで712名、小学校4年から6年までが752名、そして中学校1年から3年まで688名というお答えをいただきました。今現状国と道の部分での医療費の助成、またひとり親の助成を行っています。昔は、きっと国と道は3分の2をお支払いしていただいてやっていたのですけれども、今現状どうなのかという部分と、ゼロ歳から3歳、また3歳から就学、1年から3年、3年から6年、そして中学校の方の

部分を分けてわかればいいのですけれども、わからなければ全体でもしやるとしたらこれぐらいの予算は丸々かかりますというのがわかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

まず、以前の制度設計でございますが、これは地方単独事業ということでございまして、国は一切かかわっておりませんでした。反対に国保の国庫負担等の削減をするというようなことも国はしております。それで、昔は道が3分の2、市町村が3分の1ということでありました。現在は、2分の1、2分の1ということで補助をしております。

また、今仮にゼロ歳から中学生まで無料化をした場合ということでございますが、これはいろいろ仮置き値を置いた試算でございますが、総体で6,882万284円ということで、平成23年度ベースで約その程度かかると考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。道が2分の1、市町村が2分の1ということで大変な金額だというふうに、先ほどゼロ歳から3歳、そして就学までの部分で全体で約5,228万円ですよ、2つ合わせて。3,953万円と1,275万円……

（「ひとり親も入っている」と呼ぶ者あり）

○10番（高橋伸典議員） ひどい親。そして、その部分で5,228万円プラス全額助成をすれば6,882万円ですから、約1億2,110万円ぐらいになるということですか。その部分でいけば、やはり名寄市が6,000万円ぐらいの費用が丸々かかってしまうということなのではないでしょうか。丸々この6,882万円は名寄市の一般財源になるのか、先ほど言った5,228万円も名寄市の一般財源なのか、ちょっと後で教えていただきたいというふうに思います。

今回17年の部分もあったのですけれども、先々週下川で会合がありまして、安齋町長にお会い

をさせていただきました。そのときにバイオマス事業が大変好調で、五味温泉だとかいろんな施設の重油の燃料費等々を含めて約1,800万円ぐらい削減されるのですよと鼻を高々言われていました、それで高橋さん、子供医療費を15歳まで無料にして、給食費を1,000円にして、おむつ代2歳までただにしまして、幼稚園の費用を1割にするのですと言われたときに、いいなと思ったのです。うちの孫が今9カ月で、見るたびにかわいいなと思うのですけれども、質問には入れませんので、そういう部分でやはり子供への支援というのは必要なかなというふうに思いますし、音威子府、中川も子育ての事業をやっているのですよね。きっと下川さんはそういうバイオマスの部分で燃料の削減ができて行きたいのだというふうに言っていると思うのですけれども、音威子府だとか中川というのはきっとそういう部分はまだやっていないですし、一般財源だとかそういう部分を使ってやらざるを得ないのかなというふうに思うのです。名寄は、こういうふうに見ても全部でゼロ歳から小学校入るまでが1,415名の小学校で1,464、そして中学校で688ですから、音威子府だとか中川に比べたら雲泥の差の人数ですから、対応はなかなか難しいのかなと思うのですけれども、副市長として人口でそうなのか、それとも名寄はやはり先ほどこういう保育所だとか乳幼児の部分というのは道に従っていく、でも市立病院のように産科、そして小児科は365日休まず24時間体制で安心して暮らせるまちにしていくのだという思いでやっていると思うのですけれども、やっぱり違う部分なのか、中川だとか音威子府は、ちょっとお聞かせいただければいいかなというふうに思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 担当のほうから聞いている話では、乳幼児医療の関係につきましてはどちらかというと高橋議員おっしゃるように拡大傾向にあるのかなというふうに考えています。こ

れは、首長さんの政策があったり、地域ニーズも含めて可能な限り少子化対策も含めてそれぞれの地域の実情に合わせて取り組まれているのではないかなと思っています。

それと、近隣の市町村がかなり前よりも進めてきた形で取り組んでおられることについては、大変素晴らしいなと思っております。ただ、財源の内訳の関係でいうと、総体的に人口規模が小さい、対象者が少ないということはもちろんあるのでしょうけれども、ここは平成21年から民主党政権が3年間で小規模自治体に対して地方交付税を配慮をすると、平成13年の小泉内閣のときには国の財政健全化をおもんばかって交付税の総額をできるだけ健全化の方向に向かわそうと、そういう中でありましたけれども、リーマンショックのあった平成20年、21年以降の交付税については別枠加算ということで総額ふえてきたと。そうすると、小規模自治体の財政が従前よりも少し柔軟な独自の取り組みができるような状況になったのではないのかなと、そんなふうに推測しています。

なお、私たちも市長を先頭にしながら、合併した市町村の課題として合併算定がえをしっかりとさらに支援をしてくれるような方向もということで要請をこの間してまいりました。今得ている情報では、24年度では人口密度が低いこと、合併によって面積が大きいこと、そこは森林も含めた大きな面積のあるところについてはまちづくりにさまざまなデメリットを持っているでしょうと、それは合併市町村に限らず、全国の市町村で人口密度が小さくて面積が大きいところについての支援という形で24年から起きましたので、その部分でいうと名寄でいうと約1億円切れるような金額、近隣では3億円とか4億円とかというふえた自治体もあるというふうに聞いています。どこかというのではなくて、そういう制度設計がされたということで旭川近郊の人口密度が比較的多くて面積のちっちゃいところは影響なし、ただ上川北部でいうと結構大きい影響があったのかなと。そ

の辺の財源を首長の裁量で医療施設、福祉施設とのバランスも含めながら多分取り組まれたのかなのかなと思っています。

今議員おっしゃったように、名寄市におきましてはもともと医療が充実していて、合併したことによって高齢者福祉も含めて相当施設の充実がありまして、そこを運営維持していくについては国の基準を持ち出すような形でもやらないとなかなかサービスが提供できないという、こんな状況もありましたので、この辺も踏まえて市長が政策判断をされて現在の乳幼児医療については道と協調補助でやっている現行水準でしっかり支えていきたいと、こんなふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほど総体で、800万円程度と申し上げましたが、そのうち事業増につきましては先ほど申し上げました3,900万円を引きますと2,900万円程度の事業増となるところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 合併算定がえ含めて民主党政権の中でちっちゃい市町村の人口密度が低いところ、また面積が大きいところはまちづくりの交付金が多目に行ったという部分で音威子府、また中川が医療費助成を進められたのかなという部分を言われたというふうに思うのですけれども、私もこの医療費に関しては本当に国がしっかりとやってほしいなというふうに思います。思うのですけれども、先ほど言ったいろんな経済状況含め、日本の借金が1,000兆円になったという部分を含めて社会保障の部分、年金または医療、福祉、介護、これから国民会議がスタートしてどのような形の国民への負担に変わっていくのかという部分も含めの話になりますけれども、やはり本当に国がしっかりとこの医療の部分を支え、また子育て、年金、福祉の部分を支えていかなければいけないというふうに思っています。

最後に、この医療費、今現状はやはり道の流れ

の中で医療費の助成は進めていただかなければいけないですし、これをやめられたことによって大変なことになってしまうと思うのですけれども、加藤市長としてはどういう思いでこの医療費の助成は持っていこうかな、現状は本当に今お聞きしたように病院の部分、そして高齢者施設が名寄市は195ですか、公設として持っていていろんな福祉の部分では住みよさランキングで出ているようにすばらしい名寄市だというふうに私も思っていますし、誇りを持って名寄市に住んでいただきたいというふうに思っております。今後この医療費含め、福祉含めて加藤市長としてどういうお考えなのか、ちょっとお聞かせをいただければいいのかなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 医療費の無償化のみならず、誰もが安心して子育てしやすい、生まれてから、そして最後の最後までこの地域で生まれ育ってきてよかったと言われる地域にしていきたいという願いは私も一緒でありますし、また私もまだ小学生に子供が2人いるという立場から当然そうしたニーズに応えたいという気持ちもないわけにはありませんが、一方で子育て支援そのものに関してはやはり国が果たさなければならぬ役割と地域が果たさなければならぬ役割とあると思っています。ざっくりと言うと、やっぱり国が現金的な給付であり、地方がサービスの給付であるということになるのだろうというふうに思います。その中で名寄市においては、先ほどの病院とか、あるいは子育て支援も含めて、また大学に幼児教育もあるということだとか、名寄市だからこそその誇れる子育て支援を今までも展開してきているのだというふうに思います。どうしても医療費の無償化だけにスポットを当てるとなかなか、やはり今のところ慎重に検討しなければならぬという思いが変わっておりません。

先ほど都道府県の話ありましたけれども、1972年から74年ぐらいの間にほとんどの都道府

県が市町村自治体と協調しての小児医療の助成の制度をスタートして、さらには2005年ぐらいから独自の単独での市町村がさらに拡大していくという市町村がだんだんふえていくという歴史の流れになっていきますけれども、一貫してこの間出生率はずっと下がり続けているということで、加えて子供たちの健康状態が医療費が無償化になっているから好転しているかということ、そうしたデータを幾ら探しても出てこないという状況もあると。この医療費無償化ということは、果たして出生率の上昇ということにつながる政策になっているのかということ、いろいろな角度からもうちょっとやっぱり検証しなければならぬのかなというふうに個人的に思います。そうはいっても、子育て大変な世代にはやはりある程度の支援が必要だということは、私もそのとおりだと思っていますので、そうなってくるとやはりこれは現金的な給付ということになるから、ここは国がしっかりと支えていただきたいということで、今回道北9市の市長会で幼児教育の、中学生、義務教までの無償化に関しての政策提言を道、国のほうに出しているところであります。

今回の議会でも子ども・子育て会議の地方版の条例制定の審査をお願いしているところでありますけれども、今後もう少し幅広く国のほうで子育て全体の一括交付金化的なことがさらに進んでいくということになると、そうした会議の中で市民の皆さんに、さらにどういう地域でどういうところに配分していくのが望ましいのだろうということをもっと改めて議論しなくてはならないというふうに思っています。そうしたことで答えになっているかどうかわかりませんが、ぜひ今の私の考えということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） しっかりと子供の子育ての支援を、また高齢者、障害者の支援をお願い申し上げます。

次に、時間がありませんので、進みたいというふうに思います。市営住宅の空き家の対策についてちょっとお伺いいたします。この質問のときに空き家の状況の部分いただきました。新北斗で古いほうで56.8%、政策空き家が50軒、そして北斗団地のほうで53.4%、95軒、145軒あいていると。また、風連のほうでは、西町団地で昭和48年から49年に建てたものが32戸あるものが19戸政策空き家になっていると、59.4%であると。そして、今回相談受けた瑞生団地が50年から54年、35%ということで35軒の方が政策空き家として入っておられないというふうになっています。この空き家の中で入居していないところに、先ほど言ったように西町団地ですか、は水洗化をされていないので、個々に聞き取りをしてこちらに移ってほしいというふうにしているというのですけれども、その方々というのは、西町団地は19世帯おられるのですけれども、高齢化が相当進んでいるからだというふうに思うのですけれども、きっと強制ですから市として3万円でしたか、の引っ越し代を出して引っ越ししてくれということなのですけれども、やはり古いところに愛着があるのか移動するのに嫌だとかという、そういう部分だと思うのですけれども、どういふことで移動できないのか、きっとまだいいところがたくさん、風連にあきが相当ありますから、西町団地だとか瑞生団地の方のところ、あいているところに移ればある程度歯抜けはなくなって除雪対策だとかという部分は解消できるのかなという部分に思うのですけれども、そこら辺の政策、対策、またその入っている方々の思いというのはどうなのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 瑞生団地ということで今お話を伺いましたけれども、まず政策空き家の中で今意向調査を毎年やっております、意向調査の中ではやはりもう高齢化になっている

ということで、まず動きたくない、やはりこの場所がいいということで、それでなかなか動きたくないというのが1つあります。もう一つは、動くやはりどうしてもお金が、家賃が上がるという可能性が当然出てきますので、そこも含めてできればこのままいたいというのがその意向調査の中身になっております。今西町団地につきましては、72戸総体ありまして、そのうち40戸はもう建てかえ済みになっております。残り32戸につきましては、これは旧風連町時代から用途廃止ということになっておりまして、合併してそのまま引き継いだ形になりますけれども、そういった中では先ほどから質問ありますように歯抜け状態に実はなっておりまして、そこも含めて意向調査をしております。一応計画的には、平成28年から平成31年の間に西町32戸については用途廃止をしたいということでお願いをしている状況でありますけれども、なかなか先ほど言った経緯もありまして動いていただけないというのが1つあります。

今議員が言われる総体的にあいているところにみんな入れれば歯抜け解消になるのでないかというお話、除雪も一気にということなのですけれども、あくまでも政策空き家ということで、やはり建てかえるか、あと廃止にするかということの政策空き家ですので、そこに入れるとなりますと、何年も人が入っておりませんので、当然人が入るように改修をしなければいけません。また、その分維持費がかかりますし、それともう一つは先ほど言った移転補償が当然出てきます。移転補償は、建てかえがある場合については移転補償は見られますと、だけれどもそれない場合については移転補償見られないことで公営住宅法の中で当然うたわれております。建てかえの推進ということで国のほうでも移転補償については50%の補助もいただいていると、そんな状況もありまして、なかなか政策空き家のところに入れるということにはなりませんし、それと居住権、居住権という言葉

はないのですけれども、居住する権利というものが当然出てくると思いますので、そうなりますと法的には非常に難しいかなと、そう考えています。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。まず、風連行っても名寄の北斗団地行っても窓にコンパネが張っている自体で相当やっぱり厳しいのかなというふうに思いますので、しっかりとお願いいたします。

時間がありませんので、まず東日本大震災の入札の部分でありますけれども、大変懸念をされています。工事業者は、人がいない、資材が足りない、人件費が上がって、新しいところもとれないという部分でありますし、きょうの新聞ですか、美深が5月28日に入札あったものがきょうの新聞で1億1,000万円の修正金額で載っております。こういう状況で入札をするのも、また工事が始まってやっぱり資材単価含めて上がるのも大変だというふうに言われておりますので、しっかり業者のほう見て指導していってあげてほしいなというふうに思います。

耕作放棄地は、農業の生産者が先ほど山田議員が言ったように65歳以上が三十何%、もうあと何年かしたらほとんどの農家の方がやめて耕作放棄地がふえるというふうに言われておりますので、市の政策としてしっかり見ていただくことをお願いして、質問終えさせていただきます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設行政について外2件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） ただいま議長より

御指名を受けましたので、さきの通告に従い質問いたしてまいります。質問の中できのうの質問と重複する部分があると思われませんが、御答弁のほどよろしく願いいたします。

まず、第1点目は、経済建設行政から4項目について質問をいたします。初めに、公共施設の燃料、電気等の料金値上げに伴う対応について伺います。北海道電力は、経済産業大臣に対して電気料金値上げを申請いたしました。これにより暮らしや経済に与える影響は、厳しい状況を考えられます。規制部門では、本年9月1日から平均10.2%の値上げを、また自由化部門についても同日から平均13.46%の値上げとなる数値が示されております。公共施設には多量の燃料、電気が必然的に消費されておりますが、対応をどのように取り組まれるのか伺います。

次に、地元企業の受注について伺います。昨今の長引く景気低迷、公共工事の減少等により地元建設企業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。地元企業の受注及びその受注量の確保が地域経済の活性化、雇用の維持確保や技術力向上を図るため重要であります。そこで、受注意欲が反映される条件つき一般競争入札、下請契約の適正化等、また公共工事の施工に伴う工事用資材の調達及び下請業者の選定に当たっては地元企業の活用を建設業者、団体に要請するほか、特に元請負人等に対して可能な限り地元企業を活用するよう要請など、比較的條件は前向きとなっておりますけれども、一方で将来の大型事業の見込みのない環境の中で地元企業の受注が減少されることが憂慮されますが、見解を伺います。

次に、不法投棄について伺います。先般不法投棄の記事がありました。不法投棄は、さまざまな法的問題を生じさせます。リサイクル料金が高くない、誰かが処理してくれるだろうという安易な気持ちで不法投棄がなされております。それにより、不法投棄された廃棄物を処理する多額の処分費用の支出を余儀なくされております。ごみ

が定められた場所以外、例えば山林や河川敷等に不法に廃棄され、環境破壊を招きます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされているが、不法投棄の防止や原状回復のための取り組みをどうされているのか伺います。

次に、パーソントリップ調査について伺います。市民の移動目的、交通手段はどうなっているのか、これを調査するパーソントリップ調査があります。これを行うことによって地域全体の交通量を数量的に扱うだけでなく、乗りかえを含めた交通手段の分担等の検討が可能になります。これにより都市計画、交通対策、防災計画、環境改善、広域で調査すれば広域観光の基礎資料が期待できます。快適で住みやすいまちづくりに活用すべきと考えますが、その見解を伺います。

2点目は、市民の健康について、初めにがん対策について伺います。国のほうでもがん対策推進基本計画が24年度から28年までの5年間を対象として策定されました。がんには早く見つけて治療すれば治るがんがありますし、治療も随分と進んできました。治せるがんを早くに見つけるためにもがん検診の受診率向上に向けた取り組みは大変重要で、今年度の予算にがん検診事業3,200万円ほどが計上されております。がん検診受診率への効果的な対策を考えるためにも、まず現状把握に取り組むべきと考えます。そこで、職域におけるがん検診の位置づけ、受診状況、受診率の向上のために行政としてどのように取り組んでいるのか、見解を伺います。

次に、若年者の精神疾患、精神保健福祉について伺います。厚生労働省が精神疾患を5大疾患とし、医療計画の必須事項となりました。とりわけ若年層については、重要にもかかわらず支援が十分に行き届いていない領域と言われております。若年者の苦しんでいる状況を何とかしたいという切実な声も届いております。精神疾患を早く見つ

けて早く支援を行うことが大切です。そのために内科医の研修の充実、医療機関だけでなく民間事業者が行われている事例もあり、サポート体制の再認識等、若年層を対象とした医療と福祉の連携は必要不可欠です。どのように取り組まれているのか、見解を伺います。

3点目は、伝統、文化について伺います。名寄岩生誕100年に伴う見解について伺います。大関名寄岩生誕80周年記念事業が平成6年8月6日に各部屋の大相撲関取集、行司、スタッフ等が来名し、スポーツセンター内特設土俵において盛大にとり行われました。四股名、名寄岩の由来は、郷土の名寄と名字の岩壁の岩をあわせて、親方が与えようとした別の四股名を断り、みずから名づけたと言われております。郷土の名を全国に広めた第一人者、元大関名寄岩であります。名寄博物館では、常設展示室内に名寄岩コーナーを設け、名寄岩の化粧回しや板番付、愛用品などを展示しております。また、博物館2階の研究室には名寄岩に関する新聞、雑誌記事等、図書、写真、整理保管されておりますが、生誕100周年を記念して郷土の力士をよみがえらせ、名寄岩の功績をたたえるべきと考えますが、見解を伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 佐々木議員からは、大項目3点にわたる質問をいただきました。大項目1の小項目1と2及び4につきましては私から、小項目3は市民部長から、大項目の2は健康福祉部長から、大項目3は教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

まず、公共施設の燃料、電気料金の値上げに伴う市の対応についてお答えをいたします。御案内のとおり、道内電力会社では本年9月1日から規制部門である家庭向け電気料金を平均10.2%値上げする申請を行い、政府の認可が要らない自由化部門の企業向け電気料金を平均13.46%値上げする考えを示しております。値上げの要因につ

きましては、全面停止しております泊原発のかわりに火力発電所の稼働率を高めたため重油などの燃料費がかさみ、経営が悪化したためのものと説明しております。今般の円安の影響に伴う輸入燃料の価格高騰によりさらなる引き上げも加わることとあります。今後規制部門の値上げについて申請を受理しました経済産業省で申請内容の審査や公聴会、消費者庁との協議を経て当該値上げについて経済産業大臣が判断することとなっております。自由化部門の値上げも規制部門の内容を考慮して決定されることとあります。本市といたしましては、この値上げにおける公共施設や御家庭への影響を踏まえ、さまざまな機会を通じて企業努力により値上げの取りやめか、少なくとも値上げ幅を圧縮するよう求めていきます。また、石油や電気に限らず、エネルギー全般におきまして節約に努めることが最善の対応策と考えるところであり、これまでの節電の取り組みをさらに継続実施するとともに、ハイブリッド公用車の導入でありますとか、普通自動車から軽自動車への切りかえ、さらには公用自転車の活用を進めることで対応してまいりたいと考えております。

続きまして、地元企業への発注の取り組み状況についてであります。議員の御指摘のとおり地域経済の活性化や地元企業の技術力の向上、経営の安定化や雇用の確保などの点から地元企業へ優先的に発注するよう取り組んでおります。少額の修繕工事や物品の購入のほか、条件つき一般競争入札などの制度を活用しながら取り組んでおりますが、特殊な技術力を要する工事や専門的な知識が必要な物品などにつきましては市外業者と契約する場合がありますけれども、原則的には市内業者との契約を進めているところであります。今後におきましても公正かつ自由な競争を確保しながら、地元企業の優先的な受注機会の拡大に努めてまいります。また、このことが市内経済の発展につながり、名寄市の財政にも好影響を与えるものと考えております。

続きまして、パーソントリップ調査について申し上げます。パーソントリップ調査につきましては、一定の圏域における人の動きに着目し、交通実態を調査する手法で、個人の1日における移動状況の把握を通じてどの交通機関がどのような人によっていつどのような目的で利用されているか調査するものであります。この調査は、多様な交通機関を有する大都市圏において効果的とされ、道内におきましては北海道が事業主体となり、札幌を中心とする道央都市圏、函館市を中心とする函館都市圏や旭川を中心とする旭川都市圏などで実施されているのが現状であります。このことから、近隣自治体を含めた圏域の規模や限られた交通機関となる本市におきましては、現段階でパーソントリップ調査を実施するには至っておりませんが、都市計画における都市計画マスタープランを初め、地域公共交通総合連携計画、地域防災計画や観光振興計画などの基礎調査を踏まえた各種計画などもあり、こうした計画等の実効性及び北海道の動向も踏まえ、今後研究を進めてまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 私からは、大項目1、経済建設行政について、小項目（3）、不法投棄についてお答えいたします。

平成13年度の家電リサイクル法の施行以来、ごみ処理料の有料化、地デジ移行により電化製品を中心に不法投棄が増加しております。本市が不法投棄により処理した件数及び経費は、平成23年度ではテレビを22台、パソコン類11台、タイヤ119本を処理し、約15万円、平成24年度ではテレビ21台、冷蔵庫5台、洗濯機5台を処理し、約10万円、今年度では既にテレビ25台、冷蔵庫4台、タイヤ80本を処理し、約10万円を支出しているところであります。これは、あくまで市が処分した不法投棄の状況で、実際には市が処分できない土地所有者が明らかな民地に

おける投棄、また人目につきにくい場所への投棄から不法投棄の全体件数はもっと多いものと思います。不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されており、違反者には罰則があります。また、この法律により、土地所有者はその土地において不法投棄を発見した場合は通報の努力義務を規定しております。土地の所有者のみならず、民地への不法投棄については市民を挙げて注視し、安易な行為ができない環境づくりが必要と考えます。本市では、職員によるパトロール、防止看板の設置などの防止策を初め、警察と協力し、不法投棄者の摘発に努力しております。さらには、毎年道が上川地域廃棄物不法処理対策戦略会議を開催し、環境月間、廃棄物適正処理推進月間を設けて活動しております。これらの月間に合わせ、パトロールを実施するとともに、市広報で廃棄物適正処理推進月間の周知をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の市民の健康について申し上げます。

初めに、小項目1のがん対策について申し上げます。名寄市の平成23年度のがんによる死亡者数は97人で、全死亡者数の27.4%を占め、死因第1位となっており、約3人に1人ががんで死亡していることから、がん予防対策が重要な課題となっております。現在名寄市におけるがん予防対策といたしましては、平成25年3月に策定いたしました名寄市健康増進計画健康なよろ21第2次に基づき対策を推進しております。具体的には、がんによる死亡を防ぐために生活習慣の改善のほか、最も重要なことはがんの早期発見、早期治療であることから、特にがん検診受診率の向上に向け、特定の年齢の方に平成21年度からは乳がん、子宮がん検診、さらに平成23年度からは大腸がん検診の無料クーポン券や手帳を配付し、初回受診者の拡大に努めてきております。また、国は、胃、肺、大腸、乳がん検診を40歳以上、

子宮がん検診は20歳以上を対象としておりますが、本市独自策として胃、肺、大腸がん検診の対象年齢を国の制度より5歳引き下げ、35歳から受診可能とし、さらに名寄市国民健康保険加入者は30歳以上から無料で受診できるよう若い世代からの受診勧奨に努めてきております。平成23年度がん検診受診率は、胃がん16.5%、全国9.2%、全道10.8%、肺がん19.2%、全国17%、全道11.5%、大腸がん20.0%、全国18.0%、全道15.9%、乳がん23.9%、全国18.3%、全道25.4%、子宮がん24.9%、全国23.9%、全道29.2%と乳がん、子宮がんが全道よりも低いものの、その他のがん検診の受診率は全国、全道よりも高くなっております。しかし、国の目標とする受診率は、胃、肺、大腸がん検診は40%、乳がん、子宮がん検診が50%となっており、休日検診や通年で受診可能な個人検診の導入など受診しやすい体制づくりを図ってきております。

また、毎年市のがん検診で10人以上の方ががんが発見され、進行度が判明しているがんのうち約8割が自覚症状のない早期段階で発見され、治療を開始し、回復されております。そのため、自覚症状がなくても定期的ながん検診を受けることは大変重要なことと考え、電話、家庭訪問、健康相談、健康教室、健康イベントなどあらゆる機会において受診の勧奨を行ってきております。そうした取り組みの中では、日々の忙しさや自覚症状がなく、健康を理由に未受診となっている声も聞かれるため、自分の健康は自分で守るという意識を持って生涯を通じた健康づくりに取り組んでいただけるよう、今後もがん予防の正しい知識の普及啓発をさらに推進し、地域の保健推進委員の協力を得ながら受診率の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の若者の精神疾患、精神保健福祉について申し上げます。最初に、本市における5月31日現在の精神保健福祉手帳の交付状況に

ついて申し上げます。1級17人、2級123人、3級32人の合計172人となっております。また、自立支援医療受給者証は、5月31日現在で509人の方に交付し、医療サービスを受けていただいております。精神疾患を最も発病しやすいのは、10代から20代の若者と言われております。この時期は、その後の人生で重要となる学力や対人関係能力、生活能力などを発達させる重要な時期となります。そのため、この時期に精神的な不調や障害を抱えながら相談や支援、治療などが受けられずにいる場合、症状や障害が重症化、慢性化すると考えられております。このような中、悩みを抱えた若者が保護者や教師に不安や悩みを打ち明けられずにいる状況を少しでも解消できるよう、市内の3つの中学校には心の教室相談員を配置して心のケアに努めております。また、小学校では、養護教員が児童や保護者のケアを行いながら、必要と判断されれば各相談窓口などへの連絡を行うなど、精神疾患の早期発見と適切な治療へと継続的に連携をしている状況にあります。

また、地域におきましては、心の病気のある方やその保護者、介護者など、日常生活を初めとしたさまざまな相談に応じるために市役所窓口や精神障害者相談員、さらには24時間対応のできる指定相談支援事業所のみどりの郷と道北地域生活支援センターの2カ所には専門の職員がおり、気軽に相談することができる場の提供を行っております。相談後は、相談内容に合わせて医療機関や保健福祉関係者と連携を図りながら、心の病気がある方が安心して生活することができるように居宅介護や短期入所など継続的な支援を行っております。また、地域活動支援センターとして地域活動支援センター「いきぬき」と地域活動支援センター陽だまりの2カ所は、若年者の方が気軽に相談のできる窓口や障害などによって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする施設として相談を受け付けております。また、名寄市立総合病院では、心療内科、精神科、神経内科の診療

が行われており、精神科ではリハビリテーションの充実を推進し、外来患者に対する精神科ケアや医療、福祉制度についての相談窓口による支援を行っております。今年度から名寄市障害者自立支援協議会に相談支援・権利擁護部会と就労支援部会を設け、名寄市立総合病院の精神科リハビリテーション室のスタッフにも委員に加わっていただきましたので、今後さらなる連携を図ってまいりたいと考えております。今後もこれらの取り組みを通し、若年者の精神疾患を早期に発見し、早期に治療することにより、今後の人生が健康に生活できるよう支援の継続に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3、伝統、文化について、名寄岩生誕100年に伴う見解についてお答えをいたします。

名寄出身である名寄岩関は、戦前から戦後にかけて活躍した名力士で、努力家で真面目な人柄と波乱に満ちた相撲人生は多くのファンの共感を呼び、人気力士でありました。今でも年配の方から大関名寄岩の名寄ですかと言われるほど、全国に名寄の名前を広めた功労者でもあります。名寄市では、名寄相撲協会などの協力を得ながら、昭和56年に名寄岩の逝去10年に当たりスポーツセンターの前庭に顕彰銅像を建立したのを初め、名寄で過ごしたゆかりの地の説明看板の設置や北国博物館の常設展示室には名寄岩コーナーを設け、ゆかりの品を展示をし、その功績を広く紹介するなど顕彰に努めております。生誕事業といたしましては、平成6年に実行委員会による生誕80年記念事業として、御遺族、立浪部屋関係者を招いてのしのぶ会、相撲大会、展示会、「涙の敢闘賞」の上映会などを行いました。平成16年には北国博物館において「名寄岩生誕90年展」と題して力士としての功績だけではなく、相撲取りとしてのエピソードや人柄を示すエピソード集を配

布するなど、収蔵品の中から90点を紹介をいたしました。北国博物館では、ゆかりの品35点を初め、写真94点、文献47点、新聞資料540点など、700点を超える名寄岩の資料を貯蔵しております。平成26年9月には名寄岩生誕100年となりますので、名寄岩関が残した多くの功績をたたえ、収蔵品や資料の展示などにより企画展を開催をしてその偉業を改めて振り返り、長く後世に伝えてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それでは、御答弁をいただきましたので、何点かについて再質問させていただきます。

まず、公共施設の燃料と電気料の値上げについてでございますけれども、昨日の試算によりますと24年で炭化センターでは450万円ぐらい、あるいは市立病院では800万円ぐらいというふうに伺っておりますけれども、この差に関して、これはいつどのような形で決定をしてどういうふうな形で進めているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 昨日お答えをいたしましたそれぞれの影響額につきましては、今般北海道電力が平成24年度の使用料をもとにそれぞれの事業所について試算をされた数字を私どもいただいたということでありまして、本市たくさんの公共施設抱えておりまして、特に影響が大きいところ等も含めて情報提供させていただいております。今議員のほうからありましたとおり私ども直接抱える施設だけで1,500万円程度の影響と、そして今御指摘のありました市立病院、それから炭化センター等含めて総計でおおむね2,750万円程度の電気料の上乗せが必要になると、こんな試算もいただいております。大変大きな影響というふうに判断しております。この間、去年は特に電力需給が拮抗しているということも含めて節電の

要請が具体的な形でありましたけれども、昨年実績でおおむね施設トータルとしまして5.6%ほどの節電を実施できたということがありますので、こともしっかりそれを踏襲する形で節電について対応してまいりたいと思いますけれども、それをもってなおかつ電気料金の値上げで2,750万円の増ということでありますから、これ以上金額的に下げるといふ、対応するということとはなかなか難しいかなというふうに思っておりますけれども、昨年以上にひとつ努力をしながら節電に努めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） この電気料に関しては、本当に連日のように報道されておまして、消費者の不満がたらたらなのでありますけれども、御答弁にありましたように原発事故後、これは電気料が上がったとしても原発はなくしたほうがいいのではないかと議論もありました。しかしながら、現実には電気料金が値上げされると反対が今度は逆にだめだというように激しくなっておりますけれども、そこで北電の市民に対する対応についてですが、きのう大石議員からも市民生活の影響と対応について伺っておりますけれども、その部分には触れないように質問いたしますが、ただ市民の方々個別の影響額はどのぐらいあるのかなとか、あるいは不安があるのではないかなと、こういうふうに思っております。それで、北電はどのように対応されるのか、あるいは個別の試算をやってくれるのか、そのことについては何か伺っておりますか、北電から。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） この間北電のお話を聞きますと、それぞれ公聴会でありますとか市民説明会を開催をするということでもあります。これは、来週の17日でしたか、6月17日にも説明会があるというお話でありますけれども、この説明会につきましては個人のお宅というよりは大きな事業所を対象にそれぞれ説明をされるという

お話もちょっと聞いておまして、個人のお宅の影響額につきましては今後北電側からそれぞれ情報提供されるという私ども認識を持っておりますけれども、できれば、もしそういうことがある意味なされないとするならば、ぜひそういうこともやっていただいてしっかりとした値上げの情報を市民の皆さんにお伝えしたいと、こんなお願いもぜひしてまいりたいというふうに考えております。また、あわせて北電から常に情報いただくというお約束もさせていただいておりますので、必要であれば私どものホームページを使いましてそういった情報も含めてぜひ市民の皆さんには御提供申し上げたいと、そんなふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 先ほどちょっと補正について言ったのですけれども、例えば公営の施設の利用料金の値上げ、これは例えば上下水道料金の値上げをすとかという、こういうふうなことについて、あるいは老人クラブ等の準公設の施設、公共施設、これについては補正とか何かは考えておられるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今般の値上げで電気料金含めて維持管理費が相当増嵩するということは、おおむね承知をしておりますけれども、現在のところ計画としては特に公共施設等の使用料についての値上げの予定はありません。今後維持管理費が増嵩するというので、どの程度実際に維持管理費の影響があるか実態を見ながら、その辺については将来に向けての検討というのは出てくる可能性がありますけれども、現時点での特に電気のいわゆる使用料に係る部分での値上げの予定はしてございません。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 例えば老人クラブの準公共施設というのの補正は、考えはどうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 補正の対応ということで、9月から予定どおり値上げが実施をされるということであれば、これが申請どおりの値上げ幅になるのか、もしくは圧縮されるのか、その辺でトータルとして年間にかかる電気の使用料、料金の金額というのは変わってくるわけですが、当面は現状の予算の枠の中で、需用費として持った枠がございますから、それで当面は対応するというので、もしそれで不足をするということであれば、年度末に向かって一定程度補正対応必要になってくるかなということを考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

街路灯とか何かいろいろとあるのですけれども、そういう場合のあれというのは結構かかる、総合的に最終的には3月ぐらいに補正のことになるのだと思いますけれども、こういう時期だからこそひとつ炭化センターの熱量を電力に転換するとか、そういう電力の開発、あるいは総括的に電力のエネルギーについての考え方というのは現段階でどういふふうな考え方を持っているのか、現段階でわかればちょっと受けたいと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 私のほうから炭化センターにかかわって答弁させていただきます。

炭化センターの熱量を利用してというお話でございますが、炭化センターにおいては炭化をする工程の中でダイオキシン類を分離をする際に熱が出ると、その熱を利用して温水による発電装置を利用してということなのですが、現在の炭化センターの現有施設では水の量の関係で発電装置自体が対応できるものがないということで、現有施設では対応できないというふうに考えています。また、発電装置自体が技術改良が進んで少ない水量で多くの電力がつけられるということになった場合も相当安価な商品でないと採算はとれないのか

なというふうに考えているところです。

私から以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それでは、次の項目に移らせていただきますが、地元企業の受注について伺います。

今本道の経済というのは、一部足踏み感があるものの、全体的に持ち直しの傾向が見られるというふうに言われているのですけれども、個人消費や公共工事は横ばい、雇用情勢については回復基調にあるものの、まだまだ全国的から比較しますと厳しい状況にあって、名寄地方も同様に厳しい環境の中で一定量の公共事業の予算を計上しておりますけれども、地元企業のために年度当初から工事の執行に努めていると思っておりますけれども、執行に当たって当初の予算に計上した工事量の何%ぐらい発注率を目標として考えているのか伺いたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、早期の発注に努めていると。これは、一貫した私どもの姿勢でありますけれども、このごろ大きな公共事業につきましては主に交付金事業という形で国の交付金を活用した事業が非常に多くなっているということがありまして、そうすると交付金の内示をもらってからの発注になるということで、これが時期としてはなかなか見定めがしにくいという状況が近ごろ続いておりまして、なかなか年度当初から具体的に目標値を持った発注というのは実は今のところ行っておりません。しかしながら、早期発注に心がけるということで原課もそれぞれ積算を早めたりとか、さまざまな事務手続につきましては早い段階からやっているということもありまして、これは平成24年度の実績でありますけれども、4月から6月までの間に工事でありますとか、委託事業でありますとか、トータルしますとおおむね全体の工事量の44%は4月から6月で発注をして

いと。そして、9月までにはおおむね8割近い事業発注をしているということで、それぞれ私どもの基本的な考え方であります早期発注がある意味しっかり考え方としてやられているということをお答えしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

それで、入札に関係して格付に関してちょっと見解を伺いたいと思いますが、技術評定数値、これは前年度及び前々年度ですか、参加できなかった企業は評定値が下がって入札参加資格ができないのではないかと、こういうふうだんだん点数が少なくなつて、あるいはまた社会的要素にかかわる付与点数なのですけれども、これ除雪オペレーターとか、あるいはひとり暮らしの老人の方の家の前を特に丁寧に除雪するように心がけて除雪をしたり、あるいは町内会事業で建設業者がオペレーターつきで機材を貸してくれた、特にこんなことも例がありまして、こういうような地域からは大変感謝されている企業をやっぱり高く評価すべきではないかと、こういうふうになっているのですが、付与点数に対する考え、もっと具体的な考え方で多少広げられないのかということと、それから地域コミュニティーに積極的に企業が参加した、この評価、これも本当に評価をして付与点数に反映してもらいたいというふうなことに思っておりますけれども、その辺の見解を伺いたい。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 業者の皆さんの格付につきましては、それぞれ総合評価値というものを設けて、工事であればAランク、Bランクというふうに格付をしております。それで、今社会貢献のお話もありましたけれども、実は私どももう既に社会貢献による業者の皆さんに対する点数を付与しておりまして、これが最終的な総合評定につながってくるということにもなります。この間事業者の皆さんも積極的に社会貢献を行っていた

だいて、それぞれみずから企業の価値を上げているということを行っております。今ちょっとお話のありました除雪などに建設業者の皆さんが協力をされているということがありまして、これにつきましても当然社会貢献という要素は間違いなく入っておりますので、そういったことを私どもに申請していただければ、当然社会貢献上の点数が付与されるということになります。考え方としましては、社会貢献と一言言いましても相当の幅の広い要素を持っておりますけれども、単一の町内会に対応される場合であっても基本的に市民の皆さんへの貢献というふうにみなすということで、私どももある意味弾力的な運用しておりますので、ぜひ業者の皆さんにも積極的な形で社会貢献の事業をお願いをしているというところであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 社会貢献というか、それは年に3回とか2回とかと点数配分されているのですけれども、それも回数とか細分化というようなことももう少し検討していただいたらもっと参加する人が多くなるのではないかなと私は考えておりますので、今後検討していただいて、今までどおりでいいのならそれはしようがないですけれども、私はそういうふうにもうちょっと角度を広げたほうが参加しやすいのではないかなと考えております。

それから、いよいよ発注して、例えば分割発注についてちょっと見解を伺いたいのですが、工事を例えば細かく分割することによって資材の注文とか建設機械の有効活用がなくて結局は工事予定価格よりも、積算よりも高くなるのではないかと、いうふうに考えるのですけれども、その辺の見解というのはどういうふうに考えているのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘のありましたとおり、工事を分割をして発注する場合にはそれぞれまた改めての積算ということになりますから、結果として経費等含めて工事費が割高になる

という可能性はもちろんございます。しかしながら、一方ではできるだけ分離発注を行うことによって業者の皆さんの受注機会は間違いなくふえるということがありますから、私どもとしてはそれは一定程度おおむね予算の枠ということの考えはありますけれども、できるだけ分割して分離発注をしながら業者の皆さんの受注機会の拡大に努めているという実態がございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

ちょっと角度を変えて違う別な意味からの見解を伺いたいと思いますけれども、今内地のほうで業態転換をしているということがあります。その中で仕事の量に比べて業者がなかなか入札に入れない、だんだん仕事もできないというような状況で、これも今後続くと思っておりますけれども、市内の業者で、例えばそういう内地あたりなんか農業のほうに参入して全く予備知識なくて失敗した例もあるようですけれども、あくまでも企業自身の方針によるのですけれども、新たなビジネスを起こすという観点から相談窓口とか、あるいはアドバイスのための関係部局と連携をしての検討の場というのが考えられるのですけれども、それについてちょっと見解を伺いたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 新たなビジネスを起こすとの観点からの相談窓口、そしてアドバイスのための関係部局が連携しての検討の場についての見解ということでございますけれども、本市といたしましては経営の安定と企業体質の強化支援を図ることを目的といたしまして、中小企業指導事業として商工会議所における中小企業相談所に対する補助を行っております、御質問いただきました内容につきましてもそこで相談を受けられるという体制は整えられておりますので、そこがまず基本になるというふうに考えております。その上で私ども営業戦略室におきましては、企業立地促進条例ですとか中小企業振興条例に基づき

ます支援制度等についての相談をお受けいたしますし、他部局に関係する内容がございましたら、当然関係部局と連携をして対応させていただくということは考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。これからいろんな角度でやらなければいかぬ時代になってきたのかなというふうに考えております。そういうところは、しっかりとアドバイスやら、あるいは相談やら、あるいはデータを持って対応していただきたいと、こういうふうにも思っております。

それからあと、次に不法投棄についてですけれども、これはやっぱり監視の目、御答弁されましたように監視の目というのが本当に必要なのですけれども、これはやっぱり町内会とか、本当に市民の方々、散歩している方々に協力をいただいて通報の義務をもらうようなPRをしていったらいいのではないかなと思いますけれども、何か見解があれば伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 不法投棄についてということで、通報義務をというようなお話でありましたが、今の現在の法律でいえば、土地の所有者あるいは管理者が自分の土地に不法投棄された場合については通報の義務がありますということになっております。議員がおっしゃられるように、町内会であるとか、あるいは通行人の方に通報義務ということでもありますけれども、このことについてはなかなかそこまで義務的なものについてはつくることは難しいのかなと思っております、町内会におかれましては雪解けの5月からは町内会でそれぞれ清掃週間も持っていていただいております。そのときに各町内会については一通り不法投棄がないのか、その辺を確認をいただいて通報いただくというようなことでお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。なるべく御答弁にありましたように監視の目を拡大して、やっぱりきれいな環境をつくっておくべきだと。将来の観光のところで、この名寄のいいところは本当に自然がすごくいいところだと思いますので、その辺も含めてしっかりとした体制を組んでもらいたい、このように思います。

パーソントリップについては、ぜひ進めていただきたいと思えます。

次に、がん対策については、がんと就労問題の法制化ということで、現在自治体でもがん罹患と、それから就労に関する条例が生まれ始めて、2011年の春には4つの自治体が制定をしているわけです。特に京都府では、第6条に事業者の役割において「従業員ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、治療し、又は療養することができる環境」、「従業員の家族ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、当該家族を看護することができる環境」などというふうに就労問題を法制化しているところがあります。これについての見解はお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

国のがん対策推進計画を踏まえまして、北海道はがんに負けない社会の実現を目指しまして、がん対策を推進するために北海道がん対策推進計画を平成25年3月に策定しております。この計画において4月から名寄市立総合病院が北海道がん診療連携指定病院に指定されたところでありますが、道のがん対策推進条例の中には事業者の責務といたしまして「従業員又はその家族ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、治療を受け、若しくは療養し、又はその家族を看護し、若しくは介護することができるような必要な雇用の環境の整備に努めるものとする」と

うたわれてございますので、今後本市といたしましても道の施策を注視しながら市として協力できるところを推進してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

もう一点、がんについて、がんサバイバーというのがあるのですけれども、罹患されてこうなつたと。これに関して今この名寄でそういうようながんを罹患されておいて、あるいはがんと闘っている中でそうやって自分で闘っている方がおられると思うのですが、そういう方がテレビあたりなんかでも出たのですが、この間のNHKの朝の番組で、それはがん患者でなければわからないようなこと、心の病がほとんどなのですけれども、あるいは治療の面でもそうですけれども、そういうようながんサバイバーの実態というのは名寄ではどういうふうなことになっていきますか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 名寄の実態につきましては承知しておりませんが、我が国でがんと診断された方の5年生存率は54%に達しておりますので、もはやがんは死に直結する病ではなくて、長くつき合っていく慢性的な病気ということでございます。がんと診断された方が社会人として長期的な自己実現を目指すがんサバイバーシッップの考え方が重要視されるようになってきております。がん診断後の日常生活において、先ほど議員がおっしゃられましたとおり雇用の面が一番大切なことだと考えております。しかし、実際にはがん治療を受ける本人や御家族は就業の場面でさまざまな困難に当たられていると考えておりますので、先ほど申し上げました北海道のがん条例に基づき各企業におかれましては適切に対応していただければと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。がんサバイバーについては、本当になつた方ではないと、いろんな面が出てくるなど、そういうことを

しっかりと情報にして、罹患された方の本当に心の支えになるようなことに情報を提供してやってもらいたいと思います。

あと、若年者の精神疾患については、次代を担う世代の健全な発育というのは大事なことでありますので、ぜひしっかりと進めていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、名寄岩生誕につきましては、私も協会の一員として100周年記念事業についてはやっぱりしっかりと進めていきたいと、思います。

それと、こういう名寄岩の実直な人間は、教育部門のほうでもしっかりと、親孝行の関係とか、あるいは礼儀、しつけという関係については教育の中の道徳的な部分もあると思います。これは、学校の中でも機会があれば、子供たちにそういうものを映画とかを見せていただいてしっかりと名寄岩というこの名寄の郷土の力士をよみがえらせていただきたいと、こういうふうに思っております。

以上で私の質問終わります。

○議長（黒井 徹議員） 答弁はいいの。

○11番（佐々木 寿議員） あれば、どうぞ。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） それでは、最後の質問の部分、名寄岩というのは議員からも御指摘のあったとおりその相撲人生で大変多くの逸話を残した人物であります。それを示す証拠として、昭和期の力士を紹介する本には数多く名寄岩の逸話が残されております。議員御指摘のとおり、名寄岩というのはいわゆる努力の人でありますし、またその真面目な性格というのを相撲の世界や私生活においても反映をして礼儀とかしつけ、それから親孝行にまつわる多くの逸話が残されております。博物館で生誕90年のときに作成いたしましたエピソード集にもこれらを収録させておりました、それ以降エピソード集につきましては希望者に配付をしておりますし、また「涙の敢闘賞」についてはDVDに収録をして貸し出し等もしてご

ざいます。この冊子に収録されております名寄岩の礼儀とか親孝行に関する事歴というのは、いわゆる道徳教育において申せば、挨拶とか言葉遣い等の基本的な生活習慣、それから約束や社会の決まりを守る公德心、父母、それから祖父母、家族を大切にする気持ちや態度、そして先人の努力を知って郷土を愛する心を育てるということに活用できるものでありますので、今後はこれらの冊子や映像資料を各学校に配付もしくは貸し出しなどをして道徳教育の教材としても活用するように働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

署名議員 駒 津 喜 一

平成25年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成25年6月13日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第7号 名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定について
日程第4 意見書案第1号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

意見書案第2号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書

意見書案第3号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書

- 日程第5 報告第10号 例月現金出納検査報告について
日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について
日程第7 委員の派遣について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第7号 名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定について
日程第4 意見書案第1号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
意見書案第2号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書

意見書案第3号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書

日程第5 報告第10号 例月現金出納検査報告について

日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第7 委員の派遣について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長 益塚 敏

書	記	山	崎	直	文
書	記	鷺	見	良	子
書	記	佐	藤		潤

1. 説明員

市	長	加	藤	剛	士	君
副	市	佐	々木	雅	之	君
副	市	久	保	和	幸	君
教	育	小	野	浩	一	君
総	務	扇	谷	茂	幸	君
市	民	中	村	勝	己	君
健	康	田	邊	俊	昭	君
経	済	高	橋	光	男	君
建	設	長	内	和	明	君
教	育	鈴	木	邦	輝	君
教	育	湯	浅	俊	春	君
市	立	松	島	佳	寿	夫
事	務					君
市	立	鹿	野	裕	二	君
事	務					
局	長					
営	業	常	本	史	之	君
戦	略					
室	長					
上	下	齋	藤	一	彦	君
水	道					
室	長					
会	計	山	崎	真	理	子
室	長					君
監	査	手	間			剛
委	員					君
員						
建	築	中	野			博
課	長					君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 佐藤 靖 議員

17番 山口 祐 司 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

市民と行政との協働によるまちづくりについて外3件を、奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） おはようございます。議長より御指名いただきましたので、4点について質問したいというふうに思いますが、去る5月25日にお亡くなりになりました故宗片議員に対してこの場をおかりして謹んで哀悼の意を表させていただきたいというふうに思います。個人的なことでありますが、宗片議員とは同じ町内に住んでいることから、私が議員になって以来議員活動、そして町内会活動の先輩としてとても親切に、熱心に御指導いただきました。本当にありがとうございました。

さて、質問ですけれども、1点目です。市民と行政との協働によるまちづくりという観点で、名寄駐屯地記念行事について、市民の中に賛否両論がある市中パレード及び災害訓練の具体的な内容についてお知らせください。

また、平和行政、平和教育の推進について、これまでの取り組みと今後の取り組みの考え方についてお知らせください。

次に、3月の定例会においても多くの議論がありました名寄市の除排雪についてですが、行政報

告で実施の状況の報告はされていますが、平成24年度の事業を終えて見えた課題と今後25年度のシーズンに向けた取り組みについてお伺いしたいというふうに思います。

3点目ですが、公共事業の発注、契約と地域の活性化についてお伺いします。公共事業の落札率については、高どまりということはないでしょうか。その結果、市民負担増になっていないかお伺いします。

次に、当市の指定管理者制度、入札制度における地元優先の考え方について、さきの佐々木議員の一般質問にもありましたが、成果と雇用や品質確保、保証に結びついているかについてお伺いいたします。

次に、以前から労働条件や賃金を守り、保障することを目的に公契約条例、制度が必要という観点で私自身も質問させていただいておりますが、議会の中でも何度か質疑があったというふうに思います。理事者の回答については、研究、検討という回答がいつもの回答となっていました。その研究の状況についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

最後になりますが、コミュニティバス実証試験運行について伺います。行政報告にもあるように、なよろコミュニティバスは実証試験運行から1年を経過しようとしていますが、この間の利用促進の取り組みと交通弱者への対策についてお聞かせください。

また、市民の方からの要望も多く寄せられているのではないかとこのように思いますが、どのようにしてその意見集約を図り、見直しをしていくのか、その進捗状況と今後のスケジュールについてお聞きをし、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） おはようございます。奥村議員から大項目4点にわたり質問をいただきました。大項目1及び大項目3と4につきましては私から、大項目2は建設水道部長からの答弁と

なります。

まず、市民と行政との協働によるまちづくりの名寄駐屯地記念行事について申し上げます。名寄駐屯地が創立60周年を迎えるに当たり、市内外の構成25団体により名寄駐屯地記念行事協賛会が3月に設立され、同月12日に名寄駐屯地に対し協賛会として市中パレードの実施、災害派遣救助訓練の実施、その他市民が楽しめるイベントの開催の3項目について要請をし、5月21日に名寄駐屯地から要請に対する回答をいただき、実施される運びとなりました。今月16日に開催される記念行事の一つである市中パレードについては、午前11時から午後12時の間において市内3条通を南1丁目から南9丁目まで、歩行による行進はなく、120台から成る車両や戦車、装甲車などでの行進が予定され、その前段にはオートバイドリル及び格闘演舞が実施されます。なお、実施に当たっては警察を初め関係機関との協議が調っているほか、パレード周辺の町内会及び各関係商店街の承諾をいただいております。沿線住民への周知も図られているところであります。

次に、訓練展示について申し上げます。同日南広場においては、災害派遣救助訓練の一環として訓練展示が行われます。訓練展示では、自衛隊、警察、消防による三位一体となった救助を計画しており、大規模震災の場を想定し、人員の捜索、救助、後送が実施されます。その中では、瓦れきの中からの人命救助を想定しており、高度救助活動に必要なヘリコプターの出動も行われる予定です。また、その他にも装備品展示コーナーが設けられ、自衛隊車両の展示などのほか、市民有志による模擬店が出店されるなど、市民が楽しめるイベントとして実施される予定であります。60周年を契機に地域とともに歩んできた歴史をお祝いし、新たなまちづくりの基点となる行事になればと考えております。

続きまして、平和行政、平和教育の推進について申し上げます。本市では、合併後の平成19年

3月に改めて非核平和都市宣言を制定、非核三原則を堅持していくことが世界唯一の被爆国である我が国の責務であり、人類共通の願いである戦争のない世界平和と核兵器廃絶、幸せな市民生活を守るため宣言したものです。宣言制定後は、この精神にのっとり憲法記念ロードレースや戦没者追悼式、平和音楽大行進などを実施しているほか、平成22年には広島、長崎の両市が主催する平和市長会議にも加盟をしたところであります。今後ともこれら事業を継続するとともに、各種民間団体が主催する平和推進事業と協調を図る中で恒久平和を祈願し、その思いを市民とともに共有してまいります。

続きまして、大項目3、公共事業の発注、契約と地域の活性化について申し上げます。まず、近年における名寄市の契約係所管の落札率について申し上げます。建設工事と委託業務を合わせた平均落札率ですが、予定価格の事後公表を実施している平成22年度から平成23年度について申し上げます。平成22年度では事前公表で92.36%、事後公表で94.04%、全体では93.85%です。平成23年度では、事前公表で95.09%、事後公表では95.88%、全体では95.70%です。平成24年度では、事前公表で96.44%、事後公表で95.21%、全体で95.88%となりました。この3カ年における全体平均の落札率は、95.14%となっております。この落札率は、近隣の土別市が94%から95%で推移しておりますので、ほぼ同程度であります。旭川市では平成24年度で91.65%、札幌市では平成23年11月末データで89.45%であり、中核都市、政令市と比較すると名寄市の落札率は比較的高いものと判断しております。落札率は、予定価格に対する落札額の割合ですが、著しく低い落札額では品質の確保が難しくなるという側面があります。また、予定価格は、その工事などの事業目的を達成するための標準的な価格を示しているものであり、不当に高い金額で契約することを防止す

るというものでもあります。落札率は、競争が激しい都市部に比較すると高いものではありませんが、予定価格の範囲内であり、また低過ぎる落札額ではありませんので、財政的な面と品質保証の面から市民負担を増加させている状況ではないと判断をしております。

続きまして、指定管理者制度、入札制度における地元優先の考え方と品質確保についてであります。指定管理者の選考や入札におきましては近年の厳しい地域経済状況を踏まえ、地元企業の参入や受注機会の拡大を図ってまいりました。この場合におきましても競争性の確保が大前提であり、その中で地元企業の育成、技術力の向上、地域経済の活性化を目標としてまいりました。指定管理者の選考におきましては、指定管理者候補者の選考委員会で候補者から提出された事業計画、実績などを検討し、金額だけではなく、品質の確保を担保できる事業者を選定しております。入札におきましては、著しい低価格での入札による品質低下などの弊害を防ぐため、低入札価格調査制度の導入を図っております。また、予定価格の事前公表により入札及び契約内容の透明性を図り、過度な競争による品質低下を防止することもあわせて実施をしております。市の発注する公共事業、委託事業は、地域経済を活性化し、市内経済に与える影響も大きいものと認識をしております。また、地元企業の経営の安定化、さらには地元での雇用確保などのため優先的に地元企業への発注に取り組んでおります。地元企業の参加を公正な競争のもとで積極的に推進することで品質の確保を図り、ひいては市民全体の利益となるような指定管理者制度、入札制度となるよう今後とも取り組んでまいります。

続きまして、地元で働く勤労者の労働条件の向上のための公契約条例制定についてであります。前段お話ししましたとおり現在名寄市では公共工事の適正な施工の確保を図るため一般競争入札の実施や低入札価格調査制度の導入、また予定価格

の事前公表を一部工事で実施するなどしております。平均落札率につきましても平成24年度の建設工事と設計委託合わせて95.88%、比較的人件費の比率が高い委託業務では平均落札率が93.10%であり、過度な低価格競争下での落札率とはなっておりません。特に名寄市では、低入札価格調査制度を設け、品質の確保を図るとともに、低価格競争に一定の歯どめをかけております。また、予定価格の積算におきましても北海道の積算基準に基づき一般管理費などの共通経費を積算しておりますので、利益率においても一定の確保ができるものと考えております。名寄市における公共事業は、（仮称）市民ホール建設事業や名寄市立総合病院精神科病棟改築事業などの大型事業の実施はもとより、道路修繕など経常的な事業もあり、極端な減少傾向にはありません。また、国の緊急経済対策により今後も一定の公共事業は確保できるものと想定しておりますが、公共事業の建築や土木といった種別においては隔たりが生じたり、今後の経済状況によっては事業量の減少も想定しておく必要があります。このため入札制度を常に検討しながら、過度の低価格競争を避け、公正な入札と地域経済の活性化、地元企業の健全育成が必要と認識をしております。

公契約条例につきましては、入札等審議委員会などにおいて札幌市などの事例をもとに研究しておりますが、市並びに業界での事務量増とこれによる経費の増や入札制度そのものの改善が先決であるといった意見など、さまざまな課題も出てまいりました。本市におきましても公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件、業務の質、適正な価格の確保を念頭に受注者への指導や積算内訳書による確認も引き続き実施し、引き続き公契約条例に関する研究を進めるとともに、平均落札率の推移などの変化も見逃さないように公正、適切な契約に努めてまいります。

次に、大項目4、なよろコミュニティバス実証試験運行について申し上げます。なよろコミュニ

ティバスは、昨年7月の実証運行スタートから間もなく1年を経過するところであります。今回の実証試験運行の目的については、高齢者社会に対応したバス文化の創造と利便性の高い公共交通サービスの提供を図ることにあり、バス車両のワンステップ低床化を初め、医療、福祉を中心とした公共施設への接続、バスの色や停留所もわかりやすくするなど高齢者に対する利便性に配慮してまいりました。また、利用促進としましては、4月1日の駅前交流プラザよろーなオープンに合わせて、アンケート等で市民要望の多かった駅前での接続を改善するため西回りの昼間の便数を3便ふやすとともに、よろーなへの足の確保を目的として約2カ月間を駅前降車無料とするオープン企画を実施してまいりました。さらには、この春に入学した市立大学生や転入者には無料の乗車券を配付するとともに、市民見学会においてもコミュニティバスの案内を行うなど利用促進を図ってきたところです。

次に、意見の集約方法と進捗状況につきまして、まず今後のスケジュールとして、この6月で1年を経過しますので、この1年間の利用データの検証と市民、利用者の意見を伺い、庁内及び地域公共交通活性化協議会での議論を経て秋口の見直しを予定しています。また、意見集約の方法についてであります、さきに緊急雇用創出推進事業の補正予算の議決をいただきましたので、これらを活用し、年齢層、地域別にきめ細やかな住民ニーズ調査を行い、反映してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私のほうからは、大項目の2、名寄市の除排雪について、平成24年度の事業を終えて見えた課題と平成25年度シーズンに向けた取り組みについてお答えします。

平成24年度の冬期間の降雪状況につきましては、3月31日での降雪量784センチメートル、

最大積雪深では151センチメートルとなり、過去5カ年の実績比較では降雪量で66センチメートル、最大積雪深では昨年と比べ34センチメートル多くなっております。除雪につきましては、名寄、風連地区の市街地、郊外地区路線合わせて445キロメートルの除雪作業を行いました。12月の大雪及び3月の吹雪を伴った降雪がありましたが、1月、2月の降雪が少ないこともあり、名寄地区で市街27回、郊外40回、風連地区は市街で38回、郊外で50回の出動となり、昨年とほぼ同じ出動回数となっております。排雪作業では、名寄地区の市街地生活路線92キロメートルにおいてカット排雪を1回から2回、積み込み運搬排雪は幹線道路及び通学路34キロメートルを1回から3回、交差点排雪を複数回行ったほか、本年の除排雪の特徴として12月上旬の大雪により一気に積雪がふえたことにより全市的に道路幅員が狭くなってしまったことから、排雪が行われるまでの間の幅員確保のため幅員の狭くなった道路においては通常の除雪のほかに新たに積み上げ除雪などを行い、また交差点排雪の時期を前倒しし、市道の冬道の安全を確保してまいりました。排雪ダンプ総数につきましては、4万1,587台と前年に比べ約1万300台増となり、1.33倍となっております。排雪ダンプ助成事業につきましても集中した降雪の影響により、排雪作業の効率が上がらないことが想定されたため、緊急避難的に名寄市立大学のグラウンドを雪堆積場として開放いたしました。利用件数につきましては2,017件、ダンプ台数8,364台と前年度に比べ約1.57倍の増となり、排雪ダンプ助成事業の中で過去最高の台数となりました。

このような状況を踏まえまして、除排雪事業を総括する上で何点か明らかになった課題がございます。ただ、現在作業を進めている最中ですので、具体的な解決方法までは整理されておりませんので、そのうち何点か報告をさせていただきます。1点目は、除排雪の手法であります。大雪時にお

いては、除雪出動と排雪業務が休みなく継続され、登下校の児童生徒の通学確保、通勤時における幹線道路の交通の確保を優先することで生活道路への除排雪対応がおくれる結果となり、市民生活に支障が出たところであります。また、除排雪オペレーターの高齢化により熟練した経験者が不足している中で従来の除排雪水準が確保できなかった点もあるのではないかと考えております。除排雪に対応いただいている委託業者は、これまで夏場の公共事業や冬期間の除排雪事業など年間を通して事業を行っていただいておりますが、ここ数年の公共事業予算の縮減の影響や会社経営の合理化で社員の確保や車両の維持が以前のようにできなくなっているなど社会要因もあることから、公共事業全般から考え方を整理する必要があると考えております。

2点目では、大量の降雪時に除排雪事業者が対応できるマニュアルなど、指示徹底が行き届かなかった点が考えられます。このことは、非常時の現場対応と現場対応の後の事務処理や実績報告方法などで工夫を加えることで省力化が可能な部分がないか点検をし、業務の精度向上などソフト面の効率化が必要と考えてございます。

これらについては、現時点で整理すべき点の一部であり、細部についてはさらに整理が必要と考えております。

次に、今後の対応についてであります。7月以降において建設水道部内で整理した事項について各事業者との協議を行い、素案を作成し、平成25年度からできるもの、次年度以降に改善するもの、これら対策に要する費用などについて整理を行うとともに、除排雪事業の改善に着手したいと考えております。また、除排雪事業に対する市民の理解と協力は不可欠でありますので、今後除排雪事業者と確認する改善点についてお知らせをするとともに、すぐにでもできるもの、改善に時間を要するものなどを整理し、町内会連合会などと協議をさせていただくほか、時間はかかりますけ

れども、市民との協議を行い、意見を吸収し、よりよい名寄の冬の生活を送る工夫を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 最初に、記念行事についてお伺いしたいことがあります。

ここ何日かヘリコプターがまちの中でホバリングというか、をしているのを見ました。先ほどの災害訓練の関係でヘリコプターのリペリングですか、というのも実施をするというお話ですけれども、まちの真ん中でヘリコプターがああいう形でやることについて市民の方不安に思う方がいるのではないかと思います。この間取り組まれる内容について余り詳しく知らされていなかったのもあるというふうに思いますので、より一層そういう感があるのではないかとこのように思います。

そこで、協賛会のほうで3点にわたって駐屯地に対して要請をしたという中身の中で、このヘリコプターの降下訓練については具体的に要請をしたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） ヘリコプターの使用について具体的な要請はしておりません。あくまでも災害救助訓練という形でお伺いをしたということであります。通常自衛隊の場合、東日本の大震災のときもそうでありましたけれども、さまざま持てる資機材をもちまして災害救助を行うということがありまして、ヘリコプターの利用につきましてはある意味必要なものというふうな判断があってヘリコプターを利用されるということだと考えております。それで、実は昨日から何回かにわたってヘリコプターの使用に係る安全確認をしておりまして、それでリペリングというある意味低空飛行しながら、そこから隊員がおいて災害現場のほうに到着をするという訓練についてはどうも場所の状況からして風の影響が非常に大きいという判断もありまして、リペリングそのものは

一応回避をする方向で検討するというようなお話をいただいております。あくまでも模擬的に上空をヘリコプターが飛行するということは多分あると思いますけれども、そこから低空で隊員が降下するということにつきましては一応回避をするというようにお話を伺っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 要請の仕方かもしれませんが、具体的な要請、そういった意味で今ありましたヘリコプターの降下訓練みたいなものについては要請もしていないという中で、自衛隊としてはそういう意味では宣伝ですから、通常やっている業務ということでそういうことも考えたのかもしれませんが、市中で行われるということでいえば、安全の対策の担保については名寄市がやっぱり背負わなければならないのだというふうに思います。そういう意味で要請にない中身を次から次へと出してくるということについて、名寄市としての安全の担保の仕方について、今協議で降下の訓練はしないということでありませけれども、ヘリコプター自体がそういう形で町中を低空ではないにしても飛んでいくということについて、この間誰も想定をしていなかったのだというふうに思いますし、ここにきてそういうのもあるよという話では市民の皆さんに不安を与える、そういったことになっているのではないかとこのように思いますけれども、その点についてはどうですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回さまざまな行事が行われるということで、特に公道を使用してでの一定程度パレードも含めて安全確認につきましては相当綿密に警察、消防等も含めて対応されているというふうに伺っております。ヘリコプターの使用につきましても当然安全確認含めての確認をするということで、今般さまざまな試験飛行もやられるということでありますから、その辺につきましては通常における安全確認の手法のもとでし

っかり安全担保はされるものというふうに考えております。特に公道使用に当たりましたも当然警察とそれぞれ綿密な調整もされているというふうに伺っておりますので、安全確認そのものはしっかり主催者側、自衛隊側としての確認もされているという認識でおります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 安全確認の関係については、やる側だけにお任せする話ではないのだというふうに思います。市街地、公道を使つての行事ということでありますから、当然名寄市が責任を負わなければならないというふうに思いますし、事前の調査含めてやっぱり危ないものについては実施してもらったら困るという形の要請の仕方とか、やめてくださいという話も含めてしておかなければならないのではないかとこのように思います。その辺についてそういう形ではされたのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回道路占用も含めまして私ども許可を出すと、市道の場合は私ども許可を出すと、そして南広場を当然使用されるということで、その使用許可につきましても私ども許可を出しているということでありまして、おおむねいただいた資料の中で安全の確保はされるものという判断のもとでそれぞれ許可を出させていただいているということでありまして、それで、私ども許可をする上で一定程度書類上の安全確認をさせていただくということでありませけれども、実際に実施等に当たりましたはそれぞれ占用の許可を出す、それから警察署への許可等含めていわゆる申請する側がおおむね細かい資料なり内容なりを説明をするというような立場になりますので、市はまさに主催者のほうで、主催者というか、実際に事業を行う側のほうでやるということが通常これまでの一連の取り組みの中での流れになっているということで、私どもが具体的にその中身について責任を持って説明をするということにつき

ましてはなかなかやるという状況には今までの間も含めてないということでありまして。しかしながら、周辺の安全確認等含めてやはり市の土地なりとか、市がある意味許可を出すという立場でいくと、一定程度問い合わせがあった場合についてのさまざまな確認等につきましてはさせていただいて、情報提供はさせていただいているというところでありまして。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今ありましたように、最終的にやっぱり市が責任を負わなければならないことだというふうに思います。そういう意味では、市民の皆さんも責任を負わされることになるのです。それについてやっぱりどういう形で安全が担保されているのか、心配があるものについてはやはり拒否をするというか、頼んだ側かもしれないけれども、やめていただくようなことも含めてしていかなければならないというふうに思っています。

それで、市長にちょっとお伺いをしたいのですが、この駐屯地の記念行事を市中でやるということの目的について、この間もお話しされていると思いますけれども、改めて目的は何かということと、市長が協賛会の会長ということで駐屯地に要請される前、それからされた後も含めて要請しないようにということで市長のほうに申し入れがあったというふうに思います。その中で自衛隊の方が武装してまちを歩く、あるいは戦闘の車両を見る、そういったことからやっぱり戦争を思い起こす、本当に平和が脅かされるのではないかと、そういった思いにつながるということをお話しされた部分があるというふうに思います。そういう意味で武装での市中パレードに反対をする人がいるということについて、市民の中に多くいるということについて御承知しているかどうかもお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 60周年の市中パレード

等の記念行事の開催につきましては、これまでも本当にさまざまな場面で新聞等でも報道させていただいたとおりでありまして、改めて我々この60年の間自衛隊とともにまちづくりをしてきたということで、ほかの地域とは違う特色を持って自衛隊とともに、自衛隊の皆さんにお世話になりながら、あらゆる経済的な側面、まちづくりの側面、あるいは災害救助の側面ということで本当に一体となってまちづくりをしてきたと。このことに感謝をし、またこれからもともにまちづくりをしていくということの思いも含めて、この60年を契機にこうした記念行事を開催するのが望ましいのではないかとということで協賛団体、関連する団体に働きかけをさせていただいて、皆さんの御賛同をいただいて現在に至っているということでありまして。この間さまざまなそうした戦争を想起させるであるとか、そうした声があるのも一部、もちろん直接私のところに来ていただいたものもありますので、承知はしておりますし、民主主義の国家ですから、さまざまな考え方があるのも当然これは事実だというふうに思います。改めて自衛隊の皆さんが称賛をされるというか、そうした事態というのは国が有事のときであるとか大変なときであるということなのでしょうから、なかなかそうしたことはあり得ないだろうと。しかし、日ごろから見えないところでさまざまな訓練を積んで、さまざまな努力のもとに自衛隊さんが仕事をしているということを我々地域住民はしっかりと理解をし、支えてあげる必要があるのではないかと。そんな思いも含めて今回この周年事業に当たり、それぞれさらに理解を深めて前に進んでいこうという思いで協賛会の皆さんに御賛同いただいて現在に至っているということでありまして、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今市長からありましたように、今回の目的ということでいえば、駐屯地のより一層の理解、市民の皆さんの理解、それか

らもう一つ、交流を深めるといふ、そういったことが目的だといふふうには認識をしますけれども、やはり武装に対する懸念を持つ市民の方がいることからすれば、公平公正で全ての市民の安全や生活を守る立場の市長のとるべき態度というのはどんどんやってくれ、ぜひ皆さん見てくれといふことではなくて、武装しない市中のパレードであったり、武器や兵器の市中の展示のない交流の場を要請すべきだったといふふうに思います。名寄駐屯地の隊員、それから家族の方と市民が長い時間をかけて築いてきた良好な関係が名寄にはあるといふふうに思います。今回のことで、そういう意味ではそのことを悪化させる契機とやっぴりなるのではないかといふふうに思います。また、市民の皆さんが駐屯地の日ごろの活動などを理解、認識を深めることにはつながらないと、そういうふうに思います。市民に対して多くの混乱をそういう意味では引き起こしている市長の責任は大きいといふふうに思います。そのことを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

平和行政、平和教育の推進でありますけれども、先ほどの答弁でいきますと今後の、これまでの取り組みについてはこの間も幾度となく同じことが報告されていますけれども、今後の具体的な取り組みについては示されていなかったのではないかといふふうに思います。友好を深めています杉並区では、平和を推進するためということで平和の展示とコンサート、平和のためのポスターコンクール、平和のカレンダー作成、戦争被害や広島、長崎の原爆被爆の写真のパネルの貸し出し、そういった取り組みがされています。そのほかにも核実験への抗議であったり、黙祷の呼びかけといふのもされているそうであります。道内においても深川市では、非核平和都市宣言記念式というのをやっているそうであります。また、平和朗読会の開催をしているようであります。帯広においても平和の絵の募集、それからそれによる平和カレンダーの作成、平和コンサート、千羽鶴を折って広

島原爆ドームのところへ送る、そういった取り組みもされているようであります。名寄市の非核平和都市宣言、それから行政報告の中にもありました平和市長会議への加盟もされているということで、そういった精神の具現化ということを図るといふ意味ではこういった取り組みも、ほかにそういった具体例がありますので、名寄市としても取り組みを進めていくことが必要ではないかといふふうに思いますけれども、今後のお考えいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 平和に係るさまざまな取り組みにつきましては、今お答えをさせていただきました取り組みとあわせて、既に議員も実際にかかわったいわゆる戦争体験をDVDにまとめて、そして学校教育に活用するという、そんな具体的な活動も23年から始められまして、この辺につきましては学校教育の中で活用されているということで、そんな取り組みもあります。そして、今杉並区の例のお話もありましたけれども、ポスターコンクールでありますとか、改めて幼いときから一定程度平和に係るさまざまな機会を得るといふことは大事なことであるといふふうに認識をしております。まずは、学校教育の中で一定程度戦争でありますとか、そういう平和に対する考え方をしっかり享受をしていただいた上で、それをもとにさまざまな形で例えばポスターコンクールに参加をしていただくとかといふ、ある意味そんな段取りもまた必要になるのかなといふふうにも思っております。この辺につきましては一般の方対象のさまざまな取り組み、それから子供たちへの取り組み等あるかと思っております。これにつきましては、先進的な都市の事例もあるということですので、教育委員会等と相談させていただきながらちょっと検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今教育委員会との協議

検討という答弁がありました。私も平和行政はそのまま平和教育だというふうに思います。いじめや差別、それから虐待、暴力犯罪も含めた全ての暴力的なことを含めて、これを否定し、人を思いやり、理解、協力することで平和が実現するのだというふうに思います。そういう意味では、今後協議もどういう形でされるかわかりませんが、教育長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 名寄市におきましては、平成19年3月でしょうか、恒久平和と幸せな市民生活を守るために非核平和都市宣言をしたということでございます。本市ではこの精神にのっとった具体的な取り組みとして、一昨年小中学校、高等学校教育の教材としても使用できる戦争体験を語り継ぐDVDですか、これ奥村議員が館長であったときのことだと思いますが、作成と配付を行いました。また、昨年は北国博物館企画展で戦争体験を語り継ぐパネル展などの取り組みも行われているところでございます。これらにつきましては、平和の大切さを市民の皆さんに考えさせる名寄市の独自の貴重な活動であると私自身認識しているところでございます。学校教育におきましても例えば中学校社会科においては、核兵器を初めとするさまざまな脅威の増大に着目させて、一回戦争が起これば、それは人類を滅亡させてしまう危険があるのだというようなことや日本国民は憲法の平和主義に基づいて戦争や地域紛争を防止し、率先してそれに努めなければならない使命を持っていることなどについて理解を深めさせる指導が行われているところでございます。したがって、今後教育委員会といたしましても学習指導要領に示されている日本国憲法の平和主義に基づいた授業を積極的に推進していくことが大切であるかと思ひますし、また名寄の取り組みであります戦争体験を語り継ぐDVDのこれからの活用促進でありますとか、戦争体験を語り継ぐパネル

展、あるいは平和音楽大行進もやっておりますし、戦没者の追悼式もやっておりますけれども、これらとの関連を図りながら平和に関する取り組みをさらに続けていくことが大切だと、そんなふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） ぜひとも教育長におかれましてはもう少し踏み込んでいただいて、先ほど総務部長からもありましたように具体的な他市での取り組みを小学校なり小さいときからどういう形でそれを取り組むに当たって教育課程でどういふふうなことが必要なのか、その辺を実践していただくようお願いをしたいというふうに思います。

次に、除排雪の関係ですけれども、答弁いただきました中で課題は大きく2つかなというふうに思います。私が思ったのは、1つは業者との対応かなというふうに思います。とりわけ昨年は雪が多かったということもあったというふうに思いますけれども、除排雪の水準確保、それから労働力や機材の確保というのが除排雪には欠かせないものだというふうに思います。そういう意味では、早期の契約というか、毎年契約をするというふうに思いますけれども、早目の事業者との意見交換なり、その上での契約を、雪の量にもよると思ひますけれども、必要な業務量ができる業者との契約を早目にすることが必要ではないかというふうに思います。昨年ダンプが足りない、全体的な工事が減っている中で足りないということもあったと思ひますけれども、早目にそういったものを確保するというのも一つの方策だというふうに思ひますし、そういったことが必要ではないかというふうに思ひます。また、作業の内容についても例えば夜の排雪作業、これは働いている人に対する労働強化とか、そういうことも考えられますけれども、そういった対策とかも考えていく必要がないのかあるのか、お考えがあれば教えていただきたいというふうに思ひます。

先ほど言いましたように、早目の契約をするにしても一定そういった機械力や人員の確保ができる業者がきちっといないと、業者の方がいないと対策ができないというふうに思います。そういう意味では、夏場との関連もあるということで先ほどお話ありましたけれども、冬場の事業確保という観点から単価が少し安いのではないのでしょうか。その辺のことについても検討が必要ではないかというふうに思います。

それから、もう一つ、市民の皆さんとの対応だというふうに思います。この4月から名寄の除雪ということで広報に建設でつくったニュースを入れていただいています。そういう意味では、市民の皆さんに除雪ってこういうものだという周知は一定できるかというふうに思いますけれども、この間のいろいろな住民の皆さんが持っている課題というか、不満やそういうものについてどういう形で今後取り入れるとか、具体的にできるものとできないのがあると思います。それをどういう形で具現化するかということであると、一方的に市のほうでこういう形でやりますということ周知ということではなくて、事前の意見交換とか、そういう場をやっぱりつくっていく必要があるのではないかというふうに思います。その中では、例えば市の側での大変さや当然市の側からいくと住民の皆さんの大変さを意見交換をする中でお互い理解することが少しは、少しはですよ、不満やそういったものの解消につながるかもしれないし、お互いやれることがその中で出てくるかもしれないというふうに思います。例えば雪捨て場の関係なんかは、あれだけ大雪が降ると自分の敷地内にもう捨てられませんよね、捨てられなくなったのだという、そういう意味では道路に出したりすることもあったのだというふうに思います。雪捨て場の確保ということでいえば、町内会にある公園や何かを活用したりということもかしたらできるのかなというふうに思います。当然町内会でのそういった管理が必要かというふうに思い

ますけれども、そういったこと等を住民の皆さんとやはり向き合って話をしながら解決策、具体的な取り組みを進めていくということが必要だというふうに思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今議員から5点だと思えますけれども、わたって御質問をいただいたと思います。

まず、1つ目は、夜の排雪ということでお話をいただきましたけれども、名寄の場合は朝2時から除雪をしております。風連の場合は、延長が短いので、朝4時からということで、これは両方も子供たちが学校へ行く時間帯、7時半ぐらいになろうかと思えますけれども、それまでに何とか終わらせたいということから、両地区にちょっと差はありますけれども、その1時間前にきょう出勤するかどうかということで判断をして決めています。それは、あくまでも除雪であって、今度排雪の場合は除雪が終わってから業者の皆さんはまた8時過ぎぐらいから排雪に入ります。そういたしますと、夜もということになると事業者の人たちが非常に辛い思いするのかなと思いますので、そこは非常に厳しいかなと判断をしています。事業者の方と相談したことありませんけれども、ちょっと考えたら苦しいかなと、そう思っています。

もう一つは、早い契約であります。できれば早く契約したいというような思いはありますけれども、今回は大雪も含めて、総体的な見直しも含めて検討していかなくてはならないということからいけば、例年11月に契約をしておりますので、ことしも同じような11月になろうかと思えますけれども、一定程度の今回の見直しも含めてしていけば、9月ぐらいまでには一定のラインが出て、それから先ほど議員が言われました市民のほうにも周知ばかりではなくて意見を聞くという場もつくらなくてはならないと思っておりますので、通

常どおりの契約の時期になろうかなと思っております。

もう一つは、単価でありますけれども、単価はこれまでも議会の場で何回もお話しさせていただきましたけれども、3カ年の平均値で単価を求めています。当然平均ですから、多いときもあれば少ないときもあると、そういう部分があって平均しますと、例えばことしみたいな大雪の場合についてはその中に組み込まれていないという状況もありますけれども、それは今まで補正で対応させていただきました。そういうものも含めて、これからどうあるべきかというの1つは検討していかねばならない部分があるかと思っています。

それとあと、市民対応、先ほども言いましたけれども、周知ばかりではなくて市民意見を聞くというお話で、まさにそのとおりだと思っています。一定程度事業者、素案、あるいは開発や北海道、それと警察、バス会社だとかいろいろな団体もあります。そこと協議をして一定程度の素案ができて、事業者といけるかどうかの判断をしてから市民の方との協議が出てくるのかなと、そういうふうに思っておりますので、その場合は町連ですとか地域連絡協議会も含めまして相談をさせていただければなと思っています。

もう一つ、雪捨て場の関係で公園の関係であります。名寄には25の児童公園がありますけれども、これまではやはり公園敷地内の遊具ですとか、そういった部分で非常に障害が起きるということもありまして、会長さん方との間では暗黙のうちに雪はなるべく入れないよということに話させていただいておりますけれども、どうしても公園の周りの住民の方はママさんダンプですとか、それから小さな除雪機で入れております。それは、暗黙のうちに入れているという状況でありますけれども、ただ大きな機械で入れるということになりますと、遊具ですとか、それとか雪解けが非常に遅くなります。当然下地もでこぼこが多くなっ

て、その整理もしなくてはいけないということもあります。使途的には会長さんのほうから何とかというお話があれば、それは否定するものではありませんけれども、それは協議をしながら一定のルールを決めてできるものであればしてあげられればいいと思いますけれども、そこら辺の費用も相当数かかると思っておりますので、御理解をいただければと思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今の答弁いただきましたけれども、一定その考えまとまってから市民の皆さんと話をすることでしたけれども、先にやってもいいと思うのです、意見交換という形で。それには、町内単位とか学校区単位、地域によってやっぱり状況違う部分があると思うのです。だから、今言った公園を使つての話とかもそこそこによって考え方、やり方が出てくるかというふうに思います。こうだというふうに決めるのではなくて、そこは住民の皆さんと話をしてそこそこで取り組みができるような、お互いがいい形になるようなことということが大事だというふうに思いますので、ぜひそういう形で進めていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、単価の関係について、やはり今の経済状況でいくとどういうふうに例えば労務単価なりいろんな単価が変わるかということもあると思います。そういう意味では、先が少し見通せるような、そういった単価の設定も必要だというふうに思いますので、ぜひ今後も御検討をしていただきたいというふうに思います。

時間が余りありませんので、次に進めさせていただきます。契約の関係について何点か聞こうと思いましたが、私が挙げた3つについては自分としては関連があるものだというふうに思いながらの質問をしました。例えば多少落札率が高くて、それに当然見合った、先ほどの答弁でいきますと見合った内容になっていますというこ

とでありましたから、そのことが市民の皆さんが理解、納得できるものであればいいというふうに思います。そこには当然名寄優先ということも理解はしますし、ただしいいものがやっぱり安く手に入ったほうがいいわけでありますから、そのこともぜひ制度の中で取り入れることを考えていただければというふうに思います。やはり名寄の業者の方がしっかりこの先も見据えて事業ができるような、当然それぞれ企業の皆さんの努力も必要だというふうに思いますけれども、それに見合うような、先ほど除雪のほうでも言いましたけれども、北海道の単価を使ったりしているということでもありますけれども、地域の状況もあると思いますから、そういったことも踏まえての金額の決定であったり、そういったこともぜひ考えていただきたいというふうに思います。また、いい仕事をしてもらうためには、優秀な人材を確保することが必要だというふうに思います。そういう意味でそういう人が確保できるような事業費が入ってこないといけないというふうに思いますので、それについて市のほうとしてもぜひ考えていただきたいというふうに思います。

最後に、公契約制度について研究をされているということでもありますけれども、優秀な人材が来てもらうためには働く条件がしっかりしていなければならない、そういう意味ではこういった制度によって保障がされるということも一つの策だというふうに思います。今後導入するべきものかどうかだけお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 札幌市で先進的な取り組みとして昨年の第1回の定例会の中で条例提案をされて、それが実はまだ1年以上かかっても結論が出ていないということがあります。さまざまな課題、その中で出てきておりますし、私どもしっかりその辺も見きわめて研究をさせていただきたいということが実はまだ続いているというところ

であります。いわゆる過度な競争によってダンピングによって低い価格で落札をして、それが結果的に労働者の賃金に影響を及ぼすという、ある意味悪循環に至るとということが一つ大きな公契約条例の締結に向けてのきっかけになっているというふうに判断をしておりますので、まさにそういう労働者にしわ寄せが行くような低入札についてはしっかり監視をしながら、適正な価格で入札に参加をしていただくということで私どももさまざまなこの間取り組みをしておりますので、仮に公契約条例に至らなくてもあらゆるさまざまな手を使いながらしっかり適正な工事もしくは労働環境に結びつくような、そんな入札制度をしっかりと守っていきたいというふうにも考えております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

公契約条例について外2件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、大項目1点目、公契約条例についてであります。この件につきましては、平成22年3月第1回定例会でも私官製ワーキングプア対策として取り上げさせていただきました。その後私の前に質問ありました奥村議員も含めて、この間公契約条例に関して数回にわたり取り上げられてきたところでもあります。今アベノミクスでにわかには景気がよくなったように大手マスコミは報道していますけれども、株の乱高下や円安による石油類の高騰など、私たち庶民にはさっぱりその感はありません。景気低迷で働く人たちの環境は、ますます深刻になってきています。賃上げと安定した雇用の拡大で働く人の所得をふやすことが景気回復には重要であります。先般平成25年度の公共事業設計労務単価が法定福利費相当額の本人負担分などを反映させたことから、北海道の8時間労働で普通作業員1万1,000円を1万2,700円になど、12職種で1,700円から4,100円と平均16.3%の大幅な値上げが行われたところであ

ります。国と道は、4月1日以降に入札した案件に適用するとしています。建設労働者の約4割が健康保険や厚生年金に未加入とされています。新設計労務単価に改定された趣旨を受けて、現場労働者の社会保険加入促進が求められています。

そこで、伺います。公共事業で働く労働者の働く環境と賃金について、公共サービス、委託分野で働く労働者の働く環境と賃金について、そして名寄市における公契約条例制定についてお聞きをしたいと思います。この件については、さきに平成22年3月議会での私の質問に文書による啓発活動等については今後他市の例を参考にしながら実施に向けて検討したいと答弁されていました。函館市では、公共事業の発注に当たり文書指導や書類提出を通して地元業者と地元資材の活用並びに雇用の安定と就労の促進を図ることを実現していると聞いています。こういった部分も含めて公契約条例制定についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

大項目2つ目、障害のある人たちの就労支援について伺います。共同作業所全国連絡会、きょうされんが2011年末から2012年初めに行った全国調査で次のような結果が出ています。2人に1人は相対的貧困以下、99%は年収200万円以下、また生活保護の受給率は障害のない人の6倍以上、十分な就労環境や所得保障制度がない中で生活保護に頼らざるを得ないという状況、さらには6割弱が親との同居といます。生まれてから50歳を迎えるまで親と同居している人が半数、親依存の生活を強いられている背景には極めて低水準な収入と自立した生活を支える基盤が整っていないことがあると言えます。さらには、低収入ほど社会と遠ざかる傾向にある、こういったことなど大きな課題として浮かび上がってまいりました。私たち抜きに私たちのことを決めないと訴え続けましたけれども、2012年6月、障害者自立支援法を一部改正し、名称変更した障害者総合支援法が成立したところであります。行政

報告では、名寄市障害者自立支援協議会の構成員として障害を持つ当事者や保護者、医療関係者などに加わってもらい、新たに相談支援、権利擁護と就労支援の専門部会を設置し、現場の課題や地域の声をより反映していくと述べられています。

そこで、伺います。名寄市の障害のある人たちの就労状況と賃金について、さらに今後の就労支援についてお答えをいただきたいと思います。

大項目3つ目、風疹流行への対応について伺います。昨年から流行を続けている風疹ですが、全数報告が始まった2008年以降最悪のペースで大流行しています。今後さらなる感染者増が心配です。風疹患者の8割が男性で、その9割が20歳から40歳代だと言われています。女性は、20歳代が中心となっています。免疫のない女性が妊娠20週ごろまでに感染すると、風疹ウイルスが胎児に感染し、出生時に先天性風疹症候群、CRSと総称される病気、難聴、心疾患や肺疾患、白内障、精神や身体の発達のおくれなどを持って生まれてくることがあると言われています。感染症情報センターでは、妊娠を希望する女性とパートナー、同居する家族はすぐにワクチン接種を医療機関に相談してほしい、また職場の同僚などが予防接種を受けることが大切と呼びかけているところでもあります。

そこで、お聞きをしたいと思います。北海道、上川管内、名寄市の発症状況、またワクチン接種の啓蒙啓発と定期接種以外の接種状況をお知らせいただきたいと思います。

最後に、ワクチン接種助成についてお伺いをします。日本共産党の田村智子参議院議員は、5月21日の参議院厚生労働委員会で風疹の予防ワクチンについて国が補助をしてワクチン接種を速やかに進めるよう求めています。早急な国の補助が求められるところですが、名寄市としてワクチン接種助成についてどのようにお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 川村議員からは、大項目3点にわたる質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2と3は健康福祉部長からの答弁となります。

まず、公共工事で働く労働者の労働環境と賃金の状況についてであります。国の経済状況の停滞やこれに伴う地方財政への影響から公共事業の減少が続いておりました。大都市圏では、競争が激化し、低価格での入札が続いたため、そのしわ寄せが労賃の減少という形であらわれ、いわゆる官製ワーキングプアといった言葉で代表されるような現象も起きていました。さらには、低賃金の影響により、建設業における若年労働者の減少や技術継承が途絶えるなどの問題もあったものと認識をしております。政権交代後、国の緊急経済対策の影響で公共工事の増加へと方向が変化してまいりました。また、労務単価につきましても見直しが図られ、この点では改善の方向に向かう兆しが見えてきたと判断をしております。名寄市の状況であります。現在の入札制度におきましては落札率などから過度な競争下にはなく、適切な労務費の積算のもとで契約がなされているものと考えております。入札に際しましては、入札額を裏づける積算内訳書の提出を求めています。また、下請がある場合には下請人選定通知書の提出を求め、適正な契約業務執行するよう請負者に指導を含め対応しております。品質確保の面からも低過ぎる入札を防止するため、低入札調査価格を設定し、過度な競争とならないような制度も国の基準に倣って制度化しておりますので、入札制度からは労働環境の悪化を防止する一定の歯どめとなるような取り組みをしている状況にあります。

続きまして、公共サービス、委託分野で働く労働者の環境と賃金についてであります。公共工事と同様に入札に際しましては入札額を裏づける積算内訳書の提出を求めています。また、清掃

業務、警備業務の労賃につきましては最低賃金を下回らないような設定で予定価格を積算し、低賃金での労働環境とならないように契約事務を実施しております。また、指定管理業務においては、当初で想定できなかった費用が発生し、契約した金額で履行できないおそれがある場合には名寄市と協議し、対応をとることとするなど一定の柔軟性を持たせた契約内容とし、費用増のしわ寄せが労賃に波及しないような制度としております。

続きまして、名寄市における公契約条例制定についてであります。公共工事におきましては透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底など、入札制度改革が全国的に進められております。この背景の一つには、さきに申し上げましたが、全国的に公共工事が減少し、競争が激化したことがあると考えております。現在名寄市においては、この公共工事の適正な執行を図るため、一般競争入札やダンピングを防止するための低入札価格調査制度の導入、予定価格の一部につき事前に公表しながら発注するなどの制度を用いております。平均落札率につきましても平成24年度の建設工事と設計委託合わせて95.88%、比較的人件費の比率が高い委託業務では平均落札率が93.10%であり、過度な低価格競争下での落札率とはなっておりません。公契約条例の趣旨は、低入札価格の問題により業務に従事する労働者のみならず、下請の事業者にもしわ寄せがされ、このことによる労働者の賃金の低下、労働環境の悪化を改善することにあると認識をしております。本来は、1つの自治体のみで解決できる問題ではなく、国がこの重要性を認識し、率先して取り組むべき課題であります。名寄市ではさきに申しました入札制度の改善に取り組みながら労働者の賃金にしわ寄せが来ないように取り組んでいるところです。また、公契約条例を導入した事例の研究についても実施してまいります。札幌市の事例などから課題も出てきたものと考えております。契約対象とならない最低

制限価格のあり方や公契約条例執行に当たっても増加するコスト、事務量の問題などがその課題であると認識をしております。これらの研究を進めるとともに、引き続き現在の入札制度の改善に取り組んでまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2と3について申し上げます。

初めに、大項目2の障害のある人たちの就労支援についての小項目1の名寄市の障害のある人たちの就労状況と賃金について申し上げます。最初に、本市における障害者の就労状況について申し上げます。一般の民間企業における障害者の雇用状況は、平成24年6月1日現在で行われたハローワークなよろの調査によりますと89名の雇用があり、雇用率達成企業の割合は60.0%となっております。この数字は、全国平均46.8%、北海道平均50.1%を上回っております。また、賃金につきましては、身体障害者の方は健常者と同じ給与体系であります。知的障害や精神障害の方はパート採用であることが多く、時給で計算いたしますと賃金は月額約10万円前後となっている状況であります。障害者の自立に向けた取り組みをしている福祉施設は、市内に6カ所あり、内訳といたしましては雇用契約を結ぶ形の就労継続支援A型が2事業所、一般就労を目指して就労のトレーニングを行う就労移行支援が1事業所、企業などで就労することが困難な方に雇用契約を結ばず就労の機会を提供する就労継続支援B型が3事業所であり、就労移行支援で4名、支援A型で12名、支援B型で62名の方がそれぞれの状態に合わせて就労をいただいております。福祉施設の賃金は、工賃と呼ばれておりますが、就労継続支援A型事業所は最低賃金の時給を支払う形となっております。就労移行支援事業所と就労継続支援B型事業所については、その方の働きに応じて数万円の工賃が支払われております。障害基礎年

金と合わせますと、月額約7万円から8万円になっている状況でございます。

次に、小項目2の今後の就労支援について申し上げます。今年度から名寄市障害者自立支援協議会の委員8名に障害を持つ当事者や保護者、医療関係者などの3名の委員に加わっていただき、11名体制となりました。また、新たに相談支援・権利擁護部会と就労支援部会の2つの専門部会を設けました。相談支援・権利擁護部会は、各種相談や地域の課題などについて話し合いをすることになっておりますので、働く障害者の方々の生活面の支援についても必要な調査をする体制といたしました。また、就労支援部会は、市内6つの就労支援事業所に加え、ハローワークなよろ、道北障害者就業・生活支援センター「いきぬき」、名寄市立総合病院の精神科リハビリテーション室、美深高等養護学校、企業の団体でありますNPO法人なよろ地方職親会の計11カ所の就労支援にかかわる関係者が毎月集まり、本市の障害者の就労支援の充実に向けて話し合いをする体制といたしました。就労に関する相談窓口につきましては、市から委託している名寄みどりの郷と相談支援センターそうだん屋という相談支援事業所が市内に2カ所あります。また、北海道の事業であります道北障害者就業・生活支援センター「いきぬき」という相談窓口も市内にありますので、障害者が就労に関するいろいろな相談をすることができる体制となっております。また、障害者支援施設に該当する事業所等で市から随意契約にて発注する総合福祉センターの清掃業務と名寄公園の管理、清掃業務につきましては、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

就労支援を行う福祉施設の職員向けの研修といたしましては、2年前からNPO法人なよろ地方職親会が名寄市立大学を会場にジョブコーチ養成研修を毎年開催しております。ジョブコーチとは、障害者が一般の職場で働くことを実現するために障害者と企業の双方を支援する支援者のことで、

この研修を修了した方が現在名寄市には7名おりますが、ジョブコーチが支援を行うことは障害者の職場定着に非常に効果があると言われております。当市は、このジョブコーチ養成研修を学ぶ環境が整っておりますので、今後さらにジョブコーチのノウハウを生かした就労支援も進んでいくものと考えております。今後ともこれらの取り組みを継続し、働く障害者の方の支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、大項目3の風疹流行の対応について、小項目1の北海道、上川管内、名寄市の発症状況について申し上げます。風疹の流行につきましては、昨年から首都圏を中心に全国に広がり、昨年は過去5年間の中で最多となる2,353人の感染者が報告され、さらにことしに入ってからには既に5,000人を超えるなど速いペースで増加しております。風疹は、感染症法に基づき全ての感染者が報告されておりますが、道内においても昨年7月ごろから札幌市を中心に感染者が報告されております。道感染症情報センターによりますと、道内の風疹感染者数はことしに入り、6月2日現在で累計77人と既に昨年1年間の21人を上回るなど、全国同様増加傾向にあります。保健所管内別では、札幌市29人、市立函館15人、岩内5人、北見、旭川市3人、室蘭、帯広市が各2人、その他江別、上川、倶知安、江差、渡島、釧路、網走が各1人とほぼ全道的に広がりつつあります。このうち上川管内においては、旭川市の3人と上川保健所の1人を合わせて4人の感染者が報告されております。現在名寄市においての感染者の報告はありませんが、風疹の報告の増加傾向は数年持続すると言われており、今後においても増加が懸念されていることから、風疹発症動向を注視していくことが重要と考えております。

次に、小項目2のワクチン接種の啓蒙啓発と接種状況について申し上げます。風疹は、免疫のない女性が妊娠初期に感染すると生まれてくる赤ちゃんにも影響し、心臓疾患や難聴など先天性風疹

症候群を引き起こすおそれがあると言われております。この先天性風疹症候群については、昨年の流行の影響で平成24年10月から平成25年3月までに8人の赤ちゃんの感染が報告されております。このため厚生労働省は、その予防対策として生まれてくる赤ちゃんのために風疹ワクチンの呼びかけや妊婦を感染から守るために一般向けのリーフレットを作成するなど、全国的に注意喚起が図られてきております。このことに基づき本市の対策といたしまして、これまで婚姻届け時や母子健康手帳交付時にリーフレットの配付等を行い、さらに新聞、広報、ホームページ等で情報提供や予防の啓蒙啓発を行ってまいりました。特に風疹にかかったことがない人や風疹のワクチン接種を受けていない人など免疫を持たないと思われる人については、任意での予防接種を検討していただくよう啓発に努めてまいりました。接種状況につきましては、現在市内5医療機関において随時任意で予防接種を受けられる体制にあり、4月、5月の2カ月間で男女合わせて44人がワクチンの接種を受けているという情報を確認しております。

次に、小項目3のワクチン接種の助成について申し上げます。平成23年度国の調査では、20代から40代の男性の15%が風疹への免疫を持っていない、また同年代の女性も15%は風疹への十分な免疫を持っていないという結果報告がありました。さらに、昨年からの風疹と報告された人の7割以上が男性で、そのうち8割以上が20代から40代で占めておりました。これらの年代のうち昭和54年以前に生まれた34歳以上の男性は、制度的にも風疹ワクチンの接種を受けていない世代であること、またそれ以後も制度として風疹ワクチン接種が導入されたものの接種率が低い状況にあり、今回免疫を持たない世代間での感染者が拡大してきていることが課題となっております。このため赤ちゃんを先天性風疹症候群から守るために、また妊娠初期に風疹にかからないように夫となる男性も含め風疹ワクチン接種を任意で

呼びかけることを検討していただいております。定期以外で実施する風疹ワクチン接種は、任意で行われるため全額自己負担となり、その費用は8,600円前後と高額となっておりますが、本来予防のためのワクチン接種については国の制度に基づき実施し、地域格差が生じないようにしていくことが重要と考えております。しかし、今回旭川市で既に3人の風疹患者が発症しており、風疹の感染力はインフルエンザの5倍と言われておりますので、状況が悪化していることを重大に受けとめ、さらなる対策の必要性を認識しております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

公契約条例についてであります。この間本当に先輩議員も含めて何度となく取り上げさせていただいてきたところであります。先ほども奥村議員の中でも研究調査が続いているけれども、どうなのだというようなお話もあったところではありますが、部長の御答弁の中で公契約条例制定にまではいっていないけれども、文書によって提出、積算内訳書の提出なども求めてきているというふうなお話もあって、この部分は私も求めてきたところでしたので、前進していただいているのかなというふうに思っています。先ほど御紹介した公共事業設計労務単価が4月1日から適用というふうなことになっていますが、これ市の入札参加企業さん、また下請業者さん、また現場で働く労働者の皆さんへの周知はどのようになっているのか。また、先ほどもお話ししましたように社会保険加入促進、このことを図ることが必要だということで今回の見直し、大幅な値上げがされたわけですが、こういったことの周知の徹底はどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私ども工事を発注する段には、当然積算をしまして積算内訳書をつくりまして、そして業者の皆さんはそれを縦覧していただくという、そんな手続になっております。特に労務単価につきましては、極めて重要なものでありまして、私どもは二省協定、いわゆる国土交通省でありますとか農林水産省、ここのところの積算労務単価を使っておりまして、この辺につきましては縦覧の段階で十分業者の皆さんも周知していただけるというような中身になっております。それで、あわせていわゆる工事における適正な労働条件でありますとか、それから公正な賃金の確保に向けましては名寄市発注工事に係る元請、下請の適正化指導要綱というのをおあわせてつくっております、これにつきましても縦覧時に閲覧を求めておりまして、おおむねその中でさまざまな労働保険等の扱いにつきましても一応周知をしていただけるものと考えておりまして、私ども実態調査具体的に行ってはおりませんけれども、まさにそういう啓蒙啓発をしっかりと日々行わせていただいておりますので、その辺については業者の皆さんも十分周知をされて対応なさっているというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） この労務単価の見直しの中で北海道建設新聞なども大きく取り上げられていて、労働者の皆さん方に非常に喜ばれるというふうになっているのですが、この労務単価、業者さんが労働者に支払う賃金の額を縛るというものではないということなのですが、だからこそ公契約条例が必要になってくるかなというふうに私は思っているところです。やっぱり指導要綱も含めて契約されている方々に、企業に向けて、下請業者さんに向けてお渡ししているということでした。以前は、口頭でということでしたので、随分前進していただいているなというふうに思うのですが、しかしこの指導要綱等お渡ししても働く人たちのところに十分に目を向けていただくと

ということが私は必要だと思えます。先ほども御紹介したように、建設労働者約4割、これは全国的な調査の中ですけれども、健康保険や厚生年金に未加入だというふうなことも言われている中で、私もけがをしても保険証がなくてという話も聞いたことがあります。ですから、今回社会保険加入促進を図るということでは、非常に率先して周知をしていただきたいと思いますというふうに思っているのですが、この部分についても一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 議員先ほど函館市の事例もお話しになりました。函館市では、私どもと同じような元請、下請の適正化指導要綱というのを定めておまして、これに基づいて各業者さんに周知、必要なさまざまな労働条件等にかかわる部分も含めて具体的な文書にして実は各業者さんにお配りをしているということがあります。私ども縦覧時に閲覧を求めておりますけれども、建設事業の説明会年1回ございまして、こういった機会を捉えて私どもも少しこの地域の事情も含めて、いわゆる要綱を持っておりますから、それに基づいた少しわかりやすい説明資料なりを一度つくりまして、改めて業者の皆さんに周知を図ってまいりたいと考えております。いずれにしましても、労働者の皆さんの賃金はまさに雇用される方、それから雇用される側、対等な立場で労働条件と賃金決められるという労働基準法の根本的な考え方がございますから、私ども労働者の皆さんの賃金の扱いについて踏み込んだお話をする機会というのは実はなかなか持てないのが実情でございますけれども、基本的な考え方として最賃制度ですとか、そういったしっかりした制度がございますので、改めてそういった制度についてもそうした機会を捉えながら周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 説明資料もつけてとい

うお話でした。これをぜひ進めていただきたいと思いますというふうに思います。指導要綱、またその説明資料もおつけするのですけれども、また実態はその後どうなるのかといったところら辺がやっぱりここも重要になってくるかというふうに思います。先ほどのお話の中でも仕事量がふえてくるというようなお話もありました。そういう細かい実態調査というところら辺でいうと、非常に職員の方々の手も必要になってくるのかなというふうには思いますけれども、しかしやはり公共の仕事ですので、市の税金を使って働いていただいているというところら辺では実態調査も必要だというふうに思います。例えば労働時間であったり、また市民サービスのところでいえば制服の貸与であったり、また最近新聞紙上にぎわしていました労働相談で一番多いのがパワーハラスメントだったというようなこともありました。また、男女共同参画の視点がどうなっているのか、こういった重要な部分だけでも実態調査必要ではないかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 実態調査ということでございますけれども、公契約条例制定に当たってのさまざまな課題があるというお話もちよっとさせていただいておりますけれども、実は今お話にありましたとおり私どもの体制整備というのが大変大きな課題として出てきております。公契約条例に係る部分もそうでありますけれども、改めて立入調査等行うということになりますと、私どもの知識としてしっかりした労働保険、労働安全基準法含めてやはり周知をしっかりとしながら具体的な内容について、特に労働条件等に係る部分につきましても精査をしないといけないということになりますから、私ども体制としてまさにそういう専門的な知識を持つ職員を育成をしていかなければいけないというのがあります。これなかなか小さい自治体でありますと、そこまでやはり人材の育成というのが手が届かないというところも現

実ございました、そうした私どもの体制そのものがやはりなかなか踏み込んだ対応に至らないという率直な事情があるということでもあります。

先ほどちょっと答弁書の中でもお話をさせていただきましたけれども、実は労働環境に関しましては国の機関で労働基準監督署というのがありまして、やはり国がしっかり公契約に係る法的な枠組みは法律なりをつくっていただいて強化をしていって、その中で改めて労働基準監督署なりの役割を強めていただきながらしっかりした体制をつくっていただくというのも一つの有効な手段というふうにも考えております。全て国がという言い方ではありませんけれども、やはり国の法的な枠組みと合わせて私ども地方でもしっかりした体制をつくっていくという、そんな流れが必要かなというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 総務部長おっしゃるように国が率先して、私もそう思います。

ちょっとこれを御紹介させていただきたいと思うのですが、千葉県野田市の公契約条例、2009年9月に出されているのですが、この中で「公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、ひとつの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である」と、このように前文で述べています。それに続けて、本市はこのような状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくのだというふうに述べてあります。私は、この前文にいたく感動しているというか、こういう姿勢の中で取り組んでいただくことが必要だなというふうに思います。

札幌も取り組んで、千葉県野田市も、私たちの名寄市と自治体としての規模が違う中で、いろいろな条件がある中で非常に難しい部分もあるかとは思いますが、一歩一歩前進していただいて、

事務量の増加も含めてそこに取り組んでいく姿勢を見せていくことが必要ではないかというふうに考えています。公契約条例の制定を目指すことで、やはり適正化によって労働者の賃金や労働条件改善する条件がつくられ、また地域経済の活性化ももたらされると。地域労働者の賃金改善、これは消費購買力を高めるし、地域経済を活性化するというところで内需の拡大につながるものというふうに考えているところであります。引き続き公契約条例にかかわって前進をしていただくことを強く求めて、次に移らせていただきたいというふうに思います。

次の障害のある人たちの就労支援について再質問をさせていただきたいと思います。先ほど健康福祉部長のほうから賃金等報告が出されておりました。私は非常に気になるのが、いろんな障害のある方々と接する機会を持たせていただく中で気になるのは、障害のある方々自身が非常に我慢をしているというところにあるのかなと思っています。行きたいところがあってもやりたいことがあってもお金がないとか、また家族や誰かの力をかりなければならぬと。それで、諦めて我慢しようというふうになっている、そして選択肢をどんどん狭めた生活を余儀なくされていくということかなというふうに思います。生活保護受給についてもやはり我慢をしているのです。この受給については、また別の機会に質問させていただきたいと思いますが、同居している親が高齢になったり、また亡くなったりすることで自分自身の本当に少ない年金だけで我慢をし続けている、食べるものも我慢をしてひきこもりという事例も私も見えてきたところでありますけれども、やはり一番は先ほど健康福祉部長もおっしゃっていたように国が障害者の基礎年金制度の拡充を中心に、障害のない人と同等の暮らしを営める所得保障制度の確立が強く求められるところなのですけれども、そうならない、こういった状況の中でどうし

ていくかということだというふうに思います。所得保障を確立して、そして自立していくということだと思うのですが、その部分についてお考えお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員がおっしゃられましたとおり、障害のある方が地域の一員としてともに生活していくことができる自立と共生の地域社会を実現するためには、職業の自立を進めることが重要であると考えております。それで、今回国におきましては、平成25年4月1日から障害者の法定雇用率を引き上げ、民間企業では1.8から2%、国、地方公共団体では2.1から2.3%、そして都道府県等の教育委員会においては2.0から2.2%となりましたが、先ほども身体障害者の方は一般の方と同じような給与体系と申し上げましたが、知的、精神障害者の方がパートが多いということで、この法改正におきましても法定雇用率により義務づけられているのは身体障害者と知的障害者のみで、精神障害者については現在雇用の義務がなく、精神障害者の健康福祉手帳所持者を事業主が雇用した場合に障害者雇用率にカウントできるというような消極的な規定になっております。現在国会において障害者雇用促進改正法案が審議されていますが、その中では雇用分野の障害者の差別の禁止の規定だとか、また法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることも盛り込まれたということですので、今後とも障害者の一般就労への移行による収入の増ということが必要と考えておりますので、そのような国の対策を求めたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） おっしゃるとおり、国に強く求めていただきたいというふうには思っています。その中で、やはり地域の中で働く場をどういうふうにして確保していくのかということが重要だというふうに思っています。それが今回行政報告で出されていた名寄市障害者自立支援協議

会の中で就労支援等々の専門部会が設置された、ここに期待をするところであります。名寄市内、先ほど御紹介があったように6カ所ありますけれども、その中でまた福祉専門の大学もあるということでは非常に恵まれている環境にあるのかなというふうには思っています。しかし、けれどもそこに行き着いた方々はいいのですけれども、行き着かない方々もいらっしゃるわけです。先ほど紹介したように、引きこもってしまう、どうしたらいいかわからなくて引きこもってしまっている、幸い知人の方が気づいていろんなところに相談に行って難をなくするということができたけれども、やっぱりそういうことが必要だというふうに思っています。やはり今おっしゃったように知的、精神障害を持った方々でも、働く場は非常に狭まられるかもしれませんけれども、支援を受けながら働くことを希望する人、本当に多いというふうに思います。

また、これもちょっと心配なのですが、無理をして頑張るのです、この方々の話を聞くと。もうちょっと頑張ってみるというふうにおっしゃるのですが、しかし頑張れるところで頑張らしようというふうにお話をしているところですけども、そういった方々を支える地域の人たちの基盤整備も必要だというふうに思っています。支援施設で働く施設職員の方々の働く環境の改善も見直していかなければならないのですが、このことについてはまた別の機会にさせていただこうというふうに思いますけれども、やはり人間らしい働き方や尊厳ある労働、これILOが提唱しているディーセントワークというのがあるのですけれども、この部分についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） ディーセントワークにつきましては、ILOのたしか事務局長でしたか、が話されていた人間らしく……働きがいのある人間らしい仕事ということだと認識してお

ります。このことは、大変重要なことであり、たしかILOでもこのことを主要目標として位置づけて世界に向けて発信しているというふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 障害があるないにかかわらず人間らしい働き方、尊厳ある労働が必要だというふうに思います。障害のある方たちの働く問題は、長い間狭い範囲で考えられてきたところでもありますけれども、ディーセントワークにかかわるかなと思うのですけれども、その人の働く力や生活する力に応じて福祉と労働のバランスを調整しつつも所得保障を踏まえた仕組みが必要だというふうに思います。何回も言いますが、やっぱり国の施策が強く求められるところであり、そういった働く場を求めている方たちの一番身近な自治体として心を寄せながら取り組んでいただくことが必要かなというふうに思います。今回できた名寄市障害者自立支援協議会、障害を持った当事者さんや保護者の方々の声を十分に反映させた、そうした協議会になることを強く求めて、次に行きたいというふうに思います。

風疹のことなのですが、非常に私は危機感を持っています。このちょうど年齢に合う娘を持っている親としても非常に気になる場所があります。最近実名を上げてワクチン接種を訴えている方々がいらっしゃいます。先天性風疹症候群、これにかかってしまったお子さんをお持ちの方々が実名で出ることで、こうした病気を防ぐことができるということを強く訴えたいということで名乗りを上げていらっしゃいます。そういった訴えのこうした親御さんの気持ちを考えると、接種をもっと進めていかなければならないのかなというふうに思いますが、この部分についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 風疹ワクチン接種ということで今部長のほうからも答弁させていただいて、

この間も非常に私どもも注意深く今国の動向見させていただいていますし、またワクチン接種をということで既に新聞紙上や、あるいは広報紙でも呼びかけをさせていただいているところであります。しかし、今お話のあったように旭川でも今3名の発症が出たということで、今後こうしたウイルス性の病気に関しては傾向としては北上していく可能性が相当強いのではないかとということで、市内でも相当危機感を持ってこの間議論をさせていただいて、またそして世代間での特殊性の問題もあったということでもあります。本来であれば、こうしたワクチン接種は国がするということが望ましいのでしょうけれども、国の動きもなかなか見えにくい、そうした中で緊急性が非常に高いということを鑑みて、ぜひここは早急に前向きに検討させていただきたいと、その一部助成も含めて早急に検討したいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今市長から前向きに検討したいという御答弁をいただきまして、ちょっと胸をなでおろしている状況であります。全国保険医団体連合会では、3月27日に厚生労働省に公費での接種費用の助成を求めています。その後大流行が起きている東京都中心に接種費用の助成がどんどん広がっています。神奈川県では、風疹非常事態宣言というのを出して助成をしていますし、昨年私視察させていただいた埼玉県蕨市では同じように今開会中の議会で予防ワクチン接種費用の一部助成を4月1日からさかのぼって適用するというような決断もされているところであります。今市長がおっしゃったように、国の予防接種制度の影響を受けてやっぱり年齢のところ幅があって免疫持たない方々がいらっしゃる、こういった方々に接種を受けていただくことが非常に強く求められているところでありますし、また1回先ほど御紹介がありました8,600円前後という高額ですと、思い切って打とうかなということもやっぱり二の足を踏むのかなというふうに思い

ます。そこに接種費用の助成がされるということであると、その一步の前に踏み出す力になってくるとはならないかということで決断をしていただければうれしいなというふうに思うのですが、再度御答弁をいただいて、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 子供を持つ親の皆さんへ子育てに対してできる限りのソフトの充実をさせていただきたいということでこの間もお話をさせていただいていますけれども、今回もちょうど子供を産む世代の方たちがかかりやすい、またそれが子供たちが甚大な影響を受ける風疹ということでもありますので、このことが起因して子供を産めない、そうしたことになるということも十分想定されるということで、繰り返しになりますけれども、ぜひ早期に検討を前向きにさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明員に中野建築課長の出席を求められましたので、これを許します。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第7号 名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定について、5月31日の議事を継続します。

ここで本件にかかわる正誤表が提出されていますので、説明を求めます。

長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 議案第7号 名寄市住宅マスタープランの見直しの策定につつま

して、お配りをいたしました見直し案を改めて精査をしたところ、今回お配りいたしました正誤表のとおり誤りがありました。ここにおわびを申し上げ、お手数をおかけしますが、訂正につきましてよろしくお願いを申し上げます。

それでは、訂正の内容につきまして御説明を申し上げます。まず、字句の訂正ですが、見直し案の1ページ、1、計画策定の背景と目的の本文8行目、長期に亘ってにつきまして漢字の亘ってを平仮名のわたってに訂正させていただきます。

また、同じく字句の訂正といたしまして、5ページ、9ページ、17ページ、21ページ、28ページ、36ページ、37ページ、65ページにつきまして正誤表に記載のとおり訂正をさせていただきます。

次に、30ページ、31ページ、32ページにおける表の訂正ですが、いずれも左側の上段、下段の2つの表につきまして公営住宅という記載を公営借家に訂正するもので、同じページにある分析やグラフの表現と合わせるものであります。

最後に、32ページの下段の表の公営住宅から給与住宅におけるH39の数字ですが、端数調整によるもので、それぞれ正誤表に記載のとおり訂正させていただきます。

以上、訂正の内容について申し上げました。改めて議員の皆様大変御迷惑をおかけいたしましたので申しわけございません。今後このようなことのないよう事務の適正化に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） それでは、住宅マスタープランにかかわる質疑を3点お伺いをしておきたいと思います。

まず、26ページ、基本目標1の表現なのですが、その最初に近年空洞化が進んでいる市街地の中心部に人と元気を取り戻しという表現を

しています。これは、前期計画からずっと引き継いでいることですが、さきの総合計画の後期計画の質疑の中でもこういう取り戻しという表現の仕方というのは、ある意味では中心部に人がいないということに対して市街区のほかの部分から引き戻すという表現が適切なのかという議論がありました。その後農村居住の持続ですとか、子供からお年寄りまで安全に安心して暮らせるまちづくりですとか、基本的には考え方に間違いはないと思うのですが、この表現の取り戻しということにどうしても違和感を感じるものですから、この表現に至った考え方をお示しいただければというふうに思います。また、今回それも踏襲をして後期で見直しもしないでいくということの考え方を含めてであります。

次に、55ページの（4）、住宅セーフティネットの再構築というところの民間のノウハウを活用した管理制度などの導入の検討というところで、公営住宅の管理について民間事業者の住宅管理のノウハウの活用などにより効率的な運営や住民サービスの向上を図るため指定管理者制度の導入の検討を行いますというふうに書かれております。下段の表の中の特に米印の中でこれを補強する利用料金制度の説明ということもされておりますけれども、一方指定管理者制度のデメリットの中に家賃について利用料金制度という指定管理者制度の利点を活用できないという表現があります。つまり片方ではこういう制度を活用できると言いながら、片方ではデメリットでできないというのを示しながら、なおかつ指定管理者制度を検討するという、その整合性がちょっととれていないように読み取れますので、その御説明をしていただきたいと思います。

また、今回の見直し案の中では、全体的な大きな課題として人口減少ですとか、少子高齢化ですとか、さらにはコミュニティーのあり方というのが大きな課題になってきて、それに取り組んでいくということになると思いますけれども、この部

分にかかわって第5章の重点施策の中ではどちらかというところの部分よりもハード面の対応というのが大きく盛り込まれておりますけれども、最近新たな手法として全国では公営住宅に大学生を入れるという例をこの前テレビのほうで放映してありました。1つのスペースの中に3人でしたけれども、大学生を入れて、その大学生が近くの小学校の課外活動の指導者というか、そういうことにボランティアで協力するという取り組みをしているのが非常にいいということでNHKで放送されておりましたけれども、例えばうちの名寄市のことを考えますと、大学は保健福祉部ということで特に社会福祉ですとか、看護ですとか、児童ですとか、栄養ですとか、ある意味では地域が抱えているような課題をしっかりと認識して活動できるような学生が4年制そろっているわけですので、いろいろなハードルはあると思いますけれども、本当からいえば見直し案の今後の活動、重点施策の中にそういうことも検討していくような方向性を持った方がいいのではないかとこのように思います。今地域では、各団地を含めて高齢化が進んでおりますし、若い人が入らないというのもありますので、そこにもし名寄大学で学んでいる学生が、公営住宅はどちらかというところと低所得者ですとかいろいろなものがあるので、空きスペースがないのというのはちょっと問題かもしれませんけれども、大学と地域、大学と名寄、あるいは大学と市民ということを考えるとそういう取り組みも名寄らしい住宅マスタープランになるのではないかと思いますけれども、見解があればお示しをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 26ページの近年空洞化が進んでいる市街地の中心部に人と元気を取り戻し、議員言われている取り戻しということでもありますけれども、議員も今言われましたとおり人口減少を踏まえてまちを管理する部分を含めまして総体的には空洞化になっているというこ

とがございませう。その中では、農村地域ばかりではなくて町場も含めて総体的にまちの中に人を呼ぶという、そういう観点でありますけれども、利便性の高い既存住宅地、あるいは既存の住宅を再利用いたしまして、その中でまちづくりという観点で人を呼び戻すというのはそういう観点もちょっと入っておりますので、農村部ばかりでなくて名寄市全体としてという考え方で、その中で市街地も人を呼び戻すと、そういう考え方を持っております。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） 佐藤議員の2つ目の質問、55ページの指定管理者制度の導入の件でお答えいたします。

この表の中で、まず下段の朱書きのほうを先に説明させていただきます。この利用料金制度の意味を解説しているものでございませうが、これにつきましては通常民間の場合でありましたら施設の管理上生ずる費用、いわゆる必要経費というのは通常考えます。その上で家賃を設定するわけですが、当然利益を考慮して家賃を設定するわけがございませう。そのためには、管理費の効率化だとか、あるいは利用料金によっては指定管理者の意欲が高まり、サービスの向上につながるという意味に捉えていただきたいと思います。

また、表中の指定管理者制度の枠のデメリットの一番下でございませうが、家賃について利用料金制度という指定管理者制度の利点を活用できないという、この意味につきましては要するに通常であれば民間賃貸住宅、先ほど申し上げましたが、利益を考慮して家賃を設定しますが、公営住宅を民間会社が指定管理者として業務を請け負う場合につきましては公営住宅法という法律に基づく家賃設定をしなければならないことになっております。当然ながら法律を超えた家賃を指定管理者が取ることはできませんので、そういう意味でデメリットというふうに表現させていただきましたので、御理解願います。

それと、大学の学生、あるいは若者の対策についてだと思っておりますが、議員も御存じかと思っておりますが、通常市営住宅の入居資格におきましては公営住宅法はもとより、名寄市営住宅管理条例において同居親族であることや収入要件を満たす者などが単身で入居できることになっておりますし、また特別の高齢者、身体障害者、あるいは生活保護法に規定する被保護者に限られております。また、通常公営住宅法の趣旨といたしましては、低所得者あるいは住宅困窮者を対象として公営住宅は供給されるものという考えが根底にはございませう。ただ、現在市内の公営住宅につきましては、政策空き家を除きますと空き家率はおよそ4%、30戸程度と確認をいたしております。現状といたしましては、古い住宅のほうから空き家になってきているという現状はありますので、このような状況は私どもも把握はしております。今後は、社会全体における少子高齢化は名寄市内だけの問題ではございませうが、自治会活動などのコミュニティにも影響してくることは承知しておりますので、このような状況を踏まえて世代を問わずバランスのとれた混在団地を形成できるようコミュニティの形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、現時点では本編の住宅マスタープランの中ではちょっと盛り込むことはできませんが、今後後期計画の中で各種計画、長寿命化計画だとかその他関連する計画と整合とりながらシェアハウスだとか、そういうものについての研究をしてまいりたいと思っておりますので、御理解願います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） この取り戻し、取り戻すという表現の仕方というのは、ある意味ではこだわり過ぎなのかもしれませんので、とにかく名寄はコンパクトなまちづくりをするということですので、取り戻すというよりももう一回市内に活気を戻そうという取り組みというふうに理解をしていきたいということに思っております。

ただ、55ページのものは、今中野課長に御説明を受けましたけれども、なぜこれ指定管理者の制度の導入を検討を行いますということにしているかということ、その前なのです、文章の。民間事業者の住宅管理のノウハウの活用などにより効率的な運営や住宅サービスの向上を図るという表現、そのためにこの指定管理者の導入検討を行います。しかし、デメリットでは、例えば指定管理者制度の中ではノウハウの活用という一番上に書いてあります。指定管理者が変わる場合その都度引き継ぎが必要であり、ノウハウの蓄積が難しい、否定しているのです。ノウハウの活用というのをここでは否定している。効率的な運営という、その次のところでは募集計画や入居者の決定など権限行使にかかわるものは行えないというのは、業務を一体的に処理できない、いわゆる効率的ではないというのがデメリット、その下では家賃については利用料金制度という指定管理者制度の利点を活用できない、全部デメリットで否定しているものがそのまま上のところでこれがメリットですよというふうに書いてあるということが整合性がないのではないのですかということなのです。説明はわかるのですけれども、上とデメリットで言っていることが全く相反しているのに、デメリットとわかっているのに指定管理者制度の検討を行いますというふうに書いてある、この整合性なのです、僕が知りたいのは、そこをもう一度御説明をいただきたいと思います。

大学生を入れるものは、これからいろんな地域の事情、いろんな社会情勢の変化があると思います。この前の一般質問の鹿野事局長の答弁ではございませんけれども、やはり大学が持っている機能、あるいは学生が持っているパワーというのは名寄市でもこれから交流センターを中心に活用していこうということがありますので、ぜひ若いパワーと知識と行動力を地域で生かせるような枠組みというのは、ここに盛り込む盛り込まないということよりもある意味では市の施策として政治的

判断として、今分権の時代に入りまして一定程度市町村で卒さえきちっと対応すればできるという公営住宅法や何かの関係でも権限移譲がされておりますので、ぜひそのことは御検討を今後していただきたいと思いますというふうに思います。

ただ、指定管理者については改めて答弁を求めたいと。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） お答えいたします。

まず、もう少し補強させていただきますが、指定管理者制度のデメリットの一番上でございますが、指定管理者が変わる場合その都度引き継ぎが必要であり、ノウハウの蓄積が難しい、これ例をとりますと、市内の道営住宅では現在市内の建設業者が指定管理1期4年で請け負っておりまして、ことし4年目でございますが、最初指定管理を申請した段階では審査がとて難しくて、北海道の審査が、その上で市の住宅係にも協力してもらった経緯もありますが、あくまでも指定管理者が交代する場合には当然その情報とか知識とか技術とか管理方法についても、当然経験あるなしも含めてそういう意味では現状としては簡単にできるものではないと。民間の賃貸住宅をやっている、では公営住宅も簡単に指定管理者を受けられるかということ、そういうわけでもございません。当然審査もあって、やっぱり実績があるかないかでは、現実のところは指定管理者が交代した場合にも正直なところ私が知っている情報の中ではそう簡単にできるものではないという考えをしております。こちらの考えといたしましては、あくまでも指定管理者というのは民間ですので、民間というのは当然先ほども申し上げましたが、利益を追求しなければならぬということが前提にあります。利益を追求する中では、家賃としては公営住宅法の法律に基づいて指定管理をしていかなければならないというのは、これはどうやっても変わることがないことなものですから、そこら辺につきましてはこちらの認識としてはそういう理解で記載さ

せていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 指定管理者制度の導入というのは、市の公共施設もやっておりますけれども、ある意味では時代の趨勢というのはありますので、それを検討しないという手はないというのはわかりますので、その場合にはやっぱりこのメリット、デメリットというのをしっかり検討の課題として入れていただいて、導入に向けては慎重に対応していただければということをお求めて、終わりたい。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 何点かお尋ねします。

今回の見直しについては、平成20年から24年にかけて取り組む計画を、国の住生活基本法などを背景にした計画の見直しなんかとも連動するわけですが、これまでの進捗状況や見直しの過程において施策の見直しや進捗状況といった上での見直しということで書かれてありますけれども、特にこの数年間の中で、住マスを決めてから20年以降、名寄市的に施策の効果、具体的な進捗、実行されたものというのは主なもので結構ですけれども、特徴的なものを少し御説明をいただきたいわけですが、トータルとして特に課題の点検ではまちづくりに関する課題3点とか、住宅に関する課題4点、環境、暮らしに関する関係が3点ということなのですが、今後の対応で何点か見直しはしていますけれども、引き続きというのがほとんどで、制度の見直しなんかでいろいろ見直しというのも水色で表示をされているのですけれども、いわゆる進捗、今までの進捗の状況、特徴的なもの説明いただきたいのと、実効実際に上がっているものについても少しあわせて御説明をお願いしたいなと思っています。

かなり向こう5年間課題について重点的なものについてやるということになっているのですけれども、ダイジェストでも、実際に総花的な感じで

向こう5年間の中で実効が伴うものは本当にどれだけあるのかなというあたりについての見直しについてもう少しお知らせをいただきたいなと思います。

それに関連して、これは国や道の制度や計画の財政的な根拠、担保を背景にしているものがほとんどではないかと思うのですが、名寄市独自でこれはどうしても国や道で制度ができなくても手をつけていかなければならぬということがお考えとしてあれば、まずお聞かせをいただきたいと思います。

2つ目には、今佐藤靖議員からあったPFIの関係については既に道営住宅、名寄でも一定の経験をもとにしてやられているのですが、その辺についてのメリット、デメリット、この文書で机上で書いてあるようなこととほぼ同じことが道営住宅の指定管理者の実効の中で総括として、反省として出てきておられるのかどうかの検証についてお聞かせをいただきたいし、名寄市の場合仮に幾つかを指定管理者を検討していくというふうに書いてありますから、その能力、資格、資質の関係でいくとまさにこれから育成をしていかなければならぬということなのか、あるいはかなり意欲があると、経験を持っているところも既にありますけれども、そういう業界の状況についてどのように押さえられているのか、2つ目にお聞かせをいただきたいなと思います。

それとあと、ページの20ページに住宅のニーズの関係で入居世帯の人数によるミスマッチ、1人世帯のところもあれば、20年前入った人が家族がいなくなって1人になったり、あるいは3人も4人もいるけれども、入れないからいろいろ入れかえだとか、全国的にも今移転業務を含めて政策的にやっているところもあるのですけれども、そういうミスマッチということについての提起はわかりますけれども、違う視点で公営住宅そのものが低所得者、比較的所得が低い、名寄で500万円ぐらいのところですか、収入で、ぐらいの人

が有資格者みたいな感じなのですが、所得構造は200万円とか300万円という層あたりは三十数%ぐらいまでになっていわゆる収入階層からくるニーズ、今全体の住宅の中で十二、三%ぐらいというふうに公営住宅の占める割合はあるのですが、そういう角度からの公営住宅の必要数というのは所得の階層から見るニーズみたいのを分析をされておられたことがあるのかどうかお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

あと、最後のほうのページに、いつも基本的なことではあるのですが、6章、68ページに計画の実現を目指してということで、市民の役割、責任とまでいかなくても役割だとか、民間事業者あるいは名寄市のそれぞれ役割があるのですが、私の感覚的には名寄市だから特に建設にかかわる業者さんは地元優先ということですが、実際にはマンションや住宅も含めて五分五分から6.5から3.5ぐらいの比重で非常に押されぎみ、地元が押されぎみの傾向のデータが出ているのですが、いわゆる市外業者に対してももちろん一定のこの計画に対する拘束、規制みたいのが当然想定をされての話ではないのかなというふうに思っているのですが、市民、業界、あるいは市の役割、責任みたいなのをどれだけ本当に対市民に対して、対業者、市内、市外問わず一定の理解を求めてこの計画の遂行に向けた協力が得られるのかどうかという、市場の問題もありますから、それについても少しお聞かせをいただきたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） 私のほうからまず1つ目の住宅マスタープラン、平成19年策定以降この5年間における検証あるいは実績等についてちょっと御説明させていただきます。

平成19年に策定以後につきましては、まず所管としてのこれまでの間で実施してきたことについて御説明いたしますが、この間につきましては平成20年には耐震改修促進法というのが国の法律が成立いたしまして、いわゆる名寄市の促進計

画もそれに合わせて策定してまいりました。住宅マスタープランの中でも説明、触れておりますが、耐震化、耐震改修につきましては平成23年から広報、インターネット等を通じてPRは続けておりますが、現実のところは名寄市の地域性といえますか、地震が多発地域ではないこともあるのかと思っておりますが、いまだに耐震診断あるいは耐震改修、国の補助を使つての実施はございません。それから、その後に策定いたしました名寄市公営住宅等長寿命化計画におきましては、これにつきましてはもう既に御存じかと思っておりますが、北斗、新北斗におきまして平成22年から公営住宅を整備してきているところでございまして、実施内容につきましては予定どおりと考えております。また、本年からでございますが、先ほど申し上げた長寿命化計画に基づくノースタウンなよろ団地の4棟90戸につきましては、本年度から他団地と交互にでございますが、外壁改修あるいは防水改修等予定どおり計画を実施してまいりたいと考えております。

また、別の視点からでございますが、前期5カ年におきましてはどのような検証を加えたかということでございますが、これまでの人口、世帯数、住宅や居住環境の状況、地域の特徴など、社会情勢を考慮してまちづくりにかかわる動向を把握した上で現在抱えている問題や将来予想される問題を明らかにしながら、国、道の上位計画や統計データ等あらゆる入手できる情報につきまして現行計画と矛盾がないかどうかをチェックしながら、庁内検討部会を立ち上げてこの間総合計画との整合性も含めて検討してきたところでございます。

また、PFIにつきましては、確かに表の中にはメリット、デメリット触れておりますが、正直なところこれまでの間につきましては直営ということが基本でしたので、今後の5年間においてあくまでもPFIにつきましては……

（「PFIじゃなくて指定管理」と呼ぶ者あり）

○建築課長（中野 博君） 失礼しました。指定

管理の課題ということでよろしいでしょうか。指定管理につきましては、先ほどちょっと佐藤議員のほうで御説明いたしましたが、現在道営住宅では地元の建設会社が指定管理を請け負っておりますが、この指定管理におきましてはただ受けられるということではなくて、当然資本金というのですか、資力、あるいは機動力、あるいは先ほども触れましたけれども、ノウハウ、そういうものがないとなかなか現実には市内の業者では現状ではちょっとハードルが高いのかなという思いはしております。たまたまその請け負っている業者につきましては、以前から民間の賃貸を管理している若干のノウハウがあったものですから、そういう意味では多少北海道、あるいは名寄市の住宅係との協議の中で知識を得た上で申請して合格しているというところがございます。ただ、現状といたしましては、それ以外の業者におきましてはまだ未知数でございます。やはり現実にはある程度資本金とノウハウがないとなかなか経験不足のままでは指定管理者を受けられないのではないかという判断をして、また北海道のチェックもかなり厳しいというふう聞いておりますので、そういう意味では担保されるものがないとなかなか指定管理は受けられないという状況ではないかというふうに判断しております。

それから、高齢化社会に向けてひとり住まいだとかというのは、先ほど高齢化社会になってきているということも御説明いたしましたが、ひとり住まいが確かに多くなってきている事実はあります。参考に言いますと、高齢化率でいいますと北斗あたりは世帯数の7割ぐらいが高齢化、65歳以上となっております。最高齢になるともっと上になるのですけれども、その中で実際には公営住宅法の中では収入分位というのがあります。収入分位というのは、基本的には無条件で公営住宅があいている場合入居できる階層というのは1階層から4階層までとなっております。この1階層から4階層までの上限というのが、年収にしますと

ほぼ190万円ぐらいのところまででございます。ただし、5階層、6階層につきましては裁量階層といいまして、条件によっては緩和措置がございますが、7階層以上は収入超過者ということになっております。当然公営住宅に入ってから収入超過者になった場合には割増し家賃が取られますが、現状としてはそういう状況でございます。収入から見ての必要戸数というのは、現状ではちょっと検証はしておりませんが、あくまでも市内の状況を見ますと市内の入居世帯の92%がこの収入分位でいいます4階層までの入居者となっております。残りが裁量階層、あるいは収入超過者ということになっているわけで、かなりの割合、ほとんど100に近いぐらいが低所得者ということでこちらは認識しております。現状では、あくまでも所得から見た入居戸数の設定というのはしておりませんし、その考えに基づきますとなかなか現状として間取りの問題だとか、あるいは規模の問題も含めて細部にわたって検討していかなければならないということもあつて、現状としてはちょっとまだ検証していない状況ですので、今後につきましては後期5カ年の中で改めて単身者の動向も含めて把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 最後の68ページの計画の実現を目指してというところでありますけれども、議員のほうから市外業者への規制もというお話が先ほどちらっとありましたけれども、決して市外の業者の規制ではなくて、ここ数年間の名寄市の住宅状況を見ますと、平成24年が市内が19戸で、市外は40戸ということになってございます。これらを含めまして、これからの住宅政策を含めまして、市民、業者、名寄市ということで連携をつくっていこうと。業者だけでどうこうということになりませんので、当然ながら市民の皆さんにも地元育成というものを含めまして、

住宅事情も含めまして連携して何とかやっという考えからのことですので、御理解願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今最後のほうの建設水道部長の関係は、私も画一的に市外の業者さんの規制をとということを前提にしたわけではないけれども、やっぱり地元優先というところの心構えというのは認識は同じだというふうに思っていますから、危機的な状況、いわゆる市内、市外の、三十数%ぐらいから60、6割、四分六を超えているのです、もう。そういう面で行くと、市内業者にもっと頑張ってもらいたいという檄を飛ばしながらもやっぱり一定の政策、施策がそこに伴わないと対市民やら対業界も含めてだけれども、なよろっばい家だとかいろいろそれぞれ皆さん努力はいただいているのだけれども、数字的には落ちる傾向にずっとあるということからすると、市民の役割、業界の役割、市の役割というところあたりが机上で書いた作文に終わるのではないのかと。いわゆる実効を上げるためにどのような知恵、苦勞が伴っていくのかというのは物すごく重要なポイントだというふうに思っているものですから、あえてそこを聞いたわけです。この業者というのは、市外からもし仮に来られてやってもやっぱり名寄市の計画について、住マプランについてしっかり理解を求めていくというのが大前提になるという理解でよろしいのでしょうか、地元に対してはまたもっと競り勝っていけるような施策展開みたいなのがないと実際にはない袖は振れないということではないのかなというふうに思っていますから、作文で形に残すということはもう少し意識したものが欲しかったなという感じがするもので、あえて触れさせていただきました。

それで、指定管理の関係は、資金的なものを市が担保するという状況には当然ならないのでしょうかけれども、既存のノウハウを持った市内業者さん1社だけでということでもまたこれはいかな

ものかという、競争性や公平性も含めていくと手をつけていない。これから基本的には指定管理者を推進をしていくということが書かれていますから、育成も含めた精神がそこに入っているのかどうか、そういう受けとめ方でいいのか。平等に、あるいは画一的にすぐ何年でやるということばかりではないのでしょうかけれども、やっぱりそういう時期が来ないと育成、育っていかないと、機械的という話には当然ならない話で、別に直営がだめだということでも必ずしもないのですけれども、そこは民間の育成についての考え方も裏側には書いてあると。指定管理者についても検討、導入していくということを言い切っているわけだから、デメリットはいろいろあるけれどもという、メリット、デメリットトータルとして。ただ、一番やっぱり気をつけなければならぬのは、午前中の議会質問ではないですけれども、公契約問題や人件費をどれだけ抑えるかというところは、民間でやる場合のもうけがどのぐらい出るかということにかなり指定管理者の場合はウエートが、労務費部分が高いので、そこは十分慎重に検討した上で仮に実行に移すとすればやっぱり試行的なという感じになるのでしょうかけれども、もう少しその辺について深い意味のところを聞いておきたいのですけれども。

それと、ちょっとお答えなかったのですが、収入分位の関係、世帯で1人の人も4人の人も、あるいはこれから入りたいという人も含めてミスマッチがあるので、入れかえなんかも全国的に今条例や規則で、あるいは引越しの支援もしながらミスマッチをできるだけ解消していきたいということなのですけれども、私聞いたのは名寄の収入構造の中で、働いている人たちの、そこから分析をした公営住宅の比率、必要数、戸数が5年、10年、20年の中での分析経過はあるかどうかという、単なる世帯数のミスマッチではなくて、かなり周辺市町村の中でも、個人住宅、借家、借間、公営住宅、多少の違いはあるのでしょうか、

最終的にはそういう判断もしながら必要数というのは分析をされていろいろデータとしては出ていますけれども、そこら辺については今言ったことについてちょっとさっきお答えなかったの、分析されてきて載っていないのか、そこまで分析されていないということなのか、もう少しお聞かせをいただきたいと思います。

それと、ちょっと気になったのは、課題がまちづくりに関する課題で3点、住宅に関するものが4点の居住環境で3点ということで、これを施策体系に、34ページ、35ページの主な施策の右端にそれぞれ引かれていって実行していかなければならぬという、この計画重要な課題をやっていくという基本的な構えのもとにつくられていますから、本当にこれだけのことが国や道の施策に連動した形で実行していけるのかどうかというのは、国、道絡みなのですけれども、かなり机上的な作文が多いのも事実のような気がしているのですけれども、さっき答えもいただけていませんが、単費でも何か特徴的なことをあえてやろうとしているのかということについての答え漏れがあるので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） まず、最初の指定管理に関することですが、確かに議員御指摘のように指定管理者、いわゆる資力がなかなか難しいのではないかというお答えはしましたが、今後につきましては本編の中でも触れておりますが、地元にはなよろっばい家づくりの会というNPO法人がございしますので、私どものほうも常々ちょっと影が薄いのではないかとということで指摘しているところですが、会合については業者間、十何団体含まれておりますが、会合はもう少し頻繁に開いてテーマを持ってもう少し市民にわかりやすい団体となるように努めてもらいたいということをお願いしているところがございます。ひいては、今申しあげました指定管理につきましても勉強会等、そういうものを活用し

ながら民間団体としても勉強会等含めて今後そういう準備ができるような格好に進めてもらうよう要望してまいりたいと考えております。

また、収入による分析でございますが、正直なところ収入による分析については公営住宅全体として分析はしていない状況でございますので、御理解願います。

また、重点施策の件でございますが、重点施策につきましても本編平成19年に策定したときから基本的には朱書きではございませんので、修正はいたしておりません。ただ、あくまでもやっぱりこちらといたしましては目標というものを定めて進めたいという思いもありまして、正直なところ全部できるのかと言われますとあれですけども、こちらといたしましては目標に向かって最善の努力をしていきたいという思いでございますので、御理解願いたいと思います。

それから、ちょっと補強説明を申し上げます。それから、34ページ、35ページの主な施策の中で盛り込んでございますが、こちらといたしましては朱書きの部分では最大限努力して計画を達成していきたいと思っております。もちろん国や北海道の協議や、あるいは北海道との調整も必要になる場合、あるいは地元のコンセンサスも必要な場合もございますが、基本的にはこの施策を推進してまいりたいと考えております。

それから、市独自のものですが、現時点では市独自の計画、申しわけありませんが、盛り込んでいない状況でございます。失礼します。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今答えに入っていないのは、改めて3回目に答えてもらえるのか。

この計画、住マスの見直しの計画に名寄市的には総合計画、新総合計画の後期計画があると。あと、いずれも単費の予定を構えるほどないので、結局は国の政策的な誘導がないとできないということなのでしょうけれども、要するにここに書いてある34ページ、35ページ、前段目標だと、

目標がないと前に進まないからということの言い方ではなくて、明らかにこれは総合計画とリンクをしなければだめな計画なので、そこは国の政策動向を見ていかなければならぬという括弧づきになりますけれども、構えとしてはやっぱりできないものを総花的に、コンサルや皆さんの知恵も含めて入っているのでしょうかけれども、かなり総花的だなという感じが拭えないので、総計の中の大枠の中としてのこれがあるとするれば、しっかり実効を高めて努力を求めておきたいと思います。

1点だけ、単費の予定全くないということなのですけれども、35ページ、これまでもあったのですけれども、まちなか居住の推進、一番上の借り上げ公営住宅について前からも予定を持っていながらも実際には形になっていないので、このぐらいは少し、耐震も国の予算わずかついて、それでも申し込みないと。要するに懐ぐあいなのです、皆さん。名寄が地震があるとかないとかという以前の問題で、今の状態しかないなところなのでしょうけれども、借り上げ毎回抽せんで入りたいところにはいつになっても何回も3回も5回もやっても入れないと。そういうニーズとのギャップに対する解消の手だてというのは、ある面では自分で見つけて、借り上げ住宅みたいなもの、一定の差額を市が持つというようなことを促進をしていかないと。そして、これからどんどん、どんどん建てかえに伴って政策的な空き家を1割以上設けていかなければならぬということですし、トータルとしては公営住宅減らしているわけだから、どんどん、どんどん。それをカバーリングしていくのは、やっぱり民間の住宅をどう生かすかということだと思っておりますけれども、せめてこのぐらいはしっかり実効を高めて、公営住宅の入居がなかなか3回も5回やっても、抽せん2回引いても当たらないと、嫌気差すという声は私もよく聞くのですけれども、この辺についての最終的な考え方についてを求めて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） 借り上げ公営住宅につきまして、改めて御説明したいと思います。

議員御指摘のように、確かに平成19年に策定した本編の中に借り上げ公営住宅が盛り込まれていることは事実でございます。ただし、この5年間で正直なところその検証が足らなかったという意味では、今後5年間の中でしっかりこの借り上げ公営住宅だけではなくて、借り上げ公営住宅、あるいは買い取り公営住宅、直営も含めて総体的に結局名寄市の中でどういうやり方が一番名寄市にふさわしいかということをしつかり検証した上で、今後5年間の中で結果を出していきたいと考えております。

それから……

（何事か呼ぶ者あり）

○建築課長（中野 博君） 改めて5年間の中で形にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） 冒頭正誤表が出てきたのですけれども、そのほかにもちよっと間違いがあるのではないかと思うのですけれども、37ページの借上げ住宅のデメリットの1行目ということでげが入っているのですけれども、その2段目の丸ぼつのところもげが入っていない、それから3番目の丸ぼつ、借上期間トータル、ここの2カ所にもげが入っていないということで、これは間違いですよ。

それと、ついでと言っはなんですけれども、ちょっと聞きたいのですけれども、その前の36ページなのですけれども、コンパクトで暮らしやすいまちづくりということで、まちを管理する費用やエネルギーを効率的に使用するために町中の空洞化したところに人を寄せてくるという意味だと思っておりますけれども、町中に人を寄せることによって行政経費がなぜ安くなるのかもちょっとわからないのですけれども、お聞きしたいと思います。

す。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） 37ページのデメリット欄、黒ぼち2つ目、借上につきましては、これは借上と期間とを合成したこちらのほうとしては熟語といいますか、1つの文体を形成しているものだという判断で、その上の借上げ費のところには平仮名のげを入れたことにつきましてはほかのページの文面との整合から借上げ費として統一したもので……

（「一番下にげが入っている」と呼ぶ者あり）

○建築課長（中野 博君） 申しわけありません。こちらの勘違いでございます。訂正いたします。

それと、コンパクトな暮らしやすいまちづくりの表現でございますが、人口減少を踏まえてまちを管理する費用やエネルギーを効率的、効果的に使用し、まちという部分でよろしいですね。どういうふうに効率的になるのかということでございますが、これは官民間わずまちづくりの中でまちをコンパクトにまとめていくということはエネルギーの面でも、それから行政面でも要するにコストが削減できるという考えでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） ちょっと待ってください。

ここで一たん暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時58分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 申しわけありません。37ページの借上げについては、デメリットのところで下から1つ目が借上げとなってげがついておりますので、下から2つ目、3つ目の借上につきましてはげをつけさせていただきたいと思っております。後ほど正誤表を出したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。申しわけありません。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 1時59分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

今長内建設水道部長から修正がありましたので、それを了解として、正誤表については後ほど正誤表の訂正をさせていただきたいと思っております。

再質問をお願いします。

日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 正誤表についてはわかりました。

先ほどコンパクトなまちづくりの中で小さくまとめたら、それが具体的にどういう部分で経費がかからなくなるのかという部分がわからないのです。そこをちょっと教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） まちを管理する費用やエネルギーをといる部分であると思っておりますけれども、ここにつきましては都市機能を町場に集約することによってコストが削減されると。1つに集中することによってエネルギーも含めて全てにおいて削減されると、そういう観点からここでは記載をしてございますけれども、コストが削減が図られ、また住宅の再整備も含めてそこで集約をすると、そういうことでエネルギー効果についても削減ができるということであっております。あくまでも都市機能の集約ということで考えていただければいいと思っております。分散してエネルギーを使うより、1つにまとめて建物に使ったほうがコスト削減になる、そういうことであります。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） エネルギーでしたら、例えば農村部でも一軒家はそれなりの電気代だとかかかりますよね。例えば農家で離農した人がまちに来たら、当然来た人は買い物に近いですから、車の燃料代とかそういった部分は削減にな

るけれども、行政サイドから見たときにそれが例えば町外れにしようが町中にしようが行政的なコストが削減されるとは思えないのですけれども、その辺の解釈をどうしたらいいのかということを知りたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） コンパクトということで、先ほど都市機能と言いましたけれども、要するに町中にコンパクトなまちをつくるということは結局今日根野議員が言われましたけれども、遠くから出てくるよりは移動経費はかからなくて済むと思いますし、それに伴う町場での買い物等についても交通機関、あるいはバスだとか、そういうものも含めて移動の経費はかからなくなるわけですから、そういう意味ではエネルギーがカットできるという考えでございます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 今言っているのは、移っていく人の立場ですよ。だから、行政サイドから見てどういうふうに経費が削減されるという部分で、これでは行政サイドから見た考え方で書いているわけですよ。移っていく人は、当然町中へ移れば買い物行くのにも燃料代もかからないし、そういう部分では経費が削減になるけれども、行政サイドから見たときには別にどこにしようが行政経費は、例えば町外れの本当に一軒家で、そこがなくなったらそこまで除雪行かなくていいというところであれば、それは理解できるけれども、そういう部分で聞いているのですけれども、これが最後だと思うので。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） お答えをさせていただきますが、日根野議員おっしゃるとお

り、行政サイドから見たコンパクトなまちづくりという観点は御指摘のとおりだというふうに思っております。コンパクトにすることによって少なくともライフラインにかかわるものについては維持費、それから老朽化したものを修繕するにしても基本的に経費的には安く済むのではないかとということも含めて行政サイドから見たときに、そういうコンパクトシティという概念を持っているというふうに御理解をいただければというふうに思うのでありますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 追加答弁ありますか。

長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 済みません。今副市長がお話しして私がお話ししたら、大変失礼な話なのですけれども、細かく言いますと1つに集約することによって1つは行政としては除雪費ですとか、それから道路の整備ですとか、そういった部分も含めるとエネルギー的には安くなると、そういう考え方があります。

○議長（黒井 徹議員） 植松正一議員。

○7番（植松正一議員） 何点かお聞きしたいのですけれども、私の町内会も団地、東光と、それから緑丘第1団地あるのですけれども、うちの町内会もコミュニティー関係、コミュニティーの形成含めて若い人からお年寄り関係も本当にうまく軌道に乗ってはいるのですけれども、そして今この要旨にもございますけれども、去年からふれあいサロンですとか、これをやられる方というか、お年寄りの関係の人らも月に2回ぐらいですか、集まっているいろいろ模索しながらやっていくのですけれども、ただ、今この団地構成含めてうちのところ今ちょっと数字的にやぶさかでないのですけれども、持ち家と、それから市営住宅の入居されているその協働の関係なのです。やっぱり結構問題も出てくるのかなと思うのですけれども、今持ち家は大体37戸ぐらいで、あと入居されている方が113戸、大体150世帯なのですけれども、

それで300人ぐらいの形成になっているのですけれども、これから入居される方の、熊谷議員も言っていましたけれども、入居されるという心得含めてやっぱりもうちょっと入居される方にわかりやすく文書化させたほうがいいのかなと思っています。

以前にちょっと入居心得見たら、余り詳しく出ていませんので、入居された方にお聞きしますと、電気料金の関係、これは東光なら東光に入っている方が北電との委託含めて皆さんその団地のところから集めて、そして払っているとか、それから除雪の問題、いわゆる雪庇している部分、入り口の雪庇している部分、これどこで雪を落とすのかとか、それから若い人らに言わせると、ちょっと遊ぶ遊具が足りないとか、それから集会所、今コミュニティーの交流施設の集会所のところ20台以上は駐車できるのですけれども、その除雪がなくなって、町内会でやればいいのかといえ、それはそうなのかもしれませんが、うちのほうでも業者を頼んでやっているとか、いろいろな細かいところ含めて環境整備、これはやっぱり私は大事な部分なのかなと思っています、そしてまた今度これ見ますと、長寿命化型というのですか、補修や何かの関係も含めて、うちのほうでいくと第1団地は30から31年の間に云々と言っていますけれども、やはり当初の部分では、今北斗団地のほうはちょっと別ですけれども、うちのところはあちら製というか、内地向きの関係でなかなか大変な……

○議長（黒井 徹議員） 植松議員、質疑をまとめて発言してください。

○7番（植松正一議員） はい。維持管理がかかるということなのですけれども、その辺の入居される方、そして私どもみんなでやるわけですけれども、その関係、私どもとの持ち家の関係、ですからその辺の絡みも行政としてはやはりしっかりとした町内会と打ち合わせをやるべきでないのかなと思っていますけれども、その辺はどうなので

しょうか。

○議長（黒井 徹議員） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） 新たに公営住宅に入居される方のいわゆる心得ということでございますね。公営住宅につきましては、基本的に抽せんでございますが、抽せんでご選ばれた方につきましては契約の際に住宅係のほうで入居者の心得、あるいはマナーというものの冊子をお渡ししておりますし、当然先ほどちょっと触れておりました共益費、住宅内部以外の共益費の電気料金の取り扱いについてもその冊子の中でうたっております。それで、入居者につきましては、ごみ出しの問題も含めてルールを守るようにということで入居者のしおりの中でうたっております。

それから……それだけだったでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） うちのほうですから余り言えないのですけれども、問題は入居心得、今中野課長も言いましたけれども、やはり町内会、うちのばかりでなくてほかにも団地ありますから、そういうところと町内会の会長含めて、役員含めて、内容含めてちょっと検討する余地はいろいろあると思います。ですから、その辺は除雪の問題いろいろありますから、環境含めて、その辺もやっぱりこれからやるべきだと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） 今後につきましては、改めて適宜、企画課のほうでは町内会連合会も事務局を持っておりますので、必要に応じて情報提供、あるいは注意喚起等を含めて回覧とインターネット等利用できる場合には進めてまいりたいと

考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 意見書案第1号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書、意見書案第2号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書、意見書案第3号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外2件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外2件は原案のとおり

可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 報告第10号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書が手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

閉会 午後 2時16分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 山 口 祐 司

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 5 年 第 2 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	大 石 健 二 (P 4 2)	1. 名寄市の財政運営 (1) 名寄市の財政規律等から ア 健全で計画的な財政運営の制度化等について (2) ゼロ予算の職員提案から ア 納税プロジェクト等の推進と取り組みについて 2. 名寄市の行政運営 (1) 中心市街地活性化への取り組みから ア 活性化施策の再点検とその方向性等について (2) 仮称・空き家等の適正管理条例制定から ア 制定に向けた考え方と課題等について (3) 安心して暮らせる地域づくりから ア 課題を抱える町内会とその活動等について 3. 名寄市民の声から (1) 電力料金改定に伴う余波について ア 市民生活への影響とその対応について
2	佐 藤 靖 (P 5 3)	1. 施策等の決定手法と市民周知について (1) バス運行業務委託料改定のてん末 (2) 反省点と改善手法 (3) 施策等の市民周知のあり方 2. 駅前交流プラザ「よろーな」開設に伴う賑わい創造について (1) 「よろーな」運営委員会での協議経過 (2) 入居団体や商店街等との協議経過 (3) 通常時の利用促進策 (4) 商店街活性化につなげる具体策 (5) 「よろーな」管理のあり方 3. 名寄市立総合病院について (1) 医師、看護師を含めた医療スタッフ確保 (2) アウトソーシングの考え方

		<p>4. 名寄市立大学について</p> <p>(1) 大学のあり方、検討組織の概要等について</p> <p>(2) タイムスケジュールは</p> <p>(3) 大学と学生の可能性</p>
3	植 松 正 一 (P 65)	<p>1. 農林業施策について</p> <p>(1) 心配される農作物の進捗状況と今後の対応・対策は</p> <p>(2) TPP（環太平洋経済連携協定）に対して、市独自の調査での影響額は</p> <p>(3) 木質バイオマス利活用調査の内容と今後の利用促進の考え方は</p> <p>(4) 森林整備担い手対策推進状況は</p> <p>2. 市内遊休地の利活用について</p> <p>(1) 旧営林署跡地対策について</p> <p>(2) 緑丘第2団地跡地対策について</p> <p>(3) 普通財産として管理している宅地分譲地、施設建設可能な面積状況は</p>
4	東 千 春 (P 77)	<p>1. 名寄市立大学について</p> <p>(1) 児童学科の四年生化について</p> <p>ア 社会的な背景について</p> <p>イ 学生にとってのメリットと課題について</p> <p>ウ 児童学科が目指す姿について</p> <p>(2) 大学図書館計画の進捗状況について</p> <p>2. 適切な夜間照明のあり方について</p> <p>(1) 防犯上の考え方について</p> <p>(2) 省エネ対策の考え方について</p> <p>(3) 公共施設の夜間表示看板について</p> <p>(4) 光害防止の取り組みについて</p> <p>3. スポーツイベントについて</p> <p>(1) ひまわりリレーランについて</p> <p>(2) スキーの日のイメージについて</p> <p>(3) ランナーズチップの利用について</p>
5	山 田 典 幸 (P 90)	<p>1. 名寄市の教育行政について</p> <p>(1) 信頼される学校づくりの取り組みについて</p> <p>(2) 道徳教育の推進について</p>

		<p>(3) 学校教育における食育の取り組みについて</p> <p>2. 農業の振興施策について</p> <p>(1) 本年度の重点農業施策について</p> <p>(2) 担い手への支援策について</p>
6	高橋伸典 (P100)	<p>1. 子ども医療費の助成について</p> <p>(1) 名寄市の対象者状況</p> <p>(2) 子育て世帯の対応と対策の考えは</p> <p>(3) 子ども医療費の助成の無料化を</p> <p>2. 市営住宅の空き家対策について</p> <p>(1) 既存住宅ストックの有効活用について</p> <p>(2) 市営住宅の今後の役割と考え方について</p> <p>(3) 高齢者対策及び除雪問題について</p> <p>3. 東日本大震災の入札への影響について</p> <p>(1) 労務単価引き上げの対応</p> <p>(2) 資材燃料等の引き上げの対応</p> <p>4. 耕作放棄地の再生について</p> <p>(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策について</p>
7	佐々木 寿 (P110)	<p>1. 経済建設行政について</p> <p>(1) 公共施設の燃料、電気等の料金値上げに伴う対応について</p> <p>(2) 地元企業の受注について</p> <p>(3) 不法投棄について</p> <p>(4) パーソントリップ調査について</p> <p>2. 市民の健康について</p> <p>(1) がん対策について</p> <p>(2) 若年者の精神疾患（精神保健福祉）について</p> <p>3. 伝統、文化について</p> <p>(1) 名寄岩生誕100年に伴う見解について</p>
8	奥村英俊 (P125)	<p>1. 市民と行政との協働によるまちづくりについて</p> <p>(1) 名寄駐屯地記念行事について</p> <p>(2) 平和行政・平和教育の推進について</p> <p>2. 名寄市の除排雪について</p> <p>(1) 平成24年度の事業を終えて見えた課題と平成25年度シーズンに向けた取り組みについて</p>

		<p>3. 公共事業の発注・契約と地域の活性化について</p> <p>(1) 落札率の分析と市民負担について</p> <p>(2) 指定管理者制度・入札制度における地元優先の考え方と品質確保について</p> <p>(3) 地元で働く勤労者の労働条件向上のための公契約条例の制定について</p> <p>4. なよろコミュニティバス実証試験運行について</p> <p>(1) 利用促進と交通弱者への対策について</p> <p>(2) 市民意見の集約方法と進捗状況について</p>
<p>9</p>	<p>川 村 幸 栄 (P 1 3 6)</p>	<p>1. 公契約条例について</p> <p>(1) 公共工事で働く労働者の働く環境と賃金について</p> <p>(2) 公共サービス、委託分野で働く労働者の働く環境と賃金について</p> <p>(3) 名寄市における公契約条例制定について</p> <p>2. 障害のある人たちの就労支援について</p> <p>(1) 名寄市の障害のある人たちの就労状況と賃金について</p> <p>(2) 今後の就労支援について</p> <p>3. 風しん流行の対応について</p> <p>(1) 北海道、上川管内、名寄市の発症状況</p> <p>(2) ワクチン接種の啓蒙啓発と接種状況</p> <p>(3) ワクチン接種の助成について</p>

平成25年第2回名寄市議会定例会議決結果表

平成25年5月31日～平成25年6月13日 14日間
本会議時間数 13時間13分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
平成25年第1回 定例会 付託議案第1号	名寄市暴力団排除条例の制定について 【市民福祉常任委員長報告】	25. 3. 4 市民福祉委員会付託	25. 4. 17 原案可決すべき	25. 5. 31 原案可決
第 1 号	名寄市子ども・子育て会議条例の制定について	25. 5. 31 市民福祉委員会付託	— —	25. 6. 13 開会中審査決定
第 2 号	名寄市職員定数条例の一部改正について	— —	— —	25. 5. 31 原案可決
第 3 号	名寄市基金条例の一部改正について	— —	— —	25. 5. 31 原案可決
第 4 号	なよろ健康の森条例の一部改正について	— —	— —	25. 5. 31 原案可決
第 5 号	名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	— —	— —	25. 5. 31 原案可決
第 6 号	名寄市風連地区地域振興審議会設置条例の廃止について	— —	— —	25. 5. 31 原案可決
第 7 号	名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定について	— —	— —	25. 6. 13 原案可決
第 8 号	工事請負契約の変更について	— —	— —	25. 5. 31 原案可決
第 9 号	財産の取得について	— —	— —	25. 5. 31 原案可決
第 1 0 号	専決処分した事件の承認を求めることについて	— —	— —	25. 5. 31 承認
第 1 1 号	専決処分した事件の承認を求めることについて	— —	— —	25. 5. 31 承認
第 1 2 号	専決処分した事件の承認を求めることについて	— —	— —	25. 5. 31 承認
第 1 3 号	平成25年度名寄市一般会計補正予算（第2号）	— —	— —	25. 5. 31 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 4 号	平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	—	—	25. 5. 31 原案可決
報 告 第 1 号	平成24年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—	25. 5. 31 報 告 済
報 告 第 2 号	公害の現況に関する報告について	—	—	25. 5. 31 報 告 済
報 告 第 3 号	名寄市土地開発公社の経営状況について	—	—	25. 5. 31 報 告 済
報 告 第 4 号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	—	—	25. 5. 31 報 告 済
報 告 第 5 号	株式会社ふうれんの解散及び清算終了の報告について	—	—	25. 5. 31 報 告 済
報 告 第 6 号	名寄市社会福祉事業団の経営状況について	—	—	25. 5. 31 報 告 済
報 告 第 7 号	専決処分した事件の報告について	—	—	25. 5. 31 報 告 済
報 告 第 8 号	専決処分した事件の報告について	—	—	25. 5. 31 報 告 済
報 告 第 9 号	専決処分した事件の報告について	—	—	25. 5. 31 報 告 済
報 告 第 1 0 号	例月現金出納検査報告について	—	—	25. 6. 13 報 告 済
諮問第1号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	—	—	25. 5. 31 適任と認める
意見書案 第 1 号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	—	—	25. 6. 13 原案可決
意見書案 第 2 号	「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書	—	—	25. 6. 13 原案可決
意見書案 第 3 号	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書	—	—	25. 6. 13 原案可決
	閉会中継続審査(調査)の申し出について	—	—	25. 6. 13 決 定

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
	委員の派遣について	—	—	25. 6. 13
		—	—	決 定